

平成 27 年

第 2 回 定例会 会議録

奄美市議会

第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	6

6月19日（金）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	13
職務のため出席した事務局職員	14
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
報告第1号～報告第4号（4件）上程	15
議案第36号～議案第44号（9件）上程	20
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	22

6月22日（月）（第2日目）

出席議員及び欠席議員	24
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	24
職務のため出席した事務局職員	25
一般質問	
与 勝広 君（公明党）	26
奥 輝人 君（市民クラブ）	37
大迫 勝史 君（公明党）	47
橋口 和仁 君（新奄美）	58
渡 雅之 君（無所属）	67

6月23日（火）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	75
職務のため出席した事務局職員	76
一般質問	
元野 景一 君（自由民主党）	77
関 誠之 君（社会民主党）	87
安田 壮平 君（無所属）	96
里 秀和 君（自由民主党）	106

6月24日（水）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	114
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	114
職務のため出席した事務局職員	115
一般質問	
崎田 信正 君（日本共産党）	116
師玉 敏代 君（新奄美）	126
川口 幸義 君（無所属）	137
渡 京一郎 君（新政会）	147

6月26日（金）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	157
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	157
職務のため出席した事務局職員	158
議案第36号～議案第44号（9件）上程	159
議案付託	165

7月8日（水）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	166
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	166
職務のため出席した事務局職員	167
議案第36号～議案第44号（9件）上程	168
請願第1号 上程	173
請願第2号，陳情第3号～陳情第5条（4件）上程	173
陳情第7号，陳情第11号（2件）上程	177
議案第45号～議案第47号（3件）上程	180
議案第48号 上程	181
発議第2号（意見書）上程	183
発議第3号（意見書）上程	183
発議第4号（意見書）上程	184
発議第5号 上程	185
閉会中の継続審査申出	185

別紙

各常任委員会審査報告書	186
閉会中の継続審査の申出について	189

参考資料（意見書）	190
-----------	-----

会期・議事日程 付議事件

平成27年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○平成27年 6月19日 奄美市議会第2回定例会を招集した。
○会 期 20日間
○議事日程

月 日	曜	区 分	
6月19日	金	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（20日間） 3 報告第1号～第4号（4件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第36号～第44号（9件） 上程 説明 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	本会議	1 一般質問 - 与議員, 奥議員, 大迫議員, 橋口議員, 渡（雅）（質問順）
6月23日	火	本会議	1 一般質問 - 元野議員, 関議員, 安田議員, 里議員（質問順）
6月24日	水	本会議	1 一般質問 - 崎田議員, 師玉議員, 川口議員, 渡（京）議員（質問順）
6月25日	木	休 会	
6月26日	金	本会議	1 議案第36号～第44号（9件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { - 総務企画－議案第38号, 第39号, 第43号（3件） - 文教厚生－議案第37号, 第40号～第42号（4件） - 産業建設－議案第44号（1件） - 全委員会－議案36号 平成27年度一般会計補正予算（第1号）は, 所管する各常任委員会に付託。
			※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画－陳情第6号～陳情第9号, 陳情第11号 （継続分）平成24年陳情第5号（6件） 文教厚生－請願第1号, 陳情第10号（2件） 産業建設－請願第2号, 陳情第4号, 陳情第5号 （継続分）陳情第3号（4件）
6月27日	土	休 会	
6月28日	日	休 会	
6月29日	月	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生・産業建設）
6月30日	火	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（総務企画）
7月1日	水	休 会	報告書整理
7月2日	木	休 会	報告書整理
7月3日	金	休 会	報告書整理
7月4日	土	休 会	
7月5日	日	休 会	
7月6日	月	休 会	報告書整理
7月7日	火	休 会	報告書整理
7月8日	水	本会議	1 議案第36号～第44号（9件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 請願第2号, 陳情第3号～陳情第5号（4件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 陳情第7号, 陳情第11号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 5 議案第45号～議案第47号（3件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第48号 上程 説明 質疑 討論 採決 7 発議第2号（意見書） 上程 説明 質疑 討論 採決 8 発議第3号（意見書） 上程 説明 質疑 討論 採決

		9 発議第4号（意見書）	上程	説明	質疑	討論	採決
		10 発議第5号	上程	説明	質疑	討論	採決
		11 閉会中の継続審査について					
		※ 本会議終了後，議場にて永年在職議員表彰状及び感謝状の伝達					
		※ 全員協議会					

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成 26 年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 26 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 26 年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
(1)	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 7 号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	H27. 6. 19	承認	本会議
(2)	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 8 号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	H27. 6. 19	承認	本会議
(3)	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 9 号 奄美市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について)	H27. 6. 19	承認	本会議
(4)	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 10 号 平成 27 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)	H27. 6. 19	承認	本会議
(5)	議案第 36 号	平成 27 年度奄美市一般会計補正予算 (第 1 号) について	H27. 7. 8	原案可決	全委員会
(6)	議案第 37 号	平成 27 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H27. 7. 8	原案可決	文教厚生
(7)	議案第 38 号	独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	H27. 7. 8	原案可決	総務企画
(8)	議案第 39 号	奄美市特定個人情報保護条例の制定について	H27. 7. 8	原案可決	総務企画
(9)	議案第 40 号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	H27. 7. 8	原案可決	文教厚生
(10)	議案第 41 号	奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H27. 7. 8	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 42 号	奄美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H27. 7. 8	原案可決	文教厚生
(12)	議案第 43 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H27. 7. 8	原案可決	総務企画
(13)	議案第 44 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	H27. 7. 8	原案可決	産業建設

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(14)	請願第 1 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に係る請願書採択の要請について	H27. 7. 8	採択	文教厚生
(15)	請願第 2 号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願	H27. 7. 8	採択	産業建設
(16)	陳情第 4 号	世界自然遺産登録を目指す、奄美群島の山々から辺野古の海・埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情	H27. 7. 8	不採択	産業建設
(17)	陳情第 5 号	自然環境と住民生活を守る「鹿児島県採石条例の改正」を県議会に要望することの陳情	H27. 7. 8	不採択	産業建設
(18)	陳情第 6 号	「集団的自衛権の行使を具体化する法案について廃案にすることを求める意見書」を政府に提出することを求める陳情	H27. 7. 8	継続審査	総務企画
(19)	陳情第 7 号	公契約条例の制定に関する陳情	H27. 7. 8	採択	総務企画
(20)	陳情第 8 号	集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の廃案を求める陳情	H27. 7. 8	継続審査	総務企画
(21)	陳情第 9 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	H27. 7. 8	継続審査	総務企画
(22)	陳情第 10 号	子ども医療費無料化に関する陳情	H27. 7. 8	継続審査	文教厚生
(23)	陳情第 11 号	陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情	H27. 7. 8	不採択	総務企画
(24)	議案第 45 号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H27. 7. 8	同意	本会議
(25)	議案第 46 号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H27. 7. 8	同意	本会議
(26)	議案第 47 号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H27. 7. 8	同意	本会議
(27)	議案第 48 号	教育委員会委員の任命について	H27. 7. 8	同意	本会議
(28)	発議第 2 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に係る意見書の提出について	H27. 7. 8	原案可決	本会議
(29)	発議第 3 号	T P P 交渉に関する意見書の提出について	H27. 7. 8	原案可決	本会議
(30)	発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H27. 7. 8	原案可決	本会議
(31)	発議第 5 号	奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	H27. 7. 8	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(32)	平成 24 年 陳情第 5 号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H27. 7. 8	継続審査	総務企画
(33)	陳情第 3 号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	H27. 7. 8	不採択	産業建設

第2回定例会一般質問通告

6月22日（月）

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

（1） 合併10周年の総括

- ① 財政改革の成果と現況
- ② 市長のマニフェストの進捗状況について
- ③ 3地域の均衡ある発展の評価と課題について

（2） 奄美市総合計画の進捗状況と評価

（3） 地方版総合戦略策定について

- ① 奄美市総合戦略策定について

2 マイナンバー制導入について

（1） 導入までのスケジュールと市民へ周知について

3 福祉行政について

（1） 健康あまみ21の中間評価の答申を受けて

4 奄美群島振興開発特別措置法について

（1） 奄振法の検証と総括および今後の課題について

◎市民クラブ 奥 輝人

1 県立大島北高の生徒確保について

（1） 大島北高等学校教育振興協議会について

- ① 活動内容について
- ② 成果について
- ③ 前田が丘同窓会や保護者・地域住民と連携した活動について
- ④ 各中学校への広報活動について

（2） 生徒確保について

（3） 笠利地区の通学補助について

2 農業振興

（1） さとうきびの増産基金事業の継続について

- ① 国の方針について

（2） 農業（さとうきび）に係る農業機械の個人導入について

- ① 国の方針について

3 農業委員会に関する改革について

（1） 農業委員会の業務について

（2） 農業委員の選出方法について

- (3) 奄美市の区割り・人数について
- (4) 認定農業者について
- (5) 農地利用最適化推進委員について
- (6) 農地利用最適化推進委員の業務と人数について

◎公明党 大迫 勝史

1 観光行政について

- (1) 大浜海浜公園の養浜について
 - ① 保全区域外であることについて伺いたい。
 - ② 「今年度実施の公園整備事業の中で検討」について内容を伺う。
- (2) クルーズ船受け入れについて
 - ① これまでに出来た課題についての改善状況について伺う〔案内所(通訳含む)、両替、移動手段〕

2 防災行政について

- (1) 小宿大川堆積砂州の浚渫について
- (2) 朝仁新川河口付近の浚渫について

3 環境行政について

- (1) ノネコ問題について
 - ① 4月下旬に専門家に「実効性に欠ける」と見直しを指摘された「飼い猫の適正飼養・管理に関する条例」のその後の検討状況を伺う。
 - ② 見直す場合には近隣町村との連携についてはどうか
- (2) 下水処理汚泥について
 - ① 本市での活用状況を伺う。
 - ② 下水処理汚泥には貴金属、レアメタル、リン、水素が多量に含まれ、近年は汚泥版「都市鉱山」と呼ばれ、多くの収益を上げている自治体もある。本市でも取り組む考えはないか。

4 市民生活

- (1) 「奄美ナンバー」普及について
 - ① 現在の本市での普及状況について伺う。
 - ② 関係機関(検査登録事務所)への協力依頼はしているか。
 - ③ 「奄美ナンバー」の市民への特典は考えられないか。
- (2) 高齢者に優しい施設にするために
 - ① 道の駅「奄美大島住用」入口植え込みに外灯の設置を。
 - ② 国保診療所(住用町)の玄関に車寄せ的な屋根を張れないか伺う。
- (3) 5/26 全面施行の「空き家対策特別措置法」について
 - ① 「空き家対策計画」に伴う協議会設立の計画を示せ。
 - ② 「特定空き家」の予想件数と行政代執行について伺う。

5 市有地活用について

- (1) 金久中円形校舎跡地利用について何らかの計画があるか。

◎新奄美 橋口 和仁

1 町づくりについて

- (1) 観光産業による雇用状況の改善が期待されますが、本市の状況はどうか。
- (2) 歴史回廊のまち作りに於いて
 - ① あやまる台地の、今後の計画は。
 - ② 赤木名地区での古民家構想は検討できないのか。
 - ③ 観光に特化したプロジェクトチームでの取り組みはできないのか。
 - ④ 喜瀬地区の 58 号線の道路状況について。
- (3) 空き家についてその現状と、課題は。
- (4) 空き家特措法によって、空き家の解消は今後進むのか。今後の対策は。

2 教育行政について

- (1) 今後の小・中学校の校舎建て替えの計画は、どのようになっているのか。
- (2) 笠利中学校の武道館の現状と今後の方針は
- (3) 前倒しの、校舎建て替えは検討できないのか。
- (4) 上部校庭に設置されている、トイレの改修の計画はあるのか。
- (5) 奄美市名瀬・住用地区学校給食センター整備について。
 - ① 運用に於いて、配送体制への取り組みはどのように行うのか。
 - ② 自校方式から、センター方式へ移行するが、周知体制はどのようにされてするのか。納入業者への対応は。

3 防災対策について

- (1) 防災行政無線の現状と進捗率は。
- (2) 個別受信機への対応について今後の取り組みは。
 - ① 台数の増数はないのか。
 - ② 難聴地域だけでなく、補助負担での設置計画はないのか。
- (3) 集中豪雨などへの対策は万全か。

◎無所属 渡 雅之

1 職員の県外研修について

- (1) 職員研修を廃止した時期は。
- (2) 再開の目途は。
- (3) 再開する際の条件等は。

2 空き家対策特別措置法について

- (1) 本法の概要を示せ。
- (2) 本市に空き家は何軒ほどあるか。
- (3) その内特定空き家は何件でその割合は。
- (4) 自治体の対策計画の作成は。

3 施設等の設備の充実について

- (1) ひと・ものの交流プラザ
- (2) マングローブ公社
- (3) 和瀬水産加工施設
- 4 世界自然遺産登録の推進について
 - (1) 千葉県立博物館及び生態園（動植物）について。
 - (2) ビジターセンター設置について。
- 5 生活困窮者自立支援制度について
 - (1) 本法の概要は。
 - (2) 現在の相談件数は。
 - (3) (2) の内訳と成果は。

6月23日（火）

◎自由民主党 元野 景一

- 1 観光政策について
 - (1) 世界自然遺産登録について
 - ① 今後のタイムスケジュールと課題
 - ② 奄美大島総合戦略推進本部設置について
 - ③ 奄美一大阪・奄美一沖縄へのLCC参入について
 - ④ クルーズ客船対策について
 - ア) 到着客の動向について
 - イ) これまでの到着客・旅行者の意見
 - ウ) 観光客のこの街に求めるものは。
 - エ) クルーズ客船を迎えるにあたって急務と考えられるものは。
 - (2) 景観対策について
 - ① 大浜海岸の砂の流失について

◎社会民主党 関 誠之

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 地方創生に向けた取り組みについて
 - (2) 陸上自衛隊ミサイル部隊などの配備について
 - (3) 住用町市の採石場での土砂崩落や流出について
- 2 教育行政について
 - (1) 学校給食センター建設について
- 3 市民生活に関する課題
 - (1) 小宿区画整理事業の推進について
 - (2) ごみ収集時における分別の徹底等について

(3) 大浜海浜公園の整備について

◎無所属 安田 壮平

1 地方創生

- (1) 5市町村連携での奄美大島全体の総合戦略策定は画期的な取り組みであると考えているが、期待する点と留意すべき点をどのように整理しているか。
- (2) この5年間及びその先の人口動向や地域経済動向を見据えた上で、何が地域の基盤産業となり得るのか。また、そのためにどのような取り組みが必要か。

2 世界自然遺産登録の推進

- (1) 「奄美・琉球」の世界遺産暫定リスト記載に向けた進捗状況はいかがか。
- (2) 「奄美大島生物多様性地域戦略」について、今後の体制づくり・予算確保・スケジュールの具現化等の作業はどのように進められていくのか。

3 産業振興

- (1) 市民を巻き込んだクルーズ船対応やおもてなしの強化をどのように図っていくか。
- (2) 伝統工芸である本場奄美大島紬の振興のために、どのような理念やプランを描いて取り組んでいるのか。また、人材育成に特化した行政としての後押しは考えられないか。

◎自由民主党 里 秀和

1 人口減対策について

- (1) 旧名瀬市の人口、合併年度毎の人口動態について
- (2) 今後の人口増の見通しについて

2 新総合庁舎について

- (1) 建設時期
- (2) 建設場所
- (3) 建設規模
- (4) 建設予算

3 世界遺産登録について

- (1) 登録の前提である国立公園の決定時期
- (2) 登録の申請時期
- (3) ノネコ、ノイヌ、ノヤギ、ノラネコ対策について
- (4) 移入種、外来種対策について

6月24日（水）

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 「平和安全法制整備法案」いわゆる「戦争法案」について市長の見解は

2 まちづくり政策について

- (1) 末広・港土地区画整理事業の目標達成の見通しは。
- (2) 小宿土地区画整理事業の見通しは。
- (3) 佐大熊併存住宅跡地利用はどうなったか。

3 採石場問題について

- (1) 住用町市の市道への土砂流入問題について
 - ① 自然災害か人災か、災害発生の原因は何か。
 - ② 災害発生との連絡を受けた時間と、現場確認までの時間は。
 - ③ 現場復旧の指示・監督の責任及び、再発防止策は。
 - ④ 災害発生後の排水溝工事の顛末は。
- (2) 世界自然遺産登録及び自然環境保全の影響は。

4 子育て支援策について

- (1) 学校給食センターの建設について
 - ① 保護者への説明責任と理解は得られたのか。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画について
 - ① 認定子ども園の普及は、具体的にどうするのか。

5 医療保険制度について

- (1) 医療保険制度改革関連法について
- (2) 消費税 8 パーセントに増税をしたが、社会保障の国民負担は増えている。さらなる増税について
の見解は。

◎新奄美 師玉 敏代

1 農業振興について

- (1) 農地貸借が進みやすい仕組みづくりについて
- (2) 農林水産輸送運賃コスト支援事業の実績と拡充について

2 給食センターについて

- (1) 奄美市名瀬・住用地区給食センターについて
 - ① 地場産活用に生産者、行政がどのように取り組んでいくのか
 - ② 4,000 食の体制をどう考えるか
 - ③ 設計業務・厨房機器納入業者、本体請負工事契約は地元業者で可能か

3 道路環境整備について

- (1) 国道・県道・市道沿いの除草管理について

4 教育・障害福祉について

- (1) 幼稚園児一時預かり事業について
- (2) 重度聴覚障害者の耳の代わりになる医療機器の助成について

5 スポーツ施設の整備について

- (1) 遠的弓道場の整備について

◎無所属 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

- (1) 奄美市の防災計画・対策について
地震・津波等の災害時の初動期の対策は今回の地震発生時の対応に活かされたか。
- (2) 毎年実施されている防災訓練は5月22日の地震発生時にどのように反映されたか。
- (3) 市町村推薦で育成されている県地域防災推進員の育成後の期待される役割・活動について
- (4) 平成26年4月1日現在奄美市の自主防災組織率について
- (5) 今回の地震を通して防災のあり方についてどのような教訓を得たか。

2 と畜場管理について

- (1) 円滑な運用及び施設の維持管理について
- (2) 第2次食育推進基本計画について
- (3) と畜場新設への取り組みについて
喫緊の課題であると思うが。

3 採石業認可について

- (1) 許可業者が認可更新時の所管課の対応について

◎新政会 渡 京一郎

1 市民生活に関すること

- (1) 住用町市集落の碎石場について
 - ① 4月12日、大雨に伴い採石場から市道に土砂が流出した状況をまず伺う。
 - ② 4月12日当日の奄美市の対応を伺う。
 - ③ 市道が通行止になったためバスの運行に影響が出たが対応を伺う。
 - ④ 住民はきれいな海に戻してほしいと言っておりますが、奄美市としての対応と指導はどのように考えているのか伺う。
 - ⑤ 市集落の一時孤立は3度目になりますが、今後の対策はどのように考えているのか伺う。
- (2) 国道、城地区の改善と通学路について
 - ① 現在、奄美市が行っている字図混雑地の解消に向けた取り組み状況はどうようになっているか伺う。
 - ② 城集落の郵便局前通学路（歩道）を早急に施工できないか伺う。
- (3) 住用町総合グラウンドと管理棟について
 - ① グラウンドは排水が悪く回りは、のりが生えて総合グラウンドとしての機能をはたしていませんが、グラウンドのかさ上げは考えられないか伺う。
 - ② 管理棟内のトイレ（ポットン）は早急に水洗化できないか伺う。
- (4) 名瀬、笠利地区と住用地区の屋根付きバス停留所について
 - ① 名瀬、笠利地区と住用地区に屋根付きの停留所が何カ所あるのか伺う。
 - ② 住用町にある道の駅マングローブ前の国道に屋根付きの停留所建設は考えられないか伺う。
 - ③ 奄美市の主な場所に屋根付きバス停留所建設の事業等はないのか又計画できないか伺う。

第 2 回 定 例 会
平成 27 年 6 月 19 日
(第 1 日 目)

6月19日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 竹 田 光 一 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 山 耕 平 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長 元 多 政 重 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長 三 原 裕 樹 君
財 政 課 長 前 田 和 男 君	市 民 部 長 則 敏 光 君
国 保 年 金 課 長 山 下 能 久 君	保 健 福 祉 部 長 泉 賢 一 郎 君
福 祉 事 務 所 長 中 元 幸 立 君	商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長 久 保 信 正 君	農 政 部 長 奥 正 幸 君
農 林 振 興 課 長 大 海 昌 平 君	建 設 部 長 砂 守 久 義 君
上 下 水 道 部 長 上 島 宏 夫 君	水 道 課 長 佳 元 保 輔 君
教 育 委 員 会 長 森 山 直 樹 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長 兼 行 革 調 整 監 兼 給 食 セ ン タ ー 整 備 対 策 監 保 浦 正 博 君

6月19日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	元	優 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	上 原	公 也 君
-------------	---	-----	------------------------------------	-----	-------

議 事 係 長	前 田	賢 一 郎 君	議 事 係 主 査	麓	浩 登 志 君
---------	-----	---------	-----------	---	---------

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立いたしました。

これから平成27年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上3件について報告がありました。

その内容はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

議長（竹田光一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に安田壮平君、渡 雅之君、渡 京一郎君の3名を指名いたします。

○

議長（竹田光一君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から7月8日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月8日までの20日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹田光一君） 日程第3、報告第1号 専決第7号、奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、報告第4号 専決第10号、平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての4件を一括して議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第1号から報告第4号までの専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、報告第1号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては、平成27年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、環境性能に優れた軽自動車に係る軽自動車税の減税、ふるさと納税における寄附金の税額控除の拡充等を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成27年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、低所得者に係る税額軽減措置の対象拡充、賦課限度額の見直しを図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 奄美市子どものための教育、保育に関する利用者負担額を定める条例の専決につきましては、関係法令の改正に伴い、保育料の徴収について、新たに所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第4号 平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきましては、御説明いたします。

歳出につきましては、平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計において歳入不足が生じ、平成27年度歳入を繰り入れを繰り上げましたので、繰上充用金を計上したものでございます。

歳入につきましては、その財源といたしまして国民健康保険税及び調整交付金を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ８億５４４万７，０００円の増額となり、平成２７年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は８億２，１９７万円となります。

以上、報告第１号から報告第４号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により市長において専決をいたし、同条第３項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹田光一君） これから質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許可します。

はじめに、社会民主党 関 誠之君の発言を許可します。

１１番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

報告第２号、報告第４号について質疑をさせていただきます。

はじめに、報告第２号 専決第８号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を見直すことと、低所得者に対する国民健康保険税の減免、軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえ、所得の見直しを行うものであると認識をいたしております。その認識の上に立って質疑をさせていただきます。

まず最初に、限度額を超える世帯の割合は、改正前と改正後ではどうなるのか。基礎賦課分、後期高齢者支援分、介護納付金分と三つの合計を示して下さい。

二つ目は、課税限度額の見直しにより、５割、２割軽減判定所得が上がることになるようですが、そうなった場合、被保険者世帯はどのように変化をするかお示してください。

三つ目、今回の限度額見直しにより、奄美市の国保財政への影響はどのようになると考えられるかをお答えください。

報告第４号 専決第１０号について、平成２７年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、今回の繰上充用の財源は、一般保険者・退職保険者の健康保険税５億３，１００万円と、特別調整交付金２億７，４４４万７，０００円の合計８億５４４万７，０００円となっています。

そこで一つ目、平成２６年度の現年度、過年度の収納率、収納額と平成２７年度の滞納繰越分の総額をお示してください。

二つ目は、平成２６年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度収支をお示してください。実質的収支は幾らになるのかも併せてお示してください。

三つ目、前年度歳入不足に対する繰上充用金８億５４４万７，０００円の年度別の内訳をお示してください。

回答する前に、市民が分かりやすいように、繰上充用の説明までよろしくお願いをいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

国保年金課長（山下能久君） おはようございます。報告第２号 専決第８号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての御質問に対しお答えします。

議員御案内のとおり、今回の改正は課税限度額の引き上げと低所得者の軽減措置の対象世帯拡大の二つでございます。

最初に、課税限度額の引き上げについてでございますが、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金の三つで構成されております。今回の改正では、医療分が現行の５１万円から５２万円に、後期高齢者支援分が現行の１６万円から１７万円に、そして介護納付金分が現行の１４万円から

16万円に引き上げられております。この改正による影響は、平成26年度で試算しますと、28世帯、金額として399万円の増が見込まれ、割合にしますと改正前2.50パーセントから、改正後2.17パーセントとなり、マイナス0.33パーセントとなります。

次に、軽減措置の対象拡大についてでございますが、軽減措置は7割、5割、2割の三つございます。今回の改正では、5割と2割の対象世帯が拡充されるものです。この改正で影響を受ける世帯数は75世帯です。その内訳は、2割軽減が9世帯、5割軽減が66世帯となっており、金額では287万円の減が見込まれます。

次に、今回の改正による国保会計への影響につきましては、低所得者への軽減措置拡充において287万円の減、課税限度額の引き上げによる399万円の増、合計で112万円の増が見込まれます。

なお、権限措置の対象世帯拡充による287万円の減額につきましては、保険基盤安定制度により軽減相当額が県及び市から補填されますので、国保会計への影響は少ないものと考えております。

続きまして、報告第4号 専決第10号 平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてお答えします。

はじめに、繰上充用について御説明いたします。繰上充用とは、会計年度終了後、歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、その不足分に充てるものでございます。具体的には、平成26年度の歳入不足に対しまして、平成27年度の予算から繰上充用金を支出し、同額の歳入を平成27年度予算に計上しているものでございます。

次に、平成26年度の現年度、過年度の収納率、収納額と、平成27年度の滞納繰越分の総額を占め率についてお答えします。

平成26年度の収納率は、現年度91.85パーセント、過年度11.19パーセントです。また、収納額は現年度8億3,300万円、過年度で7,400万円の合計9億700万円となりました。次に、平成27年度への滞納繰越分は、現年度から7,400万円、過年度から5億2,700万円の合計6億100万円となっております。

次に、平成26年度法定外繰入金、形式収支、単年度収支及び実質収支につきましては、平成26年度の法定外繰入金は2億5,000万円でございます。形式収支としましては、歳入総額61億8,707万2,288円から歳出総額69億9,251万9,117円を差し引いたマイナス8億544万6,829円でございます。単年度収支としましては、平成26年度の歳出総額から前年度の繰上充用金6億7,083万2,754円を除いて計算いたしますので、単年度ではマイナス1億3,461万4,075円となります。実質収支でございますが、単年度収支から法定外繰入金の2億5,000万円を除いて計算しますので、マイナス3億8,461万4,075円となります。

次に、前年度歳入不足に対する繰上充用金8億544万7,000円の年度別内訳についてお答えします。平成19年度までの歳入不足につきましては、平成20年度と平成21年度の2年間で一般会計からの繰り入れで解消しておりますので、平成20年度からの7年間の年度ごとの収支について申し上げます。平成20年度マイナス1億6,872万9,354円、平成21年度マイナス1億3,858万7,677円、平成22年度マイナス1億9,021万4,236円、平成23年度マイナス8,871万4,674円、平成24年度マイナス9,086万8,895円、平成25年度628万2,082円の剰余でございます。平成26年度マイナス1億3,461万4,075円、以上の7年間の合計が今回の繰上充用金8億544万6,829円の年度別内訳でございます。以上でございます。

11番(関 誠之君) 丁寧な説明ありがとうございました。先ほど繰上充用の説明がありましたが、今回も繰上充用という手段で、予算上の歳入歳出を合わせたということで、この実質赤字を解消するためには国保の値上げか法定外の繰り入れしかないというのが制度的なことでありまして、税の税負担の公益性ということも考慮に入れなければいけないことは十分に理解をしておるつもりであります。結果として、今までほとんど法定外繰り入れをしているのが現実で、平成24年度から赤字予想財源を一般会

計から2億5,000万円繰り入れをしていますけれども、現状はどのようになっているのか。繰り入れの財源とされた臨時財政対策債の現況をお示しください。また、この累積赤字の大変難しい問題でありますけれども、解決方法はどのように考えているのかということと、今、単年度収支累計が平成26年度までの合計で、8億544万6,829円になるということが分かりました。二つ目は、介護の繰り越し分、いわゆる繰上充用金は5億3,100万円であること、三つ目は特別調整交付金は当初予算で1億5,309万6,000円と、今回の赤字解消財源として1号補正2億7,440万7,000円の合計4億2,754万3,000円を計上しているということがはっきりいたしました。しかし、ここで問題なのは、赤字解消財源として計上している特別調整交付金の決算の実績を調べてみますと、一番入った年で平成23年度の2億8,000万円というのが実績であります。歳入を過大に見積っているのではないかと、特別交付金というのは、特別交付税のようなものであり、災害等により保険税を減免したことなどの特別の事情等による財政の不均衡を調整するために交付されるもので、そんなに伸びが期待されるものではないというふうに考えております。この特別調整交付金が歳入欠陥になった部分が赤字を、今申し上げるのは予算に組んだ赤字財源として4億2,754万3,000円を計上しておりますけれども、このものが歳入欠陥になった部分は赤字になるのではないかと、非常に危惧をしております。職員の努力で徴収率91パーセントと、不可能かなと思われる目標をクリアしても、財源補填として、この特別調整交付金を使うしかない、国保会計制度は結果的に市町村財政から法定繰り入れをしなければ、収支のバランスが取れないということが、これではっきりしたんではないかというふうに思います。そういう中で、本当にこの国保制度というのは、もう破綻をしかけているんじゃないだろうかと、破綻と言ってもいいと思いますが、このことについて市長の見解があれば少し伺いをして、先ほどの質問にお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

市長（朝山 毅君） 議員が今お話になったとおりであります。いわば、企業会計で言いますと、この事業会計の結果は、貸借対照表において8億500万円余りの累損があるということになります。したがって、これらの事業を運営していくためには、次年度以降に回収するであろう収入が想定される中から繰上充用という、いわば収入の先取りをした形で事業運営がなされていると。それでも、やはり厳しい会計でありますので、一般会計から2億5,000万円相当、2億5,000万円を平成26年度も繰り入れしたと。それでも、約1億3,000万円相当の赤字がでて、累計8億幾らの累損になっている。しかし、滞納額相当額は5億を余るというふうな収入と支出、その結果としての資産、負債の貸借を考えてみますと、大変厳しい環境にあると。そういう会計の事業であるということから、これは人のことを申し上げては大変恐縮ではありますが、全国的にも大変厳しい国保財政環境にあるということから、平成30年度ですか、30年度には都道府県が主体となるというふうなことが進められております。その間に、これらの会計処理をどのようにしていくかということが、一つの与えられた我々の課題でもあらうと思います。職員も大変頑張って、4,5年前は88から89パーセントの徴収率であったはずであります。それが、91パーセント超える徴収率になり、調整交付金などもいただいているというふうなことでありますけれども、いくら努力をして債権回収したとしても、間尺が合わない会計現状にあるという、大変厳しい財政環境にあるということを、私自身、認識をいたしております。したがって、税の負担の公平性と、今議員がおっしゃいましたが、そういう観点から、やはり特別会計であります。どのように処理していくか、どのように市民の皆さんに広く御理解をいただくか、そしてまた議会の皆さんに御理解いただいて御協力をいただくか、この会計処理については、大変職員も私も、そして議員の皆さん方も、大変懸念をしている会計ではないかと思っております。そういうことを含めて、健全性ということについては、非常に厳しい環境にあります。とにかく与えられた徴収率をしっかりと上げていくということが、やはり過年度分の徴収にもつながっていくわけありますので、まず現年度を確実に100に近い数字で徴収し、過年度分に充当できるような徴収率を上げていくことが、我々に課せられたまず第一義の責任義務だろーうと思っております。社会環境の変化、また経済環境の変化等々

にも左右される会計でありますことから、大変私自身厳しい環境であると考えております。議員の皆様方の特段の御理解と御協力をいただかなければ、運営しづらい会計であるということも認識しておりますので、どうか、置かれた現状を御認識いただければと思っているところであります。以上です。

国保年金課長（山下能久君） 法定外繰入と赤字解消につきましてお答えいたします。

一般会計からの法定外繰入につきましては、平成24年度に前年度の5,000万円から2億5,000万円に増額し、平成27年度までこの額で予算計上しております。この繰り入れに関しましては、議員御指摘のとおり、税負担の公平性という面からしてもあるべき姿ではないと認識しておりますが、国保運営を維持するためにやむなく投入していただいているところであります。現在、市町村国保が抱える構造的な問題に対応するため、国のほうでは医療保険制度改革関連法が5月27日に国会で可決成立しております。この中で、国民健康保険制度の改革による制度の安定化ということで、平成27年度から1,700億円、都道府県が財政運営の主体となります平成30年度にはさらに1,700億円を追加する公費拡充が決まりました。このような中で、本市における法定外繰入や赤字解消計画法につきましては、公費拡充による本市国保への財政効果や、医療費の動向も見極めながら対応しなければならないものと考えております。

なお、更なる収納率の向上やレセプト点検などの医療費適正化に取り組み、これまで以上に国保運営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、繰上充用の財源を特別調整交付金とした理由につきましては、今回の補正で特別調整交付金を財源とした理由は、特別調整交付金は画一的な配分基準では措置できない市町村ごとの特殊事情による財政難の不均衡を調整するため国から交付されるものであることから、今回、歳入の一部として計上したものでございます。以上です。

財政課長（前田和男君） おはようございます。臨時財政対策債の現況ということで御質問がございましたので、24年度からの確定した3年分をお答えします。

平成24年度が8億9,130万円、平成25年度が9億5,100万円、平成26年度が9億4,120万円となっております。以上です。

11番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。少し国保課長が答えていただきましたけれども、先ほど5月27日に可決と、いわゆる持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律というのが、平成27年の3月3日に提出をされて、5月27日に可決をされたということではありますが、この法律の少し具体的にですね、国保財政の財政支援、先ほど1,700億円ですか、の話もありましたが、少し詳しく財政運営を都道府県が担うというような改正もされておりますけれども、お答えをいただきたいと思います。大変、市長もおっしゃいましたけれども、30年度から県に保険者が移るというようなことで、私は非常に危惧をしておることは、介護保険や国民年金事業のように、基礎自治体やるべきことを県が広域としてやることに対しての危惧でありますけれども、大変、住民に対して直接責任が持てなくなりはないかというような懸念をいたしております。それと、そういったことで分散されるわけですから、仕事。徴収率の低下や職員の仕事に対するモチベーションの低下、町村における担当職員が減少していくのではないかと。また、住民に対する先ほども言いましたけれども、責任のあいまいさなど基礎自治体として、市町村として問題提起することが多いのではないかというふうに思います。先ほど、財政の問題も市長がお話をいただきましたけれども、少なくとも2億5,000万円の充用をこの間、やってきております。その以前にも6億幾らの赤字解消のために臨時財政対策債から財源として入れたという事実もあります。そういった赤字の部分について、30年度これが県のほうに保険者が移管される、こういった状況の中で、しっかりと少なくとも4分の3ぐらいの赤字のものは、国が補填をしていくということで、市町村、やっぱり一緒になって

国に要求をしていかなければいけないのではないかというふうに と思いますが、是非、国保財政の支援充実、財政運営のしっかりとした国の助成なりをやっていただきたいなというふうに要望し、市長も市長の会があるでしょうから、そういったところで発信をしていただければなというふうに思います。先ほどの国民健康法の改正によって、少し具体的なことが分かれば教えていただけますか。

国保年金課長（山下能久君） 議員御案内の当該法律案は、５月２７日に国会で可決成立したところでございます。今回の改正につきまして主な内容を申し上げますと、国保の安定化を図るため、平成３０年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営を行ってまいります。それにあわせて、国が毎年３，４００億円を財政支援を行うとしております。現在の制度案における都道府県の役割としましては、国保の運営方針を定めるとともに、市町村ごとの納付金や標準保険料率を設定するなどとしております。一方、市町村役割としては保険税の賦課徴収、資格管理、保険給付、保険事業の実施などとなっており、業務は現在と大きな違いはないと考えております。

次に、市町村の職員のモチベーションについての懸念につきましては、県が示す納付金につきましては、税の徴収部分が少ない場合には、一般会計からの補填で出すような形に現在のところとなっておりますので、徴収率が下がることがないように、モチベーションは下がらないものと考えておりますし、今まで以上に市民サービスの向上につきましては努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹田光一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの４件は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの４件は、委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これから、報告第１号から報告第４号までの４件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の４件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第１号から報告第４号までの専決処分の承認を求めることについての４件は、いずれも承認することに決しました。

○

議長（竹田光一君） 日程第４、議案第３６号 平成２７年度奄美市一般会計補正予算（第１号）についてから、議案第４４号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの９件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第３６号から議案第４４号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第３６号 平成２７年度奄美市一般会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正は、関係する各費目に事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費総務管理費におきましては、本場奄美大島紬組合から購入予定の朝戸集落内の用地購入について、名瀬・住用地区給食センター建設地となったことに伴い、関連経費を含めた１億６００万円の減額をし、教育費へ組み替えるものでございます。併せて、同給食センター建設に伴う市債償還費に要する所要額２，１１０万円を公共施設整備事業基金から減債基金に積み替えるものでございます。また、地域防災計画につきまして、関係法令や防災対策基準等の新たな制度への対応等による見直しを図るため、同計画の改訂経費として１，０００万円などを計上するものでございます。

民生費につきましては、社会福祉費において低所得の高齢者の保険料軽減強化措置に伴う介護保険事業特別会計繰入金２，６７１万１，０００円を計上するほか、児童福祉費において結婚、妊娠、出産、育児に係る事業に少子化対策強化交付金を活用し実施する経費などを計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業費においてサトウキビの害虫被害による生産量減収対策経費をはじめ、林業費において林道有良線等に要する経費１，０８０万円などを追加計上するものでございます。

土木費につきましては、土木管理費において小俣地区内の地域住民が自ら設置する橋梁の整備に要する補助金を計上するほか、住宅費において市営住宅敷地内の手すり設置工事費６００万円などが主なものでございます。

教育費につきましては、保健体育費において、名瀬・住用地区給食センター建設に伴う用地購入費を含めた経費１億５５０万円などを追加計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、農林水産業施設災害復旧費において、４月の大雨による農道及び林道等の復旧予算措置を行うものでございます。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として、国庫支出金３，２７８万６，０００円、県支出金が１，３７８万８，０００円、市債１億１，３３０万円などを計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で１億４，９２１万４，０００円を追加することにより、平成２７年度奄美市一般会計予算の総額は３０２億２，４３３万１，０００円になります。

また、第２表、地方債補正につきましては、事業費の追加に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

議案第３７号 平成２７年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして一般事務補助員の賃金及び負担割合証等の印刷製本費を計上いたしております。

歳入につきましては、介護保険料及び繰入金におきまして、平成２７年度介護保険制度改正による低所得者への保険料軽減措置費及び歳出の補正に係る相当額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ２０６万９，０００円の増額となり、平成２７年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は４８億８，１７２万７，０００円となります。

議案第３８号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきましては、当該関係法令が施行され、独立行政法人の分類が名称変更されたことなど

に伴い、本市の関係条例につきましても所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 39 号 奄美市特定個人情報保護条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本市における特定個人情報の適正な利用及び提供等について必要な措置を講じ、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 40 号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令等が改正されたことに伴い、低所得者に係る保険料を軽減するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 41 号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 42 号 奄美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本市における同サービスの人員、設備等に係る基準の見直しを図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 43 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更ににつきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地に係る総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第 44 号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、事業の推進及び路線の区間延長に伴い、2 路線を廃止し、1 路線を認定しようとするものでございます。

以上をもちまして議案第 36 号から議案第 44 号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○

議長（竹田光一君） 日程第 5、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内全市町村の長及び議員のうちから、市長区分 6 名、市議会議員区分 6 人、町村長区分 4 人、町村議会議員区分 4 人から構成されています。現在の広域連合議会議員が平成 27 年 7 月 1 日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える 7 名の候補者がありましたので、広域連合規約第 8 条第 2 項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第 4 項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第 32 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第 32 条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第 32 条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

それでは、ただいまの出席議員は 22 名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票願います。

（点呼，投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に与 勝広君，里 秀和君を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票，これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち，有効投票22票，無効投票0票。

有効投票のうち，菊永忠行君8票，仮屋秀一君8票，前之園正和君6票，以上のとおりです。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

6月22日，午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時30分）

第 2 回 定 例 会
平成 27 年 6 月 22 日
(第 2 日 目)

6月22日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	竹 田	光 一 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 興 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副	市	長	福 山	敏 裕 君
教	育	長	要 田	憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川	哲 義 君	
笠 利 総 合 支 所 長	元 多	政 重 君	総 務 部 長	東	美 佐 夫 君			
総 務 課 長	奥 田	敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原	裕 樹 君			
財 政 課 長	前 田	和 男 君	市 民 部 長	則	敏 光 君			
環 境 対 策 課 長	伊 東	義 久 君	市 民 課 長	前 田	美 佐 男 君			
保 健 福 祉 部 長	泉	賢 一 郎 君	福 祉 事 務 所 長	中 元	幸 立 君			
健 康 増 進 課 長	大 郷	哲 也 君	保 護 課 長	日 高	信 一 君			
い き い き 健 康 課 長	東	浩 一 君	商 工 観 光 部 長	菊 田	和 仁 君			
商 水 情 報 課 長	久 保	信 正 君	紬 観 光 課 長	島 名	享 君			
農 政 部 長	奥	正 幸 君	地 域 農 政 課 長	新 納	一 一 君			
農 林 振 興 課 長	大 海	昌 平 君	土 地 対 策 課 長	山 田	春 輝 君			
建 設 部 長	砂 守	久 義 君	都 市 整 備 課 長	本 山	末 男 君			

6月22日(2日目)

土 木 課 長	戸 田 正 利 君	建 築 住 宅 課 長	中 秀 喜 君
産 業 建 設 課 長	福 長 敏 文 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
下 水 道 課 長	市 田 利 郎 君	水 道 課 参 事	林 茂 穂 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	森 山 直 樹 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長 兼 行 革 調 整 監 兼 給 食 セ ン タ ー 整 備 対 策 監	保 浦 正 博 君
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	川 内 進 君	農 業 委 員 会 長	前 山 重 一 郎 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	元 優 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	上 原 公 也 君
議 事 係 長	前 田 賢 一 郎 君	議 事 係 主 査	麓 浩 登 志 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（竹田光一君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

13番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広です。

平成27年度第2回奄美市定例議会、一般質問1番目の登壇となりました。よろしくお願い申し上げます。

通告に従って、質問の前に所見を述べたいと思います。本日は6月の22日、遡ること52年前、昭和38年の6月の22日に、私が尊敬し、また我が人生の師と仰いでおります創価学会の池田名誉会長が初めて奄美の地を訪れました。歴史の深さを感じております。近くは平成25年の6月22日、富士山が世界文化遺産に登録されました。私たち奄美は世界自然遺産登録を目指しております。ともどもに全力で勝ち取るように頑張っていきたいと思います。

話は変わりますが、去る4月の12日と26日に行われました統一地方選挙におきまして、公明党は全国で1,489名の議員が誕生いたしました。この度の統一地方選挙は地方創生元年として、いかにして地域の活性化、地域を盛り上げていくのか、またその地域の特色を活かした施策をいかに具現化するのか、また10年、20年後を見据え、超少子化、高齢化というこの時代の中にあって、人口減少をどのようにして止めていくのか。また、女性が輝く時代をどうしてつくるのかなど、様々な問題、課題を抱える地方創生であります。この地方創生をどの候補に、そしてまたどの政党に託すのか、それが問われた選挙であったと思います。公明党は市町村議員、国会議員合わせますと全国で3,000名余りの議員が所属をしております。市町村議員はしっかり地域に根を張り、そしてまた県議会議員と連携を取り、また国への要望、陳情につきましては、即座に県議と連携を取って国会議員に陳情、要望するという、まさにネットワーク力を活かして、これからも市民の皆様へ寄り添いながら、また皆様の暮らしや生活をしっかりと肌で感じ市政発展のために全力で頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1番目の市長の政治姿勢について。（1）の合併10周年の総括ということで、①の財政改革の成果と現況についての質問をさせていただきます。平成27年、2015年度の当初予算が執行され、3か月が経過をしようとしております。平成27年度の当初予算をまずしっかり精査し、そしてまた確認した上で質問へと移りたいと思います。平成27年度の当初予算、一般会計歳入歳出総額が300億7,511万8,000円となっております。これは、対前年度比の1.5パーセント増であります。金額にいたしますと、4億5,079万8,000円の増であります。その主な要因につきましては、普通建設事業費、小湊小学校の建て替え事業や、また学校関係の整備、補修事業などが数多く盛り込まれているのも主な要因であると言えます。歳入と歳出を見ますと、歳入では自主財源が対前年度当初比の0.1パーセントの減となっております。金額いたしますと54億9,186万8,000円となっております。また、中でも市税が対前年度当初比の1.9パーセントの減となっております。その主な要因につきましては、やはり、本市においても長い間の景気、経済が低迷していること、そして人口減

少、また個人所得の伸び悩みなどが主な要因として考えられます。市税総額で35億6,447万1,000円となっております。1.9パーセントの減ということありますが、金額にいたしますと約6,900万円の減となっております。また、繰入金につきましては対前年度当初比の29.9パーセントとなっております。金額は3億8,354万9,000円であります。依存財源につきましては、構成比率が81.7パーセント。この依存財源も対前年度当初比の1.9パーセントの増となっております。金額にいたしますと245億8,324万9,000円となっております。中でも、去年から消費税が8パーセントになり、地方消費税交付金が43.9パーセントの大幅な伸びを見せておりまして、6億円余りとなっております。また、地方交付税につきましては、これは対前年当初比2.2パーセントの減となっております、金額にいたしますと約2億6,800万円の減となっております。総額で120億5,685万1,000円となっております。この地方交付税につきましては、歳入の4割を占めております。歳出を見てみますと、義務的経費が構成比率が59パーセント、約60パーセントといったところだと思います。義務的経費につきましては、この内訳は扶助費が対前年度のほぼ横ばい、人件費が対前年度の2.1パーセントの減、そして公債費が0.4パーセントの減となっております。そして、主に投資的経費であります21.1パーセントの伸びを示しておりまして、金額で37億5,992万7,000円となっております。平成27年度のこの当初予算は国の地方創生交付金、また2014年度の補正などを活用した15か月連続予算として切れ目のない予算編成を構成しております。このある意味では国の恩恵を受けている予算編成であると、このように思います。私も公明党の国会議員が全力で勝ち取りました、このプレミアム付き商品券、事業費が本市でも5,200万円、国の補助を受けておりますが、あと地域振興券、こういったものなどもしっかり市民の皆さんに活用いただいて、地域活性化の一助になればと思います。近年のこの予算編成の傾向としては、自主財源が年々減少し、依存財源が少しずつ増え、また奄美市は合併10年ということで、合併のこの10年という、この一本算定に向けて、地方交付税が減額をされていると。平成27年度の当初予算では市税が約6,900万円、そして地方交付税が約2億6,800万円と、この減というのは財政運営上大変厳しい状況に変わりはないと、このように思っております。

さて、2015年度当初時における基金でありますけど、特定目的基金を含むすべての全基金の残であります、110億696万円となっております。これは、合併当初、10年前からしますと53億7,251万円基金は増えております。また、市債、一般会計、特別会計、水道会計含む全会計の市債残でございますが、これは510億7,200万円となっております、10年前からいたしますと51億900万円増えております。ですので、1番目の財政改革の成果と現況ということで、この基金も奄美市の借金も、しっかりと成果を出していると言えると思います。そこで、まとめて質問いたしますが、更に実質公債比率・経常収支比率、この二つにつきましては少しずつ改善はされております。財政力指数、この財政構造の弾力性については、まだまだ厳しいところであります。この三つの数値のこの10年間の推移、そしてもう一つは、このこれからの財政改革は間断なき改革として行っていかなければなりません、その改革を行う目的、また更に目標等があれば、併せて御答弁をお願いしたいと思います。

これからの質問は、発言席で行いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速与議員に答弁させていただきます。

議員がお話のとおり、今年は合併後10周年を迎える年になりました。その合併後10年間の財政改革の成果と現況、並びに経常収支比率、実質公債比率、財政力指数の推移につきましては、議員が今、お話しになりましたように、全体的には徐々に改善されているものと認識をいたしております。このことは市町村合併以降、人件費や公債費の抑制、各種経費の削減など行財政改革の推進と併せまして起債

枠38億円を遵守し、実施計画及び財政計画に基づく計画的な行財政運営の成果であろうと思います。これはひとえに市民の御理解と議会の皆様方の御協力、そして職員のいささかの努力のあった成果であろうと認識をいたしております。加えまして、普通交付税の増額や国の経済対策による切れ目のない施策の実施により、健全な財政運営が図られてきたことも影響しているものと考えております。今後の財政改革における目標等におきましては、奄美市総合計画に基づく平成27年度までの前期基本計画において掲げました各種財政指標の目標の検証を踏まえた上で、本年度中に作成を予定しております後期基本計画におきまして、目標を設定する予定でございますので、今、御理解をいただきたいと思います。併せまして、合併時に策定いたしました平成27年度までの財政計画につきましても、新たに向こう10年間の財政計画を策定する予定といたしております。健全な財政なくして健全な行政運営は困難であろうという観点から、今後も毎年、将来に備えた財政状況を考慮し、社会情勢の変化や国の制度改正等を念頭に置きながら、安定的な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか議会の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

13番（与 勝広君） 財政改革の成果と現況ということで、今市長から概要、あったとおりでと思います。先ほど、財政力指数・経常収支比率・実質公債比率と、実質公債比率は平成20年度からやっと18パーセントを下回ってきました。そして、平成25年度の決算において、11.4と。経常収支比率につきましては、平成18年に100.1、平成25年には91.1と、この二つの数字はほぼ改善されております。この財政力指数0.25、これはもう、ほとんど財政構造だと、弾力性が厳しいという、この数値に現れておりますが、この三つの数値は県下19市の中でも最下位に近い数字であるということは、もう私たちは把握しているところであります。そして、先ほど財政規律38億円という話がありました。基金と起債のバランスを考えた、たまに行政は特殊要因とかそういう話もしますが、いずれにしてもこの財政規律の38億円というのは、きちっとこれからも堅持していただきたい。そうしないと、きちっとした財政改革はできないと、このように思っております。

ここで、次の質問に移りますけれども、先ほど冒頭述べましたように、自主財源が18.3パーセント、依存財源が81.7パーセントと、そういった中で、なかなかこの自主財源というのが20パーセントをなかなか超えることもない。この中で自主財源と依存財源のこの10年間の推移、どうなっているのか。また、税収を高めていく、税収を増やしていくということは大変重要なことで、この自主財源を増やしていく、高めていく方策等があれば、また述べていただきたいと思います。それと、義務的経費についても、この10年間の推移、また将来どういう流れになるのか、これももし答弁ができればお願いしたいと思います。例えば、義務的経費でいきますと、平成21年に扶助費、扶助費が72億円でありました。平成22年に一気に10億円上がって82億円までなりました。これから、90億円を超えるのは時間の問題だと、義務的経費のその扶助費ね、それは言っていましたけども、平成24年には88億6,300万円、そして27年度当初予算で91億円と。こういうふうに右肩上がりのように上がってきております。扶助費もこの歳出の5割から9割を占めておりますので、大変重要なポイントとなっております。そういった部分も考えて、しっかりまた答弁いただきたいと思います。そして、人件費につきましては、今、職員の大量退職の中にありまして、あと数年はその職員が辞めていく方が多いと思います。人件費も対前年度当初比の2.1パーセントの減となっておりますけども、平成27年度の4月現在で602名、職員数が。これが、今2020年に向けて職員適正化計画が590名ということで、これも順調に推移をしていると思います。そういった面についても、人件費等についても、やはりこの、今はこうして順調に減ということになってますけども、そういったことも兼ね備えて御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） おはようございます。それでは10年間の自主財源と依存財源、加えて義務的経費の推移ということでお答えをいたします。

まず、10年間の自主財源及び依存財源比率の推移ということでございますが、自主財源比率で申し上げますと、合併当初の平成17年度では28.1パーセント、実質的な合併後となる平成18年度以降では、平成19年度が23.7パーセントと最も高くなっております。その後、減少に転じ平成25年度では18.9パーセントということで推移をしております。しかしながら、自主財源の額そのものは合併時の基金統合により、基金繰入金が大きかった平成17年度を除くと、平成18年度が約66億円で、平成25年度が約63億円で、約3億円ですが4パーセントの減ということになっております。

また、歳出額に対する義務的経費の比率ということですが、平成17年度は51.4パーセントでありましたが、平成19年度が58.5パーセントと最も高くなっております。それ以降は53パーセントから55.6パーセントの間で推移をしております。平成25年度末では54.4パーセントということでございます。義務的経費のほうは先ほど議員おっしゃいましたとおり、人件費のほうは若干減少傾向にございます。これは適正化計画の結果だろうというふうに思います。ただし、扶助費のほうがどんどん伸びているということございまして、一方では公債費のほうも若干減っているというような現象でございます。

次に、今後の自主財源確保の方策ということですが、失われた20年と言われる国内外の経済の低迷がございましたが、合併当初から本市の経済状況もなかなか活性化が図られないという時期が続いております。地域経済の下支えのために、この10年間、積極的に国の経済対策等を活用し、雇用対策含めて産業振興などによる地域経済の活性化を図ってきたところは議員御承知のとおりだというふうに思います。結果として、国・県支出金等の依存財源が大きく伸びまして、相対的に自主財源比率が低下をしているというふうなことでございます。その中ではございますが、基金積立金は将来に備えた自主財源の確保の一つとして、積極的に取り組んでおりますことを御理解をいただければと思います。今後、地方創生関係予算など、今後国や県などさまざまな支援措置が講じられることとなりますので、これらを活用して地域経済の活性化を図りながら、市税等の自主財源の増収を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

13番（与 勝広君） 自主財源、依存財源、義務的経費の推移等を詳しく説明いただきました。この財政改革は先ほど申し上げたように、もう終わりのない改革だと思います。常に緊張感を持ちながら徹底して無駄を省き、そしてまた一つ一つの事業についても費用対効果、そういったものをさまざまな角度から議論をし、やはり市民の大事な税金でございますので、そこら辺もしっかり精査しながら、また切るものはしっかり切って、そしてまた大事なものはしっかり政策を行うと、これをしっかり念頭に入れないながら頑張っていたきたいと思います。

次の、市長のマニフェストの進捗状況についての質問に移ります。平成18年の3月20日に合併をいたしました。合併までさまざまな困難な道のりでありました。やっと合併が成就したという、1市1町1村で合併が成就したという感がしました。平成18年の3月20日当時は、朝山市長は奄美市長職務執行者ということで就任なさいました。そして、同年の4月22日に新奄美市長が就任し、職務執行者を辞職いたしました。同年6月の3日、助役に就任され、平成19年の4月1日に副市長に就任なさいました。これは役職変更のための就任であります。そして、平成20年の4月30日に副市長を辞職いたしました。そして、1年7か月の期間を経て、平成21年の12月1日に奄美市長、第2代市長として1期目の就任をなさいました。そして、平成25年の12月1日に2期目の就任と。今、2期目の道半ばでございます。マニフェストというのは市長が市民の皆様に対して、このような私は政策をしますと。市長の1期目、2期目のマニフェストを見させてもらおうと、市長が奄美市をこのような姿にしたいという奄美市像も見取れるわけでございますが、このマニフェストも、やはり時として市民に、市民にお約束した以上は市民にも公表をしなければなりません。私はこの質問の中で、マニフェストの進捗率というんじゃなくて、今回進捗状況としたのは、今こういう状況で進んでいる。率というのはなかなか、2期目の途中だし、まだすべて合わせても在任期間6年であると。合併して10年であるというこ

とで、奄美市とともに歩んできた市長でもありますけど、この市長の２期目のマニフェストについては九つの宣言と六つの重点政策によってなされておりまして、こういったことも見ながら市長のこのマニフェストの進捗状況の御答弁をいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、市長のマニフェストの進捗状況ということでお答えをいたします。マニフェストにつきましては、ご案内のとおり、１期目に産業活性化都市宣言や共生協働のまちづくり宣言など、九つの宣言を掲げさせていただいております。これらの施策を踏まえ、２期目には九つの宣言の継続的な推進、併せて五つのアクションプランを掲げさせていただいております。この６年間におきましては、厳しい財政状況からのスタートということでございましたが、奄美豪雨災害などの試練や各種課題解決に職員一丸となって乗り切りながら、防災機能の基盤整備や各種産業施策、教育環境や子育て支援のソフト面の施策の拡充など、行政改革を含めてマニフェストの着実な推進を図ってきたというところでございます。これについては、もうご案内のとおりでございます。取りわけ、雇用対策という点ではさまざまな事業を導入しておりますが、新たな事業の確保、創出に努めて、その成果が出ているというところでございます。これについては、ここ最近の有効求人倍率に示すとおりでございます。１期目のマニフェストの総括ということでございますが、これについては先の議会等で答弁しておりますが、実施状況としては約８２パーセントと、概ね目標に向けて事業が着実に実施されているというふうに考えております。２期目の進捗率については、議員御案内のとおりこれからということになります。今後とも新たな奄振法などを活用しながら、市の総合計画や成長戦略ビジョンに基づいて、各種施策を展開してまいりたいというふうに考えております。特に今年は地方創生に向けた新しい取組を強力に進めることとしておりますので、マニフェストに掲げた九つの宣言と五つのアクションプランの実現に向け、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

１３番（与 勝広君） ５、６年ほど前のサラリーマン川柳に、マニフェスト選挙が終わればただの紙というね、サラリーマン川柳ありましたけども、やはりこのマニフェストというのは、やっぱり市民との約束ですので、それは、やっぱりしっかり実現するために全力で頑張る、そしてまたしっかり公表をすると、これは私は義務だと思います。そういった中で、市長の２期目のマニフェストはもっと一汗、更に一汗宣言ということで、汗をかこうということです、しっかりまた職員の皆様方もね、大変な中、毎日頑張っておられますけれども、更に一汗をかいていただきたいなとこのように思っております。

それでは、次の３番目の３地域の均衡ある発展の評価と課題についての質問に移ります。この質問は去年の１２月にも同僚議員がしまして、当局の答弁ではこの合併効果としては財政効果１００億円と、そしてまた合併特例債、そういったものを交付金などを活用して防災機能を兼ね備えた笠利・住用の総合庁舎が完成したと。そしてまた、財政的に大変厳しい状況の中、各地区の学校の改修補修等ができた、こういうふうな答弁もなさっておりました。合併当初からよく言われているのは、３地域の均衡ある発展と、この３地域の均衡ある発展とはなんぞやといつも問いかけておりますけど、この３地域の均衡ある発展の評価と課題ということで質問したいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 合併の３地域の均衡ある発展ということについては、従来からお答えをしておりますが、御案内のとおり、１８年の３月２０日に合併をしてから、ちょうど１０年ということでございます。これまで市の市町村建設計画と総合計画に基づいて、その一体感の醸成と均衡ある発展ということで取り組んでまいってきております。合併への成果ということでは、平成２２年度の奄美豪雨災害における支援体制と復旧事業において、３地域の職員が連携して対応したことによって、そのスケールメリットが発揮された点が大きく挙げられると思います。厳しい財政状況の中での３市町村の合併ではありましたが、合併交付金や合併特例債といった財源の活用によって、議員おっしゃったとおり、住

用や笠利に新庁舎の整備，併せて小・中学校の整備などが順次実施できた点も合併による大きな成果だったというふうに考えております。加えて，飛び地合併という特異な面もございますが，今回の地方創生における奄美大島総合戦略会議に見られますように，島単位という広域的な取組体制が生まれたことも，この合併の成果であるというふうに考えております。今後の課題ということでは，大きく二つあるかと思いますが，一つ目が3地域の特色と魅力を更に発揮しながら，各種基盤整備や産業振興施策を引き続き実施し，市民サービスの低下を招かないようにすること，二つ目が大島総合戦略推進会議によって大島全体の人口減少と経済縮小の克服を図ることで本市の更なる活性化を資することであると考えております。こうした課題を解決する中で，市民が合併してよかったと思える3地域の一体的なまちづくりが実現できるというふうに考えておりますので，引き続き議員各位の御協力をお願いする次第です。以上です。

13番（与 勝広君） 3地域の均衡ある発展ということで，去年の，質問したことと，答弁と言葉の表現は変わっているけど中身はもう一緒ということですので，そこで質問させていただきますけども，この10年間で例えば住用地区，笠利地区，名瀬地区ありますけども，この行われたハード事業，ソフト事業，地域を跨いで行う事業等もあり，このハード事業，ソフト事業の予算を執行した額，こうしたものがもし示せるのであれば答弁お願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 議員御案内のハード事業，ソフト事業ということですが，3地域に跨る事業が数多くございます。従いまして，3地域ごとの執行額を示すということは，少し無理がございますので，御理解をいただきたいと思います。

13番（与 勝広君） はい。そのような答弁なると思っていましたけど，細かくはですね，本来でしたらやっぱり細かくこの，やっぱり10年間という節目ですので，やっぱりこの10年間でそれぞれの地域でどういう事業が行われてきたのかと，そういったこともきちっとまた示していただきたいなと思っております。これは我々議会に対しても，これは是非そうしていただきたいと。そしてまた，それを更に検証して，次どうするのかと，それもやっぱり重要だと思います。

そこで，次また質問させていただきますけど，この10年間，特に住用地区，笠利地区，住用も笠利もそれぞれ集落があって，集落の公民館，集会所あります。この10年，これは個人的なこの思いというか意見になるかと思いますが，この各集落の，例えば笠利など交流センターとか交流施設とかですね，そういう形で新しく建て替え，また補修とかそういう水洗化，そういったの事業もかなりされているような気がします。住用地区は少しそういった公民館，各集落の公民館，そういった改修事業，建て替え，水洗化っていうのが，少し若干遅れているような気がしておりますが，そこら辺のこの，今後の動向と言いますか，答弁をいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 住用地区のほうの水洗化ということでございますが，公民館のほうについては，山間交流館の整備だったりですね，庁舎の整備ということで，公的な施設の充実は少しずつ図られてきているというふうに思います。水洗化のほうですが，計画的に市営住宅のほうも，順次，今水洗化に向けて建設部のほうで整備を進めておりますので，これについても解消が順次図られていくものというふうに考えております。以上です。

13番（与 勝広君） やはり均衡ある発展ですのでね，お互いがそういう形で共有できるような，地域によって地区によって，それはいろいろ住民の声もありますけど，しかしまたそこは税金を使いますので，公正・公平・平等というこの理念を忘れないでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。奄美市総合計画の進捗状況と評価について移りたいと思います。平成23年に

奄美市総合計画が策定されました。市長は施政方針の中でこの奄美市総合計画は羅針盤と、要するに羅針盤というのはきちっとその方向をそれに沿っていくということです、羅針盤とおっしゃってます。そしてまた、この総合計画も今年はちょうど前期5年間ということで、しっかり検証し次に、次の5年間につなげていきたいというふうに施政方針で表明しております。平成23年にこの策定された総合計画は32年までの数値目標も具体的に示されておりまして、人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億と。先の3月議会の答弁で3月議会時点で人口が4万7,000人、交流人口が37万人、総生産額が1,316億円とこのように答弁なさったと記憶ありますが、それはそれで大事なことです、その中で、やはりこの奄美市総合計画というのは、やはりこれは本当に大事な計画でありますし、市長も羅針盤という位置付けもしておりますので、しっかりまたこれに沿ってやっていただきたいと思います。それで、この総合計画の進捗状況と評価ということで答弁をいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 総合計画の進捗状況と評価ということですが、議員が今ご質問の中でもございましたが、三つの柱、目標を掲げております。人口、総生産額、交流人口ということで掲げておりますが、それぞれの進捗状況で申し上げますと、まず人口のほうは5万人に対して、先ほど申し上げたとおり4万7,600人と。これは新しい国勢調査の話ですので、併せて5万人の内訳ということでは、昼間人口ということでございますので、国勢調査上でしか把握ができないということですので、御理解いただきたいと思います。ただし、人口のほうでは平成21年度以降、これも何回かお答えしておりますが、22歳以降ですね、22歳以降の転出と転入の推移を見ますと、21年以降転入のほう为上回っております、22歳以降では転入増ということでその成果は現れているというふうに考えております。交流人口のほうは先ほど議員がご質問の中でお答えしたとおり、平成26年度は39万3,000と、今ちょうどU字で右肩に上がっておりますので、今後期待できるというふうに考えております。総生産額のほうは1,400億円に対して1,274億と、ちょっと若干、24年度下がりました。この辺については建設業が、経費が少し落ちましたので、これの影響が大きかったんだろうと思いますが、今後、交流人口の拡大ということを考えますと伸びる可能性は大きいというふうに考えております。どのような検証を今後行うかということでございますが、まず一つ目が基本構想に掲げる人口と交流人口、総生産額の数値目標にかかる前期5年間での中間検証。二つ目が健康で長寿を謳歌するまちづくりや観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりなど、基本計画の五つの柱からなる分野別基本方向の成果と課題について、これを整理しようと思っております。三つ目が分野別基本方向、より細かく分類した基本施策の総合検証、こういったものを整理していきたいというふうに考えております。これまでの5年間の施策の方向や計画目標についての進捗状況をしっかりと現状把握しながら、次の後期計画へつなげてまいりたいというふうに考えております。以上です。

13番（与 勝広君） 平成23年に策定された奄美市総合計画が32年、10年間できちっとこの目標立ててやっていこうということで、毎年毎年予算の編成がなされていると思います。その最終的な数値目標に向けての、予算の編成も前年度の決算を受けて、またいろいろそれを課内、部内、庁内でいろいろ総括した上で、次の予算はどういった政策が重要になってくるか。どういったものをきちっと持ってこなきゃいけないと。この予算編成のその当局と各部内との、部署とのやり取りについて、私たちはもちろん知る由もありませんけれども、議会に計上された予算を私たちは審査して採決すると、そういう方向なってますけれども、この予算の編成の在り方については、やはりこの最終的な、今言った数値目標をきちっと目指して、毎年毎年予算編成されていると思います。その予算編成とこの総合計画の数値目標のこの最終的なものに対するこの整合性についてはどのように考えているのか、御答弁いただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 予算編成との整合性ということでございますが、予算編成にあたっては総合計画の前期計画で体系化した施策を計画的かつ効率的に実施するための実施計画を予算査定の基本ということでしております。実施計画は財政計画との整合性を図りつつ、毎年度更新するローリング方式を採っております。この実施計画において、前期5年計画や市長のマニフェストとの整合性を図っているというところでございます。また、実施計画の要求にあたりましては、当然ながら総合計画の最終目標を達成する上で必要な施策について、要求前に各部長、課長、計画調整担当による部内査定を実施しておりますが、これを踏まえて事業、全体事業の統一性と整合性を図っているというところでございます。そのあとに全庁的な調整ということで企画調整課の査定を踏まえた上で、幹部会におけるすり合わせ、更には市長査定を行っているというようなプロセスをとっております。このような予算編成にあたって、総合計画の実現に向けた全庁的な整合性を図りながら取り組んでいるというところでございますので、御理解をお願いします。

13番（与 勝広君） それでは、次の3番目の地方版総合戦略策定、奄美総合戦略策定についての質問に移ります。冒頭でも述べましたように、全国どこでも、今地方創生元年ということで、各それぞれの自治体の人口動向、そしてまた中・長期的な産業、そういった実態などをきちっと確認し、また人口減少にこの対処した地方版人口ビジョンというのが、今、全国一斉にスタートしておりますけれども、奄美市は12月を目標に奄美市の総合戦略を策定するという、6月19日の全協で我々議員には現状ということで説明がありました。この奄美市もこの4月に人事で地方創生推進班ということで班を設けまして、しっかりとこの地方創生に向けては取り組んでいこうと、そういう意志が感じられるわけでもありますが、5月11日に地方創生推進本部と作業部会の合同の会議がありました。そこで、大体目指す方向は、まず庁内及び民間のワークショップを開いて、そして若手職員や民間のアイディアを積極的に取り入れていこうと。そして、意見をしっかりと聞いていこうということと、もう1点は産・金・学・官との代表者との意見交換会もしっかりやって、それを重要にしていこうという方向性も打ち出されております。そこで、改めて聞きますけれども、12月まで策定するという奄美市総合戦略のスケジュールと、またこの産・金・学・官の代表との意見交換というのはどのようなイメージをもってやろうとしているのか、御答弁お願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） お答えします。先ほどの全協で少し説明しておりますので、ちょっと重複すると思いますがお許ししたいと思います。5月11日に推進本部及び作業部会の合同会議を開催しておりますが、9月ごろに総合戦略の案を策定するという予定でおります。この案を策定するにあたっては、先日の説明のほうでもありましたが、庁内及び民間のワークショップでの議論を反映していきたいというふうに考えております。更にこの案を奄美市のホームページ等を通してパブリックコメントを実施し、その上で12月までに総合戦略の策定を目指していきたいというふうに考えております。その間に議会からのご意見を伺うことは、もう当然のことですが、そういうプロセスを踏まえたいと思います。議員のご質問の産・金・学・官等の意見交換については、今、委員の選定中ではございますが、その会議の中でも十分な議論を踏まえていきたいというふうに考えております。人口ビジョンのほうについては、これはもう大島版ということになりますので、これについては9月ごろになります。人口ビジョンの目標設定を策定していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

13番（与 勝広君） 確かに、議会にはもう説明いたしましたけれども、この一般質問は市民の皆様始め多くの方がやっぱり聞いておりますので、そういった意味も兼ねて、今質問をいたしました。それでまだ、この地方版の総合戦略ということで、国の方針としてはこの4月に5万人を下回る全国の100の市町村に対して職員を派遣し、そしてまた地域の経済の分析などを、システムなどをしっかり公表し

て、そして来年3月までに地方版の総合戦略を策定していただこうと、こういう流れが国の流れであります。そういった中で、先ほども質問したように、もちろんいろんな方の意見を集約し、また具申を受けるとことは大変大事なことでとおもいます。この地方創生は誰のためにやるのかと。この誰のためにというこをですね、しっかり、地域住民のため、市民のためにという、その部分はもう、もちろん分かってらっしゃると思いますけれども、そう考えるのならば、やはり幅広い分野のこの結集、人たちの結集、そしてまたそういった人たちからの意見交換、またそういったのもこれから重要になってくると思いますが、その点についてはどのようなお考えなのか、御答弁をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 御質問のほうでは、100の市町村に国からの派遣ということも踏まえてと書いてありましたので、そちらを含めて答弁させていただきます。総合戦略の策定にあたっては産業、人口の分析、地域振興の知見など幅広い分野の人材が必要でございます。本市では総合戦略策定に向けた専門的な部署として、先ほど申し上げたとおり、平成27年度より地方創生推進班を設置しております。また、幅広い分野に対応するためには全庁的な取組が重要でございますので、幹部会を構成員とする奄美市総合戦略推進本部を設置し、総合戦略策定に向けた組織の強化を図ったというところでございます。国からの職員の派遣の受け入れも、これは一つの人材確保として効果的な手法の一つでございますが、御承知のとおり奄美市の場合は国や鹿児島県、沖縄県などに多数の人材を研修派遣しております。そのおかげで国などとの人的ネットワークが構築されているところです。また、先ほど申し上げましたが産・金・学・官等からのなる奄美市総合戦略会議において、各界各層からも幅広い御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。加えて、鹿児島県のほうでも地方創生支援担当者というのを配置しておりますので、こちらのほうも活用していきたいというふうに考えております。いずれにしても本市のほうでは多くの方々の御意見を集約し、国・県など関係機関との連携を密にしながら総合戦略を策定していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。以上です。

13番（与 勝広君） 次の2番目のマイナンバー制導入についての質問させていただきます。導入までのスケジュールと市民への周知徹底ということでございますが、このマイナンバー制、国民一人ひとりに番号を付与するという、これ来年1月を国は予定をしておりましたが、1月に総務省が行ったアンケート調査でこのマイナンバーの中身について分かっているかという質問に対して、70数パーセントの人が全く分からないと、こういうふうなアンケートの結果が出ております。また、最近サーバー攻撃によって情報が125万件漏洩したという、こう問題もありまして、これなどは年金機構のこの問題などもどういった状況でなっ、またどういふふうな解決策をこれから示していくのかなど、そういったものも、まだ明らかにされてないままのこの予定となりますけれども、しかしこのマイナンバー制については必ずこれは導入される見通しであります。そこで、このマイナンバー制のこの本市のこのスケジュール、それと市民へのやっぱりメリット等もありますので、社会保障、また税金と、いろんな形で活用されると思いますので、そういったメリット等などに対してのこの市民への周知徹底についてはどのようにお考えになっているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） マイナンバーについては、少し議員もご質問の中でございましたが、市民のほうはまだ十分浸透していないということでございますので、少し長くなりますが答弁したいと思います。マイナンバーについては、住民票を持つすべての国民一人ひとりに一つの番号を配布して社会保障、税、災害対策の分野で複数の行政機関に存在する個人の情報を連携し、より正確かつ効率的に活用できるようにするものでございます。期待される効果ということでございますが、大きく三つ挙げられるかと思われます。一つ目ですが、申請、申告に必要な添付書類が省略されるため、面倒な手続きが簡単になり国民の負担の軽減と利便性の向上が図られるということ。二つ目が手続きが正確でスムーズになり、行政の効率化が図られること。三つ目が給付金などの不正受給を防止することで、公平・公正な

社会の実現を図られることということになっております。今後のスケジュールということですが、平成27年の10月から国のほうにおいて、すべての国民に12桁の個人番号、これがいわゆるマイナンバーですが、通知をされます。この通知と合わせて、12月までに個人番号が記載された通知カードと個人番号カード交付申請書が住民票記載の住所宛に送付をされるということになります。ただし、個人番号が記載された通知カードは、これは顔写真がございませんので、本人確認に必要な顔写真入りの証明書が必要になります。これがいわゆる個人番号カードということになります。この個人番号カードを取得するためには、同封の個人番号カード交付申請書により、各市町村にこれを申請することになります。その後、平成28年1月からですが、市町村窓口で個人番号カードの交付申請者に対して、個人番号カードの交付が順次開始されるということでございます。その1年後の平成29年の1月から国の行政機関、あるいは市町村のほうで情報の照会、提供が開始されるということになります。市民への広報、周知ということでは、平成27年の4月号の広報誌で広報しております。また、奄美市のホームページではマイナンバーのメリットや今後のスケジュール等について、国のホームページとリンクするような設置をしておりますので、そういうことで周知を図っていきたいと考えております。以上です。

13番（与 勝広君） 先ほど、日本年金機構のサイバー攻撃で125万件の情報が流出したという話、しましたが、この奄美市もいろんなこの重要なこの情報がここに終結されていると思いますけども、こういったサイバー攻撃含めていろんな形でウィルスに冒されたりとかですね、そういう問題等も、今後いろいろあると思います。ここに対する危機管理、今まで前例はなかったかと思いますが、そしてそういうのがあれば危機管理とそういったものに対する、今までそういうのがあったかなかったのか、御答弁をいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 市のほうということではよろしいでしょうか。市のほうでは今のところそういうことはございませんでした。以上です。

13番（与 勝広君） それでは、3番目の福祉行政についての健康あまみ21の中間評価の答申を受けてということで質問させていただきます。今までこちらのほうを向いてましたが、今度こちらを向きますので。この中間評価を答申を受けてということで、2010年から10年間を計画しているということでもありますけど、この中身を見ても健康で長寿を謳歌するまちづくりという、やっぱり本市のこの目指しているそこに帰結すると思います。今年の3月の27日に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画というのが、これは介護保険料、65歳以上の介護保険料が1,300円上がったと、これはもうクローズアップされてますけども、しかしその中身を見ても、やはりその健康で長寿を謳歌するまちづくりのための施策等も、かなり中にはちりばめられているという、私はそれ思いますけれども、その健康あまみ21と、この、今第6期高齢者保健福祉計画、そしてまた介護保険事業計画のこの整合性はどのようになっているか、御答弁お願いしたいと思います。

議長（竹田光一君） 時間がおしておりますので、簡潔、明瞭をお願いします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員御案内のとおり、本市では奄美市総合計画における健康で長寿を謳歌するまちづくりの基本理念のもとに、健康あまみ21、あるいは第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しております。健康あまみ21では、ライフステージごとに重点目標を設定しておりますが、高齢期におきまして地域でのつながりを持ち、生き生きと安心して暮らすことができるを目標として、具体的な取組内容や目標値などを示しております。また、介護保険2号被保険者、これは40歳から64歳の方でございますが、の要介護状態になった原因疾患等も勘案しながら、介護予防や認

知症予防に取り組む計画となっております。高齢期において健康で安心した暮らしを維持するためには、若年期からの健康づくりや地域のつながり、支え合いが非常に重要であると認識いたしております。そのためにも、議員ご指摘のとおり、両計画の整合性を図りながら取り組んでいくことが大変大切だと考えております。

13番（与 勝広君） これからキーワードといたしましては、健康で長生きする高齢者をいかにつくっていくかと、そういう、我々の世代も含めてですね、そういう施策をきちっとやっていくところに、やはりこの介護保険料、この医療費の軽減につながると。医療費、国民健康保険も2018年から県のほうに移管しますが、そういった形で本当に施策としてしっかりやっぱ打ち出していくと。例えば、高齢者の元気度アップいきいきポイント事業というのがありますけども、それなどはもう一応、本年度は350万円予算付けてますけど、社会福祉協議会に委託してはいますが、やっぱりいろんなそういう老人クラブとの連携とか地域の方との連携とか、そういうのきちっとですね、やっぱりしていく中に、高齢者も元気で長生きする高齢者ができるんじゃないかと思います。これはもう、答弁いりません。

次に、4番目の奄美群島振興開発特別措置法についての質問に移りたいと思います。もう端的に質問いたしますけども、奄振法が昨年改正され、延長され、その中で21億3,000万円の交付金が拡充されました。それで、奄美に対する人や物のお金の流れが右肩上がりになっています。奄美群島のいろんな、さまざまな条件不利性の改善、そして航路・航空運賃の負担軽減、島外からの観光客とかいろんなの増えまして、今、非常にこの地域の経済活性化にいいようにつながっております。そこで、奄振も改正、延長され、ちょうど1年目、2年目、平成27年度の予算が233億2,200万円と、一括交付金が20億5,000万円ということですけども、1月の9日に国の補正のほうで3億円つきまして、23億5,000万円、実質なってますけども、そういった意味では前年度より上回った振興基金でありますけど、そういったのもろもろ勘案して、この今後の奄振のこの検証、そしてまた総括、また今後の課題ということで御答弁いただければと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。今回の奄振法の大きな目玉ということでは、奄振交付金と、もう一つは奄美群島産業振興促進計画、この二つの大きな制度ができたということが大きな特徴かと思います。1年経過しましたが、その成果ということでは、御案内のとおり交流人口の拡大、これは大きな効果を発揮したということでございます。一方で改善すべき課題ということでございますが、制度面ということで申し上げますと、農林水産物輸送コスト支援事業での加工品の拡大、宅配便への対応、沖縄への対象地域の拡大、こういったものが考えられます。加えて、沖縄路線への拡充ですね、これも挙げられるかと思われます。交付金の在り方という点では空港ターミナルビルの拡張、あるいは情報産業を推進するための光ファイバーの基礎インフラの整備ということでございます。いずれにしても大規模な予算となりますが、こういったものをどう確保するかというのが交付金の中での課題というふうに考えております。以上です。

13番（与 勝広君） この奄美群島振興開発特別措置法については、この改正、延長されて2年目で、特に交付金の活用の中で農林水産物の輸送費のいろんな問題等もあります。そしてまた、沖縄へのこの航空路線も、航空運賃も、また関西から来るほかに安いものがないとか、いろいろなさまざまな角度で、うちの参議院の河野義博議員が4月の国土交通部会でこのような質問をされております。この奄振についても、しっかりとまたこの大事な振興基金でもありますので、本当にこれが有効に活用でき、そしてまた、少しでも奄美の私たちがそれを潤えるようにやっていければとこのように思っています。また、しっかり行政当局とも連携取りながら、また国会議員とも連携取りながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（竹田光一君） 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可します。

１５番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、すっかんまんきやうがみんしょら（おはようございます）。皆さん、おはようございます。私は市民クラブの奥 輝人です。予め通告してあります一般質問を行いたいと思います。

その前に少々私見を述べたいと思います。新年度から新しく新部課長に就任されました職員の皆さん、誠におめでとうございます。奄美市の発展のために初心忘るべからずの新たな気持ちで頑張っていると思います。さて、昨日は節田集落恒例の舟漕ぎ競争大会が開催され、校区民を始め校区内外の企業や事業所、そして名瀬在住節田郷友会、遠くからは東京のほうからダイビングを兼ねて泊まり込みでの６名の方が舟漕ぎに参加してくれました。節田集落の舟漕ぎ競争大会は昭和の初期ごろから始まったと聞いていて、約９０年の歴史と伝統を持つ、特に梅雨時期の名物行事として人気の行事となっていて定着しております。昨日は例年になく、久しぶりに天候にも恵まれ白熱したレースが展開されていきました。そのあとは青壮年団の結団式、そして４時以降は組別に分かれての浜下れがあり、大変盛り上がった１日でありました。梅雨明けもあと少し、多分２、３日うちには明けると思います。梅雨が明けると夏本番であります。これからは各地区の６月灯や奄美市のあまみ祭り、笠利地区のあやまる祭り、そして住用地区の三太郎祭りなど、熱い夏が続いていきます。魅力的な夏になるように島内、島外へ発信していきましょう。

それでは、一般質問に入ります。１、県立大島北高の生徒確保について。（１）、大島北高等学校教育振興協議会について。①、活動内容についてであります。大島北高は現在、生徒数が１年生で３１名、２年生で４１名、３年生で４６名、合計で１１８名となっております。本当に小規模校となっている現状であります。今年の入学生徒については、普通科に１２名、情報処理科に１９名、合計３１名と、最近では最も最少の人数となっております。大島北高の存続については、旧笠利町の時代からの問題として、そして合併して今でも大きな問題となっております。北大島地区に、そして笠利地区に大島北高を存続させようと、同窓生の仲間や地域住民、保護者、そして生徒たちが知恵を出し合いながら奮闘しているのであります。そのような中、大島北高等学校教育振興協議会について質問をさせていただきます。この協議会には奄美市と龍郷町において、約４０名近い委員がおり、さまざまな協議や審議をしていると思います。主にどのような活動を展開しているのか、また住民には目に見えないような組織であるように思います。情報開示など行っているのかを伺いたいと思います。

あとの質問からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） おはようございます。それでは、ただいま御質問おありました件についてお答えをいたします。

まず、１点目の大島北高等学校教育振興協議会についてお答えをいたします。大島北高等学校教育振興協議会は現在３５名の委員で構成をされております。委員の主なメンバーにつきましては、先ほど、委員のほう、議員のほうからお話しがありましたように、奄美市、それから龍郷町、この両自治体の議会議長、それから各中学校長、ＰＴＡ会長、それから大島北高の同窓会の代表の方、それと地域住民、民間の代表の方、そして両役所の行政の代表ということで構成されております。その活動内容でござい

ますが、総会を年1回開いております。その際に学校側から学校の現状、あるいは課題、それから取組の計画、そういったものをお伺いをして、その上で先ほど申し上げました各委員のほうから助言なり提言なりをいただいているということでございます。26年度は市のほうから30万円の補助をいただいておりますので、それを使いまして学校で行います中学生の1日体験入学、このときのバスの借り上げ、それから北高の紹介をしますパンフレットの作成、それから学校説明会の際の会場の使用料、こういったものに使わせていただいているところであります。それから、この組織自体があまり住民に知られていないではないかということですが、確かにこの協議会自体が大島北高の活動を支援するという立場でありますので、さまざまな行事の中で振興協議会という名前は直接、確かに表に出ていないところでもあります。ただいま、議員がおっしゃいましたように地域を含めてみんなで活動を支えようということでもありますので、そういったメッセージを送るとか、あるいは雰囲気を知っていただくということを考えますと、何らかの形で、やはり協議会の名前が出てくることも必要でないかなと考えるところであります。この辺につきましては、協議会の中でちょっと提案をさせていただいて、検討をしていただこうかと思っているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。おおむね、もう分かりました。一応、大島北高もですね、自分も卒業生でありOBでもありますので、今の生徒の確保から見て、旧笠利町時代のときからですけども、存続についていろいろ協議してきていますけど、この協議会自体があるにもかかわらず、こういった存続についての協議とか、年1回とか、今言っていましたけど、この北高を存続させるためのそういった意見とかそういった議論とかは、この協議会では本当にされていなかったんですか。北高の存続についてですけども。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 先ほども話しましたが、この協議会自体の集まりというのは、幹事会が1回、それから総会が1回というふうに組まれております。その行事のたびに役員の方と学校側とで連絡を取り合って、いろいろ調整をしますので、その中で意見とかも出たりしているようですけど、会という形では、今言った年に2回の会合があるというところでございます。

15番（奥 輝人君） やっぱり協議会がありますので、その中でやっぱりワーキンググループとかそういった作業班とか付けて、そういった協議会を年1回、幹事会も含めて2回って言いましたが、それをやっぱり協議会あるのであれば、年3回でも4回でも臨時会でも開いてですよ、こういった問題について、北高の存続に向けての意見集約とかしていただきたいなと思います。先ほどのそのメンバーを見ますと35名とも言って、龍郷町とか奄美市、中では文教厚生委員の委員長、副委員長まで含まれているみたいですので、そういった方々は奄美市の中でいろいろ北高について意見がまた出しにくいとか、意見が出せないような気がしますので、北高存続についてですけども、やっぱりそういった作業部会でも作ってですよ、こういった協議会の中で意見を出していただきたいなという、これ私は提案であります、これは。そういったこと、できないでしょうか。今後の協議会の活動としてですけども。再度言いますが、作業部会などその協議会の中で作ってですね、北高の存続やら、また生徒の確保についてとか、いろいろな意見を出し合って北高を存続させる、北高の活性化させるということができるように、作業部会、北高、北高のOBだけ、だけでも作れるような形の協議会にしていきたいと私は思うんですけど、いかがですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今、ワーキンググループなりを作ってもっと活発な意見の交換ができないかということでございますけれども、振興協議会のほうに、今ご提案いただきましたそういったワーキンググループなりを作って、活動ができないかどうか、そういったことはお伝えをしていきたいと思いますが、その際にはやはり、同窓会の、先ほどのメンバーもそうですが、同窓会の方ですとか、

あるいはやはり一番北高を間近で見ている地域の方、そういった方の御意見なり、あるいは中学生の保護者、その辺の意見というのが大変参考になるのかなと思いますので、そういったところを含めて、できないのかどうかということは提案をさせていただきたいと思います。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、先ほどの説明でも、この協議会の中でも学校の現状や取組とか課題とか、いろいろ話し合っているという、学校側からのそういった話と、また委員からのほうは、また助言などをいただいているということでありましたけど、それではこの②に移りますけれども、この成果についてですけれども、協議会の中でこうやった取組があったということで、成果がどのようになっているのか、先ほどの活動内容聞いて、生徒たちの学力向上とか、また大学への進学や、また就職内定に成果が出ているのか、そこら辺りが進学率や就職率、大島北高の成果ですね。卒業された方々の成果はどのようになっているのかをちょっと聞きたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、大島北高等学校の進学ですとか就職につきまして、成果があるのかということでございますが、平成26年度の進学状況、就職状況ということにつきましては、4年生大学の進学者が7名、それから短大のほう6名、専門学校が26名、それから就職等が19名ということになっております。過去5年間で言いますと、国公立への進学者が8名ということになっておりまして、進学のほうの状況としてはよい結果が出ているかなと思っております。それから、学校のほうでいろんな資格が取れます。その資格取得に関しましても、その簿記ですとかあるいは電卓の実務、それから情報処理、こういったところの資格で言いますと、情報処理のほうは大変、100パーセント資格を取得をしておりますし、普通科の学生さんの中で1名の方が1級の資格を取った方もいるということでございますので、そういった資格取得の面でも大変いい成果が挙がっているということでございます。それから、部活動の面で言いますと、皆さんご存知だと思いますけれども、カヌー部の生徒さんたちが全国大会に出場をするなど、小規模校ではありますが、そういった特色を活かした活動でいい成績を出しているということでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応成果も出ているということで伺いましたので、今は少子化であって、北高にこうやって魅力がない、ないのかなと思っているんですけど、この生徒数とか今後の中学生から小学生までの生徒数など、ちょっと調べてみたらですね、龍郷町と笠利町だけでも約100名ぐらいの生徒数が、一応、今後予定されています。その中でですね、北高1学年2クラスということで、40名定員の80名が定員でありますけど、本当この龍郷町と笠利町の生徒数から見てもですね、本当、北高は存続もできるし、また北高の活性化も図られていき小規模校じゃなくて、本当中規模校にもなりうるような生徒数、今後の生徒数の推移、ありますので、そういった成果を十分に前に出してですよ、今の中学生とか小学生の中に北高の魅力を発信してもらいたいなという思いがしております。それとですね、一応、自分たちも前田ヶ丘同窓会の役員もなってますし、また保護者や地域住民などもですね、北高についてまだまだ生徒数を確保しなければならないということで、いろいろな問題提起なども受けています。そういった中でですね、この協議会とこの自分たちの前田ヶ丘同窓会と、あと地域の住民とか保護者とか、そういった方々とのつながりですよ。これ、また最初にもどるんですけど、そういったつながりがあって、その方々から意見を聞いたりいろいろ情報収集しながらですよ、進めてもらいたいと思うんですけど、先ほど1回目の答弁で話がありましたけど、今後の前田ヶ丘同窓会とのこの協議会との連携ですけど、そこら辺りまで、今後どのように考えているのかちょっと聞きたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、同窓会、あるいは保護者ですとか地域の方々との連携ということでございますが、大島北高等学校教育振興協議会、この中には同窓会の代表の方、それから集

落の代表の方にも入っていただいております。また、同窓会の方からはいろいろと御協力もいただいているというふうに伺っております。平成26年度はですね、企画調整課のほうでありました魅力ある学校づくり、これを利用をいたしまして、北高のほうでは聞き書きサークル活動というものを行っております。その活動自体は、その地域に入っていくって、お年寄りからいろんなお話を聞くということで、地域の方には大変協力をいただいたということでございますし、その地域のその方もそうして、高校生が自分たちの話をいろいろ聞いてくれるということで、大変喜んでいらっしゃったというふうに伺っております。また、その聞き書きサークルはこれが発端となりまして、鹿児島大学での発表、それから県の代表ということで、聞き書き甲子園ということで全国大会にもこの生徒たちが参加をしております。それから、学校のほうといたしましては、今後もこの活動を続けたいと言って、更には中学生にも参加をしてもらいたいと、そういったことでつながりを更に深めたいという考えのようでございます。それから、地域に貢献をするというということで、学生さんたちの海岸の清掃ですとか、そういったことにも積極的に参加をしているということですので、そういったことで、やはり地域に信頼をされる、地域に必要とされる高校というものを目指しているということでございます。やはり、地域の方に愛される高校、地域の方に必要とされる高校、こういったことを目指すということでございますので、やはり地域、それから同窓会の方々と連携を取りながらですね、そういった活動というものを更に充実をさせていきたいということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、前田ヶ丘同窓会という組織がありましてですね、5月の31日に総会と、午後からはグラウンドゴルフ、そして夜の部では懇親会を開催しております。そういった中にも、やっぱりこういった事務局、協議会などの方々も来てですよ、いろいろと意見集約、情報交換などしながらですよ、やっていかなければ、やっぱりこの北高の存続やら生徒確保について、多種多様な意見が出てくると思いますので、そこら辺りもやっぱり参加されてですね、勉強して深めていただきたいなと思います。その中にはですね、保護者もあり同窓会もあります。協議会の中には、代表しか行っていないくてですね、協議会に行けば前田ヶ丘同窓会の会長が1人とか、そういった方しか行っていないくて、何ら情報の共有化が図られないような気がしますので、協議会と前田ヶ丘同窓会もやっぱり一体となって、今後連携して取り組んでもらいたいなという、思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それとですね、今後についてですけれども、4番になりますけど、各中学校への広報活動についてですけれども、先ほども申し上げましたように、今、中学生、小学生など推移を見ますと、やはり笠利地区と龍郷地区でもやっぱり100名近くいますので、その方々がですね、やっぱり魅力のある北高に行きたいよって、行かせ、行ってもらいたいなということで、中学生やら小学生の対応ですけれども、そこら辺りの今の現状はどのようになっているのかをちょっと伺いたいと思います。はい。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 中学生への広報と言いますか、そういった活動についてお答えをさせていただきます。各中学校への広報活動といたしまして、まず笠利地区、それから龍郷町、それから名瀬地区、この中学校を訪問をいたしまして、中学生たちに、当の中学生本人たちに学校のPRをするという活動しております。そのほかに、もちろん学校説明会ということで、保護者を含めた会もしておりますが、その際にはそれぞれの中学校の出身の生徒さんも一緒に参加をしてもらって、学校のPRを後輩たちに、学校のPRをしているということでございます。それから、先ほど言いましたように、市の補助をいただいてパンフレット等も作っておりますので、そういった学校説明会ですとか中学校訪問の際には、そういったパンフレットも配布をさせていただいているところです。それから、このほかにですね、大島北高等学校の先生方が中学校のほうへ出向いて、それから派遣授業という形で活動をしているというのもございます。それと、各中学校のほうから希望の生徒さんを募りまして、北高のほうへ来ていただいて1日体験入学をしてもらうというような活動もしております。そういったふうに、や

はり、その受験生、新入生の確保に向けて中学校への働きかけというのにも、今、力を入れているところだということでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、今後の北高を背負っていくのは、今の中学生とか小学生でありますので、今言ったことをやっぱり成果として実践して上がる、上がるようにですね、この北高が存続できるように、中学生やら小学生に協議会を通じて、やはり何らかの形で示していただきたいなと思います。また、中学生になれば、またいろいろ意見やら要望とか、やっぱり中学生もあると思うんですよ。その中学生にこの北高の魅力があるのかなのか聞いたり、またアンケートなど採りながらですよ、いろいろなその北高に対するこうしてほしいとかそういったのもあるかと思うので、アンケートなど採りながらですね、進めてもらいたいと思います。

それではですね、（2）番の生徒確保についてでありますけど、これは生徒確保については、これは大島北高で、今、普通科と情報処理科が二つありますけど、これ、奄美本島内には大島北高と大島高校、また奄美高校、また古仁屋高校って4校ありますけれど、大島北高の特色あるもの、やっぱり生かしてもらいたいなということで、これ私も一応提案ですけれども、大島北高にですね、総合学科などを新設をされて、スポーツ推進科とかあと環境科とか農業科とか、そういった部分が勉強できるような、そういった環境などは構築できないのか。それは一応、生徒確保っていうこともありますけど、一応、奄美からですよ、島外に県本土に何名か、優秀なスポーツ選手とかが行かれると思うんですよ。特に赤木名中学から相撲部とか、今、盛んであって、県内の私立の高校にやっぱりスカウトされながらですね、行ってしまうので、私としてはその情報処理科の中でもいいですので、そういったスポーツ推進の専門分野を設けてですよ、相撲なら相撲でこの北高に行ったら北高でも相撲部があるから相撲部で頑張れば国体にも行ける、また進学もできると、そういった意欲のある高校をつくらなければ、島外に生徒を行かして、行かしたらなおさら小規模なってきますので、自分の提案ですけど、そういった総合学科とかの再編について、総合学科の新設とかについて、どのような考えがあるのか、ちょっと聞きたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 学科の再編ということになりますと、県の教育委員会が県全体の高校の在り方について議論をされる中で検討をされるのだらうと考えておりますが、お聞きをしましたところ、学校のほうにお聞きをしましたところ、現在のところ学科の編成という話はないということ、ことで伺っております。それから、クラブのことについても学校のほうにちょっと意見をお伺いをしたのですけれども、先ほども言いましたように現在はカヌー部が全国大会に出場をしております。そして、これは特色あるクラブの一つだというふうに考えておりますと。新たなクラブを増やすということにつきましては、現在部員数の不足から活動に支障を来しているクラブもあるということでございますので、やはり今後の生徒数の推移ですとか、あるいは生徒の要望、こういったものを踏まえたうえで学校のほうで慎重に対応させていただきたいということでございました。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、大島北高のこの前文化祭も行ってきましたけれど、やはり、やっぱり生徒数が少ないということで空き教室もあります。自分たちの時には1学年4クラスありました。今、2クラスになっております。合計でも4クラス以上がちょっと空き教室ということでもありますけど、先ほど相撲部ですけれども、空き教室を使ってですよ、相撲の土俵でも造って冬場でも練習できるような環境ができるのかなという教室も、大きい教室もありましたので、これ私もちょっと見てきましたので、そういったのがあれば、やっぱり奄美はやっぱり相撲で、どうにか相撲、この北高で指導して県体やら国体に出られるような選手が、多分、奄美の子供たちが県の私立の高校では活躍していますので、それもまた私立高校ということで、向こうも生徒の確保については本当厳しくて、向こうも必死になっていると思うんですよ。その必死さが向こうには感じられるんですけど、ここではあ

んまり必死さが感じられないもんだから、北高、大島北高に関して、ちょっと失礼になりますけど、もう少し必要なものに対してもまだまだ必死さを出してですよ、生徒を確保できるように、そういった環境を本当つくってもらいたいなと私は思います。今後についてですけど、やはり大島北高の生徒の確保をさせるためにはですね、何らかの手を打たなければいけないと思っております。今度の（４）になるんですけど、一応、通学補助とかも、今やっております。この通学補助も生徒たちの、そして親父兄たちも本当喜んでいるもんだと思っております。ただ私から見れば、ただこれはもう本当目先だけのこれかなという思いもしておりますので、できれば本当は北高に行きたくなるようなそういった魅力的な学校をつくらなければ、本当はいけないなと私はもう本当は思っているんですけど、生徒確保のために、島外に出さないためにもこういった補助をずっと出しております。そういった意味で、ちょっと意見が反比例しますけど、もう笠利地区において、今、通学するときにバイクの通学許可があります。そういったバイクの、笠利地区においては何ら補助ありませんので、バイクの燃料代の半分とかそういったものができたら、その地元の保護者なんかもちよっとは助かるのかなという気がしますけど、そういったバイクへの通学補助などは考えられない、考えられないのかちよっと伺いたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 笠利のほうのバイクで通学している学生への燃料代の補助というのができないかということですが、大島北高等学校の通学の補助といたしましては、先ほどもお話しに出ましたが名瀬地区から大島北高等学校へ通学をする生徒さんには通学費の補助として定期の３分の２を補助を行っています。笠利地区内のオートバイの通学の生徒さんですが、現在、６８名中２８名の生徒さんがオートバイでの通学だというふうに伺いました。ただ、その笠利地区内での通学にはもちろん徒歩のいらっしゃるんですが、あるいは自転車ですとか、あるいは保護者が送迎をしている、そして先ほど言いましたようにオートバイでの通学ということで、通学手段がいろいろさまざまでございます、その中で、オートバイの燃料代の補助ということにつきましては、他の通学手段の方とのバランスということもございまして、これは慎重に判断をさせていただきたいとそうように思います。以上でございます。

１５番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、大島北高だけがこうやって通学補助があって、大島高校とか奄高には笠利から行く生徒さんたちにはありませんので、そこら辺りは強くは言えないかと思いますが、本当にさっき言ったように、何て言えばいいか、目先だけの考えじゃなくて、やっぱり内容を充実させてですよ、大島北高に行きたくなる、そういった特色ある学校ですよ。もう繰り返してるんですけど、やっぱり学科の再編などもしながら、やっぱり県の教育委員会とも相談しながらですよ、こういった学科を入れたらどうか、さっき言ったように農業科でも私はいいと思うんですよ。１科目ぐらいは。情報処理科の中に農業科でもいいし、また環境科とかいって、今後、世界自然遺産登録を見据えてのそういった環境の部分のそういった部分もちよっとは入れていいのかなという思いがしております。そこら辺りも、教育長も県に出向くときはですね、大島北高にそういった大島高校と奄高にないような、そういった授業が受けられるようなシステムができるように、そこら辺も提案していただきたいなと思います。それで、今回終わりたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

それではですね、２番目の農業振興に移りたいと思います。（１）番のサトウキビ増産基金事業の継続についてであります。①の国の方針について。この事業はですね、平成の２５年度より実施されている事業で、２６年度と２年間で終了であります。サトウキビの生産量がですね、減少して反収も低下し、大変厳しい状況の中、この事業が出てきたものであります。この事業により、薬剤等の一部助成を実施し生産農家の経費を縮小し、少しばかり改善したのであります。しかしながら、例年並みの生産のには回復しておらず、生産農家は更なる継続を要望しているのであります。国の方針はどのようになっているのかをちよっと伺いたいと思います。その前にですね、このサトウキビはですね、平成２２年度産まではですね、３万トンを確保していたんですよ。そして、平成２３年度産と２４年度産について

は、もう1万7,000トン、1万6,000トン、これはもう、この被害っていうのがメイチュウの被害とか台風被害、干ばつ被害で本当に最低のトン数になりました。また、25年産についてはですね、ちょっとは回復したものの2万7,000トンで、昨年の26年度産が2万2,000トンと、また、若干また下がってきました。これも台風とかそういった自然災害がありましたので、そういった意味で、まだまだこのサトウキビ増産基金事業については農家のほうもこの事業を継続していただきたいという強い要望もありますので、国の、これは国の事業ということでもありますので、国の方針としてはどのようになっているのかを、ちょっと伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 奥議員のサトウキビの増産基金のことについて、経緯から現状のほうについて、私のほうから答弁させていただきます。サトウキビ増産基金事業につきましては、議員が先ほどお話しになりましたとおり、平成23年のメイチュウ被害による減収、また、平成24年度の台風被害による減収で2年連続過去最低の減収となりました。富国製糖管内の生産量で申し上げますと、平成23年度サトウキビにつきましては、反収が2.7トンで生産量が1万6,997トン、また平成24年度サトウキビにつきましては反収が2.75トンで生産量が1万6,658トンとなっております。減収への対策といたしまして、平成25年度から緊急的にさとうきび増産基金事業を実施したところであります。増産基金事業の内容を申し上げますと、まず事業費につきましては平成25年度が約1億2,500万円、平成26年度が約1億500万円であります。2か年度合わせますと総事業費が約2億3,000万円、うち国庫助成額が1億5,800万円となっております。実施内容につきましては、サトウキビの肥料、たい肥、薬剤、干ばつ等の事業を実施いたしました。その事業効果や生産農家の適期管理により、平成25年度は約2万8,000トンと回復いたしました。しかしながら、平成26年度の実産量につきましては、日照不足や10月に相次いで襲来した台風18号、19号の塩害等の影響で、平成25年度産を下回る約2万1,000トンとなったところであります。議員御質問のこういう状況の中において、国の方針はということですが、平成27年度は台風、干ばつ、病害虫の発生により、過去7年のうち5年間の平均で10パーセント以上の被害や生産量の減少が見込まれる場合において発動されるセーフティネット基金として事業を実施するということですが、従いまして、依然と少し違った内容になるということありますので、今後は注視をしながら強い要請を活動してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、ありがとうございます。はい、おおむね理解できました。一応、サトウキビも3万トンまで回復しなければですね、やっぱり地域経済にも支障も出るし、富国製糖も厳しい状況でありますので、そういった国の基金事業ですけれども、市長が言われたように、過去5年間に於いて10パーセントの被害が見込まれる場合はセーフティネット基金が、また発動されるということで、ちょっとは喜ばしい限りかなという思いがしております。本来であれば、本当、このさとうきび増産基金事業が継続されれば、本当は農家も喜んで、また3万トンに向けて、利益が、利益がですね、やっぱりやる気が生まれてくるかなという気がしております。分かりました。

それではですね、（2）番に移りたいと思います。農業、サトウキビに係る農業機械の個人導入についてであります。これも国の方針についてでありますけど、農業にかかる農業機械の導入についてはですね、3名以上の組合や団体等に導入が規制されております。この笠利地区においては、ほとんどの中規模農家や大規模農家等は組合をつくり導入を進めている現状であります。トラクターや作業機械、ハーベスターや除草剤の大型機械や、牛農家で言えばロールベアロー式などがあります。しかしながら、これから農業経営していこうとする農家は、組合等の起ち上げが厳しい状況であり、ほとんどが組合などを立ち上げている関係、現在、国が進める地方創生の中ですね、農業へのロマンを背負っていきけるような体制、体制づくりができない状況となっております。農家のある程度の要件や条件がクリアされればですね、やはり組合を作らなくて個人でも導入できる事業のやっぱり確保をするのがやっぱり

必要かなという思いがしております。今後ですけれど、地方創生を進めながらですね、やっぱり農業へのそういった大型機械を導入するには莫大な投資が必要でありますので、大きな資金も必要でありますので、国の方針はどのようになっているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 奥議員の農業に係る農業機械の個人導入についてというお尋ねに対してお答えいたします。議員御質問のサトウキビにかかる農業機械の個人導入につきましては、今お話しがございましたように、原則３戸以上の組合組織や団体、また受益面積の確保がないと機械導入ができない状況にございます。県や国の関係機関に改めて問い合わせをしましたが、今後の機械導入、個人単独での導入は今現在のところ難しいということでした。市としましても何とか個人単独の導入ができないかどうか、また有利な事業がないかどうか、情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

１５番（奥 輝人君） はい、分かりました。はい、おおむね理解できました。本当、これ前も１回一般質問の中で話したことあるんですけど、やっぱりこれやったら認定農業者が、こうやって奄美市にもいますので、認定農業者の資格を取得した場合はですよ、奄美市のこういった特例とか特区ですよ、こういった農業機械とかが県単でもいいし国の補助事業でもいいですので、できるような体制を作ってもらいたいと思います。そうしなければですね、やっぱり後継者とか新規就農者がなかなか育っていかないと、いきづらいという面もありますので、本当、重複しますけれど、笠利地区でもこの奄美市内でもですね、やっぱりもう３名以上の組合つくっていますので、そこに入ることもできないという状況でありますので、個人の導入ができるような、またそういったさっき言った認定農業者に限りとかそういった特区とかができるような、そういったことまで、一応精査をして調査をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、農業委員会に関する改革についてであります。この改革についてはですね、現在国において農業委員会の法律改正に向けて審議がなされております。衆議院の農林水産委員会がですね、この農業委員会に関する改革、法の改正ってということで、今審議をしておりますけど、現在は国会中でこれが可決されるかされないかは、まだ先行き、動向見なければ分かりませんが、分かりませんけれども、来年度にですね、農業委員会の改選があります。３月の２０日が一応任期満了をなっております。今の現時点で、この衆議院のですね、農林水産委員会のその審議がもし採択されなかった場合、来年の農業委員会はいままでどおりの農業委員の選挙とか公選でいくのか、そこら、ちょっと始め聞きたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） ただいまの質問の農業委員会に関しまして答弁いたします。現在、農業委員会では地域農業の維持、発展を図るため農地の流動化や法令に基づく農地法第３条、第４条、第５条の審議決定や県農業会議への諮問、農地パトロールを主とした耕作放棄地の解消に努めております。その中で農地の流動化につきましては、平成２６年度は１１０件、２２３筆、２１．３ヘクタールとなっておりますが、相続未登記農地や不在地主の存在などにより、流動化が進展しにくい地区もあるのが実状です。その方策として、委員による農地パトロールに加え、貸し手・借り手の掘り起こしに努め、その流動化を更に進めて耕作放棄地の解消につなげてまいりたいと考えております。また、地域農業の将来を考えるという目的で、平成２４年度より人・農地プラン推進支援事業がございしますが、この事業に関しましては農業委員会の役割として助言をするとなっておりますので、関係課と連携を取り委員会として助言をしてまいりたいと考えております。以上です。

１５番（奥 輝人君） はい、分かりました。今のは農業委員会の一応業務について、ちょっと説明されたと思いますけど、一つだけ聞きたいんですけど、今回の国会がですよ、今のところでは８月から９月

まで、一応延長ということでもあります。その中でですよ、この農業委員会の法律が改正されるっていうか、それが採択された場合は、今から聞く説明が、聞く質問が今の説明だったと思うんですけど、自分の聞きたいのは、もしそれが採決されなかった場合、来年の農業委員会の選挙ありますよね、来年。2月ぐらいに。もし、その採決がされなかった場合、不採択とかなった場合ですよ、そうなった場合は今までどおりで公選と推薦枠を設けてのことをやるのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） ただいま、国会審議中ですので、それがまず採決されなかった場合は、今、現状どおりでこういうことになると思います。はい。

15番（奥 輝人君） 現状どおりで行くということですね。分かりました。それではですね、今農業委員会の業務の内容について、今先ほど農業委員会の会長さんから説明がありました。大分分かりました。それではですね、一応、これが8月か9月までの国会の中で農業委員会の法律が改正が成立、成立した場合ですね、を見込んでですね、今度ちょっと聞きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。（2）番になりますけども、（1）番は先ほど聞きましたので、（2）番のほうですけど、農業委員のですね、選出方法について、この法律では公選を廃止をし、そして推薦枠を廃止をし、委員は議会の同意を得て市長が任命するとなっておりますが、奄美市はやっぱりこの方法で、この新しい方法でいくのか、そこら辺りをちょっと聞きたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 農業委員の選出方法についてですけども、現在、農業委員には公選が16名、選任で6名、合計22名となっております。ご質問の選出方法につきましては、現在国会で審議中ということもありまして、詳細については控えさせていただきますけれども、議会の同意を得て市長が任命するということになろうかと推測されます。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。それでは、もう（3）番の、それではもう奄美市の区割りとかの人数について、分かっている範囲でお願いしたいと思いますけれども、現在奄美市では2選挙区ありますよね。笠利地区と、あとは住用と名瀬で2選挙区体制であると思います。それでですね、名瀬・住用選挙区と笠利選挙区であります。区割りとか、区割りまたするのか、一本化するのか、そしてまた人数についてどのようにやっていこうと思っているのか、そこら辺りを分かっていたらお願いしたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 次の農業委員の区割り定数につきましてですけども、これも現在審議中ですので、詳細については控えさせていただきますけれども、区割りについては廃止ということになろうかと思っています。定数については法案が成立後、政令で定められると思いますので、それを待ちたいと思っております。以上。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。そういうことは、区割りはなくなって、一応奄美市はもう一本化するということで理解していいですよ、はい。あと人数については、これは成立したときに一応考えるということですよ、はい、分かりました。

それじゃ、（4）番の認定農業者についてでありますけど、この法の中ではですね、やっぱり認定農業者の採用の枠がですね、やっぱり過半数という数値が示されております。今度、認定農業者の数など農業委員に適されるそういった年齢層とか、現在のですよ、農業委員会の中で認定農業者などが配属されているのかを、ちょっと聞きたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 認定農業者についてですけども、本市においては平成27年度3月末

現在の認定農業者は92名でございます。うち、農業委員の中では約2名となっております。認定農業者の農業委員への選任につきましては、これも国会で審議中ですので、詳細はお答えできませんが、判明次第情報をお伝えできればというふうに考えております。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。それではですね、一応もう（5）は、と（6）は一緒ですので、この農地利用最適化推進委員の業務と人数についてであります。この農地利用最適化推進委員の業務、農業委員の下に付くかと思えますけど、こういった役割分担ですよ。そこ辺りどのようになるのか。また、この奄美市としてはこの農地利用最適化推進委員をやっぱり設けるのか、設置するのか、そこ辺りまでちょっと考えていたら、分かっていたらお願いしたいと思えます。

農業委員会会長（前山重一郎君） 農地利用最適化推進委員の業務と人数ということでございますけれども、農地利用最適化推進委員につきましては、業務内容につきましては農業委員の指揮の下で各地域における農地利用の適正化や担い手の育成、発展の支援を推進するものになると思えます。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応農業委員の改革については、いろいろ今、国会の中でも審議されておりますけれども、なかなか見えない部分もたくさんあるのかなという思いがしております。やっぱり、いろいろ情報を見ているんですけど、今の農業委員の仕事はやっぱり農地法に則ってですね、3条申請とか4条申請、5条申請をやったり、あと農地のパトロール、また耕作放棄地の解消などに向けて、今、取り組んでいると思います。そういった農業委員の仕事がですよ、こういう改革によって推薦になった場合、本当に農地が守れるのか、土地が守れるのか、そこら辺りが見えない部分があってちょっと危惧してるんですけど、これ政府が8月、9月までにはこれを結論出すと思いますけど、そうなった場合ですよ、農業委員会の会長さん、これ、これでもしなかった場合、そういった先ほど言った農地を守ったり、あと耕作放棄地の解消とかそういった面について、農業委員の新しくなった選任された農業委員がこういうことできるのか、また今後どのように考えているのかをちょっと聞きたいと思えます。いいですか、すいませんが。

農業委員会会長（前山重一郎君） もし、採択されましたらですね、一方では、片一方では現在の農業委員を半分に減らすという話も聞いているもんですから、大変我々としても危惧しているところでございます。これ以上は、半分に減らされて本当に農業委員会の業務が推進できるのかということなんですけれども、その分の補うということで、農地利用最適化推進委員というのを設置することになりますので、そちらのほうが、また重要な案件になってくるのかなというふうに思っているところですが、やはり農地を守る、有効な農地を利用するというのが農業委員会の仕事ですので、そういった面で大変危惧をされているところでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、今後の推移を見ていきたいと思えます。本当、農地利用最適化推進委員というのが設けられているということで、ちょっとは安心感もあるのかなと思えますけれども、そういった農地利用最適化推進委員にですよ、なりたがる人、それをやっぱり今後は探していかなければ、ちょっと厳しいのかなという思いもしております。本当、農業委員とその最適化推進委員の役割分担ですよ。そこ辺りをちゃんと線引きをされてですね、この、これが法が改正されたときに、また議論していただき、農地法が守られるようにしてもらいたいと思えます。

それではですね、私の一般質問をこれで終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で、市民クラブ 奥 輝人君の一班質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時43分）

議長（竹田光一君） 午前に引き続き一般質問を行います。（午後１時３０分）

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

１２番（大迫勝史君） 議場の皆様こんにちは。公明党の大迫勝史でございます。よろしくお願いいたします。

さて、直近の政治的課題といたしまして、選挙権年齢を２０歳以上から１８歳以上に引き下げる改正公職選挙法が１７日の参院本会議での全会一致可決成立をいたしました。１９日に交付され、施行日は交付から１年後の来年６月１９日となります。これにより、公明党が長年推進してまいりました１８歳選挙権が来年夏の参院選から実現する見通しであります。選挙権年齢の引き下げは１９４５年に２５歳以上の男子から現在の２０歳以上の男女に変更されて以来、実に７０年ぶり、未来を担う若者の声をより政治に反映させていくことが期待されています。世界各国の選挙権年齢については、昨年２月に国立国会図書館が調べたところによりますと、調査可能な１９１か国、地域のうち、９割以上が１８歳選挙権を導入しており、今回の改正は世界の潮流に合わせる改革となりました。選挙権年齢が１８歳以上に引き下げられる対象は衆院選、参院選のほか、地方自治体の首長や議会の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査などです。来年夏の参院選から適応される見通しで、新たな有権者となる１８歳、１９歳は高校３年生も含めて約２４０万人。これは全有権者の約２パーセントに当たります。今回の改正に伴い、１８歳、１９歳の選挙運動や政治活動も認められるようになります。そのため、地域の教育委員会によるガイドラインの作成やそれに基づく学校の自主的な規制などのルール作りが焦点となります。若者の政治参加への意識を高めるため、教育現場における主催者教育も必要になってきます。１８歳選挙権の導入については、公明党は４５年以上前から国会質問で取り上げるなど、一貫して推進をしてまいりました。今回の法案提出に向けても、大学生や高校生らと活発に意見を交換してきました。一方、１８歳選挙権の議論を巡っては現行法の不備も問題になりました。２０歳になり、選挙権を得た直後に引っ越した場合、新住所地に転入してから３か月未満で国政選挙を迎えると選挙人名簿に登録されていないため投票できません。そこで公明党は引っ越し前の住所地に選挙権年齢に達する前も含めて、３か月以上住んでいれば転居前の住所地で投票できるようにする、公職選挙法改正案を自民党などと共同で今国会に提出をいたしました。１８歳選挙権と同時に適用できるよう成立を目指してまいります。政治に対する若者の関心は年々高まりつつあると感じていますが、投票しても意味がないという声も多く、それが投票率の低下につながっています。その意味で、学校での主催者教育が重要になってきます。例えば、欧州では自分たちの町の政策を議論する授業などが活発に行われているようです。ただし、日本の学校は政治に関して完全に中立なので、大切なのは家庭での試みです。政党や政治、政策について家庭内で大いに語り合い、政治参加の意識を高めてほしい。同時に親の世代の投票率アップも課題となるでしょう。海外の政党に比べて日本の政党は青年組織の力が弱い傾向にありますが、１８歳選挙権の導入を機に、政治が若者のことを本気で考える流れを作っていきたいと思います。若者に魅力ある政策の実現を期待されるように、国会議員はもちろんのこと、庶民の声を吸い上げて国政に反映させる地方議員の働きも重要です。地方あってこそその国であり、国家の礎は地方が担っていることを肝に銘じて、議会、行政も我が町の繁栄に向け、国の未来へ向け、今以上に頑張ってまいりましょう。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。まず始めに、観光行政についてでございます。大浜海浜公園の砂の減少は何年も前から議会でも取り上げられてまいりました問題でもあります。その度に当局は同じ内容の消極的な答弁を繰り返してまいりました。最近、新聞報道に刺激されたかどうかわかりませんが、単費で手を入れていただきました。ビーチロックの除去や偏った砂を移動して応急処置をしています。しかし、現場を見たところ、除去してないビーチロックも大分残っており、それを２か所ほどに集めて砂をならした程度で景観は少しすっきりした程度にしか感じませんでした。当局は今後は浸食の様子を観察し法律の範囲内で対策を模索するとのことですが、そろそろ本腰を入れるべきではな

いでしょうか。県との協議が必要と言いますが、県は行政区分のグレーゾーン云々とか国定公園の海浜で日本渚１００選にも選ばれているにもかかわらず、保全区域外の一般海浜であるなどなどの消極姿勢にやる気を感じることはできません。保全区域外であるならば、この海浜を保全区域内に入れていただくのにはどのようなハードルがあるのか伺います。それと、当局は今年度実施する公園整備事業の中で検討したいとのことですが、具体的な計画案をお聞かせください。以上の２点、お尋ねをいたします。

次回の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく大迫議員にお答えいたします。奄美群島国定公園内に位置しております大浜海浜公園は海水浴場を始め、キャンプ場、海洋展示館、体験交流施設タラソ奄美の竜宮などの複合的施設を有しております。議員が今お話しになりましたとおり、日本の渚１００選や日本の快水浴場１００選に認定されているなど、奄美大島の一大観光拠点施設として多くの市民や観光客に利用されております。しかしながら、ご指摘のとおり、大浜海岸の砂がここ数年徐々に減少し、特に昨年の台風でかなり浸食が進み砂が減少し、現在の状況になっております。今回、市が行いました内容は海水浴場前の安全対策といたしまして、砂の減少で割れたビーチロックがむき出しになっている箇所、特に利用客の多い第１駐車場前の海岸へ下りる周辺について、割れたビーチロックの移設と砂の補充、敷きならしを行ったところであります。海岸保全区域の指定につきまして、管理者であります鹿児島県に確認いたしましたところ、大浜海岸については砂の減少は見られるものの、現時点で背後の施設に被害が及ぶ恐れが低いと見られることから、海岸保全区域に指定していないとのことでした。しかしながら、いずれにしろ申し上げましたとおり、観光施設資源として大切な場所でありますので、県とも十分に協議をしながら、安全で安心な海浜公園になるよう努めてまいりたいと考えております。なお、他のご質問については担当の部に委ねますので御理解いただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） もう１点の今年度実施の公園整備事業の中での検討についてでございますが、現在、小浜遊歩道整備事業に併せて対応できないか、検討を行っているところです。具体的には大浜海岸と同じ国定公園エリア内の小宿海岸に仮置きしております砂約５、０００立米、これ、今回敷きならしたその量の約１７倍分ぐらいございます。これを遊歩道整備の土嚢として使用した後に大浜の海浜に敷きならす計画をしております。現在、その小宿に仮置きしている砂の成分分析などの調査を専門機関に依頼しているところでございます。調査結果に問題がなければ、県や奄美海洋生物研究会などとも協議を行い、予定している計画を進めてまいりたいと存じます。以上です。

１２番（大迫勝史君） 小宿の仮置き場の砂を利用するということは聞きましたけども、先ほどのその保全区域外を保全区域内にするというハードルについて、県と協議するというのみの答弁であったと思いますが、このハードルについては、県だけ、県が了承すれば保全区域になるという認識でよろしいでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 保全区域の指定は県が行いますので、そのとおりでございます。ただ、先ほど市長も答弁しましたとおり、保全区域に指定する要件に足りないということです。繰り返しになりますが、現時点で、大浜海浜公園ですが、海岸ですが、背後の施設に被害が及ぶ恐れが低いと、砂の現象はあっても背後地に被害が及ぶ恐れが低いということで、海岸保全区域に指定していないということでございます。

12番（大迫勝史君） 分かりました。それじゃですね、その我々もその行政と協力しまして、一つの方法としては県のトップとか県議会に要請して働きかける方法もあろうかと思いますので、そっちのほうですね、検討していきたいと思います。それとですね、行くたびにそうそういつも疑問に思っていることなのですが、海の家ですね、レストランがあるんですけど、向こうの排水はですね、ちゃんと処理されて流れているのか。いつも思うんですけど、その辺の辺りはどうでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） ただいまの件でございますが、市の環境対策課、あるいは保健所等にも確認を行っておりまして、現時点で特に問題はございません。また、今後行う大浜海浜公園事業、リニューアル整備事業でございますが、その中においては当該施設を含め、公園一帯の再整備を行う予定といたしておりますので、その後は更に問題なく適切に対応できるものと御理解賜りたいと思います。

12番（大迫勝史君） はい、理解いたしました。どうしても、何かだだ漏れ、だだ漏れっていうか、その直接流れ込んでいるようなイメージがありましたんで、ごみは出口のほうで石でブロックされてますから、ごみは流れでないだろうなと思ったんですけど、その水質ということに関してですね、いつも心配しておりましたので、答弁のようなことであれば了解といたします。

それでは、続きまして今年も、今年度もクルーズ船が何隻か入港して、結構お客さんも降りていろいろ観光して歩いているところを見受けられましたが、これまでクルーズ船が入ったあとにいろいろ課題を残してきた問題が、案内所とか通訳含めてですけれども、両替とか移動手段のバスとかですね、レンタカーとかそういうところ、どう改善されているかお聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） これまで、大型観光船の受入に関しましては、奄美大島観光協会を中心に奄美市、大島支庁、奄美大島観光物産協会で歓送迎セレモニーや観光案内などを実施するとともに、岸壁においては臨時の物産販売所を設置しツアー客へのおもてなしを行っているところです。昨年以降、過去最大級となる約7万7,000トンのサン・プリンセスや韓国人観光客を乗せたコスタ・ビクトリアが寄港しておりますが、奄美市といたしましても約2,000人の乗客や多数の外国人観光客の受入は初めてということもあり、議員御指摘のとおり多くの課題が確認されたところです。まず、案内所、通訳についての課題でございますが、昨年来、外国人観光客の受入については市民ボランティア団体、奄美国際懇話会に御協力をいただいております。本年の5月24日に寄港しましたコスタ・ビクトリアでは昨年同様、韓国人観光客が多数来島したところでございますが、奄美国際懇話会において、新たに韓国語に対応できるスタッフも配置していただき、岸壁での観光案内所やシャトルバスが立ち寄る商店街、大浜海浜公園、大型ショッピングストアで韓国人観光客に対応していただいたところです。また、昨年度作成しました韓国語や英語版パンフレットを提示しながら説明することでよりスムーズな観光案内につながったところです。今年度は昨年度から実施しております、まちなかナビゲーション事業を活用し、クルーズ船で来島した外国人観光客に対応するためのまち歩きガイドの研修を実施するとともに、奄美群島広域事務組合による特例通訳案内士資格取得のための研修会も実施されることとなっております。今後とも、奄美国際懇話会と連携を密にし、受入体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、両替についての課題でございますが、現在、市内で両替に対応できるのは鹿児島銀行のみとなっており、対応通貨はUSドルに限定されております。両替については船内でも対応できますが、岸壁での両替所の設置についても、他地域の状況も参考にしながら関係機関と今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

最後に、移動手段の課題でございますが、現在7万トンクラスのクルーズ観光客船が寄港する際、オプションツアー参加者の人数を確認し、商店街等を周遊するシャトルバスを効果的に配備するなど行っておりますが、それでも観光バスやタクシー、レンタカーの移動手段の確保には苦慮しているところ

でございます。バスやタクシーは住民の大切な交通手段となっているため、観光と市民生活とのバランスに十分配慮しながら、交通機関との連携も図ってまいりたいと考えております。以上です。

12番（大迫勝史君） はい、了解しました。両替の対応がU Sドルのみということで、欧州からの船もありまして、やっぱりユーロとか中国通貨の元とかそういうことも、将来これから世界自然遺産登録になりますと世界中からいらっしゃいますので、必要になろうかと思えます。また、銀行のほうの両替もですね、規定どおり3時で閉まるという可能性もありますでしょうし、やはりお客さんによっては衝動買いをする方もいらっしゃると思えますので、やはりもうちょっとの改善が必要じゃないかなと思うところであります。

次の質問に、それとですね、以前も質問したんですけども、タグボートの件、以前質問のときにはその都度沖縄から引っ張ってきて、やっぱり100万円単位の金を船側が、船側なり旅行会社なりが支払うということでしたが、その後そのタグボートの状況はいかがなってますでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問の件は現状では変わっておりませんで、1回当たりの費用は船会社、船の大きさによって異なりますけど、おおよそ現在は2～300万円ほど費用がかかっているようです。タグボートを購入する際ですが、多額の資金、私どもが聞く範囲では3億円程度かかると聞いておりますが、そのような多額の資金が必要なことから、現在関係する民間会社においても購入には至っていないというふうに向っております。

12番（大迫勝史君） 過日ですね、ちょっとある業者に確認しましたところ、お宅らがもっているその代船のタグボートじゃないのかということをお尋ねしましたところ、名前出したらいかん、地元のその港湾会社から依頼を受けて何度かそれをやったことありますという返事だったんですけども、それはトン数によるものでしょうかね。

商工観光部長（菊田和仁君） 3万トンクラス以上になると、タグボートが必要だと伺っておりまして、過去にタグボートを使ったのはですね、補助的な役割で使用したことがあるとは聞いておりますが、現在、大型クルーズ船を牽引するだけの馬力のあるタグボートはですね、奄美市にはございませんで、従って沖縄から呼び寄せているということでございます。

12番（大迫勝史君） 分かりました。続きまして、防災行政についてですけれども、先ほど来出ております、大浜の砂の減少に関係しておると見られますが、当局は関連性を不明としています。小宿、小宿漁協の山側、先ほどおっしゃったたぶん、砂の仮置き場ということですが、あそこも仮置き場の砂以外にも溜まっている砂もいっぱいあるように見受けられますし、平松町の護岸は干潮の際はビーチが出現しまして、小宿大川も両側のテトラは河口から100メートルぐらいは砂に埋没してですね、砂州ができて大雨や台風による高潮などの災害が心配をされます。早急な浚渫が必要と思いますが、当局のご見解を伺います。

建設部長（砂守久義君） 小宿大川堆積砂の浚渫についてお答えいたします。小宿大川につきましては、県が管理する2級河川でございます。大島支庁にお聞きしたところ、県が管理する河川の堆積砂につきましては、堆積砂の状況を確認し、治水上緊急性が高い箇所からできる限りの対応をしてみたいということであり、小宿大川河口部の堆積砂につきましても、状況を見ながら対応を検討していくとのことでありましたので、御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） はい。それではですね、その先ほど小宿の仮置き場の砂、移動して再利用すると

いうことでしたが、この、今言った、私が言いましたその小宿浜里からその平松にかけて堆積している、ビーチを形成しているその砂をですね、大浜のほうに戻すということは可能なのか、可能かどうか、ちょっとお伺いをいたします。

建設部長（砂守久義君） 今、議員お尋ねの大浜海浜公園に小宿や浜里の砂を移設することにつきまして、その砂の成分が大浜海浜公園の水質悪化などにつながらないことを前提に、県に申請し許可が下りれば可能であると伺っております。

12番（大迫勝史君） 是非、よろしくお願いをいたします。

次にですね、同じく浚渫の問題なんですけども、朝仁新川の河口付近もですね、砂の堆積が多く、台風時には毎度、道路にですね、漂着物が散乱して住民の方が大変苦勞されております。ここも同様に浚渫の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

建設部長（砂守久義君） 朝仁新川河口付近の浚渫についてお答えいたします。朝仁新川につきましては、冬季風浪時や台風通過後の河口部において、砂の堆積や多くの漂着物が散乱している状況があることを承知しております。市としましては、その都度河口部の砂や漂着物の除去を行い、河川の流れを確保できるよう対応しております。今後も現状把握に努め、安全・安心で快適な生活環境のため、適正な河川管理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） はい、適正な河川管理をということですが、やはり見に行かれるときにはですね、是非御近所の住民の方からも聞き取り等、ひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、環境行政についてでございますが、ノネコ問題について。今年の4月24日からノネコ問題調査のために奄美を訪れた神奈川大学の諸坂准教授から実効性のない条例を指摘されました、飼い猫適正飼養管理に関する条例について、その後見直しの検討はされたのか伺います。また、見直す場合の近隣町村との連携について、併せて2点をお伺いいたします。

市民部長（則 敏光君） それではノネコ問題につきまして、①と②を併せて答弁させていただきます。

飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例につきましては、平成23年10月から施行されております。また、これは奄美大島5市町村で同時に施行された条例でもあります。施行から4年を迎える条例でございますが、条例の存在自体はおおむね認識されているようでございます。ただ、詳細な中身が、まだ周知不足の感がいたしております。そのような関係で、5市町村の担当者にも働きかけまして、今一度、この猫問題に対して取り組みを検討し、併せて条例改正の必要はないのかということで、昨年12月に5市町村で構成します奄美大島ねこ対策協議会というものを設置いたしました。これまで3回会合をもっております。飼い猫の適正な飼養方法、あるいは市街地の野良猫問題等について、情報交換したり、それらの対策について協議をしております。先ほどの御指摘の専門家の先生、諸坂先生でございますが、につきましても、この協議会で招聘をいたしましたものでございます。飼い猫条例について、奄美の現状に照らして専門的な立場から御意見をいただいたということでございます。制度上の注意点、あるいは、それを遵守していくポイントなどについて詳しくお話しいただいたところでございます。5市町村の共通の課題として、今後も本協議会において検討を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（大迫勝史君） その罰則関係のことも、先生はおっしゃっていたと思うんですけど、その意識啓発のための罰則関係のほうは協議されていますでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 罰則につきましても、御指摘をいただきました。実効性がないのではないかと
いうような御意見です。5市町村とも罰則がございませんで、しかも餌やり禁止というのは、また奄美
市のみというような条例になっていると、そういったもので、実効性はいかがという御指摘で
ございました。

12番（大迫勝史君） やっぱ、ある程度ですね、罰則というか、5市町村それぞれ環境的な状況も違
うと思いますので、奄美市のような街では、やはり餌やりさんが問題になると思いますが、この餌やり
さんがですね、やっぱり市内のあちこちにいらっしやいまして、行政のほうも一生懸命TNRで対応し
ておりますが、私の近所の方もですね、このお隣に餌やりさんの高齢者がいまして、その方の、その方
のというか、その方が餌付けをしている猫がですね、隣の民家の家に、屋根裏にいっぱい入りましてお
産処と運動場と化してまして、天井のほう、屋根裏のほうが。そして、どたばたやっているうちに、天
井板が落ちてきて、抜けて、猫が落ちてきた。それも1か所じゃないんですよ、見にいったんですけ
ど、3か所ほどあちこちに天井が抜け落ちているところがあると。この方は悲しくもですね、家を建て替
える計画を、もう今検討中ということでございます。また、市内では下方だと聞きましたけど、担当部
局のほうからもう1件、そういうですね、報告があるということでございました。現在、エリアごとに
TNRを施していると思いますが、そのTNRのいままでの実績件数と成果を分かれば、お答えいただ
きたいと思います。

市民部長（則 敏光君） TNRということでございますが、野良猫捕獲、トラップですね、不妊手術、
ニューター、元に戻すというリターンでございますが、平成25年度にはスタートいたしまして、5か
所で103頭、103匹ですね、103頭の野良猫を手術いたしました。平成26年度は11か所24
6頭の野良猫を手術いたしましたところでございます。実施地区につきましては、苦情の多い地域、山間の
地域とか、そういうとこ優先いたしておりますが、最近ではうちの近所でもやってもらえないかと、い
ろいろと要望もあるようでございまして、徐々に浸透しつつあるものと効果を実感いたしているところ
でございます。以上です。

12番（大迫勝史君） そうですね、そのエリアごとにやられてるんですけども、今部長おっしゃったよ
うに、やっぱりピンポイントであちこちにそういう餌やりさんがいて、そういうところもあると。そうい
うところも含めて、エリアだけでなくそのポイントポイントを合わせたですね、対策も必要じゃないか
と思っております。現在のこのトラップ、ニューター、リターン、このTNR事業の事業進捗具合で問
題解決になるには何年ぐらいかかるとお考えでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 野良猫、あるいはノネコの絶対数が今のところはっきり掴めてはおりません
が、小笠原などでは人口が3,000人弱ですね、2,700名ほどで徹底してやりまして10年かか
ったというような実績がございますので、それからいきますと、このような形を続けると10年どころ
ではないなというような思いではございます。ただし、これはTNRを有効に実施しながら、同時に飼
い猫の適正な飼養を徹底して啓発お願いをしていくという、両面政策が必要じゃないかというふうに思
っております。そのような形でこの野良猫対策、ノネコ対策を進めていきたいと考えております。以上
です。

12番（大迫勝史君） そうです、おっしゃるとおり、小笠原、父島、母島では、今、この問題解決して
おります。やはり、10年近くかかって。その主な要因はやはりTNRもありますし、やはり部長のお
っしゃったように一番の要因はこの住民側ですね。住民たちも飼い主会を結成し適正飼養のためのルー
ル作りやモラル向上に取り組んでいると。当初、もう今まで事業を始めてから500匹くらいのです

ね、猫が東京都の獣医師会のもとに搬送されていると。この搬送されたからといって処分するわけではなくてですね、この猫たちは里子になるために、軟化、軟らかくするですね。もう、野生の猫は適さないとわれて処分されている状況なんですけど、徹底してですね、人に慣れさせる訓練をすると、訓練というか、猫、人間の側に置いておくだけで、ゲージに入れてもいいですよ、だけで、2か月ぐらいで猫は人に懐くんだという実験証明もされているように思います。しかし、一番の要因はやはり飼う側、住民、飼わない人も含めてですが、住民のモラル、意識啓発、そっちのほうにですね、断然力を入れていくべきじゃないかなとは思っています。

それでは、続きまして次の質問に移らさせていただきます。下水処理汚泥についてでございますが、下水処理汚泥は、現在、当市においても肥料等に活用していると認識しておりますが、それ以外の活用している事例があれば教えてください。

上下水道部長（上島宏夫君） では、本市の活用状況についてお答えします。本市で発生する下水処理汚泥は年間平均3,186トンであり、そのうち63パーセントが肥料等として農地還元を活用され、37パーセントが焼却処分となっております。現在、肥料等としての農地還元以外の活用はない状況であります。

12番（大迫勝史君） 63パーセントは肥料として活用されているということで、最近ですね、下水処理汚泥には貴金属、レアメタル、リン、水素などが含まれていて、それらを抽出して収益を上げている自治体もあります。汚泥版都市鉱山として、近年、注目を集めているところです。本市でもこういった研究、調査する可能性はないか、伺います。

上下水道部長（上島宏夫君） 下水処理汚泥の再利用につきましては、議員御質問のとおり、テレビや新聞等において報道されており、再生自然エネルギーとして近年注目を集めていることについては認識しております。下水道汚泥の再利用としては、一つ、リンを利用する肥料、メタンガスを利用する燃料、発電、汚泥を炭化、炭化にしまして石炭の代替燃料、下水道の熱を利用する地域の冷暖房などがあり、大都市圏を中心に実証実験や実用化がなされているところであります。本市では平成16年度に黒糖焼酎粕及び下水道汚泥等地域バイオマス資源を用いたエネルギーの利用の可能性調査事業において、黒糖焼酎粕や下水汚泥などを活用し、バイオガスを発生させ発電し、名瀬終末処理場の維持管理費を軽減させるという調査を行いました。しかしながら、建設コスト等の費用対効果が得られず、断念した結果となっております。下水汚泥の再利用にはこの資源を抽出し精製するためには多額の設備投資費と維持管理費がかかります。大都市圏においてはスケールメリット等により、供給資源となる汚泥量や需要者であるエネルギー利用者が多く、設備投資と維持管理費に対する費用対効果は高く、事業としても成り立つ状況にあります。本市としても、下水汚泥の再利用を図りたいとは考えておりますので、今後の再生エネルギーの技術革新や建設コスト等の削減など、時代の変化を注視しながら研究、調査等の可能性を探ってまいりたいとは思っております。

12番（大迫勝史君） 可能性を探っていくということで、一つ例をちょっと紹介いたしますけれども、長野県諏訪市、地理的条件自体もいいらしいんですけども、汚泥を高熱焼却した際の1トンの灰から、1トンの灰にですね、1,890グラムの金が含まれると。灰を処理する配管にこびりついた塊には、1トン辺り6キロから22キロの金が含まれていると。現在の金価格は上昇傾向にあり、1グラム5,000円から7,000円の間を推移しています。長野県は正に県全体で一攫千金を手にしたと記事にありました。また、今年3月にアメリカでは人口100万人の排泄物から1,300万ドル、16億円相当の、単純計算ではアメリカ全人口で4,800億円相当の希少金属が採れる可能性があることが発表されましたと。大量生産、大量消費の時代は曲がり角を迎え、捨てられていったものに価値を発見す

ることが重要になってまいりました、ということです。これはもう、答弁いりません。

次きまして、次の質問に移らせていただきます。4番目の市民生活でございます。奄美ナンバーの普及についてでございますが、現在、奄美全体では6.4パーセントの普及率との報道が過日ありましたが、本市における普及率はどの程度あるか、お聞きします。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美市における普及率につきましては、自動車検査登録事務所において、市町村別に奄美ナンバー登録数の集計を行っていないことから、不明となっております。しかしながら、軽自動車に限りましては、本市の税務課が把握しているデータから、4月末現在で9.1パーセントとなっております。以上です。

12番（大迫勝史君） 普通車は分からないということで、軽はそれでも9.1パーセント、約1割ですね。この一番のネックはですね、平日に時間と費用をかけて手続きをしなければならないということだと思います。また、車検時に自動的に切り替わると勘違いしている市民も大勢いるようであります。検査登録事務所等への協力依頼は市としてやっておられないのか、お聞きをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 自動車検査登録事務所への協力依頼につきましては、本市としましても土日での対応ができないか、相談を行ってきたところです。しかしながら、全国システム登録の関係上、奄美自動車検査登録事務所だけでは対応できないと伺っておりまして、現段階では困難であると理解いたしております。これまで、市といたしましても自動車検査登録事務所と協力して、事業所への戸別訪問による依頼や新聞を活用した告知、イベントでの普及啓発活動など連携して取組を進めてきたところです。今後、奄美大島自動車整備振興会などとも連携し、車検時における切り替え促進についても協力をお願いしてまいりたいと考えております。以上です。

12番（大迫勝史君） そうですね。車検時に切り替えるのが一番、その余計な費用を業者さんにも協力していただいて、出てこないように、私も3月に車検でしたので、業者さんに頼んで切り替えてもらいましたが、そのときには決まった費用、法定の費用しか請求をされませんでしたので、そういうほうで、業者の方にも協力依頼をしていただきたいと思います。それとですね、この奄美ナンバーの市民に対しまして、何かしら特典のようなものは考えられないのかどうかお聞きします。例えば、軽自動車税の納付期限がうっかりして過ぎていた場合、1か月以内であれば督促料免除とか、そういう形で何でもいいんですが、何か考えられないのか、お伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 御指摘の奄美ナンバーに切り替えた市民に対する特典の御質問でございますが、奄美ナンバーにつきましては、群島民が長年要望して実現したものであり、奄美を広くPRするとともに奄美に住む人にとっての誇りでもあるものと考えております。従いまして、市民の方々の奄美を愛する熱い思いで特典がなくても積極的に切り替えを行っていただきたいと考えているところです。しかしながら、普及率が低迷している現状において、啓発活動に併せて何らかの促進策についても検討を行う必要あるものと考えております。今お話しのありました督促料の免除については条例上困難であると考えておりますが、例えば期限を設定し、その期間内に登録されたナンバーを対象とした抽選を行い、例えばですが、市が保有するJACの株主優待券などをプレゼントするなどの取組も考えられるのではないかと思います。今後ともどのような取組が効果的か引き続き検討を重ねてまいりたいと思います。

12番（大迫勝史君） その飛行機の優待券、是非進めてください。

それでは、次の質問に行きます。高齢市民生活でございますが、引き続き、高齢者に優しい施設にす

るためにということで、道の駅奄美大島住用の施設についてお尋ねいたします。道の駅奄美大島住用の玄関前のこの植え込みですね、是非外灯を設置していただきたいということでございます。2年前の平成25年の議会報告会のおりに必要性を感じまして、職員の方々がこうライトアップしたりしていろいろ苦労されておりましたので、階段があるんですよね、あそこね。翌月の第1回定例会で設置のお願いをいたしました。当時の部長答弁では自然遺産登録では核となる周辺であり、安全面を考慮してできるだけ早い時期に実現可能な外灯設置に努めてまいりたい、との趣旨の答弁でございました。議事録を見ていただければ分かると思いますが、それから2年が経っておりますが、まだいまだに未設置になっている経緯を御説明をお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御承知のとおり、マングローブパークにつきましては、昨年就航いたしましたバナラエアを始め、大型クルーズ船の寄港、世界自然遺産候補地となったことなどにより、入園者は近年、増加傾向にあります。御指摘いただいた件につきましては、これまで時間を要しておりますが、太陽光発電など自然エネルギーを利用した外灯設備を計画しており、現在実施している森と水のまち住用観光プロジェクト事業の中で整備する予定でございます。計画では平成28年度、来年度を予定いたしております。こういった有利な補助事業をできるだけ活用するという事で、若干時間を要したということでございます。御理解を賜りたいと思います。

12番（大迫勝史君） 28年に設置ということで、3年というのは若干とは言えないとは思いますが、なるべく早くよろしく願いいたします。道の駅は24時間トイレの開放とかそういうこともしなきゃいけないので、安全面を考えてなるべく早くお願いをいたします。

そしてですね、今年の梅雨は昨日、一昨日と大雨が降りましたが、平年より降水量が少ない見通しが出ております。2月ごろ、所用があり住用庁舎に行ったおりに大変な雨が降っておりました。診療所前に止まった一台の車から高齢者の方が雨の中を車から降りようとしていたところに、ドクターが傘を広げて高齢者の方を迎えに走ってまいりました。雨天時にはこの光景がよく見られると職員の方が話していました。診療所と庁舎の間に屋根があって、その車が、車がその下まで入ることができる車寄せ的なスペースがあれば問題は解決すると思います。テント張りのような施設でも構いませんので、できないかどうか、御検討願います、見解を伺います。

住用総合支所事務所長（市川哲義君） 住用の国保診療所玄関前に車寄せの屋根を張れないかとの御質問でございますが、2階駐車場から診療所までの移動は玄関に入るまでの間、通路に屋根はございますが、利用者は車から降りて診療所に入るまでに雨に濡れてしまうということではないかと思えます。議員御提言の診療所前に雨よけ用のテント張りということでございますが、診療所前が非常に強い風の抜け道となっており、テント屋根ごと飛ばされてしまうことが考えられます。そのため、利用者は行政棟の2階正面入口に駐車いただければ、車寄せ用に屋根も広く施工しておりますので、雨に濡れずに移動ができます。また、1階駐車場は屋根付きとなっておりますので、高齢者の方でもエレベーターを利用し行政棟の中通路から診療所へ雨に濡れずに移動ができますので、このことについて庁舎内に順路表示や診療所内へお知らせ用チラシを設置し、利用者へ周知してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

12番（大迫勝史君） では、その順路表示という、看板的なものをですね、なるべく大きく分かるようにしっかりと整備をお願いいたします。

続きまして、空き家対策特別措置法についてでございます。空き家に対する市町村の立ち入り調査や特定空き家に対する指導、勧告、命令、代執行、過料の規定ができる空き家対策特別措置法が先月の5月26日に全面施行されました。市町村は空き家対策計画を作成するため、協議会を組織しなければな

らないことになっておりますが、その協議会の設立計画と人員構成をお示してください。

総務部長（東 美佐夫君） お答えします。国のほうで5月26日に空き家の特措法が制定されまして、ガイドラインが示されたところです。このガイドラインの提示を受けて、来月の7月ですが、鹿児島県において運用に関する説明会が開催されることになっております。その中において、この法律の趣旨及びガイドラインに対する考え方や方針が示されるということでございます。その説明会の中において、今御質問の協議会設立等の考え方が示されると思いますので、説明会を踏まえた上で、県内の動向を把握しながら、まずは本市における課題を整理しながら空き家対策等の体制の整備、あるいは協議会の設立、人員構成等について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

12番（大迫勝史君） 説明会がこれからあると。それからいろいろ策を、対策を練っていくというか、それから準備を始めるということによろしいですね。それでは、特定空き家の定義をお示してください。また、特定空き家と判断された場合、更地と同様の課税率になるのは翌年度からなのか、教えていただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 特定空き家の定義でございますが、特措法の中の第2条第2項に定められておりまして、一つ目がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。二つ目が著しく衛生上有害となる恐れのある状態。三つ目が適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。四つ目がその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。この4項目のいずれかに該当する場合というふうに記載をされております。税率の関係まで併せてですが、固定資産税のほうは毎年1月1日を賦課期日となっております。特定空き家等と空き家と判断された場合は、その翌年の1月1日を賦課期日とする年度から更地と同等の課税ということになります。以上です。

12番（大迫勝史君） ということは、何て言うか、この特定空き家が決定するというのは、今先ほどもおっしゃった説明会がこれからで、協議会の立ち上げもこれからで、更にそれからチーム組んだりいろいろやるということで、何年間はかかるということですね。よろしいですか、それで。そしてですね、そうなった場合に、指導、勧告、命令、代執行、命令に従わない場合の過料がありますが、当事者が過料や代執行の費用請求に応じられない経済状況にある場合はどうなるのか、お答えください。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほどの答弁の補足になりますが、まず条例を作らないといけないということになりますので、その条例を作ったあとに、先ほどの特定空き家等の調査を行っていくということになるかと思います。それで、ただいまの御質問ですが、まず空き家の予想件数ですが、昨年ですが大島地区消防組合のほうで空き家の実態調査をしておりますが、今年の3月末現在で名瀬地区で62件、住用地区で43件、笠利地区で13件ということで、合計118件ということになっております。これは特措法に基づいた明確な調査ではありませんので、この廃屋、ただいまは廃屋のほうですが、廃屋にあたる件数が特定空き家と想定されるというところでありまして。代執行に関してであります、経済状況に関わりなく空き家等の対策の推進に関する特措法ですね、14条第9項及び、これは行政代執行の第6条の規定になりますが、より当事者、つまり空き家の所有者へ請求をするということになります。これにかかる債権は解体費用などの直接経費と調査費、裁判費用などの間接経費に分けられますが、直接経費は地方自治法の236条により5年間で時効、間接経費については民法の167条により10年で時効ということになります。このような費用を原因者である当事者へ請求しても支払能力がないということがありますが、このことが結果としてはこの自治体の負担ということになりますので、これが今後の

課題ということかと思えます。以上です。

12番（大迫勝史君）　そういうことで、多分、トラブルや訴訟案件にも発展するケースも予想されると思いますが、担当課にその専門部設置は考えておられますでしょうか。

総務部長（東　美佐夫君）　空き家をもたらす問題を解消するためには、さまざまなケースが考えられます。そのため、法制、防災、衛生、景観、あるいは文化財という点も考えないといけませんので、そういった各課が総合的に体制を構築する必要があるというふうに認識はしております。今後、7月の説明会を受けてですね、こういう体制どうするかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

12番（大迫勝史君）　そうですね。やはり、いろんな部署を超えたですね、関連するいろんな部署が関連してくると思いますので、どうしても専門部署は作らないけないだろうなというように思っております。

続きまして、市有地の活用についてお伺いをいたします。金久中学校の円形校舎の跡地の活用について、計画があるかお聞きいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それではお答えをいたします。金久中学校につきましては、老朽化が著しく、耐震性の確保、そういうことで22年度から25年度までの間に整備をいたしたところで、この事業の中で23年3月にこの円形校舎につきましては、解体をいたしております。解体後ですが、学校の整備の期間中は現場事務所ですとか資材置き場ということで利用をしておりましたが、現在は更地となっております、今後の利用計画ということですが、現在のところこの円形校舎の跡地の利用については、今後検討をしていくということになります。

12番（大迫勝史君）　そこで、一つ提案でございますが、金久中学校の円形校舎跡地にテニスコートを新設できないかとのお願いです。理由としましては、金久中のグラウンドのテニスコートは主に男子テニス部が部活に使用をしています。部員数の事情や顧問の先生の指導理念も関係すると思いますが、女子テニス部はほとんど毎日、三儀山運動公園のテニスコートへ走って通っています。帰りは途中で暗くなることもありますので、毎日保護者が車で迎えに行きます。こういう事情を配慮して、生徒や父兄の環境改善を図るべきではないかとの思いでの質問です。御見解を伺います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　金久中学校はですね、27年度、28年度に屋内運動場の改築事業を実施をいたします。その際、現在、先ほどの話に出ました、ありますテニスコート、これ自体についても使用ができなくなるということでございまして、ですので体育館ができたあと、グラウンドの中にテニスコートをどう配置するかというようなことは、今後、協議をしていかなければならないと思っています。それで、その改築の間のことも、それから改築後のことも含めまして、そのテニスコート、野球部のグラウンド、それから陸上、サッカーというふうにほかのクラブもありますので、そういったクラブとの調整も必要になるかと思えます。そうした中で議員のほうから提案のありました件についても、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

12番（大迫勝史君）　よく分かりました。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹田光一君）　以上で、公明党　大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３１分）



議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

新奄美 橋口和仁君の発言を許可いたします。

７番（橋口和仁君） 議場の皆様、こんにちは。新奄美の橋口和仁でございます。平成２２年度第２回定例会一般質問を行います。

まず、一般質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきたいと思います。昨年１１月２８日にまち・ひと・しごと創生法が公布、施行されました。仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える町に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことが急務であるとして、２０６０年を目途に人口減少問題の克服や成長力の確保を図るとされております。そうして、国にまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を義務付けるとともに、県・市町村に対しても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について努力義務を課すと。先般、５月に奄美大島５市町村が連携して広域的に地方創生に取り組む奄美大島総合戦略推進本部が設置されました。５市町村が連携して人口減少対策や地域経済の縮小の克服を図ることを目的に、作業部会が設置され、少子化対策に、今後取り組まれる予定であると。また、奄美群島においては、それに先立ちまして、平成２４年に奄美群島観光物産協会ぐーんと奄美が設立され、平成２６年に奄美群島成長戦略ビジョンが策定されております。平成２６年から平成３５年までの１０年間、雇用の創出に重点をおいた産業振興目指す目的で、奄振の重点３分野、農業、観光・交流、情報、そして定住と文化を基軸として奄美群島成長戦略ビジョンが策定されております。奄美の懸案事項であります雇用問題、そして今回の地方創生における人口減少問題の取り組みは今後の奄美の自立自興に向けた取組において重要な案件であるということを認識しております。そのことが早期に成就できることを期待するところであります。改正奄振法が昨年施行、延長されました。奄美群島交付金が創設され、奄美群島航路航空運賃軽減事業や奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業により物流体制や人的交流などの更なる農産物の振興や交流人口の拡大がみられました。特に交流人口においては格安航空の就航により、その効果が大きく、先般地元紙にＬＣＣ効果４２億円という記事が掲載されました。それによると格安航空就航後にホテルやレンタカー、飲食店や土産物屋、更にガソリンスタンドや観光関連施設などに雇用が生まれ、経済の波及効果があったと。また、クルーズ船寄港による効果もあり、経済状況も好転の兆しが見えてきたのかと思うところであります。これまでの群島一体となった取組が、今、正に好循環を生み、奄美が輝く要素が生まれ、奄美の追い風感が感じられるところであります。その追い風の効果を更に高めていくためにも、今後の意欲的な取り組みが求められてまいります。そこで、質問を行います。

まず、昨年の効果を踏まえて、観光産業に従事する雇用状況も改善が図られたことと思いますが、本市の雇用状況の改善の状況はどうか、まずお示しをしていただきたいと思います。

次回から、発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 橋口議員にお答えさせていただきます。まず、雇用の状況についてということでございますが、名瀬公共職業安定所による平成２６年度新規有効求人数を見ますと、観光産業に最も密接な宿泊業、飲食サービス業については、月平均５１名の求人があり、対前年度比で１３．２パーセントの増となっております。また、他産業への波及効果につきましては、これまで議会等でお示ししてきた経済波及効果額が商業や運輸、サービス業等への波及効果額を含めた金額であり、観光業以外の産業においても効果が現れておりますことを御理解いただきたいと思います。雇用の拡大等につきまして

は、議員御案内のとおり、奄美群島成長戦略ビジョンにおいて、農業、観光・交流、情報の3分野を産業振興の基軸として雇用創出の振興を進めているところであります。併せまして、現在取り組んでおります地方創生におきましても、人口減少対策と雇用の創出が大きな柱となっております。観光産業は総合産業とも言われるとおり、さまざまな産業の雇用創出に大きな波及効果がございますので、地方創生や奄美群島振興交付金などを活用し、振興施策に取り組んでまいりたいと考えております。また、世界自然遺産を見据えた航路についてでございますが、現段階では具体的なLCC等の新規路線については伺ってはおりませんが、行政といたしましては期待される新路線の開設、新たなLCCの参入、チャーター便の増加等に対応するための体制整備も行うことが観光産業の振興にとって必要であろうと考えておりますので、皆様方のお力をいただきながら、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。また、ホテル…、

(発言する者あり)

よろしいですね。はい。以上でございます。後ほども、また答弁については担当部局にお願いいたしますので、御理解いただきたいと思います。

7番（橋口和仁君） 市長の答弁で非常にこの経済状況、そしてまた雇用状況も非常に改善されてきています。そしてまた、昨年のLCC効果、新しい新路線というのも、次につながる観光振興において、非常にまた大事なことでありますので、その辺りでもですね、行政として、またしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、平成23年に本市においては奄美市総合計画が策定されております。将来にわたっての本市のあるべき姿、今後のまちづくりの方向性を明らかにする、今後10年間の羅針盤であるということで、その基本構想の中においてですね、観光・交流人口による消費額が記載されております。それによると、平成19年に183億円、そして最終年の平成32年に215億円ということで、約30億円の増加が見込まれていると。今年27年度でありますので、その経過の中で当局が推計した額に到達しているのか、その併せて、雇用状況もその数値と同時に改正されているのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員の御質問はですね、恐らくその数値は奄美市の総合計画を作るにあたってですね、いろんな目標の指標を定めたときに積み上げた数字だと思っております。従いまして、観光・交流人口をですね、45万人に設定いたしまして、その45万人から割り出した観光消費額、その観光消費額を更に積み上げていったものが総生産額がですね、その積み上げの数字に使ったものでございまして、今申し上げた数値はベースは観光・交流人口45万人に設定しておりますので、その意味から申し上げますと、観光・交流人口、今まさに増えてきております。従いまして、観光・交流人口が増えるということは、雇用の改善につながってきておりますし、その総生産額も目標に向けて徐々に数値が積み上がってきているというふうに御理解いただきたいと思います。

7番（橋口和仁君） はい、分かりました。部長の答弁で、今言ったんですけどね、やっぱり実際に雇用状況も経済状況も、ある程度改善の兆しが見えてきていると思いますので、その辺りを踏まえてですね、その数値の経過の状況というのも、ある程度想定されてきているのかなということでちょっと確認させていただいたところになります。今の答弁で理解させていただきましたので、その件については終わります。

次に移ります。平成18年3月20日にですね、本市は全国的に稀な飛び地合併をいたしました。そして、今年市制施行10周年を迎えます。10年を迎えるにあたり、施政方針において市長は総合計画に沿って残り5年間をしっかりと、名瀬・住用・笠利の特色を活かした地域活性化に取り組むとの考えを示されました。そして、その総合計画の中にはですね、一体感の醸成と均衡ある発展ということが記

載されております。今、名瀬・笠利・住用の現状を踏まえたときに、人口減少はどの地域でも減少しておりますが、特に今回、笠利地区のことについて特化して質問させていただきますが、笠利地区の現状、この雇用環境、産業形態など、また昨年の地元スーパーの倒産や基幹産業のサトウキビのここ数年に渡る不作、そして公共事業の減少などの状況で非常に厳しい経済が見えております。そこで、笠利地区においては、今、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業は取り組まれております。地域の資源や物語を載せた観光案内板の設置、そしてガイドブックなどが作成され、観光振興への環境整備が少しずつではありますが取り組まれております。しかし、昨年の入込客、そしてまた奄美から非常に注目されている状況を見ておりますとですね、その整備状況が少しずつ立ち後れてきてるんじゃないかなという思いがいたしております。そこで、今回2番目ですね、あやまる台地の今後の計画ということで質問させていただきますが、今の現状踏まえてですね、このあやまる台地の上の計画はどのようなになっているのか、お示しをしていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） あやまる台地の今後の計画についてお答えいたします。あやまる岬には昨年度約8万人の観光客が訪れておりますが、トイレや休憩施設などが整備されておらず、観光客への十分なもてなしができていないのが現状でございます。また、10年近く空き地となっているあやまる台地については、観光関係者や市民からトイレや休憩施設等の要望はあるものの、現在具体的な計画には至っておりません。このような状況を踏まえ、今年度グラウンドゴルフ場を除くあやまる公園園地内とあやまる台地の整備計画について、庁内に検討委員会を設置し、現在協議を重ねているところでございます。特にあやまる台地の整備につきましては、市民や観光客、観光関係者へアンケート調査を実施し、調査結果の内容を踏まえて検討委員会の中で整備方針を策定することといたしております。あやまる台地を含むあやまる岬観光公園につきましては、地域の観光振興、交流人口の拡大につながる整備計画が必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

7番（橋口和仁君） 今の部長の答弁ですね、今回、今年ですね、あやまるの台地を含めた検討委員会を設けるということでありますが、私はこの件についてはですね、平成19年の一般質問で取り上げさせていただいて、そのときにですね、その当時の市長が民間を含めた民間投資を含めたことを検討していかざるを得ないということを述べておるわけですね。あくまでもその公共ですから立ち後れてるんじゃないんですか。その辺り、どんなですか。この9年間、ずっとそのままの状態があるというのは、あまりにも遅いんじゃないんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今の議員のおっしゃるところもあるかもしれませんが、非常に大事な場所、貴重なところということで、時間がかかっているのも、もう私どももそのように思っております。今先ほど申し上げましたように、アンケート調査なども踏まえて、既に庁内の検討委員会は設置しておりますが、その方向性が決まりましたらですね、行政が担うのか、公設民営がいいのか、あるいは民間投資を公募型の提案をいただいてやるのか、そこら辺りはまた方向性が固まった段階で検討させていただきたいと思っております。

7番（橋口和仁君） このあやまる台地の近場ですね、今期ですか、民間の企業が入ってこられまして、莫大な投資をして、そこに事業所を構えるという話が来ております。そこにやっぱりその多く、何10名かの雇用も生まれてきているということで、当初、冒頭においてですね、観光によっての雇用ということを、やっぱり考えておる中でですね、民間がこれだけ2年間の中で、即時に判断して投資をすると、そしてそこに雇用が生まれるという状況を踏まえたとき、9年間もそういう課題があって、是正しないといけないという状況を、何でできないのかということなんですね。取りあえず、部長が今話を、検討会、検討委員会を設けると、そしてアンケート今やっているということでありますのでね、少しで

も早く取り組んでいただきたい。特にあやまるの台地はですね、トイレ、特にトイレですね。鍵になる施設もやっぱり要望したいとこであります。トイレがないってことは、そこに訪れる方にとっては非常に負担をかけているという状況にありますので、早々とまた検討していただいて、そこに何とか課題解決に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次に移らせていただきます。次に、赤木名地区での古民家構想は検討できないのかということでもあります。赤木名地区での古民家建築についてですね、いろいろと今回は提案させていただきますが、これまでに観光振興の一環として集落散策や民家を利用した交流がなされておりますが、赤木名地区における大島仮屋跡の石垣や街中の生け垣、更に高倉などは地域の魅力という観点からすばらしい魅力があり、その上で観光地としての価値も十二分にある地域であると思います。そこで、新たにその地に古民家を移築し、建設することによって、観光振興の交流拠点施設として一体的に観光振興を図ることはできないのかということでもあります。古民家と言っても私が考える古民家は復興以前の民家であり、旧笠利町の伝統的な民家の形式とは、おもてとしゃんや、そしてまた、復興施設となる高倉・畜舎で形成されております。そしてこれは何よりもですね、この建設においてはカヤ葺きということでありまして、その特徴は昔、原風景であり、また奄美の生活遺産であるのだと思っています。その施設において、笠利地区の島唄や八月踊り、そして島の食材通した地域と一体となった交流連携が図れば、更なる観光の振興が図れるのだらうと思っていますので、そこら辺りの検討は、今現在されているのか、お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 赤木名地区では文化的景観保存事業を推進し、古民家等の保存に努めているところでございます。現在、赤木名地区にある古民家を活用した観光施策として、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業を活用し、今年3月に笠利観光まちづくり実行委員会が主体となり、赤木名モニターツアーを実施し参加者からも高い評価を受けているところでございます。今年度につきましても、同じ古民家を活用して首都圏のエージェントを対象にしたモニターツアーや商品化したツアーを計画しているところでございます。観光客が求める古民家につきましては、古民家を含む周辺一帯の風情などその環境すべてを求めているものと理解をしております。今後におきましても、今ある古民家や島にある素材を活用した多数の観光メニューを作成し、笠利地区の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

7番（橋口和仁君） はい、分かりました。是非、早急に取り組んでいただきたいと思っております。それと同時にですね、どうしても行政の中で1課において、今、観光分野の職員が配置されていると思っておりますが、これを横断的にできないのか。観光に特化したチームっていうのかな、プロジェクトチームっていうことで取り組むことはできないのか、その辺りをちょっとお伺いをさせていただきます。

商工観光部長（菊田和仁君） 歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトでは、昨年度、先ほどお話しもございましたが観光案内板や集落歩きガイドブックなど、観光客が地域内を周遊するための環境整備を行ったところでございます。併せて、地域として観光客を受け入れるための体制づくりを行うため、核となる組織として、笠利地区内の観光業者や観光協会関係者とともに笠利観光まちづくり実行委員会を立ち上げております。昨年度、同実行委員会が中心となって集落歩きや地元食材を使った料理、8月踊り体験など各種体験メニューを組み合わせ、集落を舞台とした観光モニターツアーを実施したところです。ツアー参加者の感想も良好で、観光商品として磨き上げていける可能性を十分感じられるものでありました。現在、同実行委員会では民間団体が持つ知識と経験をもとにメニューの造成や実施体制の効率化を再検討し、モニターツアーで実施した各種体験メニュー内容の精査を行っており、併せて販売ルートなどの検討を進めているところでございます。今後、同実行委員会を中心に、笠利地区の観光振興策として他の集落でもこのような観光メニューが実施できないか検討を進め、笠利地区の特徴を活かした観

光メニューの造成拡大を目指しているところでございます。また、観光資源は自然景観や文化財、一集落1ブランドなど多岐に渡るため、市役所内部でも関係各課と連携して観光振興を進めているところでございます。行政と同実行委員会の取組が地域住民全体の協力と理解が得られることで、先ほどの御質問は行政の連携でございましたが、今後、民間主体の組織づくりにもつながっていくものと考えていくものと考えているところです。以上です。

7番（橋口和仁君） はい、非常に部長の答弁で理解をさせていただきます。非常に期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、移らさせていただきます。次に喜瀬地区の国道58号線の道路状況について、まずお示しをしていただきたいと思います。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。国道58号の笠利町喜瀬地区の道路拡幅と歩道設置及び線形改良の計画はないかとの御質問でございますが、道路管理者である県にお聞きしたところ、地元からの陳情、要望を何度か受けているところではありますが、抜本的な改良は人家連担部であり、現在のところ困難であるとのことでございます。

7番（橋口和仁君） 現在においては困難であるということではありますが、先だって私、その喜瀬地区のほうから回ってきました。西回りであったんですが、非常にこの離合する際にですね、車の離合する際に非常に危険を感じるんですね。特に急カーブっていうんでしょうか、また道幅も狭くて、大型車が来たときに本当に危険を感じます。特にまた、そこにおる住民の方々、歩いて歩行して来ますが、たまに渡ってる姿を見ますけど、非常にあの道路をいち早く、その危険性を変えていきたいと、拡幅してということで、以前の笠利町の時代にですね、要望書がでてると思います。それと併せてですね、さっきの見解の中においてもですね、城地区の国道58号線のことも述べられておりますが、これと一体となって、奄美市が抱えるその道路状況の改善に向けて、陳情なりいろんな要望を出して、早期に改善が図れるように、一つお願いをしたいなと思います。それについて、またちょっとありますか。

建設部長（砂守久義君） 県といたしましては、平成24年に実施いたしました通学路の緊急合同点検を踏まえまして、緊急的な安全対策として現在の道路区域内での側溝蓋の設置や路肩部を利用した歩行スペースを確保し、カラー舗装やラバーポール等を設置するなど、通行車両が減速するよう注意喚起を図る計画で、平成24年度から年次的に実施しているところであります。本市といたしましては、国道58号線、喜瀬地区、また城地区の歩道設置を含めた改良について、地元と一体となって今後も強く県へ要望してまいります。以上です。

7番（橋口和仁君） 部長が言われたように、はっきり言ってそこは抜本的な対策は、じゃないんです。道路を拡幅するとか、そういう安全・安心を図れるようなやっぱり道路環境を作っていかなければ、それと併せてですね、今後、世界遺産といういろんな展開になったときに、入込客っていうのは必然的に増えてまいります。今、レンタカーが非常に足りないという情報も入っておりますので、そういうこと踏まえたときですね、あそこを通る交通量というのは必然的に増えてくるんです。ですのでですね、部長、これは毎年毎年要望して、早期にその道路の環境整備を図っていかなければ駄目だと思いますので、是非、よろしくお願いをいたします。はい。それでは次に移らさせていただきます。

次に、空き家についてその現状と課題についてということではありますが、昨年、消防署で空き家の実態調査が行われております。その現状はどのようになっているのか、また新たなる課題は何なのか。昨年とその前で調査をしているのであれば、示していただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それじゃ、お答えいたします。空き家の実態調査とその新たな課題ということですが、先ほど大迫議員のほうでも答弁いたしました、5年前と比較してという数字ですが、大島地区の消防組合が行っている空き家実態調査では平成18年度が472件でございました。今年の3月31日現在では729件ということですので、257件空き家が増えているということでございます。新たな課題という点ですが、I・Uターン等の定住促進住宅の確保ですね、ということで特に集落においてですが、貸していただける空き家がなかなか見つからないということが課題でございます。現在の状況を申し上げますと、定住促進住宅で空き家を活用しているのが、これは公的機関も含めてですが、13棟の27戸、うち民間のほうは5戸というような状況でございます。以上です。

7番（橋口和仁君） 今472件から792件ということで、2～300近く増えているわけなんですよ。そのことを踏まえてですね、次の4番目の空き家特措法によってということで質問させていただきます。4番目の空き家特措法によって空き家の解消は今後進むのか。今後の対策はということで、まずその対策について伺いをさせていただきます。

総務部長（東 美佐夫君） 今後の対応ということで答弁させていただきたいと思いますが、今回の取組の中で空き家バンク制度の新設に向けた準備を進めております。来月の7月8日を予定しておりますが、鹿児島県の宅建協会と協定を締結することにしております。これによって、貸し手と借り手、売り手と買い手の契約がしっかり担保されるということになるかと思えます。これまで不動産事業者に扱われることが少なかった集落の空き家でございますが、このことで空き家の活用が進み、その空き家の減少につながるものというふうに期待をしているところです。併せてですが、地方創生の一環として、7月から、今、要綱等の整備をしていますが、住宅購入費の助成、移住者用ですね、移住者用の住宅購入費の助成と、改修の助成。この二つの事業を創設することで、今準備を進めているところでございます。こういったことで空き家の解消に努めたいというふうに考えております。以上です。

7番（橋口和仁君） 空き家の解消について、一つの事例を申し上げさせていただきますが、今宇検村のほうで、村がある集落、そして校区に対してですね、補助金を出して、集落、その校区が窓口となって受入体制を作ると。そして、家財道具、また空き家等のある程度解消しながら、そこに入ってもらおうと。そうすることによって、その地域の活性化という点と、また防犯もいろんな景観もあります、その辺りがしっかりと改善されてくると。そしてまた、屋仁集落においてですね、活性化委員会というのが立ち上がっておりまして、それは集落でしっかりと、もう今の人口減少対策と一環としてですね、空き家、そしてまた学校の子どもの少子化対策ということもあってですね、その辺りのことを踏まえて集落単位でやっておるんですが、先ほど部長の答弁で7月ですか、空き家バンク通していろんな面で助成したいということであるのであればですね、頑張る地域にしっかりとその予算を充てるという形をつくるのが一番大事なことはないかなと思うわけですが、その辺りの周知っていうのは、また、その辺りの検討っていうのはできないのか。その辺り、ちょっとお示ししていただきたい。

総務部長（東 美佐夫君） 集落の頑張る集落にということで、私どもも事業を進めているところですが、現在進めている事業で紡ぐきよらの事業がございますので、この事業を活用してですね、その趣旨に添った組み立てをしていただければというふうに思いますので、是非御検討いただきたいと思います。周知のほうということになります、現在、周知のほうとしてはですね、先ほどの空き家バンクの創設、それと助成事業、こういったものについては、現在、駐在員嘱託委員会を通してですね、周知を図っているところでございますので、今後島内外の出身者の方、あるいは所有者の方々にもこの周知を広げていくようにですね、努力をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

7番（橋口和仁君） 先ほどの大迫議員への答弁である程度理解させていただきましたが、国においても税制的にやっぱりしっかりとバックアップして空き家対策やっているわけですね。実際も、どの自治体もこのことについては、とにかくこう少しずつ進んでいくと思いますが、群島に先立ってどんどんこの空き家の解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

それでは、次に移らせていただきます。次に教育行政についてであります。今後の小・中学校の校舎建て替えの計画はどのようになっているのか、まずお示しをしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 公立の小・中学校の施設につきましては、これまで平成23年に国が示しました27年度までのできるだけ早い時期に耐震化の完了を図るようという方針を受けまして、建て替え事業、それから耐震補強という耐震化事業をまず優先して進めてきたところでございます。この耐震化事業につきましては、今年度から来年度にかけて実施をいたします小湊小学校、それから金久中学校の屋内運動場改修事業をもって一応終了ということになります。今後は老朽化の著しい笠利中学校の校舎の改築事業を始めとしまして、大規模改修と併せた施設の長寿命、長寿命化事業の実施などによりまして、老朽化した施設の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（橋口和仁君） 耐震化については小湊と金久で一応終了ということで、ただ老朽化激しい建物に対しては大規模な建設ということで理解をさせていただきます。そのことを踏まえて次の質問に入らせていただきますが、まず笠利中学の武道館の現状と今後の対応ということで、まずお示しをしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、笠利中学校の武道館の現状ということでございますが、笠利中学校の武道館につきましては、昭和55年度に建設をされたということでございまして、既に34年が経過しております。武道館のほうは外壁の落下等が見られまして、老朽化が進んでいるものと認識をしております。現在、体育の授業で武道館を使用しているということでございますが、1・2年生が合同で年間で10時間、それから3年生が10時間ということで武道館を使っているということでございます。ただ、学校のほうといたしましても、この武道館の使用については大変苦慮しているということでございました。今後の方針でございますが、武道館を単独で補修、若しくは建て替えということになりますと、これはちょっと困難ではないかというふうに考えておりまして、先ほど申しました学校の改築、これに合わせて武道館の改修、若しくは改築ということを検討させていただきたいと考えているところでございます。

7番（橋口和仁君） 単独では非常に厳しいと、困難であるということで、学校の建設と一体となって取り組むということなんですね。学校、学校建設と一緒に解体ということで、やっぱりやるということなんですね。そこで、そこでですね、以前部長のほうからお聞きしました32年という話を、31年、32年という話を、聞かせていただきました。そのあとに、武道館のほうに見に行きました。その状況がですね、非常にこう、正面玄関が足場がちょっと段差があると。外壁もちょっと落ちてきているということで、一番危険性を感じるのがですね、その下のほうに民家があるということなんですよ。先の奄美地震っていうのかな、先般起こった地震、その地震というのはいついかなる想定外の状況で発生する可能性もあるわけですよ。もし、もしもですよ、その小高い丘にある武道館が地滑りとかそういうなったときは、必然的にこの安全ということ考え、非常に厳しい、危険な部位に建っているわけなんですよ。そのことを踏まえたときに、この次の質問に入りますが、31年、32年という計画でありますけど、これを前倒しで建設できないのか、その辺りは検討されていないのかどうか、ちょっと質問。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 先ほども奄美市の学校の改修計画につきまして、少しお話しをいた

しましたが、笠利地区内におきましても、学校の改修計画、あるいは教職員住宅の建て替えの計画もございます。各学校の老朽化が進んでいる施設につきましては、もちろん改修の必要性は認識をしておりますが、奄美市全体でのその改修計画、あるいは笠利地区内におきましても、その優先順位を検討した上で整備を行うということにしております。今現在の状況で武道館の部分を前倒ししてということは大変厳しいなというふうに、今考えているところでございますので、御理解をお願いいたしたいと思えます。

7番（橋口和仁君） はい、分かりました。次に移らせていただきます。

次に、笠利中学校の上部校庭に設置されているトイレの改修の計画はあるのかどうか、まずそこ辺りを示していただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 笠利中学校の上部校庭のトイレのことでございますが、笠利中学校のこの上部校庭のトイレにつきましては、現在水洗化がされておりませんで、くみ取り式のトイレということでございます。従いまして、利用する際に、生徒ですとかあるいはスポーツ行事等で利用しますと、集落の方々からも臭いがあるとかそういったふうなやはり意見があるということでございます。水洗化をされてないということでございますので、やはり水洗化につきましては改修を急ぐ必要があるだろうというふうに考えているところでございますので、今後、経費等を算出をいたした上で計画の中に取り込んでいきたいというふうに思っております。

7番（橋口和仁君） 部長はその状況を踏まえて、悪臭もするシコバエも飛ぶし、そしてまたその以前は戸で閉めきれられておったんですが、閉めきるとどうしても悪臭が湧くということで、戸は完全に取り払らってあるんですね。外から見ればトイレに入っていく、誰が入っていくというのがはっきり見えてくるんですよ。目隠しのないという状態で。その辺りの認識はされているですか。その辺り、もう一度確認させていただきたい。その現状を、現状を認識されているのかどうか、ちょっと。

教育委員会事務局長（森山直樹君） このトイレの現状ということにつきましては、お話を伺っておりますので、改修の必要性は確かにあるというふうにこちらのほうも認識をしているところでございます。

7番（橋口和仁君） そしたら、改修の必要性があるということであるならですね、この近場にですね、9月には体育大会あるんですよ。体育大会。この先ほどの部長も話しされたように、近場の方も入ってくると。体育の教育の一環で、また向こうを使用する頻度が多いということで踏まえればね、この9月ってのはそれ以上に利用する頻度が高くなってくるんですよ。今の状態で、今の汲み取り式の状態でそのまま移行するのか、その前に、この9月、9月に入る前に改修する考えあるのかどうか、その辺り意見、ちょっと示していただきたい。

教育委員会事務局長（森山直樹君） この夏の間にそういうことでございますと、まだ予算化もされていないところでございますので、大変厳しいと思っております。ですので、こちらのほうもできる限り早い時期にということで考えておりますので、秋までにはちょっと難しいと、それ以後ということで御理解をいただきたいと思います。

7番（橋口和仁君） はい、分かりました。そこまであつては、予算上も非常に厳しいわけですね。そこまでは、と思ったんですが、もし一応ことと思ってそう投げかけさせていただいたんですが、できるだけ早くですね、その辺りの状況を改善していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次に移らせていただきます。5番目の奄美市名瀬・住用地区学校給食センター整備についてありますが、①と②を一括でお伺いをいたします。①の運用において配送体制の取組はどのように行うのか、そして②の自校方式からセンター方式に移行するが、周知体制をどのようにされているのか、納入業者への対応についてまでお示しをしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、給食センターの件でございます。配送につきましては、文部科学省の示す学校給食衛生管理基準におきまして、調理後2時間以内に給食ができるようにするため、配送車を必要台数確保すること。それから、容器、運搬車の設備の整備に努め、運搬途中の塵埃等による調理済み食品等の汚染を防止すること。それから、調理済み食品等が給食さる、されるまでの温度の管理、及び時間の短縮を図ることということに規定をされております。このことから、奄美市名瀬・住用地区学校給食施設整備検討委員会におきまして、配送ルートを設定し、作業時間も考慮した実走データや食器、食缶を収納するコンテナ等につきましても、検討をいたしました。その構想において、配送ルートにつきましては、調理後2時間以内の給食ができるルートとし、調理から給食までの時間短縮を図るため、必要な車両及び人員を配置すると。それから、コンテナは搬送途中の汚染防止や温度管理に十分配慮するとともに、配送の効率性や食缶の積み下しの作業性、そういったことを考慮して、提供する給食の数によって、容量の異なるコンテナを使用することとしたところでございます。

7番（橋口和仁君） 先だって、基本構想という資料を見させていただいて、ある程度中、中身においては理解をしているつもりなんです。部長がさっき言われたように、配送時間、そして配送体制っていうのも、また調理関係のほうもある程度こうだなという想定ができた上ですね、先だって笠利と龍郷の給食センターのほうに行ってみいました。向こうが約1,000食ということで、こっちの中では4,000食ですね。複数献立ということではありますが、4,000食の複数っていうとなると、まず2,000食なのか、これを1,000食なのか、その辺りをちょっと確認させていただきたい。要するに龍郷においても笠利においても、1,000食で頑張って1,000食なんです。頑張ってその時間に間に合う。2時間ってなると、12時半に給食摂るんですが、10時半以降にでき、調理ができあがるということで、時間を計画したときには、果たしてこの1,000食の、1,000食で頑張って1,000食なんだけど、これが2,000食とか4,000食なったときは、はっきり言って無理だという話も聞いておりますので、その確認のために、複数献立というのはどれぐらい考えているのか。その辺り、ちょっと示していただきたい。

教育委員会事務局長（森山直樹君） この検討委員会の中で、先ほど言いましたその食材の調達の問題ですとか、作業時間の問題、それからリスクの分散、そういったことを配慮いたしまして、メニューの複数化ということを挙げてございます。そのこれが幾つに分かれるのかということでございますが、この間の検討委員会の中では数をどういうふうに分けるという結論は出しておりません。これにつきましては、今後、センター化に向けた委員会の中で検討することになります。考えられる方法としては、例えば中学校と小学校のメニューを分ける、あるいは地区割をして決めると、分けるというふうなことは考えられるかと思えます。

7番（橋口和仁君） まだ、見出してないということで、今からなんですね、検討、検討してすることではありますが、視点を変えてですね、再度質問させていただきますが、今、市街地においてはほとんどが自校方式ですね。笠利だけが給食センター方式ということで、奄美市、名瀬・住用含めて自校方式ですね。その自校方式のメリット、デメリットっていうのが、この何年後に一括してセンター方式に移行するんですが、なぜ、今時期にこの自校方式を閉じてセンター方式にいかないといけないか。今、全国的においてもですね、センターから自校に移行するところもあるんですよ。自校に行く、移行す

るところもあるんです。そこはなぜかっていうと、給食は誰のために作るのか。誰の目線であるかということ、最終的には、子どもたちのためなんですね。そこには食育という言葉があるんです。具材をこの、自校のほうでは具材が入ってきますし、その給食のおばちゃん、調理師のおばちゃんがそれを皮むきから、そして調理して、するわけですね。そこに子どもたちがそのできた給食を取りに来ると。これが一つの大きな食育じゃないですか。もし、センター方式移行したときには、これが閉ざされていくんですよ。目に見える、目に見える教育がそのセンター方式になった時に、これが閉ざされていきます。なぜ今、センター方式移行しないといけないんですか。これも一括にしないといけないんですか。平成11年に分散という、上方、下方、そして古見方ということで、三つの分散のセンター方式ということが答申されているということでの記事が、掲載、記載されておりますが、センター方式が今ありますが、この自校方式を残す、残しながら、順次にセンター化に向けてはいけないんです、いけないんですか。要するに、このセンターの4,000食をじゃなくて、1,000規模の建設して、そして、今ある自校方式を徐々に閉ざしていきながらというのは検討できないんですか。そのあたりどうなんでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） センター化にすることにつきましては、理由がいろいろございます。我々のほうは自校方式の、食育に関して自校方式が劣っているとは思っておりませんで、その点に関して言えば、自校方式のほうがセンターに比べれば有利、有利とか勝っている部分だろうというふうに思っております。従いまして、センターにした際には、そういった食育の部分にも配慮して、見学コースをきちっと取るというふうなことも考えているところであります。なぜセンター化かということでございましたが、まず一つはですね、給食室を、まずドライシステムにしないといけないのが、まずございます。ドライシステムにするということは、施設の造り、それから設備、そういったものを大幅に変更しないといけません。これをすべての学校やったときの費用とセンターにしたときの費用、これも一つの理由でございます。それと、もう一つ大きいところはですね、現在の学校の敷地の中で給食室を建て替えるということになりますと、期間としてはやはり半年、あるいは1年という期間を見なければいけませんので、給食を作りながら、供給をしながら新しい建物を造るということになりますので、そうすると学校の敷地内ではそこに対応できないということも一つございます。そういうことがございまして、センターかということでございますので、決して食育の観点だけでセンター化とかそういうことの話ではないということ、どうか御理解をいただきたいと思います。

7番（橋口和仁君） この件については、部長との見解と私とは違います、はっきり言って。時間もありませんので、いつかまた、機会を得てですね、この件について、また議論をさせていただきたいと思っておりますので。一つだけ言いたいのはですね、急いで、急いでことをすればいろんな面で課題が多くなってくるんじゃないですか。それともう一つは誰の、誰のためにこのセンター化にいくかということをもう一度検討、中に示してですね、検討していただきたいと思います。

議長（竹田光一君） 以上で、新奄美 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 渡 雅之君の発言を許可します。

9番（渡 雅之君） 議場の皆さん、こんにちは。第2回定例会、初日の最後の一般質問であります。あとしばらくお付き合いをお願いいたします。

先月２９日に発生しました口永良部の火山災害においては、島民１３８名が人的被害もなく、全員が一つの避難場所に集まったと。防災関係者によりますと、これは奇跡だというふうな言い方をしています。これも、昨年８月の噴火以降、毎月のように災害訓練を、避難訓練を行っているという結果だというふうに思ってます。特に高台にある避難所に移動するという点については、車を持たない方々も結構いらっしゃるようではありますが、隣近所が車に便乗していち早く避難したということでもあります。市内にも自治会の自主防災組織というのがありますが、やはり、自治会の役員だけで構成されているという傾向にあります。先般の口永良部の災害もそうですが、やはり経験者がそこで指導しているというのがあります。市内においても、自衛隊のＯＢの皆さん、警察のＯＢの皆さん、そして広域消防のＯＢの皆さんも各自治体に多数いらっしゃると思います。この方々との連携を取りながら防災の講習会、あるいは防災訓練というのをやれないものかなというふうに思っているところであります。是非、そういった人たちの名簿を作成するとか、あるいは町内会へ派遣するとか、そういったことも含めて検討していただければなというふうに要望していきたいというふうに思ってます。

さて、今国会は大いにもめている中身が多々あります。一つは先般成立しました労働者派遣法の問題であります。この改正案と言いますけど、改悪なんですね。極めて労働者を使い勝手のいいものにしよう、経営者のしやすい運営の中に取り込もうという法律なんです。この労働者派遣法ができたのは、もう３０年も前の話なんですけど、当初はサービス業に限定されていました。そのあと、製造業に拡大しました。今、２６の業種にされていたんですが、今般の改正によって、その業種がすべて取っ払れたと。国のほうでは少子高齢化対策どうするのか、特に少子化対策をどうするかっていうことで一生懸命やっています。しかし、働く人たちが、賃金があがらない、家族を養えない、結婚ができない。どうしても晩婚になってしまう。このような状況が、今、日本の経済で起きています。日本の国内であと何年もすると、消滅都市も出る、そういった状況さえ言われている今日であります。是非、労働者派遣法についても、まだまだ見直す点が多々あると思いますので、成立したとはいえ、また、その改正に向け、我々ももっと勉強すべきじゃないかなというふうに思ってます。それともう一つ、大きな焦点になってますが、国会を延長してまで成立させたいという安保関連法案であります。この関係法令は憲法を無視した形で進められようとしています。周辺事態法ということで、我が国に脅威が及ぼす、攻撃されたら自衛のために対抗処置をするというのが今の考え方なんですけど、アメリカの艦船が攻撃受けたら、それに、まず手助けをするという、極めて横暴な法改正であるわけですが、憲法学者がすべて、すべてとは言いませんが、大多数の方々がノーと言ってます。先の憲法審査会でもありましたように、自民党の指名した憲法学者さえもノーと言っている、この現状を自民党の皆さんは学者は学者の考え方、政治家はそうであってはいけないんだというふうに、また、また曲げて、この問題をすり抜けようとしている。ここに大きな１政権では憲法判断をしていけないんだというふうに思うんですが、この、今日の政権のちょっとタカ派的な側面が見え隠れしているような感じがしています。

それでは、質問にはありますが、その前に、順序をちょっと変更しますので、恐れ入ります。１番はそのままですが、生活困窮者を２番に持ってきて、空き家対策を５番に持って行っていただきたいと。多分、空き家対策については同僚議員が、もう昼からの１番目、２番目というお話しされてます。答弁もちゃんとされてますので、私のほうではこの答弁については次回に持ち越していきたいと思ってますので、よろしくお願いします。

まず、第１番目ですが、職員の海外研修についてであります。県外研修についてであります。すいません。職員を職員研修をですね、まず、職員研修がスタートしたのが、例の竹下内閣のときの１億円創生資金、この一部だったというふうに認識しております。それが、しばらく研修、県外研修が続いたんですが、その後なくなると。なくなった理由は何なのか、なくなった時期はいつ頃なのか、それをお示しいただきたいと思います。

あとの質問からは発言席のほうでさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは職員研修の関係で、県外研修を廃止した時期、再開の目途、再開の際の条件等ということでお答えをいたします。併せて、まとめてということで御了承ください。合併前の状況ではありますが、これは旧名瀬市が平成8年の5月に出張命令の運用指針というのをいたしております、これに準じて現在も進めておりますが、奄美市での研修出張は業務遂行のための資格研修と緊急かつ特殊な研修を除いて、原則県外は認めてないという状況です。ですから平成8年以降ということになるかと思えます。これは行革の一環として、内部の費用節減を図るということを目的としております。背景としてですが、この近年ですけど、有益な情報を得やすい、ITを含めてですが、そういう環境になっているということです。また、併せて地方公共団体の研修期間である自主研修センター主催の職制ですか、職階層別の研修などでは、講師を派遣していただいて研修するということも充実をしております。地元にいながらスキルアップは図れるという環境にもございます。議員御質問の現状の業務以外で職員が望む県外出張の取り組み、いわゆるOff-JTということだと思いますが、業務上必要な資格研修等を重視した上で、その状況に応じてですが、研修の取組を実施しているということです。必ずしも県外の出張を駄目だというわけではなくてですね、平成26年度の実績で申し上げますと、県外で研修を行っている職員は26名います。これはそれぞれの業務の中で必要という研修は認めているというところでございますので、市としても先ほどの行革の一環でもあります、限られた財源の中で職員のスキルを高めていくという研修は大変大事だと思いますので、今後、一つのルールを作るかどうかというのは、また議論をしないといけません、そういうスキルアップの図れるような研修をですね、是非進めていけるような方向で取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

9番（渡 雅之君） はい、確かに行革の一環でなくなったと。確かに、パソコンとかIT利用によっていろんな情報が得られるようになった。あるいは、講師を派遣していただいて、その中で研修ができるんじゃないかというような答弁であります、そうなんですよ。ただ、私がこの場で言いたいのは、別の部署のこのテーマで、自分ちょっと勉強したいなということがあると思います。例えば市民課にいて、この国立公園構想、あるいは世界遺産構想について、もう少し勉強したい。関係所に行ってちょっと調べたいなとかいうことがあるんだと思うんですよ。実際、今の世界遺産の登録されている地域を生で見たい、それによって自分のスキルも向上するし、あるいは市の大きな財産にもなりはしないかなというような思いで質問をしているわけですが、是非そこら辺りも含めて、今先ほども前向きにという言い方があったんですが、そこら辺りをもう一度お願いします。

総務部長（東 美佐夫君） ちょっと過去の話をする失礼かもしれませんが、私のほうもその1億円の創生の中で海外の研修というのをさせていただきました。その結果、やっぱり非常にいろんな勉強させていただきましたし、それがやっぱり、今日にやっぱり至っているというのも確かなことでございますので、これは先ほども申し上げたとおり、財源がやっぱり伴いますので、個人で行ける場合、公費で行ける場合という、また市民の目もございますので、そこら踏まえながらですね、今、人材の育成基本方針というのを作らないといけないというふうになっておりますので、そういう中でですね、職員のそういう研修、スキルアップに向けての取組をどうするかというのを、議論してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

9番（渡 雅之君） やっぱり、そうですね、人を育てる、職員を育てるというのも大きな事業だと思うんですね。その行きたいから行かせてくれ、分かった行ってこい、こういうことでもなりませんし、お前何を勉強してくるんだと、どういうふうな行政に帰ってきたときにどのくらいの効果があるんだとい

う、そういったしっかりとした条件を付けなければいけないし、レポートも書かなければいけない。そして、当然個人で行ってしまおうと年休という形になって、いろいろ問題が起きると。それが研修という、出張扱いですね、そうすると半額でもいい、3分の2でもいいというような個人が、職員が出てくる。そういうふうなものも期待しているところであります。是非、そういった方々にも勉強の機会を大いに与えていただければなというふうに思っています。

それでは2番目ですが、生活困窮者の自立支援制度というのが今年度スタートしました。もう皆さんもご存知のように、3年前ですかね、3年前の9月ですが、千葉県の銚子市において、県営住宅の家賃滞納で退去を命じられていた母親が、当時中学1年生だった娘を殺して自分も死のうとしたけれども死ねなかった。たまたま、そのときに裁判所の執行官が来て、現場を見て、見て通報したという痛ましい事件が起きました。つい先日、その判決も出たところでありますが、この事件は、やはり我々行政にも問題があったように思われるんですね。一つは事情も聞かずに対面もせずに、相手の顔も知らない。ただ文書を送って立ち退きを強要した千葉県にも問題があります。もう一つは経済状況を聴取せず生活保護の申請を受理しなかった銚子市側にもあるんじゃないかなというふうに思っています。今回、施行された生活困窮者自立支援制度はこのような困窮生活者を救済するためにあるものだというふうに伺っていますが、この制度がスタートして間もないんですね、実際は。窓口の、この生活困窮者の現況、相談なりがですね、現状はどうなっているのか、お聞かせいただければと思っています。

福祉事務所長（中元幸立君） それでは、4月からスタートしました生活困窮者自立支援制度の状況等についてご説明をさせていただきます。本制度は経済構造の変化や社会的孤立の拡大、生活保護受給者の増加、貧困の連鎖といった状況に対応し、これまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するもので、簡単に申し上げますと第1のセーフティネットである社会保険制度や労働保険制度、あるいは最後のセーフティネットである生活保護制度の狭間にある第2のセーフティネットを構築しようというものであります。法の概要といたしましては、福祉事務所設置自治体の必須事業である自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業等を実施するもので、本市の状況でございますが、スタートから2か月、5月末の時点で自立相談支援事業の相談件数が4月に13件、5月に10件、計23件でございます。離職等により住宅を失った方を支援する住宅確保給付金の支給につきましては、まだ相談がない状況でございます。自立支援事業の相談件数23件の内訳でございますが、今後の生活不安や当面の生活費に関する相談が8件、相談者本人や子どもの医療、医療費に関する相談が5件、子どもの教育に関する相談が1件、転居や転居費用に関する相談が4件、その他離婚やDV、債務に関する相談が5件となっております。対応といたしましては、情報提供や相談のみで終了したものが9件、他制度、他機関につないだものが3件、各種公的貸付制度の貸付が決定したものが2件、生活保護につなげたものが3件、現在も支援継続中のものが6件となっております。本制度の実施により相談内容のみならず、背景にありますところの家族の問題や家計の問題と多様な問題を包括的に、またその場限りの支援ではなく、支援プランに基づいた継続的な支援を行うことで、経済的な自立はもとより、日常生活や社会生活の自立へにもつながっていくものと考えております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） はい、分かりました。この制度の中身なんですが、今言った支援事業、住宅、就労相談というような形ですが、この23件のうち3件が生活保護に該当したということなんですが、その、生活保護にまだぎりぎり該当しそうなケースも何件かあるかなと思うんですが、懇切丁寧な支援をしていただきたいと思います。そして、この例えば公営住宅、例えば、ここの場合は市営住宅になるんですが、そことの連携等々についてはどのようになっているのか。建築住宅課としては住宅費がずっと滞納されていると、そういったときに、また、ほかの部署とも連携しなければならないと思うんですが、そこら辺りはどうなっているのか、お聞きします。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。現在、市営住宅家賃の滞納者に対しましては、本人との面談の上、家賃滞納の理由を尋ね、滞納原因を把握するようにしております。生活の困窮が家賃滞納の原因である場合は、本人に対し生活保護担当課への相談を薦め、借金の返済等がかさんでいることが原因である場合は市民生活相談の担当課への相談も薦めおります。家賃滞納者に対する住宅明け渡し請求は本人が面談要請の連絡を再三無視する、滞納家賃の分納誓約に応じない、または理由なく分納誓約を履行しないなど、本人に家賃の滞納を解消する意思及び意欲が見られない場合に行っております。今後とも生活困窮者に対しましては、関係各課との連携を図った上で、家賃、滞納家賃を解消するよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

9番（渡 雅之君） 市の住宅についてはきめ細かい相談、あるいは関係部署との連携、こういうのがしっかりされているということで市民の方々、住宅を利用されている方々も、やはりそこをしっかりと自分の中でも把握しながら、日々の生活をですね、過ごせるような体制も必要だと、市民もそういうことでですね。福祉事務所として、保護課として、この建築住宅課との連携を以外に、ほかの団体との連携とかされているのかどうか、お伺いします。

福祉事務所長（中元幸立君） 他部署関係、各関係との連携につきましてでございますが、まずは庁内の税務課と公租公課の滞納者を把握できる部署の窓口担当者や福祉部門では福祉政策課、高齢者福祉課、包括支援センター、それから市民相談室等の担当職員への制度の説明を行いながら、当窓口へのつなぎの役割を担っております。既に、数軒の相談が寄せられ、つなぎが付けられ受けているところでございますので、一定の連携は図れつつあるものと考えています。また、市役所以外では社会福祉協議会やハローワーク名瀬、大島支庁の地域保健福祉課や保健所、それから各医療機関の地域医療連携室等との関係機関への連携を図りながら、福祉や就業、医療、健康といったさまざまな相談の対応に解決できるように努力してまいりたいと思っております。

9番（渡 雅之君） 本市の各部署においては、すばらしい連携がされているということで、今後も引き続き生活困窮者の支援等々について相談窓口を広げて対応していただければというように思ってます。ありがとうございます。

次にですが、施設等の整備と充実についてということですが、先般、6月2日にですね、議員研修の一環として市が抱えている施設の視察を行いました。その中でも、笠利の施設についてでございますが、厨房にクーラーがないという、その指定管理者からすごく説明を受けました。動線も悪いと。施設の後ろにコンテナを設置して、そこで倉庫代わりにしているというような話もありました。確かに、厨房にクーラーを設置するというのは、建築基準法でも衛生管理上の問題も義務的はされておられません。しかし、やっぱりこの暑い、湿度の高い奄美においては作り置きするという厨房もただあるわけですね。そういう中で、高温多湿の厨房の中というのは、それはもう食品衛生上、あまりいいとはいいたくない。是非、クーラーの設置をして食品の安全・安心、そして職員の健康管理等々も含めてお願いしたいと思うんですが、それについて御答弁をお願いします。

市長（朝山 毅君） 渡議員にお答えいたします。議員御案内のとおり、奄美市ひと・もの交流プラザは平成23年度から24年度の奄美市ひと・もの交流プラザ整備事業で施設を整備いたしました。そして、平成25年4月から味の郷かさを指定管理者として産地直売所、観光案内所、そして休憩施設を一体化した複合施設として、現在営業いたしております。開設当初から利用者也順調に増加しております。今年5月には利用者が10万人を達成したと伺っております。開設当初は御案内のとおり、当初、厨房施設への空調機器の設置はございませんでした。その後、ひと・もの交流プラザの利用者の増

加に伴い、加工品製造等も増加して、そのため、厨房施設の利用率も向上し、指定管理者である味の郷かさりからの要望により、中古のエアコンを設置した経緯がございます。その中古のエアコンも非常に故障して、駄目だということを伺っております。御指摘のとおり、厨房の空調施設の不具合に関しましては、議員がお話しになりましたとおり、利用者の健康への懸念、また食品管理衛生上の観点からも必要性を認識いたしておりますので、設置する方向で進めていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。以上です。

9番（渡 雅之君） はい、設置するということですから、是非早い時期にお願いしたいというように思ってます。

それと、もう一つはですね、マングローブパークなんですけど、あれはひと・ものプラザとはちょっと形態が違ってまして、企業との持ち株でお互いやっているということもあって、だけど管理者が奄美市長だということでこういう形になってるんですが、向こうも同じようにクーラーがないということで、難儀をしているということでもあります。今のひと・もの交流プラザについては設置するということですが、今答弁がありました。マングローブパークについてはどうなのか、お伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） マングローブパークにつきましては平成13年7月にオープンし、レストランの利用者は平成26年度が1万825人、月平均900人余りの皆様に御利用いただいております。また、観光ツアーなどの誘客においても重要な役割を担っているところでございます。御指摘のマングローブパークレストラン厨房には開園以来エアコンは設置されておりましたが、レストラン業務を受託している事業者から厨房内へのエアコン設置の要望があり、指定管理者と協議を重ねてきたところでございます。先ほど、議員が申し上げましたように、エアコンの設置義務は特にございませんが、厨房で仕事をされている方々の健康や衛生管理上の観点から、空調設備を整備することといたしましたので、御理解を賜りたいと存じます。なお、先週から空調設備の改修に取りかかっているという報告を受けております。以上です。

9番（渡 雅之君） 早いんですね。分かりました。

それと3点目ですが、和瀬の水産加工場については十分にクーラーはあるんですね。今度は。それでも海風がいい、心地よい風がくるということで窓をオープンにして網戸でやっていると、暑くもないというようなことで、若干、あれが違うんですが、ただ、その厨房の真ん中に大きな流し台等々があって、その作業の動線が悪いというようなことがありました。これについて、改善策があればお示しいただきたいと思っています。

商工観光部長（菊田和仁君） 和瀬水産物加工センターでございますが、今現在、27年度からすみよう漁業集落加工部す一漁という名称ですか、が指定管理を行っております。議員御指摘のとおり、加工場内にクーラーは設置されておりますが、作業の動線上、冷気の当たらない箇所があると伺っております。食の安全、衛生上の観点から改善できないかとの要望があったところでございます。適応できる冷房機材の選定や設置場所などについて、指定管理者の意見を参考にしながら早急に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） この二つの事業所のクーラーについては、早急ということですのでごく早いですね。今後これもこれが、早急に早くできるようにお願いしておきます。

それと、もう一つはですね、今後また内海公園でちょっと5メートルぐらいかさ上げした、今の場所の背後のほうに物産館を造るということがありますが、この、こういった、今指摘された部分を考慮に入れながらの設計も、是非必要じゃないかなというふうに思っていますので、要望しておきたいと思っ

てます。

それでは、次ですが、世界自然遺産登録の推進についてということであります。先般、文教厚生委員会ではですね、所管事務調査で東京杉並区の障害児保育園ヘレンというところと、千葉市の千葉県立博物館というのを視察してまいりました。私は千葉市の博物館をすごく興味を持ったところなんですが、特に千葉県というのは政令指定都市を抱えていると、大きな県ということもありまして、確かに設備面、人的配置、これはすごいものがありました。各ブースにそれぞれ学芸員が2人いて、それぞれが要望すると案内して、説明をきれいに懇切丁寧にしてくれるということでありました。是非、奄美博物館と、奄美の与論から喜界島含めた奄美全体の博物館であるという認識でいますので、是非そういった施設ができればなと思ってます。一つはですね、今の奄美博物館は歴史と何て言うか、民俗ですね、民芸、そういったのが中心になって、学芸もその方々しかないということなんですが、是非世界遺産を見据えた植物、奄美固有の植物っていうのもたくさんあります。それと、奄美固有の野鳥、あるいは哺乳類、こういった動植物の宝庫の島であるということの博物館としての認識をちゃんとしてもらいたい。それと、3階のほうに奄美の森っていうテーマでジオラマがあるんですが、向こうに行くと春夏秋冬花が咲いてるんですね。どれがどの時期の花なのか分からない。そうなんですね。やっぱり季節季節の展示をするということで、マスコミにも今月からいついつまでは春の展示をしています、次は夏の展示を始めます、そして季節感を持った展示にできればなというふうに思ってます。そのために、しっかりと学芸員がそこに常駐するという体制が必要でないかと思ってますが、それについて、いかがですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、奄美博物館の自然関係の展示についてということですが、奄美博物館のほうでは奄美大島を中心にしまして、奄美群島の歴史、文化、自然について理解していただくための総合的な博物館ということで展示を行っております。奄美大島及び奄美群島に関して、最新の正しい情報、これを収集、蓄積をして発信をするということに努めているところでございます。現在、先ほどお話しにありましたように、自然に関する展示コーナーにつきましては、原生林を再現したジオラマ、それから天然記念物であるアマミノクロウサギですとかルリカケスなどの動物、鳥類の剥製、それから地質や植物、そして昆虫や魚介類などの展示も行っているところでございます。世界自然遺産登録を控えているということで、こうした自然関係のコーナーということにつきましては、住民の皆様からも、もちろん館を訪れる観光客の皆様からも、これを充実をするという要望は確かに強まるだろうというふうに、私どもも考えているところでございます。従いまして、こうした自然関係の展示ということについては、今回、議員のほうからも御提案のありました件も含めまして、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） どうしてもですね、その展示となると当初の計画っていうのが、まずこの程度でよかろうということで、あとどんだんだんだん意見というのは出てくるもんなんですね。建設したあと。そうすると、私もちょっとお話し聞いたんですけど、奄美というのは地震も多いと。喜界沖の津波も定期的に来ると。それなのに、この何て言いますかね、フィリピンプレートと大陸プレートの狭間が喜界沖にあるんですが、そういった断面図があれば面白いねというような意見も聞くんですよ。やっぱり、私たちの今住んでいる島がどのような状況で、海底がどうなっているのか、地質がどうなっているのか、そこら辺りもジオラマ的な、横断的なのがあればいいのになというような意見もありましたので、こういった発言になりました。今からは来年度に向けての国立公園の指定、そして次の年には世界遺産登録にという大きなステップアップが始まるわけです。それに併せて自然遺産登録の前の奄美を見ましようというツアーもあるんですね。私も何回か案内するんですけど、やはり知名瀬から上がったところから車を置いて歩くんです。ずっと。スーパー林道。そして、金作原の中まで入っていくという形をとってるんですが、これで終わりなんですかっていう、まだまだ下にいけば深いところが、まだ大き

な大木あるんじゃないですかって言うんですが、確かにあるんです。だけど、整備されていないもんですから、なかなか入ってはいけないということでもあります。私たちも一市民として観光客との関わりも強く持っていかなければいけないし、その前に、やっぱり博物館に奄美ってこういうもんであるというよな、大きな発信できるような施設になっていただきたいなということで、こういった発言に、一般質問になりました。

それで、国立公園、ビジターセンター、あるいは奄美自然遺産センター、こういったのが環境省のほうで設置されるということになるわけですが、問題はその設置場所なんですね。来るお客さんは、まず名瀬を、名瀬地区を寄るんです。船であっても飛行機であっても、まず名瀬によって三方に分かれたりする。そうすると、この名瀬に拠点を置くというのが大きな活動の守備範囲が広がるわけですから、当然ホテルも多いと、宿泊客も充実しているということになるわけです。そこにビジターセンター、あるいは世界遺産センターというのが設置されるのが、普通の人から見ても一般的だというふうに思うんですが、そこら辺り、どういうふうな市としての構想持っているのか、お聞かせいただきたいというふうに思ってます。

市民部長（則 敏光君） ビジターセンターということでございますが、ビジターセンターと申しますのは、国立公園や国定公園、訪れる利用者に対して公園内の地形や地質、生息する動植物の歴史、文化などにつきまして、映像や写真、さまざまな展示物を用いて紹介をするというビジター向けの施設でございます。その設置につきましてですが、国にも確認いたしましたところ、各種個別事業の実施方法や管理目標の設定などにつきまして、奄美と沖縄双方で関係行政機関や地元関係団体などで構成します地域連絡会議、地域連絡会議というのを、まず設置いたします。この地域連絡会議の中でビジターセンターの設置なども含めまして、管理計画の策定を検討するというふうに伺っております。この地域連絡会議の開催につきましては、現在、設置も含めまして、現在調整中ということでございます。奄美群島の国立公園化に伴うビジターセンターにつきましても、整備の時期や場所、設置場所を含めて現在のところ未定という返事をいただいております。一番の目的は訪れる方々にいかに利用していただくかということが重要になってくるかと考えております。そして、設置場所につきましてもですね、自然環境の優位性、あるいは交通の利便性、そういったものに鑑みまして、専門的な見地から自ずと決定されるというふうに考えておりますが、奄美の自然をより多くの方に知っていただき、また地元住民にとりましても、島の共通の宝を観て触れて学べる総合的な施設として利用ができますよう、地元の5市町村と連携してアイディアを模索してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（渡 雅之君） 今の答弁で交通の利便性も大きなポイントになるというような答弁がございました。これ以上、突っ込んでも答えるのに苦勞すると思いますので、できたときに楽しみにするというところで、またそのビジターセンターの中身についても、またいろいろと地元市町村の意見を聞く機会があると思いますので、その中でしっかりとしたプランができることを望んでいるものであります。

本来なら空き家、空き家対策というところで質問しなければなりません、先ほども申しましたように、同僚議員が縷々質問し、当局のほうも次の県のヒアリングを受けて対応するというところでありますので、私のほうは遠慮させていただいて、次回にさせていただきます。

私の一般質問、これで終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で、無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時48分）

第 2 回 定 例 会
平成 27 年 6 月 23 日
(第 3 日 目)

6月23日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 崎 田 信 正 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 竹 田 光 一 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長 元 多 政 重 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長 三 原 裕 樹 君
財 政 課 長 前 田 和 男 君	市 民 部 長 則 敏 光 君
環 境 対 策 課 長 伊 東 義 久 君	保 健 福 祉 部 長 泉 賢 一 郎 君
高 齢 者 福 祉 課 長 森 岡 博 文 君	高 齢 者 福 祉 課 参 本 田 裕 信 君
福 祉 政 策 課 長 山 田 和 憲 君	商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長 久 保 信 正 君	紬 観 光 課 長 島 名 享 君
農 政 部 長 奥 正 幸 君	農 林 振 興 課 長 大 海 昌 平 君
建 設 部 長 砂 守 久 義 君	都 市 整 備 課 長 本 山 末 男 君
土 木 課 長 戸 田 正 利 君	建 設 課 長 山 下 勝 正 君
上 下 水 道 部 長 上 島 宏 夫 君	下 水 道 課 長 市 田 利 郎 君

6月23日(3日目)

教育委員会 事務局 長	森山 直樹 君	教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博 君
-------------------	---------	-------------------------------------	---------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原 公也 君
議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は、個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

20番（元野景一君） 自由民主党の元野景一です。平成27年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。質問に入ります前に、少し所見を述べさせてもらいたいと思います。

今回の第2回奄美市議会定例会に当たり、報告第1号から4号の4件、専決処分を求めることについてとして上程され、市長説明の後質疑が行われました。報告2号、報告4号に関して、同僚議員の関誠之議員より質疑が行われました。お答えする当局のそれぞれの思い、質疑をする関議員の思いを真剣に聞くことができました。専決処分の内容は重複しますので、先に進みますが、奄美市国民健康保険税に関するこのテーマは、奄美市当局においても、私たち議会においても、また、これから大きく県、そして国に関わり合い、痛みを伴って押し寄せてくる大問題であります。ともすれば、既に処分された案件、本市町の最高責任者である市長が緊急やむなしとして法に基づいて進められた後で、議会に承認を求めるこの案件は、議会活動の中で押し寄せ流れ去る処分案件の中で、軽んじられがちですが、今般あえて質疑として当局を再度再度確認と現状認識を問うたのは、議会の果たすべき責務と思います。私たち議会の最大の役割は、市民目線で見た市政のチェックにあります。何度も持ち上がってくる課題だからと馴れ合いで流れ去ることなく、この奄美市国民健康保険税の問題は、保守革新も当局も議会も市民も、共通の立場で共通の痛みを伴う悩みとして、課題解決に向かって力を合わす時代だと私は思います。この件をあえて所見として申し上げるのは、これから申し上げる2件の資料を目にしたからです。日本経済新聞2014年平成26年の11月24日付の23面の記事に、町の家計注目点としては、住民1人当たりの社会保障関連の負担が重い都市として、第1位奄美市、鹿児島県、1人当たり19万3,014円、2位大阪市、大阪府、1人当たり18万7,815円、3位田川市、福岡県、18万6,757円、以下10位までしっかりと列記され、添えられた記事はこのように書かれてありました。住民1人当たりの扶助費と題して、生活困窮者や児童、高齢者などの支援に充てる扶助費が膨張し、自治体財政を圧迫している。住民1人当たりでは、鹿児島県奄美市が最多だ。障害者をはじめ要援護者の福祉サービスにかかる費用が増えているという。生活保護の受給者が多い大阪市は2位だ、このように添えられた記事でありました。もう一つ、奄美市について注目すべき資料として、文芸春秋5月号に、全国在宅医療充実度ランキングとして、全国1位から48位まで掲げられてあり、奄美市及び周辺部が在宅医療充実度が1位と発表されてありました。添えられてあった記事に、奄美医療圏は、鹿児島県の奄美大島を中心とするいくつかの離島から成り立っている。奄美市の名瀬地域包括支援センターの担当者によると、もともとこの地域には助け合いを意味する結いの精神が根付いており、地域でお年寄りを支えるという考えが浸透している土地柄だからだという。在宅医療充実度が高く、お年寄りを支える土地柄と高く評価されている記事でした。この二つの記事をベースに、今回の奄美市国民健康保険税に関する現状を見る時、根底につながるわが奄美市のこれまで歩んできた姿がよく分かります。ここであえて否定的な課題を問うつもりはありません。わが奄美市が体質的に押し寄せる高齢化、少子化、

生活困窮化の波に苦しみながら立ち向かっている姿を、先に示した日経の資料、文芸春秋の資料を常に私たちは心に受け止めて、この克服には市当局も議会も市民も、痛みも努力も希望も共有して、全国在宅医療充実度ナンバー１、地域でお年寄りを支える考えが浸透している土地柄と評価された現実希望をしっかりと持って、個人負担の増大をいかに軽減させ得るか、自主財源を何とか向上させ、充実度ナンバー１を持ちこたえる財政体質を作り得るか、これもまた当局も議会も市民も共有する課題として手を取り合って立ち向かう機運を創造していくべきだと考えながら、私は通告に従って一般質問に入りたいと思います。

今回の質問は、観光政策について１本に絞りました。（１）です。世界自然遺産登録についてお尋ねをします。①です。着々と進んでいるものと予感をし、期待しているところです。まず、今後のタイムスケジュールと課題について確認方々お尋ねをします。あらかじめお願いをしておきます。

以下質問は発言席から質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速元野議員にお答えさせていただきます。世界自然遺産登録までのスケジュールについてということでございますが、現在国におきまして、自然遺産価値の担保保護措置とも言うべき奄美群島の国立公園化に向けまして早期指定の準備を進め、関係団体と調整をしているところでございます。この関係団体との調整が整いましたらパブリックコメントを行い、中央環境審議会において奄美群島の国立公園化が決定される運びとなっております。また、この国立公園化の作業と併せまして、遺産登録に向けての推薦書の作成を進めているとのことでございます。推薦書記載の条件が整いましたら、早くて来年の初め頃に正式な推薦書の提出ができるということでございます。ユネスコはこの推薦書を受けますと、同年夏頃に諮問機関であります IUCN 国際自然保護連合に現地調査を命じまして、この視察結果等も踏まえ、視察の翌年に開催される世界自然遺産委員会において正式に自然遺産登録が決定される運びとなるようであります。順調にいきますれば、現在のところ最短で平成 29 年度の登録となる予定でございます。

次に、遺産登録に向けての課題は、これは後ほどでよろしゅうございますか。一応スケジュールとしてはそのような形で進んでいるということを御理解いただきたいと思います。

20番（元野景一君） 29年度を目途に着々と準備が整っている感じを受けました。そのことを少し深く掘り下げていく質問に入りたいと思います。世界自然遺産登録に向かつて、私たちは今心は世界自然遺産登録が29年度は確実に下りるものという前提で心はちょっと先に走りますが、恐らく私がこれから質問する質問点検事項は、これはやっぱり本当に大丈夫か。こうこういうところはどうかということを一応きめ細かくこれから再度質問していきますが、恐らくこれ以外に質問通告をされてるこれからの議員の皆さん方が、本当に真剣に細部細部をこれから質問してくると思います。それを踏まえて私たちは進んでいかなくちゃならないと思います。

私は次に進みます。②です。恐らく世界自然遺産登録に向かつて奄美大島がどう進まなくちゃいけないということで大変重要なことだからこの形ができたと思いますが、奄美大島総合戦略推進本部の設置について6点ほどこれからお伺いをしたい。一つ一つ聞きますので、お答えをお願いしたいと思います。

まず、先般新聞紙上で奄美大島総合戦略推進本部設置の目的、設置されるということの記事を見ました。その長に朝山、私たちの奄美市の朝山市長がなられて、その意欲のほども目にしました。それでまず最初に、全体としてのために、この設置の目的は何か、まずこれを聞かせていただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。総合戦略推進本部の設置の目的ということでございますが、今回の地方創生の大きなテーマが、いかに人口減少に歯止めをかけるかということでございます。そういう意味では、今回奄美大島戦略推進本部の設置ということですが、まず背景として、交通インフラの整備が格段に進みました。そういうことで、奄美大島の経済圏域、生活圏域の広域化しているという状況がございます。そういう中で、この人口減少対策を考える際には、同じ圏域内で人口を奪い合うのではなく、外から入ってくる人口を増やすことが重要であるということの認識から設置に至ったところでございます。このことから、人口減少や経済縮小に対する施策については、近隣町村と連携し、島単位で取り組むことでスケールメリットが発揮され、より高い効果が期待されるということでございます。そういうことで島内の町村の御理解をいただき、設置に至ったということでございます。また、国のほうでも地域連携を要請しているということでございますので、奄美大島総合戦略の策定を契機として、本島内の広域的な連携や施策により一層充実を図ってまいりたいというふうに考えているところです。今後の展開ということですが、重ねて申し上げますと、5市町村が共同で人口ビジョンを作成し、併せて総合戦略の策定をいたしますが、特に総合戦略においては、奄美群島成長戦略ビジョンの施策をベースとした上で、定住施策や観光施策など広域的に取り組んだほうが効果が発現できるものは大島版総合戦略において、少子化対策や子育て支援など住民に身近な施策については市町村版の総合戦略において、それぞれの施策の特徴をしっかりと生かした計画を策定するというふうに考えておりますので、その上で全国モデル版になればというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

20番（元野景一君） 重なり合いながらこうまたちょっと確認をしますけれども、総合戦略推進本部ができました。それでお尋ねしますが、奄美群島広域事務組合としての推進、いわゆる奄美群島成長戦略ビジョンが大きく掲げられていた。これは大変すばらしいそのビジョンができあがったと思います。これを元にですね、どう進めていくかということの恐らく進め方だろうと思いますが、奄美大島総合戦略推進本部としての進め方、そしてまた、私たちは奄美市の総合基本計画を進めていく。これを元に朝山市政はしっかりと年度ごとに確認をしながら、前期後期を分けて、どこまで進んでいるかを確認しながら歩んでいると思います。その一般市民にとってはですね、私たちにとっても、その総合戦略ビジョン、そして総合戦略推進本部としての進め方、基本総合基本計画の進め方がこう各層してですね、屋上屋になりはしないか、それと整合性はどんなふうになってくるのか。当局の中でね、しっかりとその順序だてて、こうこうこうですよと。というのは恐らく説明があると思いますので、そこら辺りできれば説明をしていただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるように、それぞれの市町村においては、総合計画を策定いたしております。その総合計画を実現具現化するために、各種の事業導入を図りながら自治体は進んでおります。特に奄美群島においては奄振法という奄美群島に限定された特措法をいただいております。その事業を活用しながら有利起債の導入、そしてまた、高補助率の導入により、各種インフラ、そして非公共事業を進めているのが現状であります。この法案は、奄美群島に限られた法案であります。今回の地方創生法案は、全国的な規模での法案ということになります。したがって、奄美群島だけに限られない、もっとグローバルな法案を利用しながら、我々は重層的に複合的に政策を実現化していくための手立てをしていこうではないかというふうなことで、むしろ私のほうから5市町村の皆様へ投げかけをいたしました。議員がおっしゃったように、奄美群島成長戦略ビジョン、このことが現行奄振法を動かす大きな要因であったことは、論を待たないことであろうと、ある面自負もいたしております。12市町村が一丸となり、しかも大きく五つの島の皆さんが、それぞれの思いを一番身近な思いを何を行政に求めるか、法律に国に求めるかということが、成長戦略ビジョンの奄美群島振興交付金の姿そのものであります。それらを踏まえ、今回は地方創生法案というのをしっかりとそれぞれの町の根ざした基本理念、基

本計画に合わせながら重層的にとらえるという方法はどうかという話を申し上げました。そういう中で5市町村一緒に頑張ろうと。域圏として経済活性化、雇用の確保等々含めてやろうと。で、特に今回の質問にもあります自然遺産登録に向けてのこのプロセスというのは最も大事であろうと思っております。直面する5市町村の課題として、同じ条例を作りました。同じルールの下に一丸となって5市町村が自然遺産登録に向けて歩を進めております。これを一つの核にして、雇用の機会を、仕事の機会を、観光交流の機会を図っていくということは、大きなインパクトになるのではないかと。共通のルールによってできていく。しかも、御来島いただく皆さん方には、どちらの町が人口が増えて、どちらが減ったという視点ではなく、お互いが経済も、文化も、そして自然も、共有し、それを賄う、賄うと言いますか、補うルールも一にしながらお迎えし、また、自然を文化を伝統を重んじる、そういう風潮を作っていこうではないかというふうなことで、今回のこういう形になったわけではありますが、いずれにしろ、議員がおっしゃるように、経緯としては、奄美群島成長戦略ビジョン、あのエネルギーの基礎をあれをベースにしながら、これをもっと具体的に大きな視点からとらえていくことによって、より有利起債や有利な条件等を持ちながら、我々の総合それぞれの町で策定した基本計画に沿った事業の導入や事業の展開、政治課題の解決に向けていけるのではないかという思いで議論をし、そして今回になったわけでございます。必ず課題は出てくると思います。まず、広域消防がそのような形になっております。衛生組合がそのような形になっております。農業共済がそのような形になっております。広域化という形でやはり行政課題を一人一人の問題をお互いに力を合わせてやっていきますれば、コスト削減にもなりますし、いろんな意味で共有して、お互いの何と言いますか、将来に向けての大きな基礎固めができるというふうなことの理念を持って、今回一つの課題を自然遺産登録にとらえ、また、今後発生するであろう多くの問題について議論しようではないかというふうな形で、こういう組織を作ったわけでございます。そのことにより、お互いの理念が一になり、行動も一にし、そして将来を語ってまいりますれば、必ず大島本島域圏としてのやはり活性化が生まれてくるのではないかというふうな思いがしてるところでございます。言葉足らずのところは、また議論の機会がいろいろあるかと思しますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

20番（元野景一君） 熱を込めて市長に答弁してもらいました。誠にありがとうございます。私はですね、本当にこれは的を射た流れになってきたと、私は本当に評価をしております。私たちは振り返ってみてね、復帰して復興振興、振興開発というその予算を国からいただきながら、それでそれをこなしていく過程の中でですね、やっぱり県、県の中央課を中心に骨格を作っていくとなりますと、勢いあの当時の奄美14市町村が競い合って、もうとにかく県に向かって、それでも奄美市全体との調和なんていうのは考えずに、とにかくどう主張して、どうして、もうその激しいバトルだったような気がします。それでもっと奄美群島全体でなければという思いは皆持ちながら、もうそれぞれ奄美という名前を語るのもいやだと思うぐらいのところがあったりとかですね、もう奄美群島というその一つの復帰、奄美は一つといったあの時の話が全然薄れていった時代もありました。激しいもうバトルの時代。それはね、確かにそれも一つのエネルギーだったかもしれませんが、それは重複したり何したりして、そして一つ一つはそれの数量も満たせられない。その悩みを克服できないままずっと来たのが今までだったような気がしますが、やっと広域事務組合ができて、成長戦略ビジョンができてというのは、やっと奄美が奄美群島としての力を発揮しなければ、全国どこも太刀打ちができないというのに気づいて、そして市町村の長がしっかりと手を組んで、そしてビジョンを作り上げていく。これは私は歴史に残ることだと思います。そしてですね、そこに奄美大島本島、本島、5市町村ですね、今度の戦略、総合戦略推進本部が1市2町2村のこの長が集まって、推進本部を作ってやっていこうという今朝山市長がおっしゃったことで、本当に的を射た考えだと私は思います。それを一つだけ私は評価する意味で言いますが、一つの市、例え奄美市でもですね、一つの産物を作り出すにも、一つの市、一つの町、一つの村では絶対量が足りません。やっぱり大都会で勝負をかける物産、有名な物産を作るにはですね、やっぱり

絶対量、絶対時期、絶対品質をしっかりと作るためには、手を結ばな絶対だめだと前から思っておりましたが、これがやっと思えると思っておりますので、本当にこの朝山市長が今おっしゃったことには私は大賛成をしますので、是非頑張ってもらいたいと思います。もう一つ、まず人口減少をどう克服するかに視点を置いたとおっしゃいます。これはですね、私本当、ああ、やっぱりそういうこと言いたいのだろうなと思います。かつて私たちは、私は名瀬の出身ですからよく分かりますが、名瀬一人勝ち、町村、市長はその当時の笠利の御出身ですが、当時名瀬にさえ行けば何とか食えるという形で、名瀬に名瀬にという人口がどんどん増えていきます。そこにまたそこに大島紬の好景気の時代が入りました。そこに人口が増えていきます。名瀬は人口が増えたとして喜んで、町村、近隣町村から吸い上げただけ。名瀬は埋め立てをして、そして土地を作って、そして、ああ、名瀬に行けば、名瀬で何とか頑張れば、自分の家が持てる、自分の土地が持てる、この希望のために、もう馳せ参じて近隣町村から人口は増えてきた私たちは経験を持ちます。名瀬は名瀬だけが一人喜んでおったって、これはトータル結果として、やっぱり全体は沈んでいく、奄美大島として沈んでいくという現象を私は経験したわけです。これに朝山市長はよく気づいてくださって、それがまず人口、皆が、近隣が、大島本島内が本当に一緒に人口が増えていく施策を考えようじゃないかという考えに至って、出発点をそこに持ってきたということ、私は本当に評価したいと思います。そして、恐らくこれから、今度は島々の競争が出てくると思います。それも今度は広域事務組合で調整をしながら、本当に奄美群島として進めていくことを夢に見る。この気持ちをどうぞ大切にされて頑張ってもらいたいと思います。ちょっと長くなりましたので、もう走ります、いっぱいありますので。それでですね、奄美大島総合戦略推進本部の今後のタイムスケジュール、どのように進めていくようなことなのか。もしあれだったら、タイムスケジュール的に簡単に進めていただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） スケジュールですが、5月18日に議員御案内のとおり、5市町村で推進本部を設置しております。9月までにですね、大島版の人口ビジョンを策定したいと。併せて12月頃を目途に大島版の総合戦略を策定する予定にしております。以上です。

20番（元野景一君） はい、分かりました。それでですね、今回の奄美大島5市町村の総合戦略推進本部は、奄美大島内の人口減少、そして地域経済縮小の克服、そういう名前でくくりましたですね。が目的とありますが、これから5市町村、それから作業部会として5市町村の企画課長などで作成されて、そこで恐らく形ができてくると思いますが、今考えられる奄美市当局として考えられている形が、どのようなことを想定されて、どのような範囲内でこう進めていこうと思っているのか、ありましたらお示しいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 想定されるイメージということでお答えいたしますが、まず、雇用創出のあり方をどうするか。少子化対策、U・Iターンの施策、観光交流施設、あるいは農産物を用いた六次産業のあり方、こういったものを広域的な島単位でどう取り組むかというところを議論しながら、施策の中に盛り込みたいというふうに考えております。以上です。

20番（元野景一君） はい、よく分かります。それでですね、是非これを本当に成功させるためにね、企画、本当に大変だと思いますが、英知を結集してね、やっぱり奄美市がリードしていくその覚悟を持っていただきたいと思います。恐らく話を聞きますと、本当に全庁的にですね、若い人たちから話を聞きながら、そういうチームを作りながらやっている姿が見えますので、非常に私は期待してるんです。是非お願いしたいと思います。それでですね、これはもうお答えしなくていいですが、そういった想定の下に今作り上げられてると思います。それは単にその人口減少問題に対して細かくこうこうこうと恐らく項目は出てくると思います。例えば家をどうするのか、それからUターン、Iターンをど

う求めてくるのかとか、いろいろ項目が出てくると思いますね。それから地域経済縮小の克服ということは産業育成、基幹産業をどうするのか、どうするのか、割り振りをどうしていくのか、恐らくそういった項目が出てくるとと思いますが、そんなふうな形で取り組んでいくと考えていいですか。

総務部長（東 美佐夫君） もう議員がおっしゃるとおりだと思います。今、追い風になっております交流の人口の増加をどううまく活用するかということだと思います。そのことで島内の消費の活発化ですか、これを刺激をし、農業の六次産業化、これは加工業を含めてですが、六次産業につなげ、雇用の場を創出すると。そのことが結果として人口増加につながるような施策の流れをうまく構築できればというふうに思います。例えば観光の関連で申し上げれば、宿泊施設の使用人数をどう増やすか。二次交通の受入態勢をどうするか。こういったことがまだ課題にはなりますが、これをどういうふうに解決していくか。あるいは農業の関係で言えば、生産組織の育成をどう図っていくか。共販量の拡大はどうかというようなことになるかだと思います。こういう課題を解決しながら、そういう項目をですね、施策の中で盛り込んでいくということになるかだと思います。以上です。

20番（元野景一君） 始まったばかりですから、まだ作業が一生懸命大変に切羽詰ってきてると思いますが、部長ね、是非ここはですね、本当に後悔しないようにこうきめ細かく、人口を増やしていくためにはどういうアイデア、どういう項目があるのかをずっと突き詰めてそれを進めていく。それからもう一つ、一番私はこっちに期待しているんですよ。経済、地域経済の縮小の克服ということは、地域経済のどう優先させていくかということの問題です。これは農業しかり、商業しかり、全てのことで。これをきめ細かくこれをどうしていくかということのを是非項目をしっかりと立てて進めていただきたいと思います。

次に進みますが、作業部会が設定をしてそういう形で終わります。総合戦略推進本部として動き出すとすれば、これは予算措置が必ず必要となってきます。その時、5市町村で具体的実効性のある行動をとるためにも、その予算措置、予算計画、それも裏づけをしなければ、本当に進めるのかという覚悟は見えてきません。そこら辺りの考えはどうか、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 予算措置については、これはもう大変大事なところでございますが、計画を策定した後にですね、速やかに5市町村でその負担の割合を協議をしてまいりたいというふうに考えております。ただ、28年度については、国のほうでは新型交付金の新設を考えているようでございますので、その内容を把握した上で今後の負担割合などを検討してまいりたいというふうに考えております。

20番（元野景一君） 分かりました。予算措置がなければ、具体的なもう本当に絵に描いた餅で、議論は会議は回るけれども、一向に姿が見えないという形になります。絶対にそのようなことにならないように、今今始まるわけですから、今始まるところからどうぞ慎重に真剣に考えていただきたいと思います。そのためにも、本当に自主財源がほしいです。今日の昨日今日のそのマスコミにも載っておりますが、前回私が言いましたふるさと納税、これをね、もっと真剣に一つの課、一つの係でもしっかり作って、具体的に本当にこうしたら受け入れができる、受け入れやすい、よし、ふるさと納税をしよう、寄付をしようという奄美出身者が全国にこんなにたくさんおるのは、あの甲子園で示されたじゃないですか。また、今市長は大変全国の奄美市の市長としてよくその全国に散った奄美会、そこに非常に密接なつながりを持ってる市長です。これを生かさん手はない。まだ財務省からまだそこは抑えてて、仮に言われたとしてもですね、法律はふるさと納税の制度はあるわけですから、ここにね、遠慮する必要はない、私は思います。徳之島の天城町が、奄美群島内ではダントツになったという記事も見ました。熱意です。そうしてですね、しっかりと自主財源を確保していつて、自主財源を作っていく。そして、この

総合戦略推進本部のためにも使っていく。そのぐらいの意気込みですね、是非考えていただきたい。これは要望です。

それではもう次に進めていきたいと思います。③です。奄美～大阪、奄美～沖縄へのＬＣＣ参入について。これＬＣＣだけに限らずにですね、奄美～大阪、奄美～沖縄、この路線の拡充、そしては、喫緊の課題だと思います。また、そういう要望が私たちには来ておる、たくさん来ます。ということはね、やっぱり成田～奄美がこれだけの効果というのはどれだけ住民が待望しておったかということの表れですよ。それが表れてそういうことができた。なら大阪もなら沖縄も、何とかできないかということの要望がありますが、このことについてお答えをお願いしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） ＬＣＣの就航に伴う交流人口、経済効果につきましては、パニラエアの成田～奄美便の実績が示すように、大きな効果が表れてます。また、このことにより、入込客数全体としては増加しているものの、競合する既存の路線が減少するという影響があることも、御案内のとおりでございます。本市といたしましては、既存の定期路線を安定的に確保する中で、交流人口の拡大に向けて取り組む必要があると考えております。新たな格安航空会社の参入や、その他の新規路線の開設につきましては、現段階において空港における施設拡充の問題、観光客の増加に対応したレンタカー、路線バス、貸切バスなど、島内交通の安定確保、更には繁忙期における宿泊施設の収容人数の問題など、多くの課題がございます。まずはこれらの問題解決に向けて今後観光関連団体と情報を共有しながら、官民一体となって取り組み、受入態勢が整備されていく中で、新たな格安航空会社による路線就航、あるいは新規路線の開設等、実現性が高まるものと考えております。更に、今後の奄美地域における世界自然遺産登録など、地域の魅力が高まることにより、観光客の増加が見込まれ、このような状況にも対応して、ＬＣＣ、あるいは新規路線の参入があり得るものと考えております。以上です。

２０番（元野景一君） 商工観光部長のお答えをいただきましたが、その整備を待ってこうこうしてやっていきます。別に分かりますし、こう慎重に言葉を選びながら段階を追ってね、やっていきたいと、その気持ちは分かりますがね、というのは、なぜこのことを言っているのかというと、今私たちの体制を整えていくというスピードと、期待されてきて押しかけてくる成果、つまり追い風がありますよ、人も来ますよというのは、このね、成果がね、先にちょっと早すぎて、ちょっとあわててるような気がします。また、慌てなくちゃいけないぐらい、そのぐらい期待されておりますので、部長ね、大変でしょうけどね、これはね、ちょっとエンジンをかけて頑張らないと、間に合わなくなります。私たちはね、この間所管事務調査で金沢に行ってきました。それから何だ、富岡、富岡に行ってまいりました。この二つで感じたのはね、一気にきます、一気に爆発するようにきます。それに対応できない。うらやましいけれども、対応できないというのも大変ですよという状態であります、市長。もうね、ですから、職員もどんどん減らしておりますよと、結果論。そう職員も減らすのも結構だし、財政当局そのバランスをするためにこの努力も必要だけど、もう必要なところにはちょっと職員もこう英知を生かして割り振りさして頑張ってもら。職員も大変だけど、自分たちこんなまで仕事を仰せつかって大変だと思うかもしれないけども、これはやりがいのある時期が来たと思って、奄美市職員は全力を挙げて頑張ってもらいたいと思います。それではちょっと細かく質問します。部長、いいですか。順を追っていきますから。到着客の動向についてちょっとお尋ねしたいんです。クルーズ船のことについてです。クルーズ船のことについて。クルーズ船がよく来ます。たくさんの観光客が降りてきました。外国のお客、それから国内のお客も来ます。一番私が気にしてるのはね、到着の客の動向についてです。いったいどこに行っているのか。どこにどんなふうに行っているのか。ちょっと具体的にね、教えてほしいんです。実は市民もね、それをちょっと首をかしげながら、それは大きな船が来ている、確かにそれはある。にぎわってるのも感じるけど、どこにどこに行ってるんですかね、どこが潤ってるんですかね具体的にそんなふうには思いますが、そのどこが潤ってますとの答えまではいりませんが、どこに行って、どんなふうな形

でこの奄美のクルーズ船の客は満喫をしているのか、お答えをお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） お尋ねの到着クルーズ船ですね、クルーズ船の到着客の動向でございますが、客船、あるいはチャーターを企画した旅行会社ごとに乗船客の動向は異なっております。最も多いのがオプションツアーと呼ばれる船会社、旅行会社が企画募集した貸切バス、貸切タクシーを利用するツアーに参加されるお客様です。これらのツアーに参加されるお客様は、行き先があらかじめ決まっているため、最も動向を把握しやすい対象となっております。具体的には、主な行き先としましては、金作原原生林、マングローブ原生林、奄美パーク、大浜海浜公園など、航空機の団体旅行の場合もそうですが、大体それと同様の観光地を組み込んだツアーが主流となっております。このツアー参加者以外は、フリーと呼ばれる個人型のお客様となります。それぞれの目的に応じてシャトルバスを利用するお客様とタクシー、レンタカーを利用するお客様に大別することができ、特にタクシー、レンタカーを利用されるお客様は、多種多様なところを訪問されていると伺っております。タクシー、レンタカーのほうの行き先については多種多様で、ちょっと私どもも細かくはちょっと整理していないのが現状でございます。

20番（元野景一君） 時間が押し迫ってます。最後にね、海砂のことについて重点を置きたいためにちょっと走ります。ですから、あとの三つはですね、ちょっと重なってきますので一括して質問しますが、つまり、到着旅行者の意見、それからその旅行者の意見は、この町を経験してどんなふうに感じたのか。それから、その旅行者たちが是非早くこんなふうにしていきたい。急務この町に求める急務のものは何なのか。この三つ一括してちょっと部長、あなたの意見でもいいですから、聞かしてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 到着客旅行者の御意見でございますが、本市で単独のアンケートなどは近年実施しておりませんが、各船会社、旅行会社が収集したアンケートによりますと、見送り時の島唄や八月踊り、紙テープでのお別れなど歓送迎セレモニーについての評価が高く、温かい御意見を多数いただいております。また、観光客がこの街に求めるものにつきましては、同様に船会社、旅行会社のアンケートを通して確認されますことは、世界自然遺産登録の候補にもなっている奄美の大自然や1300年の歴史を有する本場奄美大島紬、あるいは島唄、黒糖焼酎など、ここ奄美で育まれた伝統文化に触れたいとの意見が多いようでございます。

20番（元野景一君） 私も参加してるんですが、安田議員も参加してます奄美国際懇話会というのがあります。つまり、観光クルーズ船で来たお客さんに対しての通訳をして、対応しようということのボランティアの団体です。非常に熱心です、皆さん。もちろん私は、私は外国語がしゃべれるわけではありませんが、私は私の役割があるんです。実はその本土から来て、外国語がしゃべれますという人がボランティアの人は大変貴重です、いっぱいいるんですが、奄美のその隅々に行って、おばあちゃんなんかからお話を聞きますと、そのおっしゃるとる島の言葉が分からないと言うんです。どんなふうに外国の人にそれを説明したらいいのか。島の言葉が私は分からないですから、こう外国語でつなぐことができないという話があったもんですから、これは私に任してと、私は島口のヒヤリングは大丈夫ですけど、今度はそれを日本語に標準語に変えてあなたに言いますから、あなたはそれを英語で話してください。このボランティアもあるんです、私みたいに。ですから、皆さんも是非力を貸していただきたいです。そういう市民のね、総力を挙げて受入れがこの奄美国際懇話会というのがありますので、これにもですね、部長、是非力をね、貸して、せっかく民間でやろうという意気込みがあるわけですから、そういったものを力を付けてあげて、対応を急いでいただきたいと思います。もっと質問を進めていきたいんですけども、この次のものがかなりありますので、ちょっともう先に進みます。

景観対策についてのお願いです。景観対策として一応くりました。①です。大浜海岸の砂の流出問

題一本に絞ってお伺いをします。昨日の質問にもありました。私の長年の思いとしての質問にもなりますので、まず、この大浜海岸に関する一連の砂の減少について、市当局はどのように受け止め、どのように見解をお持ちかお伺いをします。また、この件に関して市としてどのような対策をお考えか。市として今後の取組をまとめてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員お尋ねの大浜海浜海岸につきましては、昨日答弁したとおりでございますが、本市としましては、奄美大島の観光拠点施設として、多くの市民や観光客に御利用いただいております施設でもありますから、今回の対応、あるいは今後、昨日説明いたしました、再度砂を敷設するつもりでございます。その状況を踏まえて、その後の対応について検討してまいりたいと考えております。それから、あの砂浜の砂の減少の原因でございますが、県によりますと、大浜に限らず、海浜地の砂の減少は、河川などからの土砂供給の減少や沿岸方向への砂移動によるもの。台風時などの高波による砂の流出など様々な要因で生じており、その原因を特定することは困難であると伺っております。

20番（元野景一君） きつとね、当局はそんなふうな答えをするだろうと私予想しておりました。実は私が平成7年から11年県のほうに議員として行っとった時にも、この質問を実は2回ぐらいしておるんです。この時ももうそうしか言いません。つまり原因は不明、はっきりはしないんです。流れでどうだこうだって。その証拠にたまつとるところもあるじゃないですかというような形を言います。しかし、私は政治家の一人ですから、あなた方はそのそれをしっかりとした裏づけの下にしか答弁できないから、それはそれでもいいと思います。私は政治家ですから市民の思い、市民から聞く願い、そして私自身がそこに足を運んで感じたことで要望として私は言います。奄美近海の海砂採取、海の砂を採取してこれを利用してる。ここに原因があるんじゃないかと最初から思っておりました。また、そんなふうだから、こんなふうに要望してくれという意見もいっぱい聞いております。まず、奄美市近海、奄美近海、奄美群島近海でいいです。海砂採取についてお伺いをします。奄美近海における海砂採取の許認可は、許認可を許すのは県です。ですから、部長はね、答え切れない、答えられないと思いますけども、でも、私たちは奄美市大浜海岸は奄美市ですから、それから奄美市この奄美群島各地で見られる海砂減少問題に関して部長、どのような見解をお持ちか。奄美市として、また、広域事務組合の長としてですね、市長、この件に関して県にどのような提起をされるのか、したのか。働きかけの推移、これをもしあればお答えいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 海砂採取が議員もおっしゃいましたように、鹿児島県の許可権限であり、市町村の行政事務ではないことから、今から申し上げます本市としての回答は、県から確認が取れた範囲内で答弁させていただきたいと思います。その上でまず、海砂減少に関しての県の見解でございますが、先日県議会一般質問の答弁でもございましたとおり、一般的に海岸の浸食につきましては、河川からの土砂の供給減少、海岸の構造物による影響、あるいは波浪などの原因が考えられますが、海岸の保全につきましては、海岸背後の人家や公共施設等が、高潮等により浸水や侵食被害を受けた区域、またはその恐れのある区域について海岸保全区域に指定し、必要な調査等を行った上で、護岸や離岸堤等の整備を行います。したがって、大浜海浜海岸については、砂浜の減少は見られるものの、現時点で高潮等による被害が及ぶ恐れが低いと見られることから、海岸保全区域には指定されていないという見解です。

次に、奄美市としてのこの件に関する働きかけでございますが、現在のところ、奄美近海の砂浜の減少が、海砂採取による影響によるものか原因が定かでないことから、これまで奄美市としての特別な働きかけ等は行っておりません。

20番（元野景一君） はい、それでね、ちょっと時間が迫ってますから、ちょっとはしょってこう質問

しますので、もうまとめて質問しますから、もし、そこでこうチェックできたらしてください。つまり、奄美市の海砂の現状どのようになっているかについてお尋ねをしますが、許認可を与える有する奄美近海での海砂ですね、海砂採取の許可を県は与えているんですが、その箇所どこどこで与えているのか。何か所なのか。これ通告してありますので、それ調べてあると思いますが、お答えできればお答えください。

商工観光部長（菊田和仁君） これも県にお伺いいたしております。奄美大島本島周辺での海砂採取箇所につきましては4か所でございます。奄美市においては住用の青久沖1か所、その他の町村においては、大和村の戸円沖、宇検村のアヨ崎沖、瀬戸内町の請島沖でございます。

20番（元野景一君） えーとね、もっと突っ込んでずっと細かく質問事項も用意してあったんですが、もう実は時間ありませんが、これを全部受け答え聞いたら、5分で私の思いがしゃべれませんで、まとめて私がもう要望しておきます。これは私は県も、許認可する県も、この海砂の件に関して逃げる。分からないという対応ですってここまで来ております。実はですね、ここに平成18年の12月11日の第4日目の第3回定例会の資料があります。ここで9年前になります、9年前。まさに奄美市がこれから世界自然遺産登録を目指そうかという時に取り組んでいる奄美市の市議会議員です。名前も言いますが、朝木市議会議員が質問した実は議事録を私は熟読しました。実は彼がこのことに関して質問したという前に、私は平成7年から11年でしたから、海砂のことについて県で質問した経験があったもんですから、非常に興味深く見ました。それと同時にですね、実は私の友人で海の家をやってるあのばしゃ山のダイバーたちから呼ばれてですね、海の底の写真を突きつけられて、海砂で吸い上げられてその一帯がもう本当にもうがれきの山。柔らかい白砂が皆吸い上げて皆無になって、そしてその現象でこれでは魚が卵も産めませんという現状のその写真見た時にぞっとしました。実はですね、皆さん、特に私はここの中でも年配の方ですけども、奄美の砂、この豊富さはですね、本当に世界一だったと思います。例えば今下水道の施設がありますが、その後ろに奥にですね、水浜という浜があります。これはね、私たちが小学校の時の必ず遠足に行く場所でした。ここにはですね、下水場施設からちょっと行ったあの岩場の後ろに行ったらですね、膨大な砂丘があったんです。子どもたちはそこから滑り落ちていく、転がり落ちていくのがもう本当に楽しい思い出でした。真っ白い砂がもう本当に3階建てぐらいの滑り台のようにですね、砂丘がありました。こういうところは至るところにあったんです。例えば用岬、市長ね、私が小学校の時だったと思います。まだバスもまだ笠利一帯全体を回ってなかったと思います。用岬に行ったら本当に天国かと思いました。真っ白い砂がですね、もうもう本当に豊富にあって、今の姿なんか皆目想像もできない光景だった。そのぐらい砂があったんです。これがなくなった。皆ことごとくなくなった。それはなぜか。原因はなぜかというのを突き詰めるのは政治家の務めです。そしてそれをしっかりと調べ上げてそれに対処していくのは行政の務めです。私たちは今から世界自然遺産を目指さないかん。世界自然遺産を獲得する。まず一歩はですね、この砂を昔のように豊富に風で流れてここに寄ったから砂がこうですという答えだけではだめです。海の底からバキュームで吸い上げて行って、それをどこに売っているのか、これ質問本当はしたかったんです。売り先はどこなのか、確認をしたのか。この確認作業はどんなふうにできてるのか、これも質問したかったんですが時間ありません。引き続き私は次の質問でもこのことを取り上げていきたいと思います。しっかりと調べ上げて取り上げていきたいと思います。どうかそういった意味合いで、この海砂は私たち奄美の人の共通の財産だと思います。漁業関係者だけではありません。私たちの共通の財産です。これについて真剣に取り組んでいていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時２７分）



議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１１番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

現在、国会で審議されている安全保障関連法案は、先の６月４日の衆議院憲法審査会で自民党、公明党推薦の参考人を含めて、３人全員の憲法学者も憲法違反であることを明言いたしました。憲法に違反している安全保障関連法案を国会が審議し、議決することは間違っていると思います。戦争のための法案である安全保障関連法案に対して、多くの国民が反対をしています。去る６月３日には、１７０人を超える憲法学者が、法案に反対し、速やかな廃案を求める声明を発表しました。日本弁護士連合会も憲法違反であり、強く反対する会長声明を発表しています。武力で平和は築けません。戦争で国民の命や平和は守れません。歴史の教訓であります。ノーベル賞候補にも挙げた憲法９条が、安倍自公政権によって変えられようとしています。今回の安全保障関連法案は、戦争の放棄をうたった憲法９条に違反し、自衛隊を軍隊に仕立てて、海外での戦争に参加できるようにする戦争法です。なんとしても廃案にさせなければなりません。市民の皆さん、日本を再び戦争をする国にしてはなりません。戦争法案であり、憲法違反の安全保障関連法に反対し、即刻廃案にさせようではありませんか。安倍政権の暴走の手法が、私たちの奄美市においても少なからず影響を及ぼしています。自衛隊ミサイル部隊等の誘致や学校給食センターの建設について、主権者である住民や保護者に対して十分な説明もなく、不誠実を積み上げながら計画を進めていくやり方は、大変酷似していると思います。政策を実行し、成功させようと思うならば、まずは住民等に対する政策を十分な説明と理解を求めることが第一に必要なことだと思います。今回一般質問に取り上げたまち・ひと・しごと地方創生法の取組は、住民に対して十分な説明と理解の下、どのような協力を要請していくのか。職員の英知とやる気をどう引き出せるかが成功の鍵になるのではないかと考えます。特にこれまでやってきた施策の検証を行い、住民が望んでいることは何かを把握し、これまでやってきた取組の積み重ねをうまく生かした体制をどう作るかではないかというふうに思っております。

そこで、通告してあります地方創生に向けた取組について２点について併せて質問をいたします。まち・ひと・しごと地方創生に関する市長の認識について伺いをいたします。

二つ目は、自治体に計画を策定させ、国がその良し悪しを判断するようなことは、地方分権に逆行する手法との批判もありますが、市長の見解をお聞かせください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 関議員にお答えいたします。まず、地方創生に向けた取組であります。まち・ひと・しごと創生法の目的といたしまして、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を形成していくことを目的といたしております。本法の目的は、奄美市が羅針盤と位置付けました総合戦略と、目指すべき方向性が一致していることはもちろんであります。今回は更に奄美大島の５市町村において、奄美大島総合戦略推進本部を立ち上げたところであります。これまで奄美群島の市町村が、それぞれの総合計画と奄美群島成長戦略ビジョンに基づいて取り組んできたことに加えまして、今般のまち・ひと・しごと創生法の制定による地方創生を重層的にとらえ

て、とりわけ奄美大島においては、島一つの域圏にとらえて、奄美大島総合戦略を協働で策定するものでございます。この取組は、奄美大島全体の活性化につなげることはもちろんのこと、本市が進める施策とも相乗的に効果を発揮するものと期待をいたしておりますので、議員の皆様方におかれましても、どうぞ御理解と御協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは2点目の地方分権に逆行するのではないかとということでお答えいたします。人口減少問題を克服するための今回の地方創生につきましては、全国的な取組が必要ですが、その上で各自治体はまち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則であります自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づいた施策の展開が必要であります。国においては、自治体から提出されたこの5原則をしっかりと踏まえてるかどうかを精査することが大事なことで理解をしております。ただ、これまで全国各地で地域活性化対策に取り組みながらも、人口減少に歯止めがかからず、東京一極集中が進んでいる現状を直視しますと、国も大胆な意識改革が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。こういう状況の中、本市におきましては議員御案内のとおり、奄美市総合計画及び成長戦略ビジョンという地方創生に先駆けた計画もございますので、これら計画に基づきながら、また、市民からのアイデアや産学官労言の代表者からなる奄美市総合戦略会議、あるいは議会の皆様の御意見を賜りながら、更には全国でも例がないと言われております広域的な戦略本部の協議を行い、全国のモデルケースとなり得る総合戦略の策定に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

11番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。国が人口問題をメインテーマとして地域の問題を総括的に取り上げたという点では、非常にこの取組は評価をできるものだというふうに思っておりますが、私どもは人口減少については、以前から議論をしてまいっております。そしてまた、地域ごとに作り上げたこの成長戦略ビジョンというのものもあるわけですから、しっかりとこういったものをベースにですね、国が例えば国の先ほど来議論になっております安定した雇用の創出をどうするのかとか、奄美大島への新しい人、物の流れをどう作っていくとか、若い世代の結婚、出産、子育ての希望、そして時代に見合った地域をどう作っていくかと、こういったことをしっかりやってきておるわけですから、国の新しいこれ施策というふうにとらえてですね、それに飛びついて、以前安田議員も議論しましたけれども、金太郎飴的な発想にならないようお願いをしたいというふうに思っております。それでこれまで行ってきた施策の検証から、奄美市に本当に必要なことは何だろうと再度確認をしながら、この地方創生をうまく作って、自治体がこれまでやりたかった政策実現をするための体制づくりはどういうふうにしたらいいのかということについて当局の見解をお聞きしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 検証から奄美市に本当に必要なことは何かということと体制づくりということと2点まとめてお答えをいたします。奄美市のまちづくりの羅針盤であります奄美市総合計画と群島12市町村一体となって策定した成長戦略ビジョンの実現のために、今回の奄振交付金の活用をはじめ、奄振法による公共事業の補助率等のかさ上げ等の支援によって、総合計画及び申し上げた戦略ビジョンの実現に向けて現在取組を進めているというところでございます。先ほど申し上げましたとおり、今回の地方創生の取組につきましては、総合計画や成長戦略ビジョンの方向性と非常に合致しているというふうに考えております。したがって、地方創生に向けた取組に対し交付される仮称ですが、新型交付金と奄振交付金を重層的に活用することで、これら目標の達成やビジョンの実現に大きく寄与するものというふうに考えております。

次に体制づくりのほうですが、現在奄美市において地方創生に向けた体制づくりを全庁的に取り組むために、これは4月9日ですが、奄美市の幹部会を構成員とした奄美市総合戦略本部を設置しております。平成27年度には企画調整課の企画調整係のほうに地方創生推進班、併せて福祉政策課の少子対策

課室のほうですが、地方創生福祉担当官を設置して、地方創生に向けた体制づくりの強化を図っているというところでございます。また、総合戦略に盛り込む施策については、担当課だけではなく、幅広いアイデアを吸い上げるため、庁内及び民間の個人、あるいはグループ提案によりワークショップを行っているところでございます。これについてはマスコミ等でも取り上げられたところでございます。これを踏まえて、総合戦略に盛り込む新規の施策について現在検討を重ねているというところでございます。こうしたワークショップを通じて職員のスキルアップを図るとともに、全庁的に取り組む体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

11番（関 誠之君） 確認の意味でお聞きをしたいと思います。民間参加と自治体職員の意識改革、地域資源の発掘が相まって、地方創生を実現させると。自治体が間違ってもですね、コンサルタントにこの地方版の総合戦略を丸投げしないとは思いますが、今若干議論の中でも出てきておりましたとおり、それぞれの班を作って、その中でこの総合戦略を作っていくということですが、その辺ちょっと具体的なものがあれば教えていただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の総合戦略については、先ほど申し上げたとおり、職員及び市民の皆様からのアイデアを募集しながら、ワークショップの中で策定を進めていくということで、これは独自で策定するということになります。一方、コンサルのほうに丸投げという話でございますが、人口ビジョンの策定については、これは奄美大島全体でのデータを駆使しながら分析するという作業を要しますので、これについては高い専門性を必要としますので、民間コンサルのほうにお願いしようというふうに考えているところでございます。ちなみに、御質問の中で、御質問と言うか、通告の中でございましたが、職員のほうもですね、現在新任職員の中で奄美市の活性化をどうすればいいかというようなグループワークショップを開催しております、これは職員内でございますが、公開プレゼンの実施もしているところでございますので、こういう新任職員含めてですね、地方創生の中でどういう奄美市を作っていくかというのもアイデアを取り入れながらですね、進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

11番（関 誠之君） はい、よく分かりました。人口の現状分析とか、将来展望というのもやっていかなければならないわけですから、そこはコンサルも力を合わせてですね、しっかりやっていただきたい。特に自治体の政策を描いていくためには、具体的に働けるのは、動けるのは自治体の職員ではないかというふうに思いますので、是非ですね、もう議員の第1回目から職員の勉強会を立ち上げて、年に1度ぐらいはその発表の場を設けて評価を行い、また、インセンティブ的な予算を組んでですね、スキルアップをしていただきたいということでありますので、是非要望として皆さんにお願いをしておきたいと思います。この地方創生というのは、先ほどから議論になっております人口減少と地域経済の縮小の克服をどうするかということですから、地域に応じた地域の特色あることをしっかり上げながら、この目的を達成をしていただきたいということを要望し、また、私の持論であります奄美広域自治体連合、ほぼそこに近づいてはおるのではないかなというふうに思いますので、やはり奄美全体が広域的に、それぞれの特徴を持った自治体を作っていければなというふうに思いますので、皆で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、2番目の陸上自衛隊ミサイル部隊の配備についてであります。2015年予算で奄美大島に陸上自衛隊の南西警備部隊の配置するための用地取得費などとして34億円、新聞報道で見ますと34億円というように確保したと報道されていましたが、新年度の予算はどう確定をし、その後の状況をどう把握しているのかということが1点。2点目は、6月11日に基地受入れ表明の撤回申し入れに同意する署名が1万1,988筆提出をされました。このことに対する市長の見解をお聞かせいただきたいということ。三つ目は、平成26年第3回定例会において市長は、この整備内容については、これか

ら順次詳細について防衛省から説明があると思うと答弁をしています。しかし、未だに市当局や防衛省側から何の説明もありません。今後市としてどう対応し、防衛省にどのような対応をするのか、お示しをいただきたいと思います。住民説明会について再度お聞きしますが、するのですか、しないのですか。また、先の第1回定例会において市長の答弁は、予算が成立をし、具体的に場所が決まりになった時は、自衛隊についても隣接の皆さんやまた市民の皆様に機会があれば、自衛隊と共有してどのような形でどのようなものになるかということは、お話してもいいと思っておりますという答弁もなさっておりますので、その辺を含んでですね、3点について質問をいたしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） お答えをいたします。まず1点目のほうですが、予算のその後ということですが、御質問の中でありましたが、用地の取得費及び施設整備のための調査、基本設計にかかる経費約32億円が今年度計上されております。その状況につきましては、平成27年の4月24日に駐屯地の測量調査業務、土質調査業務等の入札公告が行われたということで伺っております。その後契約締結後、各種調査業務が実施されてるというふうに伺っているところでございます。

2点目の署名の関係ですが、6月11日に陸上自衛隊基地の受入れ表明の撤回を求める陳情が、全国各地の方々を含めて、署名簿を添えて議長宛に提出をされたというふうに承知しております。また、同日市長宛に陸上自衛隊基地受入れ表明の撤回を求める申入書を受けております。昨年から基地整備についての賛成の立場、あるいは反対の立場の方々や、団体からの要望書、あるいはそれぞれの主義主張をいろんな形で承っているところでございます。この申入れにつきましても、それぞれの立場に立った御意見であるというふうに承りたいというふうに思います。

三つ目の件ですが、説明会の件ですが、市のほうでは平成26年の各定例会や先の第1回定例会でも答弁をさせていただきましたが、防衛省から得られた情報につきましては、議会等で報告をいたし、市民への周知を図り、適切に対応していく所存であると。その上で今後も防衛省と連携を密にして対応してまいりたいというふうに答弁をさせてもらっております。現在の情報ですが、先ほど答弁をさせていただきましたが、27年度の予算については、部隊配備の用地取得費の予算及び施設整備に伴う調査、基本設計にかかる経費を計上し、現在その調査業務を実施しているところと伺っております。住民説明会等につきましては、今後基地の詳細がまだ明らかになっておりませんので、こういったことが明らかになった上で、国との協議を踏まえながら検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

11番（関 誠之君） はい、分かりました。それともう1点ですけども、2017年の世界遺産登録関係、先ほどから議論になっておりましたが、官民一体となって取り組んでおりますけれども、自然遺産の登録が遅れているように思われますけども、この昨年11月の陸上自衛隊西部方面隊鎮西26演習などが影響してはいないだろうかという危惧もありますが、本当に世界自然遺産登録と自衛隊基地の建設は整合性が取れるのかどうか、このことについて再度お伺いをいたしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 世界自然登録との整合性ということでございますが、自然遺産登録につきましては、国が地元の自治体、あるいは関係機関と連携を密にしながら、早期登録に向けて作業を進めているというふうに認識をいたしております。昨年11月の陸上自衛隊西部方面隊の鎮西26演習などが影響していないかという御質問ですが、国において関係機関と調整の上演習を行っているというふうに理解をしておりますので、世界自然遺産登録に向けての影響はないものというふうに考えております。世界自然遺産登録と自衛隊基地の整合性という点でございますが、昨年の議会でもこれは答弁させていただいておりますが、世界自然に登録されてる富士山の周辺には多数の駐屯地が存在しておりますし、知床には分室、あるいは小笠原には分遣隊が整備をされております。また、近くでは霧島錦江湾国立公園がある霧島市、あるいはえびの市のほうにも駐屯地がありますが、どの地区も基地のイメージはなく、

溶け込んでおるといふふうに考えておりますので、自然遺産登録との影響はなく、整合性は取れているといふふうに考えております。以上です。

11番（関 誠之君） はい、答弁が全く同じようなことでありますから、またいずれ議論をしたいと思っております。もう十分詳細については議論をしまいたしたので、自衛隊の件についてはここで終結をいたしたいと思っております。

次に、住用市の採石場での土砂崩落や流出についてということで、5月の8日に県議会県民連合6名来ていただきまして、視察をさせていただきました。もちろん大浜の海岸、この住用の採石場、また、その周辺の港、それから海岸という形でありますけれども、そういう中で4月の12日午前7時過ぎにバスの運転手が市に連絡をして、この土砂の流出が市道を通行止めをしていたということでありましたけれども、これに対して市は住民に対する広報や業者に対する指導、大島支庁との連携はどのように図られたのかということと、住民が主張している砂防堤の設置、海岸に堆積した土砂の撤去、海のヘドロの回収について市としてできることはないのかということ。まず、この二つについてお答えいただけませんか。

商工観光部長（菊田和仁君） 4月12日に発生した災害による市道通行止めに関する御質問ですが、午前7時30分に職員が災害発生の情報を受け、9時40分に現場に担当職員が到着し、対応に当たりました。市といたしましては、道路の早期復旧を最優先に、業者への指導を行うとともに、警察とも協力して現場での交通誘導を行い、通行車両の安全確保に努めたところでございます。また、地元FMラジオ局へ情報提供を行い、通行止めの情報の周知を図っております。土砂流出による道路の寸断は、集落を孤立化させるとともに、赤土流出による周辺環境への被害も生ずることから、採石業者への指導権限を有する県に対しまして、災害防止対策を講じるよう、採石法に基づく要請書を提出いたしております。

それから、もう1点ですが、海岸に堆積した土砂の撤去につきましては、以前から県の指導もあり、現在採石業者において海岸管理者である県知事への許可を受け、土砂の撤去作業にとりかかっていると伺っております。砂防堤の設置と海のヘドロの回収につきましては、集落から大島支庁へ要望書が提出されており、今月末までの回答を求めていると伺っております。県の回答を見極める必要もありますが、先般の県議会での質問に対する答弁にありますとおり、砂防堤の設置、あるいは海のヘドロの回収を行う場合は、原因者である採石業者が行うべきものと理解をいたしております。以上です。

11番（関 誠之君） やっぱり7時半に職員が受けて、9時40分に現場に到着したと、こういうことですが、少し対応が遅いのではないかという声もありますから、その辺についての現況を7時半に受けて9時40分までかかったということの現況をお示しをいただきたいと思っております。それで、この土砂です、市道が完全にふさがれたわけですね。市集落は、6時間ぐらいにわたって孤立をした状態になったわけですが、そういったことに対してこの原因者についてですね、市としてただその泥を撤去させると、もちろんその現状回復は当然でしょうけれども、それだけの指導で十分足りているかどうか、その辺についてこの2点についてお答えいただけますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 7時半から9時40分まで時間を要した件につきましては、一つの理由といたしましては、当日が県議会議員選挙の投票日であったことなどもございます。連絡を受けまして、実際に現場へ伺った担当職員は、名瀬のほうにおります担当職員が、選挙事務に従事していない担当職員ということで、名瀬のほうから向かって到着したのが9時40分ということでございます。

それから、ヘドロの回収の件でございますが、先ほどの答弁にも申し上げましたとおり、原因者である採石業者が基本的には行うべきものであると。それから、市のほうです、何ができるかというこ

とについてでございますが、港湾の管理者でもありますので、その条例に基づいてもですね、ちょっと事業者の採石業者のほうには、その条例をもって、その堆積したヘドロの撤去を指示するような条例には今のところなっていないということでございます。以上です。

11番（関 誠之君） いろいろ議論をしたいんですけども、時間がありませんが、少なくともですね、人災だと私は考えておりますけども、それでその市道を寸断をして、ただそれを復旧してそれでいいというふうなことではですね、なかなか市民には理解ができないんじゃないかと。何らかのやっぱり懲罰があつてしかるべきじゃないかなというふうに思いますけれども、それは今言った法的には何もないと。これらも今後も考えていかなければいけないとこかなと。市道のすぐ上に4回も土砂を流した採石があるという自体がおかしいんですけども、そういったことを思ったところです。

それで最後の質問ですが、今回の災害発生後、採石場から海岸に通じる排水溝を広める工事が奄美市の許可の下に行われたと集落が主張しておりますけれども、広げられた排水溝からは多量の土砂が直接海に流れ出し、海の汚染にもつながるとも主張しております。この工事の許可はどのような経緯で行われたのか、説明を求めたいと、住民のほうからも要望書が行ってると思いますが、これに対してお答えいただけないでしょうか。それでこの間5月の29日に北大の海の生き物を守る会の代表である向井名誉教授がまいりまして、その海に潜ったわけですね。ヘドロ化した土砂がもう一面覆って、もう見るも無残なことだったと。まるで死の海で、生物はほぼゼロに近かったということを知りました。そういうことも含めて、この件についてお答えいただけませんか。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。排水溝設置の許可の経緯についてお答えいたします。4月12日の降雨により、奄美市の市道へ土砂が流出いたしました。このことを受けまして、大島支庁から採石業者に対し、5月11日までに土砂流出防止対策を講じるよう、緊急措置命令が出されております。採石業者としましては、大島支庁からの緊急措置命令の作業を行う中で、採石場横にある横断側溝では、採石場を含む周辺の排水を処理することが難しいということで、より大きな横断側溝を設置したいという道路占用許可申請書が5月8日に提出された次第でございます。既存の横断側溝は、平成8年度に設計し設置されたもので、排水の処理能力が不足しており、断面を大きくすることにより、排水の処理能力が向上すると判断し、許可いたしました。道路管理者としましては、採石場内の土砂につきましては、採石業者が責任を持って処理するものであり、今回占用許可を出した横断側溝は、あくまでも採石場を含む周辺の排水処理のためだと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

11番（関 誠之君） はい、やった措置は大変それでいいと思いますけれども、この採石場の中入ったことあると思いますけれどもね、沈砂池、これがほとんどもう機能してないような状況の中で、また、土砂が採石の取り方ですね、表土をきれいに取って、それをどこかに仮置きをして、これが流れないような形でしっかりされておれば、それはそれでいいんですけども、やはりそういったところを配慮をしながら、しっかりとこれ許可するのであれば、その条件を出すとかですね、やっぱりそこまできめ細やかに行政がやっていたかしないと、住民のこういった不信につながってくるんじゃないかと思うので、その辺はしっかりと今後要望しておきたいと思います。

それでは、教育行政について。学校給食センター建設について質問をさせていただきます。学校給食センターの基本構想の中で基本理念、そこに地場産品の積極的な活用を図るとなっております。4,000食に対する地場産品の調達ができるということで、学校給食地場産活用推進協議会、恐らくここを作ってここで考えていただくということのお答えになるかも分かりませんが、具体的な方法が皆さん考えておられると思いますので、それがあればお示しをいただきたいということと、単独自校方式の利点を取り入れ、全国のモデルとなるセンター方式の確立に努めるとありますが、具体的にセンター方式に単独校方式の利点を取り入れられるものというのがあるのかどうか。あればお示しをいただきたいと思

います。

二つ目は、この基本方針の中に名瀬、住用地区学校給食センターは1か所とするということの決定が平成11年の名瀬市学校給食検討委員会の分散型給食センター方式が望ましいの決定でありましたけれども、先ほどのような決定が、奄美市における幹部会で1か所と決定されたことについてどのような見解をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それではただいま御質問のありました件についてお答えをいたします。まず1点目の地場産品の活用についてでございます。平成23年3月に策定されました第二次食育推進基本計画、これにおきまして学校給食に地場産物を使用し、食に関する生きた教材として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるというふうにうたわれております。併せまして、学校給食における地場産物を使用する割合について目標を定めてございます。平成27年度までに30パーセント以上にする。もちろん地場産で賄えない部分も出てきますので、その際は国内産の農林水産物でこれを補充をするということで、全体として80パーセント、国内産で80パーセント以上にするという目標として掲げております。これは国が定めた計画で、先ほど地場産が30パーセントと申し上げましたが、国のほうのとらえ方は県内産ということで30パーセントという目標を設定をしております。奄美市の給食センターに関して言えば、我々の感覚では地場産というのは、やはり奄美大島の産物と、そういう感覚だろうと思います。我々もそういうとらえ方をしていますので、このできるだけ奄美で取れた産物を学校給食に使っていくと、その割合をできる限り引き上げていくと、そういう趣旨でございます。具体的にどういう使用があるのかということでございますが、先ほど議員のほうからも触れられましたが、我々が今考えておりますのは、学校給食地場産活用推進協議会、これはまだ仮称でございます。これを立ち上げて、生産者、それから流通業者、そういった方々も含めて、地場産を食材として利用するための会議をもっていただきたいというふうに考えております。どの時期に生産者のほうとしてはどのぐらいの量が今供給できますよというのが前もって分かった場合、それから給食センターのほうは、どの時期にこういう食材がどのぐらい必要ですと。こういったことをお互いに話し合いをした上で、例えば生産者のほうに作付け面積を増やしていただきたいとかそういうお話もできると思います。そうすることで地元の農家のほうの生産意欲も上がってくるだろうというふうに考えてますので、そういった会の中でその地元で取れる食材の供給を安定的にどういうふうに構築するかというふうなことの協議を行っていききたいということでございます。それから、自校方式の利点はどういうのがあるのかということでございますが、自校方式の利点といたしましては、作り手の顔が見えて安心できるということですか、調理の時の匂いが食欲を刺激し、食に関する関心を高めるというようなことも、その利点の一つだというふうに考えております。食育に関することは、センター化に向けましては、調理をする風景がちゃんと見れるような見学のコース、スペースというものも作っていききたいと思っております。また、栄養教諭、こういった方の巡回指導、そういったこともできるのではないかと。あるいは、児童・生徒からのメニューの要望と言うか、希望をですね、そのリクエストを受けてそれを給食に取り入れるとか、いろんな方法が考えられると思いますけども、そういったことを新しく設けまず給食センターの運営委員会の中で要望を取り入れて、これを実際のセンターのほうの給食に反映をさせていきたいと、そういうふうに考えているところです。

それから、基本方針の中で給食センターは1か所というふうにしたところですが、11年の方針では3か所程度が望ましいという答申でございました。今回給食センターを1か所、それから場所、整備の候補地としては朝戸ということで、運営委員会に諮ったところですが、これは市のほうとしては、平成11年の決定を尊重をしますということが一つと、それから、その後交通事情が変わってまいりました。和光トンネルが通ったりですとか、知名瀬方面の農免農道の道路が整備をされたりとかいうことで、交通事情が変わってきております。それと当時と比べまして、食数自体も減ってきております。そ

ういったことを合わせて考えますと、それともちろん建設費を全体にかかる費用というのも当然考慮しております。そうした中で1か所というのが適当だろうということで決定をして、これをこの間の検討委員会の中で示させていただいた上で、

（「1か所と決定されたことについての見解を示していただきたいという質問ではありますが」と呼ぶ者あり）

ですので、経費の問題、それから給食センターが建設できる場所の問題、そういったことを勘案しますと、給食センターは1か所、これが合理的な判断だということでございます。

11番（関 誠之君） その辺のね、経過とか何とかもうすべて理解をした上で話をしているんで、私が申し上げたいのは、行政において手続きという慣例的なものがあるわけですよね。先ほど言った何とかの作業部会、策定委員会、何会、そういうふうにしないでね、ただ検討委員会というのを作って、これ諮問機関じゃありませんよね、報告する、市長に報告するためのそういったものを作って、その中で基本構想ができて、これがそのまま採用されて、あっという間に建設に結びつく。このことが問題視されるわけで、これはPTA連絡協議会の役員の皆様へと給食の子どもたちの健康と権利を守る保護者の会という代表が作ってるんですけども、今奄美市において学校給食が作られている、学校が作っている子どもたちの給食を工場のように1か所で作って配る給食センター方式にしようとする話が、多くの保護者が知らない間に進んでいますと。ここが一つ問題。食育基本法ができる時に、食育推進に当たって学校教育の占める割合が大きい。その役割を果たす学校給食は、自校方式が望ましいと専門家も答えています。今計画されている1か所のセンターで名瀬、住用地区4、000食の給食が、台風の多い奄美で配送時間を含めて安全・安心に提供できるかは課題が多く、大変心配するところです。もっと保護者も含めた十分な議論が必要です。性急に学校給食センター化を進めないように議論をお願いしますというのが出ておりますけども、そこで学校給食の、もう先ほどの件はまたの機会にしますが、この調理した食品を2時間以内に給食できるということは決められておりますけども、調理時間は何時に始めて何時に終了をし、このことを達成するために必要な車両と人員の配置と、何コースの配送を予定をしているのか、お答えいただけますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは配送の件ですが、検討委員会の中で最初私どもがたたき台として上げたのは4コースでございます。これは芦花部方面へ行くコースが一つ、それから知根小方面へ行くコースが一つ、それと崎原小・中へ行くのが一つ、それと住用ということで、当初4コースを考え、たたき台として上げております。この時間ですけれども、配送のスタート、これを10時55分というふうに設定をしたところでございます。それでこの時実送をして、実際にどのぐらいかかるのかという検証もしておりますが、例えば芦花部だと12時5分、それから知根小だと11時56分、それから崎原小・中だと12時1分、市小・中だと11時40分というものでございます。ただ、その検討委員会の中で、もう少し時間を短縮をして余裕を持ちたいという御意見がございました。そこでコースを見直しをかけまして、5コースに増やしたところです。そういたしますと、芦花部小・中が11時50分、それから知根小が11時42分、崎原小・中が11時45分、一つコースを増やしますので、伊津部小が11時4分、で、市小・中学校が11時40分という結果になっております。このことにつきましても、うたってありますように、当然配送にその2時間以内に確実に給食ができるような体制をとらないといけないというふうにこれはもう定められておりますので、私どもはそれにちゃんと合うような配送ルート、それから人員の配置、そういったものをしていきたいというふうに思っております。

11番（関 誠之君） まさに今質問したことが現実的にできるのかなというのが非常に心配なんですよね。今答えていただけませんでしたけども、調理はこれ何時から始めて何時に終わるんですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） この調理の開始時間につきましては、現在各学校で調理を行ってまずその時間に合わせてございます。ほとんどの学校は、8時15分から調理の準備を始めているということでございます。上がりの時間も10時50分頃ということでございますので、そこに合わせてスタートの時間を設定をしてあります。

11番（関 誠之君） もう具体的なことは言いませんが、本当に11時50分に着いてね、着いた、学校長が12時に検食、現実的になかなか難しいことではないかなというふうに思いますよ。それである時間がございませんので、私のほうで問題点と今後の課題、不安材料をお願いをしておきます。4,000食の複数献立の選定と対応する設備の基準見直し、調理員の人数、献立が何種類なのか、施設の面積がどうなるのか。各学校の受配施設の新築、改築、これはほとんど検討委員会の中でただ議論はされておりますけれども、具体的にどうで、どういう形で、いくらでというのは出ておりません。学級数や職員数のかさにより、コンテナの種類によっても違いますけれども、数、種類見直し、これについても配送時間がかかなり変わってくると、時間どおりにできるか心配でございます。センターの自家発電、これもあの設計の中には入っておりませんでした。食缶、食器、アレルギーの人数に対する対応、こういったものは非常に心配をされるものであります。そういう中で、第6回検討委員会の場で、私は1回から6回まで議事録全て取って読まさせていただきました。その中でほとんどこの自校方式の議論はされております。そういう中で、事務局と給食技師全員との話し合いの場を設けてほしいとの意見がありましたけれども、このことについて当局の見解をお示しをいただきたいということと、6月13日PTA連絡協議会総会で判明をいたしました。要請があれば、中学校単位での説明会を開催する考えがあるという発言をしておりましたが、その時にその会の方から、要請がなくても、中学校区単位で説明会を開催すべきではないかと。検討いたしますということでありましたが、その検討の結果がどうなっているか、よろしくをお願いいたします。

議長（竹田光一君） 簡潔にお願いします。時間が迫っております。

教育委員会事務局長（森山直樹君） まず1点目でございます。給食調理員の方々との話し合いの場という意見があったのは確かでございます。我々も同じ教育委員会として、センター化に向けて取り組む中で共通認識を持っていただくというのは必要なことだと思っておりますので、その件については、今後調整をさせていただきたいというふうに思います。それから、学校区ごとの説明会の件ですが、先だっのPTAの連合PTAの総会の際に、先ほど議員のほうからおっしゃいましたように、中学校ごとの校区単位、その単位で説明会をしていただけないかという意見がございました。私はそのようにいたしますという返事しております。事務局のほうも説明会に向けての準備をしているところでございますので、今後各中学校区ごとの説明会は開催をしていきたいと思っております。

11番（関 誠之君） ありがとうございます。非常にこれはもう現実的な問題ですので、大変子どもの健康と食に関する問題は、皆さんのほうで非常に注意をしながらやってほしいということを要望しておきます。

次に市民生活に関する課題ということで、小宿区画整理事業の推進。前の定例会の総括で市長のほうからお答えいただきましたけれども、市長も非常に集落の歴史的経過やそういったものを配慮しながらお答えをいただいたということはもう十分承知をしております。しかしながら、この間集落のほうで臨時の集会があったようで、その中で賛成、反対ありましたけれども、結果的には市の最初に出したものが今の案でありますけれども、説明の時に出した案があったそうです。それが当初案で、これは縮小案と小宿のほうでは呼ばれておりますけれども、これを元の案に戻さないと、市長の望む住民の形成90パーセントは困難ではないかというようなことが言われておりました。事業の執行は市長の政治判断を期待

する意見もございました。そういう中で、せっかく小宿の区画整理事業を立ち上げたわけですから、これをやめるといふわけにはなかなかいかないというふうに思います。そこでこの事業執行はもう市長の政治判断ではないかなということについての市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 私は前回の議会のほうでも答弁いたしました。まず基本的な考えということですから申し上げますが、小宿、古見方地域は、今日に至るまで地域コミュニティー互いに集落の皆さんが信頼関係を構築して歴史、伝統、文化を守ってこられた地域であると。一つの公共事業によって、その地域の輪に異が生じたとすれば、公共事業の目的を成し得ないと。したがって、現在78パーセントという賛成であります。翻って申し上げますと、4名に1人は反対だということになるわけです。当初90パーセントを超える賛成があったということでありましたので、議会の皆さんの御理解をいただいて予算を上程して議決していただきましたが、結果そういうことでありましたので、やはりもっと皆さんの賛意が得られるように努力をしていく。その過程において予算をと申し上げております。したがって、公共事業が地域の輪や伝統や文化や歴史や人心を損なうようなことであってはいけないという基本的なことであります。しかしながら、今回も予算を調査費の予算を計上させていただいて、鋭意努力に努めながら、民意のやはり集約に努めていくということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

11番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。あとごみの収集時における分別の徹底等についてというのがありますが、これは意図としては、ごみの分別が以前に比べて非常に意識が低下をしてきているのではないかと指摘もありましたので、こういったごみの分別、または収集のあり方、それをですね、やはり市民、行政一体となって、世界遺産に向けてしっかりとしたものを取り組んでいただきたいという趣旨でありますから、このことについては次回に送りたいと思います。

大浜の海岸については、それぞれで議論がありましたので、私のほうでは割愛をさせていただきます。ただ、今回の臨時的ではありますけれども、対応について本当にすばやくしたことに感謝を申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分再開します。（午前11時44分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2番（安田壮平君） 皆様こんにちは。無所属の安田壮平です。平成27第2回定例会の一般質問にあたり、まずは一言所見を述べさせていただきます。

新年度が始まってもうすぐ丸3か月になります。この間も国会では安保法制に関する論議が喧しいわけですが、集団的自衛権の行使についてどのようなルールが定められるのか、未だ不明瞭な状況が続いております。私は奄美市への陸上自衛隊警備部隊配備に賛成の立場でありますし、また、安倍政権を支持する一人ですが、今の審議の進め方に不安を感じるのも事実です。国の安全を保つことも大事ですが、万が一の有事の際は、最前線に行くのは、主に私と同じか、それ以下の若い世代の自衛官たちです。もちろん国土が攻撃を受けた場合は、国民一丸となって防御し、戦わなければなりません。国会をはじめ中央の方々にもその最前線に立つ気概があるのか。自衛隊を統御、鼓舞するだけの気迫があるのか、問うてみたいと思います。国を守るための安全保障政策であり、国際協調も重要、今の国際情

勢からも、自衛隊の役割が増大していることは理解しますが、絶対に戦争はしないという原理原則に基づいて安保法制を慎重かつ丁寧に定めていただきたいと強く懇願しながら、今後の議論の行く末に注視したいと存じます。

翻って地元を見ますと、この間もＬＣＣ、バニラエア効果による観光客数の増加など、観光交流産業を中心に追い風が吹いているのを感じます。そして、地方創生の取組についても、奄美大島５市町村での広域に連携した動きや、奄美市独自の民間参加型のアイデア募集の動きなど、まさに時代に合った活動をされようとしていることは評価に値すると思います。議会としても、積極的に関わらせていただきながら、お互いに一丸となって、よりよい奄美市版総合戦略等が作れるよう期待しております。また、この１０月には、私たち市議会の改選があると目されています。残り４か月ほど我々現職は、議会活動や日頃の政治活動をしながらかの準備をするという忙しい日々を送っていくことになりますが、４年に１度の大事な機会ですので、ただ一過性のイベントに終わらせるのではなく、是非とも議会、議員の役割や存在価値についてお互いに考えを深めるきっかけにしていければと思います。本当に私たちの議会は、今のままで十分なのか。市民の皆様からの期待や信頼に応えられているのか。議会の持てる機能、権限を十二分に発揮させるために、更なる議会改革が必要ではないのか等々です。と言いますのも、そもそも日本国憲法の地方自治に関する規定では、９３条１項に、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置するとありますが、行政の長についてはこれに対応する憲法上の明文の規定はありません。だから、憲法が地方自治において住民の代表機関としての議会をいかに重視しているかということが導きだされてくるわけです。この原点に立てば、我々議会は、行政当局と本当の意味での車の両輪として力を発揮することができる。行政に対してもっと強いチェック権や提案権を持つことができる。市民の皆様をよりよく市政に反映実現させることができると考えます。是非ともこのような更に力強く、活動的な議会となることを目指して、お互いに頑張っこの暑い夏を乗り越え、厳しい戦いを乗り越えて、新しい時代の奄美市の政治を形作っていけるよう御提唱させていただきます。

それでは質問に入ります。まずは地方創生について。５市町村連携での奄美大島全体の総合戦略策定は、画期的な取組であると考えますが、期待する点と留意すべき点をどのように整理しているかを伺います。

次の質問からは発言席にていたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速安田議員にお答えさせていただきますが、先ほどの元野議員、また、関議員さんにもそれぞれお話申し上げまして、重複する部分があるかと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

今回の総合戦略につきましては、各市町村ごとできめ細やかな施策を実施するためのそれぞれの市町村ごとの総合戦略に加えまして、奄美大島全体で連携して取り組むための奄美大島総合戦略の二本立てで策定することとなっております。なお、このことについては、奄美群島広域事務組合が１２市町村で構成されております。したがって、先ほど屋上屋というお話が出ましたが、決して屋上屋でもなく、派中派を作るわけでもございません。奄美群島５市町村がそれぞれの地域の政策課題、共通課題を醸し出しながら、お互いでその解決策をやってまいりましょうということでもありますので、決してそういうスタンスではないということをまず御理解いただきたいと思います。この奄美大島総合戦略を策定するに当たり期待する点といたしましては、観光産業や定住促進施策があると考えております。この二つの施策は、行政区分ごとに市町村それぞれが単独で施策を講じるより、観光客目線、あるいは定住希望者目線に立って、広域連携した施策を講じることで、スケールメリットの発揮や分かりやすいＰＲ効果が期待されるものと思います。これらの他にも、市町村単位でなく、奄美大島全体で取り組むことにより

更に効果的かつ効率的な施策があると思われしますので、今後も市民や議員の皆様の御意見を参考にさせていただきながら、よりよい施策を策定できるよう、5市町村で連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。また、この施策につきましては、K P Iを設定し、P D C Aサイクルによる効果検証改善をしっかりと行うことも必要だと考えております。このことにつきましても、各市町村での議論を踏まえ、5市町村でしっかりと連携を図りながら作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくよろしくお願い申し上げます。

2番（安田壮平君） 市長から御答弁いただきありがとうございました。この5市町村連携での総合戦略ですね、もうこれまでも同僚議員の方々の議論の中で十分そのメリットというところを聞かせていただきまして、私も十分その点は理解できたところであります。やはりその留意すべき点として気になるのが、やはりその全体責任は無責任とならないようなですね、まさにそのK P Iも奄美大島全体として定めるんでしょうけれども、万が一それが達成されなかった場合ですね、じゃあ、その責任の所在はこうどこに問われてくるのかということもまた考えておかないといけないことだろうと思います。それはもう人口にしろ、また、観光のことにしろ、それ以外の子育て政策等にしろですね、もちろんその奄美市独自の数値目標、K P Iなどですね、作っていくと思いますが、全島に関わることにしてもですね、そこを十分これからの話し合いの中でしっかりとどのように作っていくのかということのをですね、まさにこれからですので、今はまだなかなか答えづらいかと思うので、その点は是非とも注意をしていただきながらですね、進めていただきたいと思います。

次に移るんですけども、これも前回の一般質問で元野議員質問されていましたが、この5年間及びその先の人口動向や地域経済動向を見据えた上で、何が地域の基盤産業となり得るのか。また、そのためにどのような取組が必要かというところを伺わせていただきますが、要は僕自身が気に掛けているのが、その奄振の産業三本分野、三本柱、農業、観光交流、I T、これだけで足りるのかということのをですね、ちょっと伺ってみたいと思います。お願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 御質問のほうでは食と農というお話をされておりましたが、この5年間とその先を見据えて奄美大島全体及び奄美市の人口維持、また、大島本島外からの転入者を増やすためにも、雇用の拡大が欠かせないというふうに考えております。そのため、雇用創出のための重点分野として、振興を進めてきました三分野、農業、観光交流、情報の三分野を基盤産業というふうにとらえ、育成発展させることが必要だというふうに考えております。また、現在はL C Cの就航やクルーズ船の寄航などの要因により、観光客数が大変増加しております。今後に向けて大変明るい兆しが見えているというところでございますし、また、世界自然遺産登録が実現しますと、交流人口の更なる拡大も見えるというところでございます。このことが島内での消費拡大による外貨の獲得やそこから大島全体での生産額の押し上げにつながっていくということが期待できるというところでございます。議員の御指摘の食と農というところでございますが、先ほどの元野議員の時にも少し触れましたが、今現在の試みとして、農業の分野におきましては、味の郷かさり、あるいはサン奄美、あるいはゆていもれなどで直売所の商品に見られますように、六次産業化の推進や加工開発の支援、販路拡大などの施策の展開に努めているということで、いわば食と農の一体的な取組を現在も進めているというところでございます。

このことで農業など一次産業を機軸とした製造業、そして卸小売業など六次産業のサイクルがしっかり構築できればというふうに考えているところでございます。いずれにしても、今回の総合戦略に当たっては、各界各層から幅広い御意見をいただくということがより大事なことになりますので、そのことを踏まえて、より実効性の高い具体的な施策を盛り込んでいきたいというふうに考えているところです。以上です。

2番（安田壮平君） 今部長から丁寧な御答弁ありましたが、本当何度も何度も議会でも取り上げられますがこの三分野なんですけれども、鹿児島県の中でですね、県の主要産業として最初に上げられているのが食と農というような言い方をしていまして、農業をもちろんそれをベースにしたその加工食品産業というところもしっかりその重要な基盤産業として位置付けて、実際にそれに対して予算も付けていると明確に打ち出しているわけですが、奄振三分野の言い方をすると、どうしても農業という表現の中で、事実上はその中にそういった六次産業化、加工食品の部分も入ってるということなんですけど、やっぱりそこをできれば本当明確に打ち出していったほうがいいと思います。やっぱりそういったそのですね、行政からのそういうメッセージをその加工食品産業関連の方々にも送ることにもなりますので、打ち出していったほうがいいと。とは言え、奄振のいろいろこうもう既に規定されている中では、そこを追加していくのはまあ難しいだろうと思うんですが、せめてその地方創生の中においてはですね、やっぱりこの食と農と言うか、やっぱり製造業としてのこの加工食品産業、ここもやっぱりもう奄美市にとって重要なんだということをですね、対内的にも対外的にも示すためにも、何とかこれを位置付けていただきたいと思うんですが、その点については御見解いかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど答弁をいたしましたけど、今やっぱり直売所の先ほど申し上げた3店舗のほうも大変売上も増えておりますし、味の郷かさりさんにしてみれば、2年間で10万人という来店者がありましたので、そういう意味では、観光客にとってもそのお土産としても大変有効な生産消費拡大に向けてのですね、手段だというふうに思います。いずれにしても、食と農を今回の地方創生の中で、総合戦略の中で位置付けるということは、また議論を深めていかないといけませんので、そこらを含めてですね、どういうふうな取組、販売、あと加工、そしてその生産者の育成ですね、そういったところを含めてですね、議論を深めていきたいというふうに思いますので、御理解ください。

2番（安田壮平君） はい、了解しました。後は表現の問題だったり、あるいはどれだけそこにもう力を入れることができるかという点だと思いますので、そこはまた是非議論を深めていっていただきたいと思います。これに関連してなんですけれども、やはり今後の奄美の基盤産業と言いますか、全産業分野のその構成と言いますか、それを考えた上でですね、やっぱりその基盤産業となるものは、何と言っても、外貨を獲得できるものだろうと思います。これも例えば岡山大学の中村良平教授というような方々も研究結果を出しているわけなんですけれども、どうしてもその内需型の産業であったり、域内市場だけではですね、いくらそのお金を回したところで、やっぱりその成長に限界があると言うか、持続可能性の限界が指摘をされていまして、やっぱり外貨を稼ぐ産業ですね、これが持続可能性の維持の必要条件とされています。人口減少地域の多くが、この外貨獲得型産業が衰退していると言われているんですけれども、じゃ、この外貨を獲得できる基盤産業とは何かと。端的に言えばですね、やっぱり製造業、農林水産業、そして金偏の工業ですね、です。もちろん観光業もそこに入ってくるんですが、観光業はやっぱり奄美に来て、来てもらって消費をしてもらうというのが原則ですから、やっぱり売上を考えれば、やっぱり物だけを輸出していくことのほうが、売上がはるかに多くなるわけなんですけれども、だけでももちろん、観光を絡めていけば、地元の小売であったり飲食であったり、様々なサービス、医療福祉とか含めて、情報処理なども含めてですね、その外貨を獲得できるようになっていくんですが、でも是非ともやっぱりこの製造業、農林水産業、この辺をですね、力を入れていかないとやっぱり人口増えていかないと。ここは頑張れば、その他のそういった内需型の産業にもいい影響が及んでいくと思いますので、だからこそこそ力を入れていただきたいと思うんですが、このようなその産業分析とかですね、もう庁内で検討されているのかというところはいかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 繰り返しになるわけですけど、やはり生産するものと言えは一次産業が基本だと思います。農業、水産業ですね。そこを原料にしてからの加工業ということになるかと思います。

で、加工する側の人の育成、で、今度はそこを卸小売のほうに発展させていく、そのことを今度は消費の拡大のほうにつなげていくと。それが即ち生産額の拡大につながるということです、非常に大事なことだというふうに考えております。そういう意味では、その分析をどうするかと、データの的にどうするかということですが、最近では国交省のほうで産業年間表に基づく分野に向けての波及効果はどれだけあるかというデータも構築されておりますので、そちらのほうをですね、今回民間のシンクタンクを使いますので、シンクタンクの中でも、どこが一番ポイントになるのか、効果が発揮できるのかですね、しっかりとですね、分析しながら、効果の高いところをどういうふうには今度は後押ししていくかということになりますので、そういうところをしっかりと見据えながらですね、計画を作っていくというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

2番（安田壮平君） はい、了解しました。まさに奄美のこれまでの外貨獲得の第一であった大島紬産業ですね、これが衰退していったからこそ、この奄美という地域が衰退しているというのもですね、やっぱりこの学者のほうのその結論とも一致しているわけでありまして、じゃあ、それに代わるとまでいえないけれども、これから成長が期待できるその製造業ですね、もちろん紬もその可能性はまだありますし、そしてまた、焼酎を含め様々な食品いろいろあるかと思っておりますので、是非その点も考えながら、また産業のこう市のほうからの様々な後押しというものの組み立てていただきたいと思います。

続いて、先ほど触れました医療福祉関係、医療福祉に関連することなんですけれども、地方創生の中で日本版ＣＣＲＣというものが提案をされています。昨今新聞等でも出てきますが、要は継続的にケアを受けられる退職向け地域共同体のことですが、医療介護福祉分野も重要な雇用創出の柱となり得ます。日本創成会議により、首都圏の高齢者の地方移住が提唱されていますが、奄美市として日本版ＣＣＲＣに取り組むことについてどのように考えるか、見解を伺いたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員御案内の日本版ＣＣＲＣについてということですが、これは米国のＣＣＲＣを日本の文化、風土や医療保険制度、介護保険制度に合わせて設計したものであり、自立型住まいを持つ複合拠点を中心として、日常生活圏を医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるようにネットワークで結び、地域包括ケアシステムの機能を満たす高齢者コミュニティについての提案でございます。また、高齢者が元気うちに都市から地方へ移住を促すことなどについての提言がなされております。本市の取組についてのお尋ねでございますが、国のほうでもまだ議論が始まったばかりのことでございます、奄美市としては、実施可能であるかの具体的な検討の段階にはまだ至っておりません。しかしながら、ＣＣＲＣの実施の有無に関わらず、今年度から始まった第６期介護保険事業計画において、いつまでも生活が持続可能な地域づくりを目指す地域包括ケアシステムの構築を目標としており、医療、介護サービスに加えて地域での支えあい、つながりが保てる奄美市となるよう、また、このことが雇用創出にもつながるよう取り組んでいるところでございます。首都圏の高齢者の地方移住に関しましては、地方の人口の増加や元気うちに移住を促すことによって、地方でその人材を生かせるなどのメリットもあると思いますが、将来の医療や介護給付の増大に直結することや、現在でも不足気味の介護の担い手が確保できるかななどの問題点を含んでおり、本市においても今後国の動向などを注視しながら検討が必要になってくると思われまいますので、御理解をいただきたいと思います。

2番（安田壮平君） 了解しました。午前中元野議員のお話の中で、奄美市がその在宅介護のその充実度がですね、日本一というのを僕も初めて知って、感動したんですけれども、その大元になる背景と言いますか、そのお年寄りを地域で支えていこうという価値観というものは、やっぱりそう一朝一夕で醸成されるものではないと考えれば、やっぱり奄美にとっても非常に強みと言いますか、もうプラスととらえるべき地域特性なんだと思うんですけれども、そういったものを考えてもですね、是非これは検討に値する国からの動きじゃないかなと。そして実際に１０年後首都圏で介護施設が１３万人分不足をする

という予測があつて、今202の自治体がそういったC C R Cの拠点整備に意欲を示しているということで、奄美群島内でもいくつかの町村がですね、意欲を示してる様子が新聞等で私も拝見しましたし、また、実際に奄美群島の中でその医療、介護従事者の数がですね、最も多いと、全ての産業の中で最も多い8, 300人以上いるという特性を踏まえてもですね、十分にこれは実現できるものじゃないかなとも思います。もちろん様々なそういった費用負担の問題とか、市の機構の問題とかいろいろ課題はありますけれども、ここも可能性のある分野ですので、是非今回の地方創生の様々な議論の中でも、やっぱりひとつ俎上に上げていただきたいと思います。決してその介護を必要とするお年寄りだけでなく、アクティブシニアと呼ばれる様々なノウハウなり経験を持った方々をまた地域興しにも活動していただいたり様々なボランティア活動に参加していただいたり、あるいは地元にあります専門学校との様々な連携とかですね、先ごろ市役所庁内若手の方々とやったその大学誘致等もですね、そのシニアの方々も生涯学習で学んでいくことができると、そういったところにも絡めていけるんじゃないかなと思いますので、是非ともこれは議論に加えていただきたいテーマだと思います。地方創生に関しては以上になりますが、やっぱり私も前回申し上げましたように、やっぱりその島の人々にとって、これはもう民と官とを問わずですね、やっぱり自主自興の精神に働きかけるような地方創生になっていかないとけないなと思います。この地方創生の様々な国からの後押しというものがどれぐらい続くかというのも正直分かりませんし、まずはこの5年なんですけれども、その後どうなるかというのも分かりませんし、やっぱりこの5年間だけの短期的なものだけでなく、やっぱりその後もですね、しっかりと生かされていくようなそういう総合戦略作っていけるように、またお互いに努力をさせていただければと思います。

続きまして、世界自然遺産登録の推進について伺います。まず、奄美・琉球の世界遺産暫定リスト記載に向けた進捗状況、いかがかということですが、2年前平成25年の1月、環境省が奄美・琉球を暫定リストに記載すると決めましたが、その後ユネスコの審査により、地理的範囲が不明確とされて以来記載が保留されています。それからの進捗状況はいかがか。また、国立公園指定に向けた進捗状況、これは午前中も伺いましたが、改めて簡潔にお伺いしたいと思います。

市民部長（則 敏光君） ただいまの平成25年1月の暫定リストの件でございますが、ちょっと経緯を簡単に申し上げますと、平成15年5月に国の世界自然遺産候補地に関する検討会におきまして、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産の候補地として上げられました。その10年後に平成25年1月でございますが、正式な候補地としてユネスコ世界遺産センターに暫定リスト記載のための書類が提出されたということでございます。遺産の対象地域が広範で漠然としてるという理由などから、ユネスコから対象地域を明確にするようにという指摘を受けております。その関係でその同年12月の科学委員会におきまして、遺産候補地を奄美大島、徳之島、沖縄やんばる地域、西表島、この4地域と設定いたしました。改めてユネスコに書類を提出いたしました。これは26年の1月ということでございます。また、この国の担保措置としての自然遺産登録の条件でございますが、奄美群島の国立公園化につきまして国に確認いたしました。現在関係団体との調整中ということでございまして、今後のスケジュールとしましては、関係団体との調整が固まり次第、パブリックコメントを実施した上で国立公園化という方向に向かっていくということでございます。経緯は以上でございます。

2番（安田壮平君） まだ暫定リストに入っていないという認識でよろしいわけですね。

市民部長（則 敏光君） 26年の1月に4地域という限定版をしまして再提出して、再提出をいたしましたので、これによって暫定リストに計上されたものというふうに私どもは認識はいたしております。

2番（安田壮平君） 僕の認識ではまだ暫定リスト入っていないですね。いろいろインターネットでもです

ね、環境省とか、後はその世界遺産関係のページを見るんですけども、暫定リストにまだ入っていないと思います。で、ですね、ごめんなさい、ちょっとこの辺はまた確認をさせていただきたいんですけども、今日本の暫定リストに入ってるのが11ありまして、いずれも文化遺産、世界文化遺産です。その中には今まさにこの夏世界遺産に入りそうな明治日本の産業革命遺産、鹿児島県にもありますが、これも今暫定リストに入ってます。で、暫定リストに記載されてから正式に世界遺産になるまでですね、通常5年から10年と言われていまして、例えば小笠原諸島は、2007年に暫定リスト入って、実際に登録されたのは2011年でした。4年で済んだわけですけども、それを考えればですね、これまでも行政のほうから説明がある、早ければ2年後というのは僕はちょっと見直しが必要じゃないかなと思っていまして、確かに理屈上は理論上は早ければ2年後なんですけれども、通常はやっぱり暫定リストに入ってから数年かかるというのがもう慣例と言うかですね、です。だからそういう意味では、ちょっとやっぱり危機感というものをですね、もっともっと醸し出していかないとですね、本当にこの世界自然遺産なれるのかなあというのは、僕はかなり心配しております。やっぱり奄美の将来を考えれば、世界自然遺産、なんとしてもならないといけないと思っていますので、そうした場合には、私たちは民間でもですし、そしてまた、行政のほうでもですね、全体を挙げて努力をしているのかというところをちょっと自問自答しないといけないなと思うんですけども。

続いて、次の奄美大島生物多様性地域戦略について伺いたいと思いますが、この地域戦略は、生物の保全と持続可能な利用に関する総合的計画であるという位置付けのもので、今年の3月に策定されて、5月にはホームページにも、奄美市のホームページにも掲載されました。まずちょっと苦言を呈したいんですけども、ホームページには掲載されたんですけども、残念ながら、まだ我々議員のほうにはですね、議会の手元には渡されておりません。環境省の予算でたぶん数百万円、へたすると1,000万円近くかけられて1年半かけて作った戦略なんですけども、印刷製本費がなかったということで、もうこれ本当一部の人しか見れないと。議会の先ほども申しましたが、やっぱり議会のそのチェック機能という観点からしてもですね、やっぱりそれはおかしいんじゃないかなと。いろいろ行政から作られる様々な計画書とかいろいろいただくんですが、この世界自然遺産にとって必要なですね、大事なこの地域戦略に関するものはですね、やっぱり冊子化されてないと、報告書というのが実物のその紙の媒体になってきていないというのは、やっぱりちょっと問題があるんじゃないかなと思います。もちろんインターネットで我々も見れるんですが、光ファイバーがない笠利、住用地域ではですね、見れないと思います。かなり容量が大きいその報告書でしたので、戦略でしたので、ここは是非とも早急に何か手を打っていただきたいと思いますが。この地域戦略に関して今後の体制づくり、予算確保、スケジュールの具現化等の作業はどのように進められていくかということを伺いたいと思います。

市民部長（則 敏光君） すいません、先ほど暫定リストに計上と申し上げましたが、受理された段階で、まだ受理をされた段階ということで、リストそのものにはまだ未計上ということでございましたので、すいません、ちょっと訂正させていただきたいと存じます。国立公園化の関係が今調整中ということでございますので、国立公園化と暫定リストとはまた別の問題でございますので、よろしくお願いいたします。

それと生物多様性地域戦略ということでございますが、2年間の環境省の補助事業によりまして、この3月に完成いたしました。完成と言うか、事業でございますので、3月末までには成果品が一応完了いたしました。ただ、パブリックコメント等で若干のパブリックコメントをいただいて、それを検証した結果も計上するとかいうことはいたしました。ただし、事業の補助事業の中に実は印刷製本費が入ってなくてですね、100パーセント事業ではあったんですが、印刷製本費は除くということだったものですから、印刷が間に合っておりません。その関係で、5月の13日からホームページだけにはアップさせていただきましたが、実際の印刷につきましては、これからこの5市町村で協議会の中で再度7月に集まりましてですね、その印刷について時期とか部数とか、その内容等について再度協議をさせて

いただきたいと。その上で予算化が必要であれば9月補正で予算を印刷製本費を計上させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。その生物多様性戦略でございますが、今後の体制づくり、予算確保等スケジュールの関係ということで一括して御答弁申し上げます。生物多様性地域戦略でございますが、これは50年後の奄美のあるべき姿というのを想定して、地元奄美の自然、文化の多様性を生かしながら継承していこうという地域の指針となるべきものでございます。先ほど申し上げましたとおり、25年度、26年度の2か年事業で検討してきておりまして、奄美大島5市町村での統一した戦略というふうになっております。県内においては3番目の制定でございますが、5市町村での制定という広域的な取組は、全国でも初の試みでありました。その関係で全国的に注目を浴びているところでございます。中身でございますが、自然、文化、産業振興等様々な分野で重点施策を設定しまして、細かく行動計画なども策定しております。この行動計画につきましては、各分野多岐にわたることでもございますので、各自治体の総合的な基本計画にも照らし合わせながら、それぞれの担当課と綿密な調整を図って実施していく必要があります。そのため、5市町村で組織する奄美大島自然保護協議会というのを立ち上げておりますので、この中で各自治体の進捗状況を注視しながら推進してまいりたいというふうに考えております。また、この27年度からの10年間を戦略期間と定めております。5年目、10年目に検証を行う予定でございます。検証作業につきましても、奄美大島自然保護協議会の中で検証委員会というのを設置しまして、専門家の先生方にも指導助言をいただきながら、実施する予定にしております。奄美市の本戦略に基づく事業といたしましては、重点施策にもあります希少野生生物の保護活動や、外来生物対策、あるいは産業振興の促進、交流、情報の発信等に努めてまいりましたが、本年度は外来種に対する調査、駆除事業ですね、そういった事業をはじめ、地域や生活環境に悪影響を及ぼす野良猫の抑制を目的とした飼い猫への不妊手術支援事業、こういったものも新たに実施したいというふうに思っております。もちろんTNR事業としては継続で実施をする予定でございます。これらの事業につきましては、広範囲な取組が必要ということでございますので、他町村とも連携を図りながら、今後とも生物多様性地域戦略を軸とした事業を推進してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

2番（安田壮平君） 部長からお話がありましたが、全国初の5市町村共同策定としてですね、環境省のホームページにもう本当に華々しく掲載されているのを私も見ました。だからこそですね、やっぱりこれ実効性を持つようにしていただきたいと。市民の多くの皆様も関わる戦略ですので、行政だけが主体となる戦略ではありませんので、だからやっぱり本当手軽にですね、図書館とか学校とかでも手に取れるような、そういう状況にしていいただきたいと思います。今どのように進めていくのかというのを概略分かりましたが、この生物多様性なんですけれども、その世界自然遺産の登録基準となるものがいろいろあるんですけれども、今日本には世界自然遺産四つあるんですけれども、この生物多様性が評価されて登録されているのは知床だけなんです。他の地域は知床もなんですけれども、生態系、知床は生態系と生物多様性ですね、奄美がこの奄美が自然遺産になる場合は生態系と生物多様性、こう両方ですね、両方が評価されて世界自然遺産になろうとしていますので、是非ともこの生物多様性というものですね、この概念もいろいろ難しいんですけれども、やっぱり広く周知をしていただいて、そしてもうたくさん105の行動計画というものが、この戦略の中で設定されていますが、中には検討するという表現の仕方で終わっているものもあって、本当検討だけして終わりなんじゃないだろうなというような心配も民間の方から聞かれますが、やっぱりこれ具現化していただきたいなと思います。ちょっとこれに関連しまして、これだけこう奄美が世界自然遺産を目指す上でやらなきゃいけないことがですね、行動計画だけで105あるんですが、それを今奄美市環境対策課の世界自然遺産推進室3名でされているということで、他にもそのTNRとかですね、もういろいろもう労力が非常にかかるものが多いということで、私はこの推進体制というのもの、非常にちょっとやっぱり心配をしているんですけれども、やっぱりこの辺にですね、行政としてのその本気度が表れてくるのかなと。やっぱり予算とか体制

の部分にですね、表れてくるんじゃないかなと思ひまして、もう既にその世界自然遺産になった地域にですね、どれぐらいの体制で今やっているのかというのを伺ってまいりました。屋久島町はですね、今ちょっともう口之永良部島噴火で大変な状況ですので、そこはもう控えさせていただきましたが、白神山地がある青森県の西目屋村、これは全職員、全正職員ですね、38名なんですが、そのうち産業課2名で環境保全等も含めてですね、世界自然遺産関係のことをやっていると。5パーセントの割合です、職員の数、比率ですね。知床の斜里町、これは環境課自然環境係というところがですね、課長も含めての数なんですが、自然環境係が3名でやっていると。全職員は150名ほどだということで2パーセントの職員の割合です。小笠原村、ここも環境課というところがやって、課長も入れて3名でやっていますと。全職員の数は120名なので、比率と言えは2.5パーセントになります。これはちょっと世界文化遺産なんですけれども、先日行ってまいりました富岡市というところは、世界遺産まちづくり部というものがありまして、その中に課が三つありまして、富岡製糸場課、まちづくり課、商業観光課、全部で11名の職員でやっていると。で、全体の職員の数は400名ですと。この世界遺産まちづくり部にはですね、正職員以外に嘱託職員が10名、で、国際交流員という方が1名、フランス人の方らしいですけれども。他団体より派遣されてきて6名、全部で28名の部員でですね、やってるということです。で、奄美市がですね、ざっくり職員の、正職員の数が600名で、今世界自然遺産推進室、課長も入れて4名とした場合ですね、0.6パーセント。これをですね、他の自治体とこう比較して、2パーセントにした場合はですね、12人ぐらい必要になるんですけれども、それを考えた場合、本当に今の体制で足りるのかというところをちょっと見解を伺いたいと思います。

市民部長（則 敏光君） この生物多様性地域戦略ですが、8施策19事業、105項目ということでございまして、これを一挙に進めるとなれば、全職員、環境対策課全員12名ほどで取り組まなければならないと思いますが、50年後のあるべき姿、その中で10年間の実施計画、5年、10年の見直しという形でございますので、当面やるべきもの、例えば方策1、8重点施策のうちの1番目と2番目ですね、希少野生生物の保全活動、生物多様性とか、あるいはその重点施策の2、ノネコ、ノラネコ、ノヤギ、外来生物対策、そういったものに当面特化するといたしまして、今の体制で世界自然推進室、推進室3名プラス課長、その他時々応援をいただきながらやっておりますが、進捗を見ながら、その事業の執行状況、その他予算の規模などに応じてまた適宜対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番（安田壮平君） 分かりました。是非今後の進捗に合わせて、その辺りもですね、増員というものを図っていただきたいと思います。もちろん今言った各町村の職員の人数はですね、その自然部門だけですと、主にですね、西目屋村は産業課でやってるということですが、また、観光関連の部分はまた他の部門と連携をしてやっているということですので、そのことは付け加えておきます。ですね、あともう一つちょっと気になったのが、これまでも一般質問で取り上げてきましたけれども、今般の大浜海浜公園におけるビーチロックの撤去工事、これも割れたビーチロックをこう同じ砂浜内で移動させたということでしたので、私も最初あの新聞記事見た時は、安全対策でいいことをしていただいたなというふうに感じたんですけれども、やっぱり中にはですね、自然環境詳しい方、専門家の意見としては、やっぱりそのもととあるそのビーチロック、たとえ割れたものであってもですね、それを移動させてしまうのは、いかなるものかというような意見がですね、かなりあるようでして、まだその砂を埋め戻して、なくなった砂を埋め戻していただくのなら、まだもちろん成分分析とかしてなら理解できるんですけれども、やっぱりもととあった自然のものをですね、移動させてしまつては、やっぱり問題じゃないかというような声も聞きました。この辺りもやっぱりその生物多様性地域戦略というものがですね、庁内全体で行き渡っているのかというところがやっぱり問われているんだと思いますので、もちろん観光でその自然を使うということは、活用することは大事なんですけれども、やっぱり自然遺産を目指す

地域でありますので、その辺りの配慮、やっぱり専門家の方々にも複数耳を傾けて、様々な工事、事業を行うということも今後は更に大事になってくるんじゃないかなと思いますので、その点は指摘をさせていただきます。で、もう最後、その世界自然遺産のもう締めくくりになりますが、先ほども申し上げましたように、世界自然遺産がある日本国内の地域というものは、町村だけでして、奄美市はですね、本当住用と合併をしたお陰と言いますか、唯一ですね、世界自然遺産があるその市の区域内にですね、世界自然遺産の地域があるコアな区域がある唯一の市となるわけなんです、世界遺産に登録されたら。このことは、もう本当に日本でただ一つと言ってもいいぐらい誇るべきことですので、やっぱり是非ともこのチャンスを逃さないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。やっぱりですね、正直今世界自然遺産の審査というものも年々厳しくなってきたりして、新規の案件について確率半々だというふうにも言われています。そうした場合はね、本当に観光、もし万が一あの選に漏れた場合、観光の面でも大きなダメージを受けることになると思いますし、バニラエアや今たくさん来ていただいているクルーズ船、これもいわば登録候補地としてのその魅力と言いますか、いわばもう期待度からですね、先行投資をしていただいているわけでありますので、やっぱりそこを裏切ってはいけません。必ず世界自然遺産になるんだという強い気持ちでですね、今後また様々な活動、力を入れていただくよう、その辺要望しまして、次の質問に行かせていただきます。

続いて産業振興についてなんですけれども、市民を巻き込んだクルーズ船対応やおもてなしの強化をどのように図っていくかというところを伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） これまでの大型観光船受入れにつきましては、午前中もお話いたしました。現在奄美大島観光協会を中心に、奄美市、大島支庁、それから奄美大島観光物産協会で歓送迎セレモニーや観光案内などを行っており、岸壁では臨時の物産販売所を設置し、ツアー客へのおもてなしに努めているところです。これまで多くの大型観光船が寄航し、乗客の皆様から、奄美の歓送迎セレモニーは非常に心温まるすばらしいイベントであるとの評価もいただいております。また、昨年度からまちなかナビゲーション事業を導入し、中心商店街を核とした街中へ乗船客を誘導し、商店街のにぎわいづくりと活性化に向けた取組を実施しているところです。イベントの一環として、市民参加型の島唄ライブや夜光貝のアクセサリづくり体験等も実施しており、乗船客と商店街の方々や市民とのふれあいの場ともなっております。現状はこのような形で行っております。

2番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。また産業建設委員会での行政視察でですね、先ほど元野議員からも、金沢市のほうに行ってきたというふうにお話ありましたが、そこでもですね、金沢港も今かなりそのクルーズ船誘致力を入れているみたいでして、そしてまた、市民ボランティアもですね、要はその会員を募って盛大に盛り上げてると。金沢港でもですね、やっぱりそういう歓送迎セレモニーが非常に好評だという声で、奄美市と同じだなというふうにも感じたんですけども、その金沢市の場合、その4,300人の会員がいるということで、毎回ですね、何百人かずつその市民の方がですね、もうボランティアで来ているということで、そうした場合は、一つは、その他の地域も他の地域のやり方というのもしっかり研究していく必要があるだろうと。確かに奄美市すばらしい、すばらしいと言われるのは嬉しいんですけども、それはじゃあ、他の地域はどうなのかなと。他の地域でもやっぱり同じような感想を言われてるんだとしたら、それはやっぱり差別化とはいえないんじゃないかなとも思いますので、でまた、すいません、金沢市の場合は、しっかりですね、運営、そういった市民ボランティアをこう束ねるような募集をして、そしていろいろ会員に、こうこうするような、そしてまた、いろいろクルーズ船の見学会を会員に優先案内したり、または年に1回その会員さんを集めてのその交流会を開いたりですね、後はおもてなし効力向上のセミナーを開催したりと、そういったしっかりした金沢市、石川県、そしてまた、地元の経済団体が出資をして作っている、そういう組織が母体となっていて、それぞれから予算を出してもらって、そういう取組をしているということなんですけれども、奄美市

の場合はまだそこまで力強い母体というものは出来上がっていないんじゃないかなと。市役所が今中心になってされていると思うんですけども、もしくはこの名瀬港ポートセールス協議会がですね、されてると思うんですけども、やっぱり今後はなるべく多くの市民の方参加していただく、そのための母体を作っていくと考えた場合に、県との連携、県にもやっぱりもっとその予算の面、あるいは人員の面、提供していただく必要があるのかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 大変貴重な御提言だと思っております。予算の面はですね、ちょっとお時間をいただくとしてですね、今いただいた御提言は、出入港時の歓迎セレモニー、あるいは寄航時のですね、おもてなしや交流する面においては、これまで以上にぎわうことが予想できるところです。私も全国各地のクルーズ船の先例地をまだ十分に知り得ていない部分もございまして、今後これらの情報収集を図りながら、本市にとって最も効果的な市民参加型の受入れ体制と、あるいは組織がどうあるべきか含めて、勉強させていただきたいと思います。

2番（安田壮平君） 是非とも今鹿児島市の鹿児島港でも、やっぱりそういうのをクルーズ船の誘致もしていますので、そこにおける人、県との連携とかですね、そういったものも是非奄美市に引っ張ってこれるものは是非とも引っ張って力を借りていいものを作っていただきたいと思います。

最後になりますが、伝統工芸本場奄美大島紬の振興について伺いますが、これも金沢伝統工芸産業にですね、かなり触発をされてお伺いをする質問なんですけれども、大島紬の振興のためにどのような理念やプランを描いて取り組み、また人材育成の部分ですね、どのような取組をしているのか。人材の育成の後押しというものを行政としてできないかというところを伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 本場奄美大島紬につきましては、依然として奄美を代表する産業文化であり、今後も本市の重要な産業として位置付けられるものと認識いたしております。本場奄美大島紬振興に向けた本市の施策といたしましては、奄美市総合計画において伝統産業として受け継がれてきた技術を保存していく一方、新商品開発などによる販路拡大と、流通改革により産地価格の適正化を図ることが重要であると位置付けております。総合計画の中では6点ほど施策を掲げまして、それらに沿って様々な取組を行ってるところです。また、平成26年度からは産地両組合、龍郷町及び本市による産地再生協議会を組織して、在庫活用を中心とした事業を進めているところでございます。同協議会の活動を拡充していく中で、中長期的な産地再生計画を策定する予定でございます。したがって、27年度、28年度にかけまして、これらの今後奄美大島紬がどうあるべきかという計画を今27、28に計画を策定することとしておりまして、その中で人材育成のあるべき姿も検討して、施策につながるような中身にしていきたいと思っております。以上です。

2番（安田壮平君） 分かりました。奄美市の今年度予算書を見ても、その紬の育成に関する予算というものはお見受けできませんでしたので、是非今後はですね、紬組合を含め、関係者との意見交換の中からどのように人材育成していくか、そして行政どのように後押しをしていくかというところもしっかりと詰めて、いい産地再生計画できることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で無所属 安田壮平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時28分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行います。

自由民主党 里 秀和君の発言を許可いたします。

21番（里 秀和君） 皆さん、こんにちは。自由民主党の里 秀和でございます。質問書の字句の訂正をお願いします。3行目の人口増の見通してについて。人口じゃなくて人口増ですから。

質問の前に一言所見を述べさせていただきます。三位一体改革，地方分権，市町村合併が行われて久しくなります。本市では台風被害など自然災害も重なり，見通しの悪い閉塞感の中で，何かをしてほしい，何とかならないのかと思うのが私どもの実感でございます。奄美経済は一向に好転の兆しも見えておりません。本市は厳しい財政状況であります。地域が元気を出して輝いてこそ，私どもの生活も生き生きとしていくものでございます。地域経済の活性化，雇用の拡大こそが重要であると思われます。現在末広港地区区画整理事業が施工されております。この事業による道路新設，下水道，上水道，家屋の移転，改築，新築，全て建設業，土木，建築，大工，左官，電気，ガス，水道，内装，畳，塗装業などに関わるトータル産業であります。多額の予算投資を受けまして，紬業などの低迷の下，商店街など地域経済への下支えを担っているものと存じます。商店街は社会の変化とともに，存亡の危機にもありますが，ある部分街中では絶対に残すべき価値のあることと存じます。今後のまちづくりの可能性も模索できるはずであります。早期の事業完了を強く期待するものであります。昨年からわが奄美に追い風が吹いております。春の選抜高校野球大会に大島高校が出場し，日本中の奄美人を感動，感激の輪を広げ，一体感を醸成していただきました。また，島でも夢はかなえられる。大高生が島の少年たちに身をもって示してくれました。そして奄美は今世界自然遺産登録の動きや奄美群島振興開発特別措置法の延長に伴う交付金制度の創設など，新たなステージに移行しております。具体的には航路，航空路の運賃の軽減や，農林水産物の輸送費支援などであります。地域資源を生かした新産業の創出，農林水産業の振興策については，特に亜熱帯性気候を生かしたタンカン，マンゴー，パッションフルーツ，パパイヤなど付加価値を高め，ブランド化を確立し，地産地消だけではなく，地産外消で産業化することが肝要であると考えます。このことで観光業にも寄与し，エコツーリズムと連動を図られると思われます。LCC，バニラ便就航も強い追い風になっており，入込客の増加が図られ，奄美経済を後押しし，観光業を勢いづけており，奄美経済の牽引力となっております。奄美市も各地方都市，離島の都市同様少子高齢化の傾向にあり，人口減少が続いております。

ここで通告に従い，1，人口減対策について伺います。合併前の旧名瀬市の人口は何名だったでしょうか。

次の質問からは発言席で行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは里議員にお答えさせていただきます。旧名瀬市における人口の動態であります。終戦直後の昭和22年には約1万8,000人でありました。その後昭和28年に復帰をいたしまして，昭和30年には約4万1,000人と大幅に増加いたしております。その後毎年約300人の増加を続けながら，昭和60年の1月から3月の間には5万人を突破して，最高5万193人を記録しております。その後やはり製造業であり，雇用の高い大島紬の生産の減少とも一致するようでございますが，その衰退に伴い人口が減少へと転じ，合併前の平成17年には4万1,049人となっております。この人口増加の期間は出生と死亡の自然動態で，毎年約600人のプラス，一方，社会動態である転出と転入の差につきましては，マイナス約400人となっております。参考までに申し上げますと，直近の5年間の傾向では，自然動態はマイナス約220名，社会動態もマイナス約260名となっており，社会動態は人口増加の時期と比べまして，マイナスの数が縮小しつつありますが，自然動態がプラスからマイナスに転じている状況にあります。したがって，この自然動態の逆転によって，人口減少に歯止めがかからない状況ということになります。議員御質問の奄美市合併初年度の平成18年は，

4万8,897人となっております。参考までに、その後毎年的人口動態を申し上げますと、平成19年は4万8,156人、20年が4万7,482人、21年が4万6,891人、22年は4万6,121人、23年が4万5,603人、24年は4万5,076人、25年は4万4,544人、前年度の平成26年は4万4,125人となっております。合併初年度の平成18年と平成26年を比較いたしますと、4,772人が減となっているという状況下でございます。以上であります。

21番（里 秀和君） 今の説明で、毎年減っていったのが現状であります。今後の人口増の見通しについてはいかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） それでは毎年的人口の増減と、これからの予測についてということでございますので、少し長くなりますが、お答えしたいと思います。先ほど市長の方からも答弁がございましたが、本市の人口は減少傾向にあります。国立社会法人社会保障人口問題研究所の将来推計人口によりますと、これからも自然増減率及び社会増減率が現在と変わらないと仮定した場合ですが、2020年には4万7,988人、2040年には3万7,755人という推計になっております。で、今後の人口の増加の手立てのほうまでよろしいでしょうか。今後の人口増加に向けた手立てということになります。明らかに増加する要因の一つとして、自衛隊の約350人とその家族が移住することによる人口の増加が見込まれるということになります。で、本市におきましては、将来推計人口や総合計画の目標人口をこれは昼間人口、昼間の人口ですが、5万人というふうにしておりますが、見据えながら人口減少や超高齢社会による社会構造に対応したまちづくりを行うということと、定住促進施策や少子化対策など、人口減少の克服に向け現在取組を進めているというところでございます。先ほど申し上げたとおりですが、社会動態では転出入者が縮小の傾向にあるということで先ほど市長のほうから答弁がございました。ということで、改善の兆しが見られますが、出生数の減少によって人口増加がなかなか見込めないという状況をいかに解決するかということが、今後の一つの大きなポイントになるかというふうに考えております。この少子化対策につきましては、結婚、出産、子育てに関する総合的な支援が重要でございます。平成26年度の場合ですが、結婚支援として結婚スキルセミナー、失礼、結婚スキルアップセミナーというのを開催しております。参加者が72名の参加をいただいているところでございます。妊娠、出産に関する支援ということですが、新婚夫婦を対象に、妊娠、出産についての正しい知識を普及させるための講座を行ったほか、全市民を対象に、著名な助産師による出産から子育て、あるいは地域の支援に関する講演会を開催し、多くの市民の皆様にご参加をいただいたところでございます。また、結婚、妊娠、出産、育児という切れ目ない支援を行うための仕組みづくりにも取り組んでいるところでございますが、昨年の12月には子育て支援員養成講座なるものを実施して、36名の子育て支援員を養成したところでございます。更に、特定不妊治療費助成の拡充、乳幼児医療費の助成の拡充、多子世帯保育料の軽減事業の拡充、更には出産祝金制度など、出産、子育ての支援を図っているところでございます。特に出産祝金制度については、第2子に2万円、第3子以降は5万円を支給しているところです。今後もこれらの施策を連動させながら、少子化対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、先ほど申し上げましたが、社会動態は改善をしつつあるということでございましたが、やはり転出入者がマイナスであることは変わりはないので、雇用の場を増やし、いかに若者を呼び寄せ、定着につなげるかということが大変重要になります。そのため、人口減少対策につながる施策の一つとして、雇用創出に力を入れているところでございます。これについては有効求人倍率がかなり改善していますので、その成果は発揮しつつあるというふうに考えております。その中で、特に様々な産業に効果が波及する観光産業の振興がポイントになるかと考えております。現在航空運賃の軽減によって、交流人口が大幅に拡大をしております。また、自然遺産登録によって、更なる増加が見込まれますことから、これらの効果が新たな企業や投資、更には雇用創出へつながるよう、群島12市町村が連

携して各種施策に取り組んでいるところでございます。これについては、戦略ビジョンということになるかと思います。例えば世界自然遺産登録による観光客増を一過性にしないためのルールづくりと、ガイドに関する人材育成を行っているエコツーリズム推進事業、あるいは、特産品開発を行っている事業者に対し、商品開発や販売力向上のための人材育成研修事業などを行っているところでございます。また、その他の取組として、情報分野でございますが、これについては高度な技術を要する人材の確保のため、人材育成、起業家、産業リーダーの育成を支援することで企業、仕事誘致を通じた雇用機会の拡大を図っているというところでございます。現在策定作業を進めております総合戦略においては、これは奄美市も含めてですが、奄美市と大島本島の総合戦略ということになります。雇用創出に加えて、少子化対策についても重点的に取り組む他、島外からの移住希望者へしっかりと対応していくための施策にも取り組むなど、自然増減と社会増減の双方から人口減少対策を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。人口減少問題につきましては、本市においてはこれまでも取組を続けてきた施策でございますが、国においても、地方創生の旗の下、人口減少対策を一丁目一番地というふうに政策的に位置付けておりますので、これまでにない規模で取組を進めていきたいというふうに考えております。地方創生に基づく総合戦略は、今後策定予定の人口ビジョンに定める目標人口の達成に向けた施策をまとめる平成27年度から5か年間の計画でございますが、これからの5か年はマリンタウン事業、あるいは末広港土地地区画整理事業、名瀬の本庁舎建設、あるいは笠利、住用の観光プロジェクトなどの本市の各種大型プロジェクトが完了を迎える大変重要な期間であります。そして、世界自然遺産登録など、次の時代への節目となる重要な期間と位置付けております。そのためにも、地方創生を契機として、改めて人口減少に真摯に向き合い、各種施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんの御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

21番（里 秀和君） 今答弁にありました各種施策を満遍なく行い、新たに設ける総合戦略推進本部において、細かな点をきっちりと詰めて進めることを希望して、この問題終わります。

新総合庁舎について。新庁舎建設の経緯と、これからのタイムスケジュールをお示してください。

総務部長（東 美佐夫君） それでは新庁舎の関係でお答えをいたします。まず、本庁舎建設事業についての地域、場所、規模、予算などについての現在の状況や見通しということでお答えをいたしますので、御理解ください。まず、これまでの経緯について御説明申し上げます。本庁舎の建設候補地や本庁舎の基本理念、あるいは方針、概算事業等については、46名の市民や学識経験者から構成された奄美市本庁舎建設基本構想策定委員会において、平成25年2月から議論を行いました。その結果、平成26年11月に奄美市本庁舎建設基本構想を策定し、市長のほうへ答申をとりまとめたところです。また、基本構想の答申を受け、新庁舎の機能整備や事業計画などの検討を同委員会で行いまして、奄美市本庁舎建設基本計画を平成27年の1月に策定をしております。その後本庁舎の基本設計を行うに当たり、学識経験者などから組織する基本設計選定委員会を構成しまして、事業の目的及び内容に最も適した設計者を選定するプロポーザルを実施いたしまして、その一次審査のほうで9社の中から5社を選定をいたしております。この5社の方からプレゼンテーションの結果を踏まえ、設計者1社を選定をいたしております。で、平成27年の5月には、本庁舎建設基本設計業務の委託契約を締結したというところでございます。なお、プレゼンテーションについては公開で実施しておりますが、これについては既に御承知のとおりかと存じます。また、実施設計についても、今年度中に契約を締結し、平成28年度中に実施設計を完了する予定としております。議員御質問の建設の時期、よろしいですか。スケジュールですが、はい、以上です。

21番（里 秀和君） 建設時期はいつになるかと、市民が等しくどこになるか、いつになるか、どういう建物ができるか、どれぐらいのお金がかかる、いつも質問されることであります。時期、場所、規

模，予算等について。まず最初に，時期をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは時期についてお答えいたします。現在の計画で申し上げますと，平成28年度の前半にまず公民館の解体工事を行います。その跡地に来庁舎用の仮駐車場を整備する予定にしております。その後現在の立体駐車場，隣の方ですが，立体駐車場や教育委員会などの入った別館，第3別館等の解体工事を行い，平成28年度中の実施設計完了後に本庁舎建設工事を発注する予定でございます。その後平成30年度中の新庁舎の建設を予定しているということでございます。新庁舎の建設後，平成31年の中ごろ，失礼，中旬までには現庁舎からの移転を進め，業務をスタートするという予定でございます。並行してですが，現庁舎の解体や外構工事の整備を行いまして，平成31年度末までには新庁舎全ての建設事業が終了するという予定でおります。以上です。

21番（里 秀和君） ただいまの説明で場所も大体分かりましたが，市民に分かりやすく今の壊す予定と新しく建てる予定の所在を説明してください。

総務部長（東 美佐夫君） 場所についてですが，現在の隣の方ですが，使っております立体駐車場と教育委員会等の入った別館，高齢者福祉課が入っている別館ですね，これを第3別館と言いますが，第3別館，で，そこを含めた市が所有する敷地を新庁舎の本体が入る，本体のですね，本体の建設地として進める予定です。現在の後ろ側の公民館ですね，公民館の位置に立体駐車場を現在計画しております。今入ってるこの現庁舎の敷地には，緑地を含めた市民の集える新庁舎へのアプローチ広場を予定しております。アプローチ広場の地下のほうになりますが，地下のほうは駐車場や倉庫等として有効利用するという予定でございます。以上です。

21番（里 秀和君） この建設予定の計画時の人口，職員数，議員数，完成頃の人口，職員数，議員数に合わせた規模であるのかどうか，お尋ねします。

総務部長（東 美佐夫君） お答えをいたします。建設の規模については，先ほど申し上げた庁舎建設基本計画の中で，初期の設計の条件として，これは平成32年度末を想定しておりますが，奄美市の計画人口を約5万人，これは昼間人口の目標人口が5万人ということでございますので，その5万人を想定しておるということです。で，本庁舎に勤める職員の数を職員数をですね，490名，議員数は24名ということで計画をいたしております。併せて庁舎の延べ面積と，こちらよろしいですか。新庁舎の延べ面積については，国の算定基準を参考に，約1万2,000平米を想定をしております。これについては，現在の庁舎の面積が，これは全てですが，下水道，水道課も含めてですけど，これ含めて現在1万500平米ということでございますので，約1.1倍の規模になるかと考えております。以上です。

21番（里 秀和君） 建設予算についてであります。東京オリンピックに向けて，パラリンピックに向けて，現在の市場は資材高騰が続いてる報道を見かけます。予算規模が適正であるかどうか。増加は見込まれないかどうかをお尋ねします。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど少しちょっと不足しておりましたが，建設規模の関係で，一般駐車場の場合は，現在45台ありますが70台，1.5倍を想定しております。公用車のほうは64台で90台1.4倍を見込んでおります。議会用のほうも20台分想定してるということで，ここは補足をさせてください。で，併せて，建設予算のほうですが，これについては東京オリンピックでございますが，これについても，基本構想，基本計画策定の段階で当初55億円程度を見込んでいたということでお話

をさせてもらっておりまして、議論の中で、その社会情勢によっては55億円程度が変動することもあり得ると。その際には、その社会情勢に応じて財政状況を踏まえながら対応してまいりたいというふうにしておるところです。予算よろしいでしょうか。

21番（里 秀和君） はい、分かりました。

次に、世界遺産登録についてでございますが、1番、2番はもう前日から渡議員、安田議員、大迫議員も尋ねておりますから、ここは省略し割愛します。3番のノネコ、野犬、ノヤギ、野良猫対策についてですが、この点もノネコ、野良猫答弁が返ってきておりますので、ノヤギについてお尋ねします。

市民部長（則 敏光君） ノヤギについてでございます。その食害によりまして、土砂崩壊等の危険を及ぼすということもございます。また、希少な植物をも食べてしまうというようなこともございまして、この問題につきましても、5市町村で山羊の放し飼い防止等に関する条例というものを施行し、取り組んでいるところでございます。具体的な取組といたしましては、奄振事業を活用しました計画的なノヤギの防除事業、これを実施しておりまして、奄美市でこれまで154頭を駆除いたしましたところでございます。以上でございます。

21番（里 秀和君） このノヤギがこれまで154頭駆除されてるとのことですが、これは1頭も食していないんでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 定かでない部分もあるとは思いますが、基本ノヤギ、野生化したノヤギにつきましては、殺処分など可能でございます。死んだ山羊については、埋葬する必要があるということになります。生きた山羊につきましては、当然これはと殺場に持って行って解体しなければいけないというのがありますので、その場で食するとかいうのは基本はないのではないかなというふうに考えております。答えになったどうか分かりませんが、以上でございます。

21番（里 秀和君） もうこのノヤギについては、毎回毎回質問があつて、保健所との絡みとかあるようですが、日本全国、民間においてはシカ、イノシシ、クマ類をはじめ、ジビエ料理ということで民間で処理場を造って、食している地域がたくさんあります。奄美も自然遺産登録を見据えたら、このヤギの料理とか、イノシシ料理とかは売り出しにかけられる資源じゃないかと思うところでございます。何かそういう方向で対策は立てられないものか、お尋ねします。

市民部長（則 敏光君） ノヤギにつきましては、そういった害もあるところでございますので、奄美市だけの取組だけではなくて、各市町村同じような形で連携して取り組まなければいけないと思いますが、今のところは、奄振事業による駆除事業、防除事業ですね、そういったものを中心にして進めてまいりたいと。外来種対策としては、確かに生物多様性の面でも取り組まなければならない問題ですので、この辺りも今後協議してまいりたいと思っております。

21番（里 秀和君） ただいまの答弁でもありましたように、自然遺産登録を目指すなら、保有種、希少種の保護を担保していくことが肝要であります。その上で先ほどからノヤギ、ノネコ、野良猫、本日の南海日日新聞に、徳之島の山中で野生化した猫、ノネコが希少な生き物を襲う被害が深刻になる中、環境省自然保護官事務所は、21日ノネコの本格的捕獲作業に着手したとの報道があります。遺棄されて野生化したクロウサギなどを捕獲しているノネコの捕獲、保護、譲渡体制は確立されているのでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 本日の地元紙には徳之島の事業のことが書いてありました。徳之島において動物基金というものを活用してやってるようですが、ノネコという形になりますと、野生化したノネコの場合には、殺処分も可能ではございますが、動物基金を活用しますと、それが不可能になるというようなこともありまして、今御指摘ありましたように、譲渡行為、里親探しですね、そういったものを中心にしなければならぬ。この里親、譲渡先がなかなか県内では難しいと、見つからないという大変厳しい状況がございます。ましてやその成獣、大人のノネコ、あるいは病気を持ったその捕獲されたノネコなどにつきましては、もうほとんど引き取り先がないというようなことで、そうなりますと、捕獲した行政側のほうで終生飼養と申しますか、そういった取らざるを得ないだろうというふうになりますと、多額の労力と予算も必要になります。そういった面で、それだけを中心にした事業というよりもですね、やはり適正な飼養条例に基づいて、飼い猫についてはとにかく終生室内飼養に徹していただくとか、あるいは山裾地域が多い奄美大島では、できるだけもう飼い猫については外に出さない。あるいは、そのえさやりの禁止、そういったものなど適正な飼養を心がけるというようなモラルに訴える、そういった昨日も申し上げましたが、そのような両面からの対策を強く進めていけば、猫も猫の多い奄美大島でも、ちょっと時間はかかりますが、そういった対策には効果があるのじゃないかというふうにしてるところでございます。

総務部長（東 美佐夫君） 大変失礼しました。先ほどの予算の関係で、少し私、答弁不十分でございましたので、少し補足をさせていただきたいと思います。先ほど55億円程度ということでございましたが、その内訳について答弁をしてございませんでしたので、その財源の内訳をですね、少し申し上げたいと思います。予算財源の内訳を申し上げますと、これ55億円ベースで申し上げますが、市町村合併補助金で3,500万円、合併特例債で52億円、一般財源で3億円となっております。またこの建設に必要な一般財源は、合併特例債の元金のうち、交付税措置がされない15億円に償還利子分3億円を加え、総額21億円程度と一般財源のほうは見込んでおります。この一般財源の総額分を庁舎整備基金に積み立てることとしておりますが、平成26年度末で残高が約16億5,000万円ほどとなっております。この残高の残りの分につきましては、今後の計画ということになります。遅くとも本庁舎完成予定の前年度でございます平成31年度末までの早い時期に残りの4億5,000万円を積み立てたいと考えております。なお、先ほども申し上げましたが、社会情勢の変化で建設費用の変動も予想されますので、その状況に応じて適正に対処してまいりたいと思います。併せてですね、庁舎建設事業については工事期間も長く、市民の皆さんの関心ごとでもございますので、ホームページを通して進捗状況を公表するなど、情報の提供を市民の皆様にも行いながら、御理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

21番（里 秀和君） 昨日の質問にもありましたが、神奈川大の諸坂先生は、義務規定を設ける、予防措置と、違反者を取り締まる。違反後の対象が確立されないと、現状は変わらないと強調されております。また、ユネスコの現地調査でも、マイナスポイントとなりかねないとおっしゃっております。住民意識の向上や飼い猫条例の正しい行われ方が現在まで見受けられませんが、市内に野良猫が増えている状態です。行政、地元の研究者、関係団体と協議を行い、条例改正も含めた早急の取組をお願いしたいと存じます。時間がありません。移入種、外来種対策についてお尋ねします。

議長（竹田光一君） 答弁は。

市民部長（則 敏光君） 移入種、外来種につきましても、保護担保措置として大変重要な課題となっております。今申し上げましたとおり、世界自然遺産を目指す上で、どうしてもこの担保措置としては大事な件でございますので、その奄美大島自然保護協議会の中で、先ほど申し上げました条例改正も含め

て、いろいろと検討を進めてまいりたいというふうに思います。先ほどの駆除の時期や方法、そういった予算の面、それなども含めましてですね、専門家の先生などの意見も聞きながら、また、そういった形で計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。そのノヤギに限らず、ノネコ、野良猫に対しても、その適正な飼養管理条例に基づきながら、効果的な方法を模索してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

21番（里 秀和君） 適正な担保措置を取られるということですが、奄美の夢と希望をかなえるために、この恵まれた自然を生かした世界遺産登録に向けた取組でございます。本当に時間がありません。これをもって終わります。

議長（竹田光一君） 以上をもって自由民主党 里 秀和君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時39分）

第 2 回 定 例 会
平成 27 年 6 月 24 日
(第 4 日 目)

6月24日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	竹 田 光 一 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
17 番	栄 勝 正 君	19 番	渡 京 一 郎 君
20 番	元 野 景 一 君	21 番	里 秀 和 君
22 番	崎 田 信 正 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	総 務 部 参 事 (消 防 長)	小 松 和 行 君
市 民 部 長	則 敏 光 君	環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君
国 保 年 金 課 長	山 下 能 久 君	市 民 福 祉 課 長	田 中 義 人 君
保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君	福 祉 事 務 所 長	中 元 幸 立 君
福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君	産 業 建 設 課 長	福 長 敏 文 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	農 林 振 興 課 長	大 海 昌 平 君
土 地 対 策 課 長	山 田 春 輝 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君	土 木 課 長	戸 田 正 利 君

6月24日(4日目)

上下水道部長 上島 宏夫 君 水道課長 佳元 保輔 君

水道課参事 林 茂穂 君 教育委員会
教育事務局 森山 直樹 君

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監 保浦 正博 君 地域教育課長 得富 一博 君

農業委員会
農事務局長 川内 進 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 元 優 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 上原 公也 君

議事係長 前田 賢一郎 君 議事係主査 麓 浩登志 君

議長（竹田光一君） ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。この際申し上げます。一般質問は個人質問とし各時持ち時間は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

22番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。今年は、戦後70周年になりますが、70年前、日本は、日独伊3国同盟などを結び侵略戦争を進めてきましたが、この無謀な戦争によってアジアの人々2,000万人、日本国民310万人の命が奪われました。アメリカ、イギリス、中国の3国は、1945年7月26日に戦争終結のためにポツダム宣言を日本に発しました。その後、8月6日広島、9日長崎に原爆が投下された後、日本は、8月15日ポツダム宣言を受諾して終戦を迎えたのです。

戦後の日本は、祖国から分離をされた奄美や沖縄の悲しい現実がありますけれども、日本は戦後70年、日本国憲法が施行されて68年、この間今日まで戦闘によって一人の外国人を殺すことなく、また殺されることもありませんでした。その70年の歴史を経て今、戦争法案などと呼ばれる法案が国会で論議されていること自体大変驚きであります。日本共産党は、今年1月創立93年を迎える戦前から活動してきた唯一の政党であります。私たちの先輩は、あの侵略戦争に命懸けで反対したのです。戦争に反対したが故に多くの方が、その犠牲となりました。あの悪名高い治安維持法によって日本共産党の幹部だった岩田義道は、1932年昭和7年特別高等警察いわゆる特高警察により逮捕され、その3日後に拷問により死亡。35歳でした。その翌年、蟹工船の小説で知られる作家の小林多喜二は、1933年2月20日に逮捕され3時間の拷問によって虐殺されたのです。その遺体には、むごたらしい拷問の跡が示されております。小林多喜二もまた29歳という若さでした。正に、書くこと自体が、生死を懸けた戦いだったという歴史が、この国にあったのです。私たちの先輩は文字通り反戦平和の運動に命を懸けて取り組んできたのです。その中には、うら若き乙女も含まれております。伊藤千代子さん。1928年3月15日の治安維持法による野蛮な弾圧で逮捕され市ヶ谷刑務所の投獄され獄中での凶暴な拷問や虐待にも屈せず戦い続け、しかし、24歳の若さで生涯を閉ざされております。田中サガヨさんも侵略戦争反対の運動の中で1933年12月27日逮捕されました。23歳の時です。拷問を受け重い結核にも保釈を許されず病状悪化によって刑務所を出されますが、20日後には、生涯を閉じております。彼女もまた24歳という若さでした。このように国家による野蛮な弾圧に遭っても節を曲げず戦争反対を貫いた歴史を持つ政党として日本を再び戦争をする国につくり変える戦争法案を何としても廃案に追い込むために戦場に行くことになるかもしれない自衛隊員の人、その家族も含め平和を願い戦争反対で一致できる多くの国民といっしょに運動を広げていきたいと思っております。

それでは、通告に従って質問していきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。今、述べました戦争法案についてですが、メディアでは、平和安全法制整備法案などと呼んでおりますけれども正式名称は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法案と国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案です。

この法案は、昨年7月1日に集団的自衛権行使容認を閣議決定し、いよいよ自衛隊を海外に派遣する

ための法整備を行うとするもので日本の在り方を根本から変えるものであり、国民として無関心であってはならない問題であります。この法案に対して市長の見解をお伺いをいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速、崎田議員に御答弁させていただきます。御案内のとおり、政府は平成27年5月14日に国家安全保障会議及び閣議において平和安全法制関連2法案を決定し、現在、議員がお話のとおり国会で審議をされているところでございます。この法案の基本的な考え方は、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務である。そのため我が国の安全を確保するためには、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行う必要でこれにより争いを未然に防ぐ力、いわゆる抑止力を高めることができるとの趣旨に基づいて関連法を整備するものと理解をいたしております。

この法案は、現在、国会において審議中でございます。今後、注視すべきではあります。国民の生命、財産、平和な暮らしを守ることは、国の最も重要な責務であると認識をいたしております。御案内のとおり、東アジアの緊張情勢は、益々高まる一方で周辺諸国をはじめ国際間においても大きな懸念材料となっております。このことは議員が、お話のとおりであります。とりわけ地理的に隣接する奄美の住民における不安は、より深刻なものであると思います。解釈も様々であることも承知をいたしておりますが、そのためには十分な国会審議が必要であると認識をいたしております。

今国会の会期が、過去最長の延長幅との報道もあります。国民の命と平和な暮らしを守ることは、これは国民共通の希求する願いでもございます。その尊重される審議を国会で果たしていただくよう強く望むものでございます。以上であります。

22番（崎田信正君） この法案は、市長の言われるとおり国会で議論されていて、議論すればするほどボロがでてくるという法案ではあるんですが、私たちが特に気をつけなければいけないのは、やっぱり自衛隊との関係なんですよ。この法案では明らかに自衛隊が海外で戦闘行為に組み込まれる法案ともなっております。市長は、日本の自衛隊を専守防衛だと発言をされておりましたけれども、それを自衛隊の受入表明を合理化する一つの理由とされている訳ですが、国会論争を通じ明らかになっているのは、自衛隊が専守防衛の枠を踏み超える事になっているという事ですが、専守防衛だという認識は、今の国会論議を聞いていても変わらないのかおたずねします。

総務部長（東 美佐夫君） 自衛隊が他国に派遣され、武力攻撃をする事態になった場合、専守防衛（「ちょっと音声が」と呼ぶ者あり）

専守防衛の枠を超えるのではないかという御質問でございますが、日本は、日本国憲法の基本理念でございます平和主義の国でございます。したがって専守防衛を堅守する国だというふうに信じております。その上で国は、あらゆる事態を想定し争いを未然に防止するための外交努力をこれまで以上に重視するものというふうに信じております。

22番（崎田信正君） 国の言うとおりするままだという感じを受けます。また議会答弁では、国策という発言もありました。しかし間違った国策というものは正していかなければなりません。まあ大きなのが先の侵略戦争。これはあきらかに間違った国策ですが、国策という事だけで何でも進めていくということについては、やはり問題があるのかと思います。イラク戦争、大量破壊兵器の保有がその口実となりました。アメリカの発表には何の疑いもなく指示を表明し、また間違っていた、嘘だったと明らかになった今でもその検証をしようとならない国の姿勢が明らかになっている時にですね、郷土の平和と安全に直接影響する自衛隊基地配備を国の言うままに国策だから従いましょうというのは、あまりにも短絡

的だと思いますけれども御見解をお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 前もお話申し上げましたが、集団的自衛権の問題と自衛隊配備の問題については、私自身、少し次元が違うのではないかと考えております。自衛隊の配備については、先の戦争以後、変遷を経て現在に至っております。その間には、崎田さんの所属なされる政党においても、自衛隊についての認知は、私は、いただいているものと理解をいたしております。国家において外交、防衛というのは、根幹たる私は、国の責任であると考えております。そういう中において防衛力のまた領海・領空・領土の問題において一種の懸念がされる地域においては、国の責任において、その地域の住民を守るということは純粋な中において国の責任であろうと考えております。そういう状態で自衛隊が配備されるということは、私は、その地域に住む住民にとって災害の面からもまた防衛上の面からも大変安心できる環境づくりだと理解をいたしております。ただ今回の集団的自衛権の問題については、国際情勢がいやがうえにも変わっている環境の中において国家としての存立を国民の平和と安全と安心を守るための手段・手法においていかにすべきかという中においては、私は、議論されているものと考えております。

日本の国のように正として専ら専守防衛に努めておる国が、近隣のすべてそのようなルールの中で国際情勢があるとすれば、そういう問題は起こらなかったであろうと素人ながら想定することもあります。しかし、近隣諸国においては、能動的な形が出ております。いつまでもそれを受動的な立場で国際情勢が国家国民の安全確保できるかということになりますと、やはり時代のすう勢な中において、やはり法案を若しくは状況を把握するという政治家の責任の下において、現在、審議がなされているというふうな私は考えを持っております。したがって自衛権の配備と国家根幹をなす現況における日本の国の存立において国会の中で審議がされると思いますので、そのことについては国会の審議をじっと見守りたいと申し上げているところであります。これと短絡的に申せば大変失礼かもしれませんが、即、奄美に自衛隊配備ということと直結することには、私はならないようにまた、そういうふうな比喩的なことは、私自身には、当てはまらないというふうには私は考えているところでありますので御理解いただきたいと思います。

22番（崎田信正君） 国民の安全、国の安全を守るには、それは当然の話なんですね。だけどそれをどんなふうにして守っていくのかというのが議論なんです。日本は、平和憲法を持ってですね、持っているけれどもまともに平和外交をされていないというのが、この間の歴史なんですね。だから平和外交を徹底してやっていくということで国の安全を守ることが重要だと思いますね。

自衛隊との関係なんですが、直接的にはということなんですが、市民は心配しているんですね。今の議論を見ても、どんどん議論が発展してですね、最初アメリカだけだと言ったのを多国籍軍も含まれて戦闘行為に加わる可能性が出てくるというようなことも国会で議論されているわけですよ。そこで、これから自衛隊基地建設が始まりますけれども具体的な情報が明らかでない中、今言ったようにどんどんエスカレートしていくそんな心配があるわけです。

市長は、これらの心配に応える責任があると思うんですね。事は人口対策とか経済効果が具体的にどうかということは、まだ具体的にその効果は示されない。自衛隊基地の配備でとにかく人口が増えるだろうというような次元を超えた心配がされるわけですよ。つまり、ここに自衛隊が基地配備されたその自衛隊員が、海外に行って戦闘行為に加わるかも分からないんですよ。そういった時に自衛隊員は、イラクに派兵された、アフガンに派兵されたそういった中から帰国後、54名の犠牲者が出ています、そういう状況も心配されるので実際どうなんだということは説明責任はあると思うんですが、こういった市民の不安に市長は応えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 自衛隊の配備イコール集団的自衛権による諸外国若しくは海外の自衛隊派遣に伴う

その構成する自衛隊員の危険性若しくはそういうことを関連付けてお話であろうと思いますが、先ほど申し上げましたように自衛隊の配備については、議会の皆さん方の御案内のとおり奄美市においてまた私ども行政自身において自衛隊を配備していただきたいという要請活動をしたことはございません。ただ国際情勢の中において、また南西諸島近海における状況において国は、そういうふうな防衛をしていく必要があるということから自衛隊の配備になったわけであります。同時に現在、その先ほどの法案が審議されておりますが、もし仮に議員が懸念されているそういうものであれば自衛隊の派遣ということはないとは私は言い切れません。あるでありましょう。その内容によっては、それも国会においてちゃんとした法案の歯止めにより日本の国の存立が脅かされるような事態が発生した時というあくまでも専守防衛として能動的ではなく受動的で常に専ら防衛に努めると守るためという原点に立っているということをお理解いただかないと、まず能動的にそういうことがあるというもの、そうではないということのまず論点の最初から見解の相違があるとすれば、この問題については、いつまでも水掛け論になってくるような気がいたしてなりません。しかしながら外交、防衛というのは、国家根幹を成す問題であるとあくまでも外交による平和的に事を治めていくことが、為政者の持つ責任であり国としての立法府の持つ私は責任であろうと思っておりますので国民を代表する国会議員、立法府の先生方、そしてその代表する政府においては、それなりの理念を持ち、平和主義外交による事の解決ということが第一義であると思っております。そうでない事案が他国においてまた起こっている事例もあると、そういう諸々のことを想定して、私は、国会の審議がなされていると思っておりますので、私の立場からこのことに対してどうかということ責任のある立場ではありません。国の責任においてそれをしっかりやっていただきたいと、したがって今回の法案については十分な審議をもってやっていただきたい。それを見守っていききたいというふうなことを申し上げているつもりであります。

2 2 番（崎田信正君） 市長が言われるようにね、水掛け論になるかも分からないということですが、水掛け論にしないために何で検証するかといえば歴史なんですよ。市長もこの前の議会で言われました。警察予備隊から保安隊と、そして今はまあ自衛隊ですよ。更には国防軍を持とうとしていると、憲法もどんどん解釈されてですね、そういった過去の歴史からこれから未来にどういったふうに展開していくのかというのは、やっぱり予測をしないといけないんじゃないですか。そうしたら現在だけではなくて、これからは憲法を変えてやっていくとかですね、どんどんアメリカといっしょになって戦争をやっていくというような流れに今来ている。その先にどういったことがあるかというのは、この間の歴史を検証する中で見ていくわけだね、その時にどういった判断するべきかということになっていくわけです。

慶応大学の小林 節教授ですね、この方もはっきり述べられているのが、集団的自衛権行使について安倍内閣は、憲法無視した政治を行う以上、独裁政治の始まりだと批判をされております。当然、憲法無視をするということはあってはならないことで、それをやろうとしていることについては独裁的だと、そのことに対して批判できない立場だということですので、これから先また議論する時があらうかと思っておりますけれどもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、まちづくり政策について伺いをいたしますが、これは3月議会で通告して質問できなかったものですから2番目に持ってきました。この事業については、商店街の活性化という初期の目的は達成できるのかということですが、この事業が開始した後の広々とした駐車場を用意した商業施設が郊外に設定をしております。2014年度末には、事業費ベースでの進捗率は、68.3パーセントが見込まれているということですが、この事業は、16メートル幅の道路をつくるのが当然目的ではありません。改めてですが、事業内容は、市街地への良好なアクセスや防災機能の強化などと併せて商業施設の再建を図り賑わいに満ちた中心市街地の経済を図るとし、商業の衰退と人口減少が進む本地区で土地区画整理事業の実施とそれに併せた都市機能の集積更新を進めることで誰もが暮らし易い利用し易い中心市街地の形成を図る事業として位置付けられ安全・安心で利便性の高い都市環境の創設に向けて必要な

事業であり2核1モールの実現に向けた商業施設を進めることで多様な機能が集積する賑わいに満ちた中心市街地の形成を図るために必要な事業というふうにされているわけですね。この事業期間が、平成16年から29年度です。この事業で位置付けられる必要とした初期の目標に対して達成できるのかどうか。現時点でどのように捉えられているのか。お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） おはようございます。崎田議員にお答えいたします。本市の中心市街地活性化基本計画につきましては、平成20年度から22年度の3か年にかけて市内に計画策定に向けた検討委員会を設置するとともに商工会議所が主催する奄美市中心市街地活性化協議会の議論や御意見を踏まえ策定いたしました。議員御質問の商店街活性化の実態については、毎年実施しております歩行者通行量調査によって継続して把握しているところです。御承知のとおり毎年横ばいで推移してきた歩行者通行量が平成25年12月調査において大幅な減少となり同年11月のだいわ名瀬店食品館の閉店による影響が顕著となったところです。こうした状況も踏まえ生鮮食品スーパーの立地促進支援制度を創設し、現在、店舗建設とスーパー出店の道筋が見えてきたところです。

また、昨年4月から空き店舗への出店支援制度や店舗リフォーム補助制度を創設するなど商店街への出店を促進する施策を実施しており成果を上げつつあるところです。併せまして中心市街地活性化協議会においては、改正されました中心市街地活性化法や他地域の取組等についても勉強会を開催するとともに商店街や飲食店街の若手経営者等による観光客の誘致に向けた先進地視察なども実施しているところでございます。

現在、区画整理事業による街並み再配置が進む中、既存店舗のリニューアルや新規店舗の出店など商店街での新たな事業展開を模索する動きも生まれつつあります。ハード、ソフト両面からの円滑な事業の実施、完成により商店街の活性化という目的も達成されるものと考えております。以上です。

22番（崎田信正君） 言葉だけだと事業を始めた時と同じ内容ですね。それはまあ言えばね。だけれども賑わいに満ちた中心商店街と。その賑わいに満ちたというのは、こういった状況を賑わいというふうに捉えているのか。具体的ではないものですからどうなっていくんだという声が市民から出てくるわけですね。皆さん方は、この中心商店街が賑わいに満ちたというイメージをどのようにされているのか。数字だったら通行量がどこまで回復するとかですね。そういった具体的なものがないとなかなかイメージし難いと思いますが、いかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 少し目標の数字等も含めて説明いたしますが、まずですね、中心市街地活性化基本計画におきましては、これテーマといたしておりますが、いも一れ、かんも一れ、ゆていも一れをテーマに中心市街地に住む人、来る人を増やし、訪れた方々が交流し憩いの場としての空間形成を図ることを目標としているところです。

また、土地区画整理事業と併せて取り組んでおります都市再生整備計画では、商店街における歩行者通行量の増加と空き店舗率の減少を目指し各施策に取り組んでいるところです。

現在、先ほど申し上げました制度を活用した空き店舗への新規出店者が増加傾向にありA i A iひろばにおいては、年間10万人の方々が訪れ様々な世代の交流の場として活用されているところです。しかしながら歩行者通行量や居住人口につきましては、減少傾向にあり目標には至っていないのが現状であります。

中心市街地の活性化を実現するため今年度から中心市街地活性化基本計画の見直しに着手いたしております。計画見直しの過程において現状分析をしっかりと行うとともに中心市街地活性化協議会の皆様方からの御意見をいただきながら新たな計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

22番（崎田信正君） なかなか具体的なイメージができないんですが、A i A iひろばが10万人、こ

れはよかったなと思いますけれども、そのあとですね、工事が終わったあと、それだけの人が戻ってくるのかということをどの位想定されているのか。これからいろんな計画を作るということですから地元関係者いろんな方を交えてですね。しっかりとした計画を立ててですね、当初の目標は達成できるようにやっていただきたいと思います。そうでないと100億円かかっているわけですからね。とんでもない税金を使っているわけですから、その目標が達成できるように頑張っていただきたいと思います。

次に、小宿の土地区画整理事業ですが、これも計画が発表されてからかなりの年月が経っております。下水道工事もこの区画整理事業と併せて行うということですから住民からは、どうなっているのかという声も聞かれます。説明会もやっているみたいですが、私は、過去に平成22年の6月議会で質問通告を出しましたが時間の関係でできなかったんですが、あとで状況を聞いて議会報告という形で小宿の人に知らせてきたのが、この事業は、平成17年度から合意形成率約90パーセントを目指し勉強会を数回にわたり開催、そして合意形成率は、平成18年度で75パーセント。平成20年2月には、約93パーセントになっています。そして、この時期に小宿地区区画整理事業の早期実現に関する陳情が提出をされ、これを全会一致で採択をされております。私も賛成をしたんですね。そして平成21年度、基本計画作成、国と県と協議中ということであり今後の計画では、平成25年度に本格的な工事着手だとしておりました。しかし、平成24年3月議会では、平成25年度に土地の移転先を決め平成26年度工事を実施し建物移転、道路整備、宅地整備等を行うことになっておりました。ところがいまだに工事は始まっておりませんが、今後の見通しは、どうなるのか。お伺いをいたします。また、これだけ工事着工が遅れている要因についてお示しをいただきたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 小宿土地区画整理事業に関しまして、これまでの経緯を含めて状況を御説明申し上げます。小宿地区の区画整理事業につきましては、昭和の時代から事業導入の機会が何度かございました。関係権利者の合意に至らず事業を断念した経緯がございます。このようなことから平成17年には、町内会に対しまして住人の90パーセント以上の合意が必要なこと。合意形成が達成できた時に区画整理事業を導入することを伝え合意形成の取りまとめをお願いしております。

平成20年には、事業導入にあたっての合意形成が整った93パーセントのことで早期実現に関する要望書が町内会から出されましたので、平成22年から23年にかけて町内役員会、住民説明会、町内会総会を通して区域案を決めたものです。

平成25年には、区域を正式に決定するために住民説明会や縦覧を行い意見が出せる機会を設けたところ意見書が4件出されました。意見書の主たる内容は、土地所有者や家屋所有者などの関係権利者の合意は得られていないとのことでございました。確認のために関係権利者へのアンケート調査を実施したところ、事業区域について合意形成が高いものでない約47パーセントであることが分かりました。

現在まで市で関係権利者お一人お一人を個別訪問や文書を差し上げ、事業や区域の考え方について丁寧に説明を行ったところ、合意形成率が78パーセントまで向上したものです。しかしながら、まだ区域や事業そのものに反対の方もいらっしゃいます。現在の状況で事業を導入すると町内での対立や事業途中でストップすることが懸念されますので関係権利者への説明や関係権利者間での話し合いを通して合意形成を更に向上させたいと考えております。

現在、事業区域について目標である90パーセント以上の同意を得るために取り組んでいるところでありますので工事が遅れている状況となっております。工事につきましては、今年度で合意形成90パーセント以上が図られた場合は、早急に区域を決定し平成28年度は、事業計画の決定を行い、平成29年度に仮換地を指定します。その後、工事着工を目指しているところでございます。

22番（崎田信正君） 現在の合意形成率は、言われましたように78パーセントですね。93パーセントの合意から15パーセントも低下しております。本来、時の経過とともにですね、100パーセントに近づいていくのが本当だと思うんですね。15パーセントの低下した理由、何が問題となっているの

か。お示しをいただきたいと思います。これが問題なのは、先ほど述べましたけれども平成20年6月の早期着工を求める陳情は、全会一致で採択です。しかし、これは既に合意が93パーセントに上っているのが、その背景にあったと思います。私もその時点で合意が78パーセントだということであればですね、住民の合意を得ることが、いちばん大切だということで、この陳情については反対若しくは継続審査だということを述べたと思うんですね。当局が、発表する数字をそのまま受け止めると間違った判断をしてしまうんじゃないかということになります。このことは、この問題だけに留まらないいろいろなことにも波及をいたしますので、しっかり御答弁をお願いしたいと思うんですが、末広・港の時もですね、なかなか進まない時にですね、いろいろ反省の言葉ありましたよ。それと同じ状況が、小宿でも出てきているのかなと思いますので15パーセント低下したとその理由についてもう一度説明をお願いします。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。平成20年に町内会が行ったアンケート調査は、あくまでも区画整理事業導入にあたっての住民アンケート調査で93パーセントの合意が得られたと考えております。一方、現在行っている関係権利者の合意形成につきましては、事業区域に対して行っております。事業は賛成だが区域に反対という方もいらっしゃると思いますので78パーセントという数字が異なっているものと考えております。

22番（崎田信正君） こういった問題はです、末広・港もそうなんです、しっかりと事前こういう状況だということを説明をしてですね、住民の合意をきちんと取るということは大事なんですね。これはほかのことでいいですよ。これから質問します市採石場もそうだし、給食センターも件もやっぱり似たようなところがあるんじゃないかと思うので、しっかりと合意形成、住民の意見をきちんと聞いて、あとで修正とかなると時間が、どんどん過ぎますからお互いエネルギーも消耗戦になっちゃいますから、そういったことがないように最終的にきっちりとした合意ですね、こちら説明して分かってくれたらいいなと思ったけれども実際は、そうでなかったというのが多いわけですよ。そういったことも含めてですね、丁寧な説明、それから行政の執行と言いますかね、そういったことに心掛ける必要があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。というのは、佐大熊の併存住宅の跡地利用です。この件につきましても解体前から質問を繰り返してきて、ずいぶん長い時間になりますね。もう10年以上になります。同僚議員も幾度となく取り上げてこられておりますので地域住民の方にアンケート調査なども実施して近くにお店が少なく高齢者も多いことから食料品などを取り扱うお店への希望が多かったというふうに思います。いまだに実現をしております。この地域に住む人にとっては日常生活に関わることでですから深刻なものだと思いますけれども今回、70歳以上非課税世帯の人には、7か月間でありますけれども5,000円の交通費助成が実現をして、この地域大変喜んでおられます。この制度を利用することもありますけれども、これで問題が解決するのはないのは当然で第1回定例会で立地促進支援制度の見直しについて質しましたけれども、答弁によると、当初、500平米以上とした家賃補助ですね、末広の、1年経っても利用実績がないからその要件引き下げて実施をするということを一方ではやっているんですね。このような措置を考えれば佐大熊に住んでいる住民の人の利便性を考えた時にやっぱり行政として対応が差別的なことも感じるんですけども、これまでの経過と今後どうなるのか。その見通しについてお伺いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 前回の質問でもお答えをしておりますが、経過については過去2回の一般競争入札を行っております。1回目のほうは、法人は島内の事業所、個人は市内の居住者を条件として。2回目のほうは、日本国籍を有する個人、内国法人を条件として入札を実施いたしております。ただし、いずれも応募がなかったというのが結果というふうになっております。

この結果を踏まえまして佐大熊併存住宅跡地について、今後どう売却方法や入札条件の変更を行うか

ということで関係各課との協議を行っているところでございます。なお、中心商店街の件ですが、新たに小売業を営む者に対する家賃補助制度、店舗リフォーム補助制度は、空き店舗対策と同様に本市の総合計画あるいは中心市街地の活性計画に基づいたものでございますので、対象地域を中心商店街に限定した政策的な事業であるということで御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

2 2 番（崎田信正君） 佐大熊のほうはね、高齢者が多い。障害を持っている方も結構おられるんですね。ダイエーが直近の大きな店になるかと思いますが、そこまではやっぱり大変だから身近なところに必要だという思いが強いんですが、この実現は、なかなかできないということです。行政としても地域住民の安心して暮らせる。また、歩いて暮らせるまちづくりというのは、コンパクトシティの中で重要視されていますから、しっかりとした対策をとっていただきたいというふうに思います。

次に、採石場の問題です。これについてはもうこの間、質問がされておりますけれども最初に住用町市の市道への土砂流出問題についてですが、これはもう既に同僚議員が質問しておりますが、私も経過で言えば4月12日の日曜日ですよ。ちょうど県議選の投票日の朝でした。私たちは、この選挙で公認候補を立てておりましたから選挙戦を戦って投票日の対策でどうしようかということで、事務所にいたところに住用町市集落の方から土砂により市道が通行できなくなっているという連絡を受けて、すぐに現場の確認に向かいました。向かう途中でですね、確かに雨は降っておりましたけれども大雨警報元より注意報も出されていない状況で土砂崩れなどが発生するのかなというのが素直な率直な疑問で現場に到着して確認をしましたが、完全に市道が寸断をされているという状況でした。

私たちが現場に着いた当時は、業者の方で復旧作業を行っていましたが、いちばんひどかった状況は分かりませんが、とにかく大変なことだということは十分感じ取ることができたわけです。そこで認識を確認しておきたいと思いますが、今回の土砂流出について、どのように認識をされているのか。雨による土砂災害であれば自然災害、そうでなければ人災ということになります。自然災害なのか。人災なのか。どのように捉えているのか。また、災害発生の原因は何だったのか。お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 住用町市における岩石採石場からの土砂流出については、奄美地方における集中豪雨や局地的な大雨により表土が崩落したことが原因であると伺っております。直接的には、大雨に起因するものであらうと考えますが、採石場内における災害防止対策は徹底されておらず採石業者の対応が不十分であったことも要因の一つであると考えております。

2 2 番（崎田信正君） この採石業者の問題ね、地元の人から聞きますと、初めてじゃないんですね。何回も繰り返されているということで、その対策が不十分だったことが見逃されてきたということが、この災害の原因なんですよ。大雨が降ったというあれは、大雨が降っても対策がされておれば、こういった災害にはならないわけですから、それが見逃されてきたということが、どういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 直接担当しておりますのが、県という関係もございまして、ただこの日はですね、確かに測候所等において警報等は出ていないようです。当日の12時過ぎに大雨洪水注意報が出ているようでございますが、新聞等を見ますと、この日は、市集落で午前の5時から6時の1時間当たり雨量が50ミリ以上を記録しているということ等もありまして局地的な大雨があったことも事実でございます。

2 2 番（崎田信正君） 大雨が降ったからじゃなくてね、大雨が降っても土砂流出があつてはいかんわけですよ。これが自然災害、自然のがけ崩れであつたら、そういったことも各地あるから分かりますけれども、採石場で採石した土砂が流れ込んでいるわけでしょう。だから大雨が降ってもそういうことが起

こってはいけないわけです。大雨が降ったから仕方がないということであれば、これから何回もそういうことが続くわけじゃないですか。それを地元の人もいて、2年前もそういうことがあって指導しているけれどもと言った経緯でも、やっぱりこういう事態になったと、これからもそういうことになるんですかということを一ばん心配されているわけですよね。

大雨が降っても人工的に山積みした土砂、削ったところが流失しないように、そういう対策があるわけでしょう。その対策は、できていなかったから今回なっていると。じゃ対策をできていないところを押さえないとまた同じことの繰り返しになるんじゃないかなと。できていなかったことがなぜかということをお伺いしているわけです。

商工観光部長（菊田和仁君） 繰り返しになりますが、県のほうからですね、不十分なところは随時採石業者のほうに指導されていると伺っております。その中で先ほども申し上げましたが、結果として不十分な点があったことによって今回、土砂の崩落があったというふうに認識いたしております。

22番（崎田信正君） 何で不十分になった。県がやることですけれども県の事業ということですが、迷惑を受けているのは奄美市民ですよね。市道ですよ。更には、市は、これによって孤立するわけですよね。災害その時点で急病があったとか、そういうことがなかったからよかったけれども急病があれば命のかかわる問題にもなるわけですよ。市民の安全・安心といった時にはですよ、県の事業であっても市民がそういう危険が及ぶのであれば、そういった採石場がきちんと管理されていなくてね、今回みたいなことがなれば大変なことですから、それは県のことだから知りませんということにはならないでしょう。県が、ちゃんと指導していなければ、県を指導せんといかん。ちゃんと採石業者にやってくださいというようなこともね。そういったことなど含めて市の指導の管理責任もあろうかと思えますけれども、その辺りの管理責任というのは、どうなんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 私どもも下のほうは市道でございますので、そのことを含めて住用の職員を中心に大雨あるいは台風それから年に2回は、定期点検もございしますが、県と一っしょに確認をし、あるいは市の担当者のほうは、心配な天気時には、独自に点検見回り等行っております。その上で私どもは、市道は、確かに私どもの管理でございしますが、大本の採石場の心配については、私どもが点検したことをもって県へ連絡をして、その上で一っしょに事業者のほうへ指導しているということでございまして、すべて県のほうだからということで県にすべてを任せているわけではございません。私どものできる範囲内ですね、県と連携をして指導しているというふうに御理解を賜りたいと思います。

22番（崎田信正君） よろしく願いいたします。次に、4番目の排水溝の件なんですけど、地元から要望書が出されている内容はですね、昨日も質問がありましたけれども掘られた排水溝からは、大量の土砂が直接海に流れ出しヘドロの堆積が繰り返されることは十分に予測できたはずですよという文言になっているんですね。この件について直接被害を受け長年、環境対策委員会などもつくってしっかり取り組んでいる市集落ですよ。この集落の人たちに同意がないまま行われたということに対しても疑問視されているわけですよね。その後、同意を得ることができたのか。お伺いをいたします。

建設部長（砂守久義君） 排水溝の設置につきましては、昨日も答弁させていただきました。この採石業者におきましては、県の大島支庁からの緊急措置命令の作業を行う中で既存の横断側溝が断面不足ということで新たな横断側溝を設置したいという占用許可申請書が、5月8日に提出された次第でございます。

市集落への説明につきましては、採石業者に対し占用許可の際に口頭で指示しましたが、事前に市集落に十分に説明がされてなかったとすれば遺憾に思っております。

2 2 番（崎田信正君） この工事許可は、市が出しているわけですよね。当然、市集落、戸玉の採石場も問題ありましたけれども、いろんなことで通年で対策をやっているわけですよね。市集落の方は。監視もされておりますよ。それ直接被害を受けるところの市集落の意見も同意も何もしないというのはね、やはり市民協働でいろいろやって、小宿の都市計画がそうですけれども、そういった人たちといっしょにつくり上げようということになっていないんじゃないですか。今、同意はどうなんですか。これでよかったということで市集落の人は納得されているんでしょうか。

建設部長（砂守久義君） 市集落への説明につきましては、この6月中に市集落のほうに説明をするというところで回答しております。

2 2 番（崎田信正君） これだけの問題、やっぱり対応は後手、後手というか遅いのかなという感じがいたします。次に、世界自然遺産との関係ですね、採石場。この観点から影響を考えているのかということですが、世界自然遺産に向けて準備が進められております。貴重な動植物、特に固有種は、この地域だけにしか生息しないものでありますから世界自然遺産登録でなくても地元がしっかりとした保全対策を取り、後生に伝えていかなければならないものであります。あちこち採石場がありますけれども心配するのは、辺野古との関係です。本土業者が、奄美から岩ズリを持っていくために採石場を再開する中、条件が揃えば認可制度ですからやっていくというようなことになればですよ、世界自然遺産との関係の地域とは、ちょっと外れるからいいという問題じゃなくて世界自然遺産登録によって観光客の誘致を期待していますよね。世界自然遺産というのは、限定的な地域になりますから観光客が来てもそこで満足して帰るというのは、なかなか難しいと思うんですよ。奄美全体をやっぱり見てもらうといった時にですね、大島海峡に行こうと思ったら、あそこで採石場が大がかりにやっている。また、龍郷の安木屋場でソテツの群生地行こうと思ったら、そこでも採石場があるというようなことは、山肌がどんどん削られていくというような状況を見た時に奄美は、緑豊かな自然豊かな島だと言って期待してきた観光客に失望感を与えるんじゃないかと。リピーターにもなれなくなってしまうんじゃないのかなというそういう観点からですね、採石場をどのように考えておられるのか。どう受け止めているのか。お伺いをしたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 世界自然遺産登録に影響を及ぼすかどうかというその件につきまして環境省にも確認を取りましたところ、一般的に世界自然遺産の価値を損なうような行為につきましては、登録に支障があると考えられるということでございました。しかしながら現在のこの世界自然遺産登録候補地、4つの島という奄美大島、徳之島、ヤンバル、西表は確定はいたしました。その中で奄美大島のどの部分が遺産地域のいわゆるコアゾーンあるいはその緩衝地域になるかというのが、まだ確定していない段階でございますので、その場所が今回、当該場所が支障があるかないかということは、今のところ判断できない状況であると、そのような回答をいただいております。

市といたしましては、世界自然遺産区域の内外にかかわらず奄美の自然景観については、守るべき島の宝という認識をいたしております。採石場につきましては、採石方法等その他環境に配慮するとともに市民の景観と調和が保てるようなそういった認可をしていただけますように関係部署とも連携を取りながら県に要望してまいりたいというふうに考えております。今後とも遺産価値有する奄美の環境保全あるいは希少動植物の保護につきましては、国・県・関係町村連携して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

2 2 番（崎田信正君） 次に、学校給食センターですが、昨日の関議員のことでだいぶ分かりましたけれども、ちょっと疑問に思うのは、当初3ブロックでやっているというのを1つに集積したということで

すよね。だけれども、その時の理由としてですよ、道路事情がよくなったというようなこと。それから子どもさんが少なくなってくるというようなのがあったかも分かりませんが、それは3ブロックを検討した時に当然立地条件ですから検討に入っていることでしょう。道路がどうなるかというのは。3ブロックをやった時にそういうのは当然十分検討されて三つにしようという結論出したんじゃないかったですか。それが1つになったということは、三つだったら最低ギリギリセーフかなと思っていた人もその思いから外れてしまうわけですから、その辺りの議論は、どうだったんでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 3か所から1か所になったということにつきましては、内部のほうで検討をした結果、予算規模ですとか、それから用地の確保の問題そういったことがありまして3か所というのは大変厳しいという判断に至ったようであります。

議長（竹田光一君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

○
議長（竹田光一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

5番（師玉敏代君） おはようございます。新奄美の師玉敏代でございます。平成27年度第2回 定例会開会にあたり一般質問に入ります前に所見を少し述べたいと思います。昨年、農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会の改革、農業生産法人の要件の見直しが行われました。その背景には、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増し、農業、農村の所得の倍増を目指すことにより若者が、展望を持って営農を継続することができる農業、農村をつくり上げるとしています。

農業改革に関する意見書では、農業委員の選挙制度の廃止、全国農業会議所の廃止、農業生産法人の要件の廃止、見直し、農協法における中央会制度の廃止、全国農業協同組合連合会の株式会社化、農協の準組合員の利用制限等が盛り込まれています。

農協においては、現在、農家戸数の減少により農業者である正組合員の減少、全国の農協全体では、農業をしていない被農業者である准組合員数が正組合員を上回っているのが現状であります。

1950年代には、1万以上の組合が存在した農協は、合併等の推進により26年度現在、699組合となっております。合理化のあまり地域の農協が、消えてなくなる現象は、住用事業所の廃止問題が浮上し実感したところです。単協の上で巨大化する全農組織、全国中央会組織の在り方が問われても異議のないところです。

政府が、閣議決定した農協改正案については、JAの理事構成の見直しをはじめJA県中央会、JA全国中央会の組織変更や公認会計士監査の導入などが盛り込まれており現在、国会において審議中であります。

改正案のうち最大の問題になった准組合員の利用制限については、直ちに決めずに5年間の実態調査並びにJAグループの自己改革の実行状況を踏まえ、その在り方を決定することとなっています。

地域の農協の重要性を考える時、農業協同組合の設立の原点に立ち返り、食と農を基軸とし地域に根ざした協同組合の立ち位置を再認識し農業者の所得向上、農業生産の拡大、行政の連携した営農指導体制の確立に惜しめない努力を心から願うものです。

では、一般質問に入ります。初めに農地貸借が進みやすい仕組みづくりについては、全国の耕作放棄地は、全国で約40万ヘクタール、その中で農地を持ちながら農業をしない被農家の割合は、約50パーセントと言われています。その施策は、浸透せず遅々として進まない状況にあります。政策の1つと

して政府が、農政改革の柱と位置付け昨年度から始まった農地中山間管理機構農地バンク事業、不十分な体制で制度浸透せず、県の目標の1.8パーセント、県で111ヘクタールのうち、奄美地域分は、5.8ヘクタールであると新聞紙上で知り得ました。

まず、奄美市の実績についてお示ください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

農政部長（奥 正幸君） おはようございます。農地中間管理事業の実績について答弁いたします。農地中間管理事業につきましては、議員御承知のとおり鹿児島県の承認を受けた農地中間管理機構が、農地所有者と借受者との農地の賃貸借を行い、農地の集積、集約化することにより農業の生産性向上を図る事業でございます。

昨年平成26年10月から始まりまして事業推進を図る目的でモデル地区重点地区を設置いたしまして市全域で集落説明会の開催などを行って事業の推進を図っているところでございます。

本市における平成26年度のこの事業の実績はございませんけれども、今年度は、15集落の農家の皆様方への事業説明や農業委員への説明などを行った結果、現在ではですね、貸付設計希望が3集落で9件、借受希望者が1集落1件、面積については現在調査中でございますが、その申し込みの相談を今、受けておるところでございます。つきましては、これまで農業委員会を通して条件設定をしている賃貸借人へのその期間、契約期間が終了した時、更新時におきましては、その農地中間管理事業への移管を推進することなども含めまして農地の効率的な利用促進や農業の生産性向上に向けて、この事業の進捗に努めていきたいというふうに考えております。

5番（師玉敏代君） この制度については、農地対策の借りやすい仕組みということですね、今回質問していますけれども、まだこの制度から昨年度から開始したということで十分に浸透していないと。今後、集積問題については、取り組んでいくことでよろしいですね。分かりました。

ではですね、平成23年度第4回の定例会の時ですね、農地が、借りやすい仕組み、農地換地システムを導入し農地の所有者、管理者、後継者の有無などのデーター入力を図り一体化した農地の管理を進め、農地を借りたいという要望に応じていくために市農林振興課と農業委員会が連携して情報を提供できるようにする。との答弁をいただきました。このシステムから農地の利用状況等が、地図上、農地管理上で管理され未利用されていない用地の情報が提示でき、農地の借りやすい貸し易い状況になったのか。あるのか。また、その問題点、課題とは何か。地区別のまた耕作放棄地の面積を伺います。

農政部長（奥 正幸君） 農地管理システムの件でございますけれども、このシステムは、認定農業者や担い手農家等の希望する農業者へ農地を流動化する対策の1つとして導入しております。このシステムは、奄美市の農業振興地域整備に関する法律の農用地データー、森林簿データー及び農業委員会が保有する農地基本台帳データー、植栽データーなどを地図情報データーとして一元的に取り組むことにより管理運営することを目的とするシステムでございます。

システムの運用状況でございますけれども、農地流動化の際の確認材料として活用しております。主な活用としては、奄美大島選果場におけるタンカンの分析データーをほ場ごとに管理する。農振農用地の確認。森林の場所等の確認などに活用しております。

お尋ねの未利用地の情報につきましては、毎年調査を実施している植栽調査を基に場所の確認でシステムを活用しております。今後この調査結果を毎年システムに反映し利活用を図りたいというふうに考えております。

地区別の耕作放棄地、遊休地の件でございますけれども、本市における遊休地面積は、406ヘクタ

ールであります。その内訳といたしまして、平成26年度末現在でトラクターなどで耕運後すぐに活用できる遊休地、名瀬地区で約45ヘクタール、住用地区で約23ヘクタール、笠利地区で約45ヘクタール、合わせて約113ヘクタールとなっております。また、重機などで再整備が必要な遊休地、名瀬地区で約126ヘクタール、住用地区で約48ヘクタール、笠利地区で約119ヘクタール、合わせて約293ヘクタールとなっております。

5番（師玉敏代君） 平成23年度だったと思うんですが、遊休地、放棄地、手を入れれば即耕作できるという農地に対してですね、あの頃は、住用が50、笠利が30、名瀬が130ってことで210ヘクタールから結構流動化しているとは思いますが。やはりですね、今回ですね、たまたまですけど農地の遊休農地に対する課税を強化というのが、昨日、農業新聞に載っていたんですよ。今回の一般質問でも空き家対策、これも財産権などが生じて、だけど特別措置法によって強制執行というか代執行ができるわけですよね。という状況があるんですよ。空き家の対策に特別措置法の概要で地方自治体の指導、勧告、命令が可能になり解体や除去など強制執行が可能になっているわけですね。このような状況が、農地にもあればいいかと、私、思っていた矢先に、今月の16日にですね、政府の規制改革会議は、安倍晋三首相に答申したと。農業関連では、農地中間管理機構・管理機構農地集積バンクのテコ入れ策として、遊休農地への課税強化の検討に着することを打ち出した。農地を効率的に利用する意思農地所有者には、税負担を重くして農地を手放させ、担い手への集積を促す狙いと。可能な限りに早期に結論を得るとしてはいますが、この課税強化が、農地集積につながるのか、生産現場の実態を踏まえた検証は不十分だということで、これも農家の農地の財産権ですね、所有者のそういったものが侵害しかねない提案でもあります、やっぱりこれもですね、農地の所有者、ちゃんと畑を作っている横で荒れている休耕地というのは、本当にネズミがいて病虫害の温床なんですよ。ちゃんとしたもの作るにもその影響というのは大きいですし借りたくても所有者が不明、誰のものなのか、その辺も分からないこの現状は日本全国にあると思うんですよ。こういったことで国は、こういった本腰を入れて農地の遊休地、耕作放棄地に対してテコ入れをしていくというそういうことが出ております。こういったことを踏まえてですね、じゃ日本は、どういった農業政策、農業振興を図っていくのかという意味で奄美市としてですね、この笠利、住用、名瀬の実情に応じた農業振興作物の奨励、特に第一次産業ですね、農家の所得向上をどう考えているのか。お伺いいたします。

農政部長（奥 正幸君） お尋ねの本市における振興作物についてのお尋ねでございますけれども、振興作物につきましては、笠利地域の平坦地でのサトウキビや肉用牛、住用地区、名瀬地区の山間地でのタンカンやスモモ、平坦地におけるパッションフルーツやマンゴーなどの施設園芸、カボチャを主体とする露地野菜などがございます。今後もその地域の条件に合った作物の振興を図ってまいりたいと考えております。

これらの重点作物につきましては、重点品目生産拡大事業などにおいて生産拡大のための支援を実施しておりまして、農家の経営安定、所得向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

地域により新規就農者の就農先に偏りがあることから就農地の農地のあつせんも関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思います。また、農業研修事業の継続実施による新規就農者の確保を図りまして、現在92名認定しております認定農業者の増加などにも努めてまいりたいというふうに考えております。

5番（師玉敏代君） やはり耕作放棄地の活用ということは、やはり何を作るかということですよ。農家が農業がですね。そういった考えで笠利が、畜産、サトウキビを主としていますよね。パッションなんかも作っていますけど、名瀬でいえばスモモであったり園芸作物、カボチャなど作っていますが、住用は、中山間を活かしてやっぱり果樹振興、特にタンカン、ボンカンはもうなくなり大体少なくなりま

したけど、やっぱり以前はですよ、やっぱりそういう苗木の補助、やはりその地域の実情に応じたですね、やっぱり補助事業というのも大体住用のタンカンにしても老木が多いと思いますよ。小宿の里とかですね、やはり長年の老木に対して、やっぱりやる気農業を出すには、やっぱり苗木の補助、そしてそういう作付してもらおうと、そういった農業振興も今後考えていただきたいと思いますが、いかがですか簡単に。

農政部長（奥 正幸君） 今、お尋ねの苗木の補助とかいうお話がございましたけれども、平成26年度にですね、重点品目生産向上対策事業の果樹の向上対策ということで、スモモの苗木をですね、80本ですかね、津之輝を610本をその対策事業で補助していると、3分の1の補助なんですけれどもね。このようなそのスモモだけじゃなくて苗木の補助なども含めましてですね、農業の振興に努めていきたいとうふうに考えております。

5番（師玉敏代君） 是非ですね、やはりやる気の農業、今回、次の質問の輸送運賃コスト支援事業に入りますけれども、やはりいろんな生産意欲が沸くように農家の所得ですね、金が入ることはいちばんですので、やはり苗木の補助等をして振興をですね、各地の現状に合った実情に応じた農業振興の対策を是非推し進めていただきたいと思います。

次に、平成26年度から実施された奄美群島条件不利性改善事業の1つに奄美群島農林水産物コスト支援事業を実施した実績について、お示してください。また、各市町村は、全島ですね、2月で締めて奄美市も3月補正で減額補正したところですよ。この支援事業に望むこと、農家等から出された意見等含めた拡充について、どのようにお考えですか。お伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 師玉議員にお答えさせていただきます。前段の実績についてお答え申し上げ、拡充という後段の分については、担当部長に答弁させますので御理解をいただきたいと思います。議員がお話のとおり、本土へ出荷する農林水産物の輸送費について遠隔地による流通条件の不利性を解消するために輸送費の一部を補助するものであります。平成26年度から奄美群島振興交付金として実施されております。この事業の対象品目は、農産物40品目、林産物3品目、水産物12品目となっており、事業実施主体の対象は、3戸以上の任意組合、JA、漁協等の団体となっております。

お尋ねの平成26年度の実績につきましては、奄美群島全体で43団体、46品目で約3億5,000万円の輸送コストの負担金軽減が図られております。そのうち奄美市では、当初、議員がお話になりましたとおり、約3,000万円の予算で計画をいたしておりましたが、実績は、7団体、17品目で約1,210万円となっております。その減額の要因といたしましては、農産物においては、JAの1団体、カボチャ、スモモ、タンカン、インゲン、実エンドウの5品目の実績でありました。

台風や大雨による生産量の減少、事業開始の初年度で制度が確定したのが、9月頃でありましたので当初見込んでいた宅配便による輸送が対象外になったことなども1つの要因であろうと思います。また、水産物においては、5団体10品目の取り扱いが実績となっております。車エビにおいて2組合の組織化が遅れたことや沖縄向けが対象外となったこと。また、冬場の悪天候による生産量の減少が減額の大きな要因と考えられます。

これらのことを克服しながら農林水産物輸送コストのこの趣旨を十分に活かした環境整備をしていこうと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

農政部長（奥 正幸君） この事業の拡充についてということで農家などから出された意見等含めたこの事業の拡充について答弁させていただきたいと思います。農林水産物輸送コスト支援事業につきましては、奄美群島の条件不利性の改善で本土産地と同一条件の環境を整えることに加え出荷団体それぞれが交付金の一部活用により生産設備の充実や安定的な販路確保への取組を推進していくことになっており

ます。

この事業推進に向けて奄美市ホームページや奄美市だよりに掲載、市民への周知や出荷団体、生産者への事業説明の開催により利用の推進を図るとともに今後は、農林漁業従事者3戸以上の構成要件となっておりますけれども、その要件の緩和であったり加工品は、対象になっていないということになっていきますけれども、その加工品の輸送を対象になるような働きかけとかですね。宅配便の扱い、沖縄向け出荷などについてもですね、事業対象として追加するように国や県に対して要望し条件不利性の解消を推進していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

5番（師玉敏代君） 出荷団体が3戸以上、これは前年度の対象でしたよね。実際私が、この40品目の中で以前作ったことがあるのは、カボチャと生姜なんですけど、実際生姜が、この今回、この対象になっていないのはなぜかなと考えた時にですね、徳之島に問い合わせたらしなかったんですけど、この団体という組織がですね、法人化なのか、単純に例えば生姜研究会奄美北部支部とかね、この団体の中でこういったのが対象になるのか。この3戸以上というのが個人、個人、個人ですよ。が3戸、ただ法人化しなくてできる団体。それをちょっと詳しく教えてくださいませんか。

農政部長（奥 正幸君） 任意組合で対象の団体ということで対象になっております。

5番（師玉敏代君） 任意組合ということで、そういう届け出をすればいいわけですね。届け出をしてこの対象の新事業の対象となると、そういうことでよろしいですね。

農政部長（奥 正幸君） 特別に法人組織を組織するとかいうことではなくてですね、3戸以上の任意団体で組織すると対象になるという理解でよろしいと思います。

5番（師玉敏代君） せっかくですね、これだけの品目、農産物40品目ですよ。追加もされていますけど、これだけのものが対象になるということもですね、やはり農家にきちんと、やっぱり農家自身とですね、周知徹底して、やはりそれが本当に生産意欲につなげるという意味ではね、重要なことだと思いますので対象になる品目は、これだけありますから是非幅広くですね、活用できるようにお願いしたいと思います。この件につきましては、26年度実施されたこの支援事業が、さらなる販路の拡大、生産の拡大が図られ耕作放棄地の流動化をですね、含みながら農家の生産意欲また農家の手取りが増え経営安定につながることを期待して次の質問に移ります。

次に、名瀬給食センターのことについては、先に橋口議員、関議員そして崎田議員も触れております。この1番のですね、①の地場産活用に生産者、行政は、どのように取り組んでいるか。このことについても昨日、事務局のほうから県の地場産の数字出ましたよね。地場産活用30パーセント、国内が80パーセント、そして、生産者、行政いろんなところでそういう作付け面積もして生産者組織をして、そういったのを広めていきたいという答弁でしたよね確か。私は、この4,000食、この給食センターについて朝戸にできる。単純にですよ。考えた時に私は、先ほど農業振興の質問をいたしました。古見方の遊休地、そこを活用して早めにその生産者組織をして、そして、作付面積して四季折々ですね、味の郷がですね、今、笠利の給食センターで約45って聞いていますけど、約50パーセントぐらい出していると思うんですよ。その品目が、調べていただいたんですが、野菜が30種類、その中でいちばん多いのはニンジン、ジャガイモ、キャベツ、玉ねぎですね。こういった時期折々の4月からずっと3月のがでているけど。こういった野菜をですね、私は、農家のほうに作付して生産者組織をして、その仲介が味の郷なんですよ。農家の個々が、個々一人一人がセンターにね、搬入するなんてというのはとんでもないことなんですよ。だから私が、いちばこの単純にこの4,000食って考えた時に、この古見方、この辺も農協のね、農家の皆さんに遊休地を活用して是非生産者の意欲をですね、供

給の安定を図ってほしいという気持ちが先にあったんですね。それでこういう質問をしたんです。このことについては、もう答弁はよろしいです。いかがですか。同じ答弁はよろしいです。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、お答えをさせていただきます。昨日も申し上げたとおり、生産者それから流通業者そういった方も含めて地場産品の使用率を高めていくような組織を作りたいというふうに申し上げました。我々の立場からすれば安定的に食材を供給をしていただくという立場ですが、立場を変えますと農家の方からすると消費先が安定的な消費先が、そこにあるということになれば昨日も少し触れましたけれども農業意欲、この経営意欲というのものにもつながるだろうと思っていますし、計画的に年間の見通しを立てて調達ということを考えれば先ほど議員が、おっしゃいました、こちらが欲しい量に足りないのであれば作付面積を増やしていただくとか、そういう手立ても取れるだろうというふうに考えていますので、そうしたふうな取組ができるような組織を是非つくり上げていきたいと考えおりますので御理解をお願いいたします。

5 番（師玉敏代君） 給食センターについてはですね、やはりこの確かに食育、いろんな問題の観点から昨日もありました自校方式の利点、十分ですね、自校方式の利点、なぜこの給食センター、4,000食のセンターをなぜするのか。私はですね、この次の4,000食の対応についてもですね、質問する気ないんですけど、4,000食って言った時に私も龍郷の給食センター、笠利の給食センターをもう一回改めてちょっと学習してきました。やはり龍郷は、1,000食で600食。笠利もやっぱり約1,000食分の600食なんです。そういった中で急激な4,000食っていうのは、私は、そこにいる現場で働いている人間じゃないから、約5倍ですね、大体26年度3,600食ですね。この構想に出ているのは、6倍だから6倍の規模の人員であったり整備をすればいいぐらいに考えていたんですよ。だけど、やっぱりそこに働いている栄養士さん、調理師さんから見たら、やっぱり4,000食ってその規模の給食センターの規模については、大変危ぐしているところがあるんですよ。そういったところをですね、考えた時に今から検討委員会も設置し、今後進めていくと思います。そして、今年度予算の中で基本設計も予算化されております。土地の問題もあります。その基本設計とその問題を差し置いてもこの問題については、やはりね十分に検討、審議そして専門的な人、見識者ですね、そういった人たちを含めた話し合い、それが私は十分に必要だと思っていますけど、いかがですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） この間、方針を出していただきました検討委員会の中にも調理師の方の代表、それから栄養士の方も入っていただきまして、いろいろと御意見を伺ったところです。この間の出しました方針は、基本的な方向性を示したところでございまして、今後具体的にどういう機材を入れるのかとか、それからどういうラインにするのかとか、そういった細かい部分が出てまいります。それについても今回同様、調理の方、それから栄養士の方、そういったことに関して識見を持っている方に入っていただいて、いろんな御意見を賜りたいというふうに考えておりますし、あるいは、そこには保護者の方の意見、当然PTAの方も入っていただきますけれども、そういった中で保護者の方の御意見、そういったことも取り入れた上で反映をさせていきたいと考えているところでございますので御理解をお願いいたします。

5 番（師玉敏代君） 基本設計にかかる前にですね、やはり栄養士が、住用に1人、笠利に1人、あと名瀬に4名、6名の栄養士さんがいらっしゃいますね。この方たちは、県下の給食センター、自校式だろうと分散型であろうと、そういったところに籍をおいて、そこで働いている経験もある方もいっぱいいます。6人全部ですね。この方たちをですね、やはりこのいろんな設計をする前に皆さんの家でもそうなんですよ。でき上がったあとに不具合って出るんですよ。だけど、これだけの規模のセンターを造ろうというのであればですね、やはり鹿児島県下どこでもですよ、そういう規模の視察があったり、栄養

士さんとかそういう人の使う、そういう人たちが使うわけですから、実際にこの間行った時は、食育の習慣とかですね、書いてありましたけど、食育であつたり子どもの栄養のバランスであつたり本当にこの4,000食で本当に献立ですね、自校式ならその地域折々の時間をかけた調理ができるけど、センター方式になると下ごしらえもいる。そして、バラエティにとんだね、そういった献立ができないんじゃないかと、いろんなことを考えるんですよ。だから今年度基本設計が入っていますが、この基本設計は、1年でも2年でも繰越してでもいいですので、しっかりとしたですね、その辺を私は、考えていただきたいと思っていますが、市長、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 先日来、給食センターの今日に至るまでの経緯について縷々御質問や答弁をさせていただいております。その中で平成11年から今日に至る自校方式からセンター方式に変わった経緯などについてもお聞きをさせていただきました。いずれもメリットもありということでございます。一概に4,000食、上限4,000食という形での給食センターということになりましたが、その際に私が、感じたことは、この4,000食上限4,000食を賄うためにどのような方々が検討して、この会議に臨んでおられるか。学校の責任者である校長先生、またPTAの代表、保護者の代表、そして識見者、現場の調理人代表、そしてまた栄養指導員それら関係するすべての皆様方の御協議数回重ねて、一応センター方式となったということを私は答申を受けました。

したがって、それぞれ専門の皆さん方が、純粋な討議をした上でということであれば、それはそれなりによろしいことではないでしょうか。せっかく何回も御討議いただいたことは尊重させていただいて予算を計上しようということになったわけでありまして。ただ、これですべてが終わったわけではありません。先日来、御疑問やいろんなことが出ており、やはりしっかりした基本設計の中でまた実施設計を経ていく中で十分な討議をして、やはり子どもたちの食育とそして健全な肉体、精神を持つ子どもたちを育てていくための食の大切さということは、もう十分どなたも認識しておられるわけありますので、それらのことを大局的に踏まえて、また将来を見据えて検討していただきながら初期の目的は達成できるようなすばらしいセンターになればというふうに思っておりますので、今、議員がお話になりましたとおり、予算は上程させていただきまして議決は、用地取得のための予算は採決いただいております。これから具体的な計画に入ってまいりますので、その過程の中において議員からそれぞれお話があったことを踏まえながら真摯に、そして実行に移れるような形でやっていきたいと教育長はじめ、教育長部局とも十分に話し合いをしながらやっていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

5番（師玉敏代君） ありがとうございます。やはり、どちらにしても今後十分な議論、また保護者に対してもですね、やっぱり十分説明ができて性急にやらないようにお願いしたいと思います。そのことをお願いして次に質問に移りたいと思います。

道路環境整備についてですが、国道、県道、市道沿いの除草管理について、最近、国道の除草が手薄になっている感が否めません。道路沿いの草、路側帯の草が非常に気になります。集落内で集落が管理しています除草や桜並木道の管理など定期的に管理はされていますが、その間の道路の生い茂る草や歩道と道路の路側帯の草が目につきます。県道や市道などどのような体制で管理しているのか。お示してください。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。国道、県道の除草管理につきまして管理をしている大島支庁に伺いましたところ、伐採、除草管理につきましては、大島支庁管内を5地区に分け、民間企業5社と年間管理委託契約を結んで実施しているとのことでございます。

市道の伐採、除草管理事業につきましては、名瀬地区は、奄美市開発公社と委託契約を結んでおり、年間計画を立て実施しております。住用地区は、臨時職員3名で、また笠利地区は、臨時職員5名で、

それぞれ年間計画を立て管理しております。

3地区とも伐採、除草以外に維持補修や台風後の対応など突発的な対応があり計画どおりに進まないこともございます。今後、世界自然遺産登録を見据え交通量の増加も予想されますので伐採、除草管理の体制につきましては、市道の利用状況を見極めた上で検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

5番（師玉敏代君） 市道は、住用が3名、笠利が5名。これは土木作業とかいろんなものを含めての除草体制ですよ。以前は、住用も当然、笠利もそうだったと思うんですが、やはり専従の草を刈る除草する人がいたんですよ。それは予算の関係かも分かりませんが、特に、その除草の関係が、できればですね、さっき世界自然遺産登録を目指す上でも、やはりいちばん先に空港から降りて足を落とすところは道路なんですよ。走るところも道路なんですよ。だから私としては、特に路側帯という、この歩道と車道のありますね、砂が溜まって、あのペンペン草みたいな。あれがいちばん目に付くんですよ。道路上の歩道上の草っていうのは、どうにかなんですけども、この草の除草っていうのは、大変ここに来る途中もそうですけど、そういった管理をしている集落の3万円ほど燃料代を出して管理しているそういった関係の集まりがあった時に、やはりその辺が、大変、笠利からもですよ、住用からもこの除草の関係の不満というか要望が出ているんですね。だからやっぱりですね、今から先ですね、今後、世界自然遺産登録を目指す上で道路の国・県・市道っていうのは、大変重要だと思うんですよ。私で言えば、見里で702メートル管理しています。集落で桜並木両サイドですね。それはあるところは、みんなやっていますよ、美化活動で。だけど、それ以外のところは、あまりにも汚い。確かに観光客から見たら目に付くところだと思うんですね。こういった事業もですね、やっぱり環境省なり世界自然遺産を見据えた美化環境の一環としてですね、やっぱり是非取り入れていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

建設部長（砂守久義君） 議員御指摘の車道と歩道とのその境目の除草につきましては、今後、管理する県のほうへ、それを重点的にできないかとか、そういう相談も行っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

5番（師玉敏代君） 先ほどの住用、笠利、5名、3名の土木作業を兼ねた除草体制なんですけど、年間の行事を立てているというんですけど、やはりね、声をだすところにしかいかないんですよ。まんべんなくやっていると思いません。やはり本当の意味での年間計画を立てですね、集落の指導、そういった除草管理もですね、今後、徹底してしていただきたいと。路側帯のですね、ある人が言っていましたけど、この角度ですね、90度、ここをタイヤショベルカーに、こういうスキですね、つけて、タイヤショベルでずっとすいていく。こういった体制もいいんじゃないかという住民からの意見があったんですよ。是非今後そのことも含めて今後ですね、除草に対しては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。一言でいいです。

建設部長（砂守久義君） 先ほど答弁をさせていただきましたけど、議員御指摘のように努めてまいりたいと考えております。

5番（師玉敏代君） よろしくをお願いいたします。先ほど質問で1つ飛ばしたんですが、遡ってよろしいでしょうか。先ほどですね、給食センターについて設計業務、厨房機器の納入業者本体請負工事契約は、地元業者で可能か否か。これだけをお答えいただければ結構です。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいま御質問にありました件についてお答えいたしま

す。給食センターの整備、これにつきまして検討委員会の中でもこの件に関しましては、話が出ております。設計それから本体の建設、こういったものは当然地元のほうで対応で可能だというふうに我々も考えております。ただ厨房の機材ですね、機器、これにつきましては、調理のその食数ですとか、献立そういったもの、それからこちらから出される要望、こういったものを受けて性能とか、それから大きさ、サイズそういったものが決まるということでございます。それを受けて工場での受注生産ということでございますので、この機器の作成自体については、地元での対応というのは、これは難しいだろうというふうに考えております。ただ、この件につきましてはですね、地元のほうの業者、これを中心にして発注ということも考えられますので、この辺は、これから具体的な発注方法ということについては、これから具体的に決めてまいりますけれども、できる限り地元のほうで発注ができるような形を考えていきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

5 番（師玉敏代君） 給食センター笠利についても設計業務は本当は請負工事契約は、地元業者で対応しました。この厨房機器に関するこの納入業者についてもですね、できる限りですね。アイホーさんですよね確か。そういったところの内地の実績のあるところもいいでしょうけど、地元でできる業者がいるかどうか。その辺も調べて、できるのであれば地元業者育成、やっぱりお金は地元に落ちてほしい。そういう観点から言っているんですよ。是非ですね、そしてメンテナンスも含めた、要するに定期点検、故障の際の対応ですね、やっぱりアイホーさんの営業所は、ここにはありませんよね。そうするとメンテナンスに呼んで出張料費も払ってやっているところだと私は思いますけど、どちらにしてもこの質問に対しては、地元にお金が降りるようにできる限り地元の業者を育成してほしい。そういう観点で質問いたしました。

では次に質問に移ります。住用町の市集落採石現場からの土砂流出対策については、私もこの集落の代表の皆さんが、市に出した要望書について質問するつもりでしたので、先ほど、崎田議員のほうで答弁をいただいて住民への説明をするということなので、これは割愛させていただきます。

次に、教育障害福祉について、幼稚園の預かり事業についてお伺いいたします。この幼稚園預かり事業については、この今回、子ども子育て支援が、新制度がスタートしまして、この幼稚園の預かり事業ってというのは、あるんですね。だけど奄美市は、その条例はありませんが、この新制度に伴いそれを実施している自治体は、幼稚園一時預かり事業の条例化をしております。開始しております。そういったところで幼稚園の一時預かり事業についてお伺いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 新制度における一時預かり事業につきましては、新制度で13事業あります地域子ども子育て支援事業の1つでございまして、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園や保育所等で一時的に預かる事業でございます。これまでの制度の中でも保育所や子育て支援センターで実施している事業でございますが、幼稚園における預かり保育は、新たな事業類型幼稚園型として一時預かり事業に含まれることになったということでございます。

5 番（師玉敏代君） 今回ですね、奄美市の子ども子育て支援事業計画の中で、やはりこの幼稚園の一時預かりということですね、幼稚園の預かり事業のニーズ調査をしていますよね。これに対して幼稚園の預かり事業に対しては、約2万3,400人の中で奄美市で民間の幼稚園が2事業所、この預かり事業を実施しているわけですよ。だから新制度の下で横滑りそのまま一時預かり保育を実施されているんですね。奄美市としては、公立幼稚園ですよ。名瀬幼稚園、朝日幼稚園、小宿幼稚園ありますけども、その幼稚園のそのニーズに対してですね、なぜ公立の幼稚園でできないのかというんですけれども、学童保育は、学校内の敷地内でNPOなり保護者会そういった中で民間の皆さんが空き校舎を借りて運営しているわけですよ。だけど公立幼稚園の中では、民間団体が、そういった一時預かりすることはない。そういうことですかね。お聞きします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） ただいま議員が御説明のありました放課後児童クラブにつきましては、保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学生に対して授業の終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊び、生活の場を提供して、その健全な育成を図るものということになっています。その実施につきましては、この今の放課後クラブの実施につきましては、市が主体となり、それを委託をすることができるというふうになっております。したがって御承知のとおり、小学校の空き教室などを利用して保護者が運営を行っているところです。しかしながら新制度の中の幼稚園型の一時預かり事業、これは公立幼稚園の場合、市が主体となるものですが、それを委託をすることができないことになっております。したがって放課後児童クラブのような保護者等が運営するやり方は、幼稚園の場合は、新しい制度の中でも難しいということでございます。

5 番（師玉敏代君） 市が主体となって委託することができるのが学童保育ですね。だけど公立幼稚園の場合は、それができないと、であれば市が主体となることができるということですね。そういうことですね。その辺は、私も今回、2月か3月ですね、全国の学童保育の家庭保育の理事長である鈴木道子さんて方が、内閣府の子育て支援法に携わった方とも電話で聞いております。であれば、市が主体となることができるということは、今の公立幼稚園の子どもさんは、午前中若しくは2時頃にお帰りになりますよね。そのあと公立の幼稚園で市が主体となって、その幼稚園の今のその幼稚園の先生方と別に臨時職員なり幼稚園、保育士の資格を持っている人を雇用して、一時預かり保育はできるということですね。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 公立幼稚園についてでございますが、現在の幼稚園の場合は、学校教育法において定められておまして、幼稚園の一日の教育過程は、4時間を標準としておりながらも、その実態や保護者の要望によっては延長ができるというふうな定めから公立幼稚園でも法的にはできる。しかし、奄美市においては、まだ私立ではやっておりますが、公立では体制が整っていない状況で、まだやっていないという状況でございます。

5 番（師玉敏代君） こういう質疑をしているのはですね、やはり朝日幼稚園の幼稚園児が30名ほど隣のすぐ隣の敷地で保育事業をしているんですね。元幼稚園の先生だった方が。その敷地は、2年更新で来年3月で出なきゃならない可能性もあるわけですね。じゃその子どもたちも行き場はどうなるんだろう。その観点からこういった質問をしているんですよ。だから、そういった計画策定をしましたけれども、やはり、そういった子どもたち、切れ目のない支援づくり、少子化対策の施策をしたわけですよ。だけど現実問題、そうやって困っていらっしゃる30名の子どもたちのことをどうするのか。どうしたらそういうことができるのか。確かに公立はできないというのは私も分かりますので、そういったものをですね、できるには幼稚園の事業の条例化をしなきゃいけないということなんですよ。その件について一言でいかがですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） ただいま申し上げましたように現在、公立幼稚園ではやっていない。私立幼稚園の2か所でやっているということでございますが、その私立幼稚園での預かり保育の状況なども見た上ですね、今度新しい新制度の中では、認定子ども園など多様な保育サービスが実施されることになっておりますので、こういったいろいろなサービスの導入を検討する中で併せて幼稚園の預かり保育の場合によっては、認定保育園の場合は、保護者のいろいろなニーズに対応できる仕組みになっておりますので、場合によっては認定保育園を制度を導入することによって幼稚園の預り保育は要らないということも出てくる可能性もありますので、その中でいろいろなことを検討する中で検討していきたいということでございます。

5 番（師玉敏代君） 認定子ども園ですね、対象なんですよ、できると、幼稚園でもできると、そういうことになっていますので今度の新制度、是非検討していただきたいと思います。

次に、重度聴覚障害者の耳の代わりになる医療機器の助成について、平成26年度第4回定例会において、人口内耳機器の助成に関する請願が採択され、早速27年度予算に機器の電池助成が予算化されましたことは、大きな門戸が開かれ第一歩だと思っております。しかしながら人口内耳の手術後の医療機器として装用され、耳の代わりになる医療機器は、耐用年数が5年には買い替えが必要であり多大な金銭的負担があります。これまでの破損や故障に対応するためには、個人が任意の保険に加入している状況にあり、多くの自治体が、金額に大小はあるものの助成をしております。是非検討していただきたいのですが、いかがですか。それと、奄美市で現在、人口内耳装用対象者は何名いらっしゃるか。お聞きします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） まず、対象者でございますが、現在、人口内耳を装着しているという意味での対象者は、奄美市で2名でございます。なお、聴覚障害のために身体障害者手帳を所持している方は、全部で323名いらっしゃいます。

人口内耳機器の助成に関しましては、機器本体以外にも消耗品購入も利用の負担になっているとの現状から平成27年より人口内耳を電池を新たに重度障害者日常生活用具給付事業の対象項目に加えたところでございます。医療機器本体や他の消耗品に関しても県内各市の状況を注視していきたいと考えております。併せまして医療機器組み込み後も聞こえるための訓練、リハビリテーションにつきましても非常に重要であると考えておりますので、身体障害者でその障害を除去、軽減する手術等の治療のための医療費の助成制度であります厚生医療という制度があります。この厚生医療の適用が、図れないかなどの検討もいたし利用者の方からの状況を考慮した支援が提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

5 番（師玉敏代君） 是非ですね、この人たちは、この機器の手術の保険適用からこういうこの人口内耳プロセッサーをですね、埋め込む手術からこういったリハビリをしないと、やっぱりすぐは聞こえないですね。やっぱりこういったこともありまして今後是非ですね、検討課題としてよろしくお願いいたします。

次に、スポーツ施設の整備について遠的弓道場については、過去これでもう4回ほど質問いたしておりますが、24年の12月定例会で今後も引き続き候補地の選定を行ってまいりたいとの答弁でございました。その後どうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、お答えをさせていただきます。現在、奄美市のほうに社会体育施設としての弓道場と言いますのは、名瀬運動公園、それから太陽ヶ丘の運動公園、そして、住用のほうの運動公園と3か所ございますけれども、これは、いずれも近的でございます。先ほどおっしゃいましたように過去にも議員のほうから、この件については、整備の要望がございました。この規模がですね、幅が、最低でも10メートル、距離にして70メートル、縦に細長い施設ということ。それから矢を飛ばすということで周りに民家がないとか、いろいろ条件がございまして、なかなか適地を探すのが、これまでできておりません。過去に候補地が上がったことがあるようなんですが、やはり、その土地が、ちょっと取得できないような事情があったということで、これまでできております。

県体の正式種目でございますので、何とか土地を見つけてそういったふうになりたいと思っているんですが、現在のところまだ適当な土地が見つかっていないというのが現状でございます。

議長（竹田光一君） 以上で新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時44分）

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 川口幸義君の発言を許可いたします。

３番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、第２回定例議会において一般質問をいたします。無所属の川口幸義と申します。質問に先立ちまして去る５月２９日午前９時５９分口永良部島において火砕流が発生し全員屋久島のほうへ避難なされました。１３７名の全員が、無事だったことを喜んでいるところであります。一日も早い終息を願うものであります。心からお見舞いを申し上げます。そこで少々所見を述べさせていただきます。先般の安倍総理は、訪米は、歴史的なものになりました。上下両院の合同会議において日本の総理が、演説をするのは初めてのことであります。演説中、１０回以上ものスタンディングオベーションが起きたことも歴史的成果を象徴しているところでもあります。内容は、多岐にわたりましたが、我が国の関心の高いＴＰＰ交渉の進展においては、共和党からしか拍手が起こらないのではないかとという事前の観測を覆し民主党側からも大きな拍手が起こりました。これは米国は、アベノミクスに最大の注目をし、それを構成する柱の一つとしてＴＰＰ交渉の進展を評価したものであります。

日本が、経済を中心に復活しつつあるということをアメリカ側は、真に信頼できるパートナーが復活してきたと歓迎しているわけであります。今回の総理の演説は、二つの点が注目すべき柱であります。１つは、日本が経済他国としてアメリカとともに世界経済を牽引する役に復活しつつあるということ。その点でアメリカは、アベノミクスに最大限の期待を抱いているところでもあります。

２点目は、歴史認識とその表現が、極めて適切だったとのこと。議会指導層から、総理の歴史認識とその表現は、心打つものがあったという発信が内外に示されたことであります。つまり、アジア太平洋で、いちばん頼りになる信頼できるのは、日本がアメリカのパートナーとして名実とともに復活しつつあることを象徴する議会演説だったと思います。オールストリートジャーナルは、安倍総理は、米議会上下両院合同会議において同演説は、文化的共感及び戦争に対する後悔の念を示す日本として広く称賛されたと報じ、バイナード下院議長やガードナー上院東アジア小委員長、大統領選に出馬表明しているルビオ上院議員から最大級の評価が寄せられたことが何よりの証であります。

日本の外交スタンスは、まず、アメリカと鉄壁な信頼関係を築くこと。そして、アジア各国にとって最も頼りになる存在となること。つまり右足をアメリカに左足をアジアにしっかりと捉え、この両者を結び付ける結節点となることであります。

ＴＰＰ交渉は、甘利 明経済再生大臣、フロマン代表との未明までの交渉により、かなりの進展を見、引き続いて行われた事務折衝で、更に開を見せました。もちろん、まだ解決すべき課題は残されておりますが、克服できないものではないという力強いメッセージをいただきました。さて、これより質問に入りたいと思います。

１．市長の政治姿勢についてであります。５月２２日の午後１０時２８分頃奄美北部で震度５弱の地震があった。気象庁によると震源地は、奄美近海で震源の深さは約２０キロ、地震の規模は、マグニチュード５．１と推定される。地震による津波の心配はない。鹿児島県警などによると、けが人などの被害は確認されていない。記者会見がありました。気象庁の地震津波監視課は、概ね一週間、最大で震度４の余震の起こる可能性があると述べ、さて、奄美市の危機管理について伺う。

（１）奄美市の防災計画、対策について地震津波等の被害の初動期の対策は、今回の地震発生時の対応に活かされたのか。

（２）毎年実施されている防災訓練は、５月２２日の地震発生時にどのように反映されたか、伺う。

このあとは、質問席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは答弁いたします。初動期の対策が、発生時の対応に活かされたかという御質問でございました。大島地区消防組合とは平時より密な情報共有体制を取っておりますが、災害時の初動の対応につきましては、大島地区消防組合の消防規定に定められた対応となりますので、市全体の初動体制については、総務のほうで、消防体制については、消防本部から答弁させていただきますので御了承ください。

まず、地震時の参集配備体制についてということで、まずお答えいたします。地震の大きさによって情報連絡体制と災害警戒本部、災害対策本部と三段階の体制を取っております。まず、市内に震度４の地震発生または津波注意報が発表された時は、地震津波情報や被害状況等の情報を収集するため本庁の総務課と笠利、住用の支所の地域総務課職員による情報連絡体制を確立するというようにしております。

次に、市内に震度５弱若しくは震度５強の地震が発生した時ですが、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し事前に指定した各課、これは主に建設部が中心になりますが、ここを中心に災害情報の収集、応急対策など防災体制の確立に努めるということにしております。

更に、市内のほうで震度６弱以上の地震が発生した場合あるいは津波による災害発生やその恐れがある時には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し災害の規模、程度に応じて市の組織を挙げて各種災害応急対策を実施するというようにしております。

この初動期の体制を踏まえて今回の地震の対応についてということでお答えをいたします。５月２２日の地震は、御質問のとおりありましたが、夜半の２２時２８分に発生し奄美市では、震度５弱と観測されております。この地震の発生を受け直ちに総務部長はじめ防災対策監や担当職員、合計で１６名が参集し災害警戒本部の設置、これは２２時５０分ということでございますが、設置を行い災害情報の収集にあたっております。

特に、ダム、これは大川ダムと須野ダムでございますが、については、市民生活に大きな影響を及ぼすことから直ちに被害状況の点検に努めたところです。また、道路のパトロールや水道施設の点検を実施したところでございます。

点検の結果、被害もなく、また幸いなことに地震発生から数分後には、津波の心配がないという発表がございました。併せてスーパーなど陳列棚から商品が落下したという報道がございましたが、人的な被害は発生しなかったということでございました。

次に、初動期の広報体制ということでの対応でございますが、気象庁より緊急地震速報が発表された場合、Ｊアラート、これは全国瞬時警報システムというシステムがございますが、こちらのほうから情報が入り自動で防災行政無線が起動するというようになっております。その際に地震の大きな揺れが来る前に住民へ緊急情報を伝達する体制になっているところです。しかしながら今回の場合は、震源が大変近く緊急地震速報の発表とほぼ同時に地震の主要動、これは地震の大きな揺れですが、到達しているため、いわゆる猶予期間がなく防災行政無線での放送が間に合わなかったというケースでございました。このような猶予時間がない場合の防災行政無線を使用した自動放送の設定につきましては、地震の揺れが治まったあとに緊急地震速報が放送されるということになりますので、市民の方々に混乱や誤解を招くということで、これを避けるために各自治体のほうで任意に設定するということにされております。

この場合の奄美市の対応ですが、本来、緊急地震速報は、地震大きな揺れが来る前に放送し機の下に隠れるなどの退避行動を取ってくださいということにしておりますが、これが地震終息後に放送された場合、もう一度余震があるとの誤解や混乱を招くということで津波発生時の避難開始に遅れが生じる恐れがあると判断をしておりました。そのためこのように猶予時間がない場合は、自動で起動しないよう

に設定をしておりますして当日は、緊急地震速報が流れていないという状況がございました。

当日の先ほども述べさせていただきましたが、防災行政無線の設定が上記体制で行ってございましたので警報が出なかったということでした。ということで今回の地震において市民の皆様から様々な御意見を頂戴しております。そのあとに今回の地震を踏まえて夜間時での即時に対応ができるよう大島地区消防組合と地震津波発生時における防災行政無線の運用方法について再確認を行っております。

一つ目が、地震発生時には、震度5以上で防災行政無線を使用し余震に対する注意喚起の情報を伝達する。二つ目は、津波情報については、津波情報注意報が、発表された場合は、手動での放送となりますが、平時の場合、これはもう8時半から5時15分までですが、この場合は、本庁の総務課のほうで放送すると。夜間と土・日・祝日ですね、この場合は、消防本部のほうで放送するという事です。三つ目が、津波警報、大津波警報の発表時には、Jアラートが自動的に起動し防災行政無線で放送すると、このような運用体制にすることを確認をしております。今回ですが、対応ということでは、この放送体制のほうは、若干不備があったと、不十分であったということで、今後改めていきたいというふうに考えております。以上です。

総務部参事（小松和行君） 引き続きまして消防本部の地震津波等の初動体制についてお答えいたします。地震津波等の災害時は、大島地区消防組合消防警備規定に基づいての対応となります。対応といたしましては、震度4の地震が発生した時は、第1非常警備体制となっており日勤者の一部と当務隊の週休者を招集することとなっております。次に、震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した時または津波警報が発表された時は、第2非常警備体制となっており日勤者の一部と非番者の一部を招集することとなっております。更に、震度6弱以上の地震が発生した時は、第3非常警備体制となり全職員を招集することとなっております。

5月22日22時28分頃に発生した地震は、奄美市では、震度5弱を観測、22時35分に気象庁からこの地震による津波の心配はなしとの発表がありました。当消防組合としましては、この地震発生を受け消防警備規定により22時30分に大島地区消防組合警備本部を設置しました。地震発生の当日は、当務員が14名で消防長以下3名が直ちに参集し計17名の職員で災害時の初動対応に備えました。幸いにもこの地震に伴う119番通報は1件もありませんでしたが、職員及び消防団員の班長以上には、この地震による津波の心配がないことや災害が発生していないため招集はしないが今後の状況等により招集もあり得る旨の自宅待機指示の連絡体制を行っております。以上でございます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは二点目の防災訓練が地震発生時にどのように反映されたかという御質問にお答えをしたいと思います。先ほどと同様に消防を分けて答弁したいと思いますので御了承ください。奄美市では、毎年1回、防災訓練を行っております。その中で地震津波の発生を想定した訓練を行っております。住民向けの訓練の主な内容としましては、緊急地震速報の発表による机の下に身を隠すなどの退避行動訓練、続く津波警報発表による高台への避難訓練等となっております。

5月22日発生の地震では、幸いにも地震による人的被害はありませんでしたが、津波の発生もありませんでした。防災訓練を通じて地震の備えなどが今回活かされつつあったものとそういうふうに考えております。今後より一層訓練を通じて防災対応の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、防災訓練の中での職員の対応ということでお答えしますが、今回の地震の際には、即時の職員参集や情報連絡体制の確立、情報の収集などが行われておりますが、訓練が今回は十分活かされたものというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げましたが、広報の在り方については、まだ不十分な点がございますので、更に危機意識を持って訓練を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

総務部参事（小松和行君） 消防本部の地震等の防災訓練についてお答えいたします。毎年、地震、台風及び豪雨災害等の自然災害に備えて9月1日の防災の日、10月20日の奄美豪雨災害、1月17日の阪神淡路大震災、3月11日の東日本大震災の発生日の早朝にメール配信による非常招集訓練を実施しております。また、招集訓練に併せまして津波を想定した河川や沿岸部の警戒調査パトロールや地震による庁舎倒壊を想定し車両等の車庫外搬出訓練を実施しております。

今回の地震発生時の消防活動につきましては、先ほど述べましたとおり大島地区消防組合消防警備規定に従って22時30分に警備本部を設置し招集及び活動をしておりますので年間計画の防災訓練等が反映されているものだと考えておりますので御理解をよろしくお願い申し上げます。

3番（川口幸義君） 当局側から見れば一応マニュアルに沿ってですね、準備はなされた。しかし、災害とは、マニュアルどおりにいかないからかねてから訓練しているんでしょう。そうじゃないですか。皆さんが今読み上げたのは、これはマニュアルを読み上げて、私に回答しているけど、想定外のことは災害が起こるからかねてから皆さんは、待機をし喚起をするという。だから10時28分に市民の方からたくさん電話入ったと思うよ。初動体制の要するに無線、いわゆる消防無線の放送がない。テレビ見ている人はテレビで情報入りますよ。しかし、携帯も持たない人たちは、どうして喚起する。皆さんが喚起しなければ分からないですよ。だからそのちょっと新聞、地元紙を読み上げましょうかね。これ皆さんも知っていると思いますが、奄美市名瀬で22日夜に震度5弱の強い揺れを観測した地震で防災無線が作動しなかったことに一部市民から疑問の声が出ている。同市危機管理室は、受信後の防災無線の作動は、市民に混乱を招く。津波などの警報がない限り防災無線は作動しない仕組みになっていると。これで危機管理と言えますかね。作動しないようになっている。地震は、22日午後10時28分頃発生、奄美北部を中心に同市笠利町や龍郷町でも震度4を観測した大規模な地震の発生は、直前に知る気象庁の緊急時地震速報も出されテレビ、ラジオ、携帯などでも発信された。防災無線でも知らせるべきではないか。私も当然そう思っていますよ。市民の声に対して市危機管理室は、地震後にそれに続く余震や津波の心配がない限り防災無線は作動しないシステムになっている。現在の対応方法について説明、理由について同室は、市民の混乱を避けるために作動させないようにしていると。今回の緊急地震速報も地震後だった。時間帯も夜中だったため防災無線が発信された場合、混乱があったのではないかと話し同室は、地震後に防災無線を使用する自治体がないわけではないが、奄美市は、これからも今回と同様の対応を取っていくという。これ新聞社の取材があったと思うんですよ。これで危機管理は大丈夫ですか。ちょっとそれについて一つ。

総務部長（東 美佐夫君） これはもう素直に広報体制については、不十分だったと思います。御指摘の新聞のほうのこのまま続けるという話については、先ほど消防と確認をしたということで、これについては放送すると、これからですね、初動の放送については、放送できないようなセットをしていましたので、これについては改めて放送できるようなセットにすると。ただし、この場合のセットというのは、放送する時には、今から津波が来るという放送になりますので、これについては改めて自動で放送ができるように、これから今ありましたと、これからまた余震が来るかもしれない。それに対応してくださいという放送を手動のほうでしょうということで申し合わせをしたところですので、これについては、もう素直に反省をしながら今後活かしていきたいというふうに思いますので御了承ください。御理解をいただきたいと思います。

3番（川口幸義君） これからは、この防災無線についてはね、作動するように、心掛けるんじゃないかと、やらないといかんですよ、これは。市民の生命と財産を守らなければならない。あなた方は使命感を持っているかどうか。それで、深夜だったからかえって混乱をするということですけど、10時半で深夜だという話だと思うんですけど、災害は、昼間だけあると限らない。24時間いつ起こってもおか

しくないのが災害だから、じゃ夜中に震度5以上の地震があった時に混乱を招くから放送しないというこの理屈は、どうなっているんでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 本当におっしゃるとおりだと思います。夜中に来た時に何も放送なくして情報伝達ができないということは、これはあってはならないことだというふうに思います。そのことを踏まえてですね、伝達の方法、放送の内容の在り方を含めてですね、ここ地震からそのあとにですね、課内で協議をして新しいその放送の在り方を構築しようとしているところでございますので、その点については御理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、手動のほうで放送体制を整えていくということでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

3番（川口幸義君） これはですね、テレビも見なければ早々と寢床に就かれる方にとってはね、やっぱり防災無線が必要なんですよ。だから、皆さんが、こういった時には、津波がないという旨それは当然のことだ。しかし、5以上の震度があったということになれば、ひょっとしたら津波があるかも種類が違いかも分かん。だから、そういう時には、やっぱり海岸線に消防の職員は行って、高いところから監視をするという、こういったことはこの間なされたのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

総務部参事（小松和行君） 先日の震度5弱の地震発生時におきましては津波の心配はないという気象庁の発表がありましたので警戒パトロール等は実施しておりません。以上です。

3番（川口幸義君） だから私が、心配しているのは、そこなんですよ。気象庁の発表が、津波の心配がないということだけど、しかし、あなた方が、これが、あなた方の仕事でしょう。津波があろうがなかろうが、やっぱり震度5という大きな地震があった以上は、やっぱり警戒をしてね、海岸線辺りからちょっとうち高いところからこの周囲の変動などをやっぱり見て確認をするというこれぐらいやらずにちや危機管理と私から見れば言えないと思うよ。何十億円も予算を投資してね、こういったものをやっているこの機械を使わないことはない。どうですか、それについて。

総務部長（東 美佐夫君） 消防のほうから今、答弁がございましたが、市全体のほうでは先ほど申し上げたとおり、道路のパトロール、水道施設の点検を実施したことは先ほど申し上げたとおりです。ただその際に、今、御指摘のあった津波、これは津波がないということでの報道がありましたので、そのあたりの確認をしなかったということはあるかもしれませんが、今回のことを踏まえてですね、海岸近くの状況と河川の状況含めて点検を拡充するような方向でですね、充実していきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

3番（川口幸義君） この防災訓練ですとかね、これは今回は、当局側から見ればかねての訓練が生かされた、このように私は回答をもらいましたが、僕から見れば、これは生かされたとは思っていませんね。今、あなた方が、おっしゃるのは、マニュアルをそのまま言っているだけであって、これ大事に至ったらどうなるの。パニック状態になる。そういう対応では。だから今後はね、十分にこれ以上の地震があるということも想定をしながらですね、皆さんは、市民の安心・安全、市民の生命と財産を守らなければならない。崇高な仕事をなさっているということをね、誇りに思っ頑張ってもらえんと思いますよ。それでは3番に入りたいと思います。

（3）市町村推薦で育成されている県地域防災推進員の育成後に期待される役割、活動について伺いたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは県の地域防災推進員の期待と役割ということでの答弁をいたしたいと思います。議員御案内の地域防災推進員は、市町村が、自主防災組織のリーダーや自治会長あるいは町内会長などを県に推薦して県の地域防災リーダー養成講座を受講した方を県の地域防災推進員として認定をするという制度でございます。

奄美市には、現在のところ16名の方々が推進員として認定をされております。推進員のまず活動ですが、一つ目が、自主防災組織の結成と運営に対する助言と指導。二つ目が、自主防災活動の取組、これは特に防災点検や防災訓練の指導ということですが、これに対する助言と指導。三つ目が、災害発生時の避難誘導と避難体制の確立に対する助言、指導。四つ目が、地域住民へ向けて被害の未然防止あるいは軽減に向けた普及啓発の活動ということになっております。

次に、役割についてですが、市町村の防災会議の委員や自主防災促進協議会の委員、あるいは自主防災組織結成の推進役あるいは地域防災活動の担い手、そして、防災講座の講師など、こういった役割が期待されているというところでございます。

推進員の防災に関する実践的な知識と技術を有するというところでございますので、地域の防災活動の指導するという立場の視点から市としての推進員の方々と連携を取りながら今後、自主防災組織の設立の促進などに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

3番（川口幸義君） この市町村が、推薦をする防災推進員ですか、この奄美市は、19名いらっしゃるんじゃないですか。

総務部長（東 美佐夫君） 16名ということで、たぶん議員が、おっしゃっているのは、地域防災アドバイザーという方々が2名別途いますので、この方々を含めると18名ということになります。以上です。

3番（川口幸義君） じゃ、この方々は、一応指導者としてね、利用しないわけにはいかない。この方々を年に何回かいわゆる防災について御指導など賜ったことはあるんでしょうか。年に何回ぐらいあるんですか。指導員に対して。

総務部長（東 美佐夫君） 年に何回かというと確かな数字はまだ把握しておりませんが、地域防災アドバイザーのほうは、これ県のほうでも10名程度しかいらっしゃらないというふうに聞いております。そのうち奄美に、2名いらっしゃるということで、これ平成22年のほうで認定をされているというふうに聞いております。この方々のほうからも、いろんなアドバイスを受けるようなことを考えておりますが、16名の方々の中には、市の職員も多数含まれておりますので、この職員の方々と定期的な意見交換は、しているというところでございます。以上です。

3番（川口幸義君） 年に何回か。私は今、お尋ねしたんですけれども、最低で年に3回ぐらいやってもらえればありがたいかなと思っているんですけど、どうですか。それについては。

総務部長（東 美佐夫君） お金の話をすると失礼になりますが、謝金の発生とかというのがあるようでしたら、また予算との兼ね合いを考えないといけないですが、できるだけ、そういう回数を増やしてですね、防災の中身を充実していきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

3番（川口幸義君） そういったいわゆる防災に関しての指導者ですか、こういった方々を利用してですね、やはり防災については、もっともっと市民に周知徹底してですね、取り組んでもらいたいと、この

ように思っております。

それでは次は、4番に入りたいと思いますが、平成26年4月1日現在の自主防災組織率について伺いたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 御質問のほうでは、平成26年の4月1日ということになっておりましたので、その時点での自主防災組織率で申し上げますと、53.2パーセントということであります。なお、最近の、27年の4月1日で申し上げますと、笠利、住用では100パーセント、名瀬地区においては45.4パーセント、全体の組織率では54.5パーセントということであります。以上です。

3番（川口幸義君） 53パーセント、組織率はですね。ということは、鹿児島県では、43の市町村がありまして、奄美市は何番目ですか。

総務部長（東 美佐夫君） 大変恥ずかしい話なんですけど、奄美市は43市町村中43ということでございます。

3番（川口幸義君） それでですね、この奄美市は、鹿児島県下の43の市町村の中でワースト1になっている。これいつまでも43番でいいのかどうか。この組織率を高めようという手立てがあれば、ちょっと教えてください。

総務部長（東 美佐夫君） その前にワースト1という話ではありますが、自主防災組織のですね、これはちょっと言い訳になるかもしれませんが、前段でちょっと説明をさせていただきたいと思います。自主防災組織率の在り方ですが、ブロックごとの世帯数を全体で割り算するとその中での率で出てきますので、例えばですね、鹿児島市のほうでは、1組織当たり464世帯、これで自主防災組織率は84パーセントとなっております。曾於市ですが、ここは1組織当たり世帯数が885で100パーセントの組織率と、奄美市はどうかという話ですが、奄美市の場合は、353世帯、要するにブロックを小さくしているということでございます。中での53パーセントということで、これはちょっと言い訳になるかもしれませんが、そういう数字のマジックもあるということは御理解いただきたいと思います。それを踏まえて自主防災組織率を高めるにはどうするかということでございますが、特に、名瀬地区の市街地ですね、市街地の組織率が、いちばん低いということでございますので、市街地のほうを特に中心市街地のほうですが、組織率を高める手立てを考えないといけません、いちばん優先の高い市街地のほうでの山裾地域、こういったところは早期に自主防災組織を設置してもらいたいと思っております。

現在というんですか、今年から防災対策監を1名総務課のほうに配置をしております、これから自主防災組織の設立のほうを担当してもらっております。そちらのほうで強化したいというふうに思っています。もう一つ予算的な面で申し上げますと、設立時の資材の整備、これは補助金を10万円、活動助成金を2万円、環境整備補助金、これ自主防災の組織の補助金ですが、これ10万円、手当をしているということでございますので、体制の面と予算の面で組織率を高めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

3番（川口幸義君） この組織率のいわゆる53パーセントなんですけれども、これもう一つは、中心街が、非常に悪いということですよ。要するにこれが自治会の組織とそのまま並行して防災関係の組織率が悪いのではないかと、このように私は思っておるのですけれども、今後この自治会活動と並行してこの防災関係の組織も高めていかなければならないと思いますが、これについては、どのようにお考えでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 自治会と自主防災組織のほうを比較して見てみますと、自治会は、市街地のほうもあるようです。ただ、自主防災組織のほうに至ってないと。原因は、いろいろありますが、旧三方のほうは、ほとんど組織、両方ですね、自治会と自主防災組織の設置されております。市街地のほう、ちょっとやっぱり、こう眺めてみますと高齢者の方々が会長さんですか、役員の方々に多くて、そこが自主防災のほうにスムーズに移行できないっていう点もあるのかなというふうに、今、感じているところです。この点を踏まえて今後どういうふうに組織率を高めていくかということを自治会の方々と共有してまいりたいと考えおりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

3番（川口幸義君） ここでね、中学校の比率は、28.9パーセント、これ防災の関係ですけどね、48.2パーセントから激増して東日本大震災に際して岩手県釜石市において、小・中学生の生存率は、99.8パーセントであった。釜石の奇跡などと評価されているが、当の本人たちは、奇跡とは感じていない。子どもたちは、日頃の防災教育で教わったとおりに行動し助けられる立場ではなく助ける立場となって自分たちのみならず老人の命すら守っている。これは奇跡でもなく幸運でもなく画期的な防災教育の効果と言える。この結果は、子どもたちの防災教育にかかわった釜石市の危機管理アドバイザーである群馬大学の教授の成果である。同教授は、平成24年3月13日の中央教育審議会学校安全部会まで防災専用の教科書を創設した教育カリキュラムの中に明確に位置付けていくことも必要であると主張している。

危機管理の体制確立について、市の取組を教えていただければありがたいと思いますが、何か今後の対策など。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど、ちょっと繰り返しになって申し訳ないですが、防災対策監、今年度から新たに配置をしております。今年、防災計画の見直しをすることで、予算のほうにも計上しております。その中で今後どういうふうに防災を充実させていくかというところ十分に市民の方々と踏まえてですね、議論をしてみたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

3番（川口幸義君） （4）番ですけれども、4番は、これでいいと、5番、今回の地震を通して防災の在り方について、どのような教訓を得られたのか。もし気付いた点がございましたらお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） これまでの答弁と少し重複するところがあるかもしれませんが、お許しをいただいて答弁させていただきたいと思います。5月22日発生の地震を通してどのような教訓を得たかとのことですが、地震発生後の市の対応、消防の対応については、先ほど申し述べさせていただきました。災害は、議員おっしゃるとおり、いつ発生するか分からないという状況です。特に、今回の地震は、夜間に発生しております市民の不安も高かったというふうに思われます。そのことを通じて夜間の訓練、昼間の訓練などを通してですね、あらゆる時間帯を想定しながら訓練をしていきたいと、それを通して危機意識を高めていきたいというふうに考えておりますのでご理解のほど、先ほどの広報の件はまた先ほどのとおりでございますので反省すべきは反省して改めていくということでございますので今後ともまた皆さんの御意見を御指導お願いしたいと思います。以上です。

3番（川口幸義君） 部長、大変分かりましたので、この問題は、市当局だけが頑張るわけでもないし我々議会としてもすべての市民が共有をしてですね、危機管理については、やるべき人がやるということじゃなくて、お互い共有をしながらですね、財産と生命を守らなければならない我々の使命だと思っております。今後も一つよろしく頑張ってくださいと思います。

それでは、大きな2番、と畜場の管理についてですけれども、円滑な運営及び施設の維持管理につい

て（２）番までいっしょにお答えしてもらえますか。

市長（朝山 毅君） それでは、川口議員のと畜場の管理について、まず（１）のほうについて私のほうで答弁させていただいて、（２）については、担当部長に委ねますので御理解いただきたいと思います。

議員御存知のとおり、奄美市食肉センターの利用状況は、昭和５７年に統計が始まってからの状況を申し上げますと、昭和５７年には、豚、ヤギ、牛合わせて１万３、９３９頭の処理をしましてまいりましたが、毎年処理頭数は、減少しており、平成２６年度実績は、１、４５６頭と、約１０分の１近くまで減少いたしております。開場日は、月、水、金の週３日であり１日平均約１０頭のと畜実績頭数となっております。

なお、施設の運営管理につきましては、業務に精通しております奄美市名瀬食肉組合に業務を委託し設備の保全及び点検、清掃業務などをしていただいております。御承知のとおり、奄美市食肉センターは、昭和４７年に建設されており建物及び設備等の老朽化が激しく修繕等の必要箇所も多数ございますが、将来的な新設を見越しまして必要最小限度の補修で現在まで対応している状況でございます。

なお先日、４月２４日でございますが、関係職員とともに私もと畜場の現場視察を行ってまいりました。建物の老朽化が著しく、また屋根の雨漏り、壁面や梁の亀裂等を確認いたしました。衛生的にも非常に課題があると感じたところであります。

今後は、これらの改善について財源の確保、建設の予定地、建築の規模その他先例地に倣ってこれらの共同処理する広域化なども念頭に置きながら関係部署と議論を重ねてまいりたいと考えておりますので今しばらくの時間をいただきたいと思いますので御理解よろしくをお願いします。

市民部長（則 敏光君） それでは私のほうからは、２番目の第二次食育推進基本計画につきまして、平成１７年に食育を推進するため食育基本法というものが施行されております。これを受けまして鹿児島県においては、かごしま食交流推進計画第二次でございますが、これを策定いたしております。食育としての伝統料理また食材の伝承活動の促進、学校給食も含めた地産地消の促進を図っているところでございます。

食育基本法と関連いたしまして奄美市食肉センターの果たすべき役割は、消費者に衛生的な安全な食肉を提供するということとはもとより奄美には、豚肉の独特の食文化が伝統的な奄美の豚肉料理の食文化を伝承、継承するために不可欠な施設が食肉センターという側面も有しているというふうに認識をいたしております。

更にまた今後の世界自然遺産登録を見据えました時に郷土料理としての豚肉料理、ヤギ汁など季節に左右されない地場産食材の提供ということは、地産地消の推進のみならず観光素材としての役割も大変大きいものがあるというふうに思っております。

奄美市食肉センターの役割は、益々その重要性を増していくものではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

３番（川口幸義君） 第二次食育推進基本法作成という答弁がありましてですね、だから学校教育における給食の役割、将来を見据えた安全・安心、安定的な児童・生徒の学校給食の提供と。こういうことありますので、今のと畜場では、衛生的に非常に私は、どうかなと思っているんですよ。市長、これからですね、奄美市は、朝戸のあの紬組合の跡地で４、０００食の給食センターを設置するわけですけども、ここでは、いわゆる先ほど同僚議員の中からも結構質問ありましたけれども、地場産を教育上、地場産食を与えて、子どもたち、体力をつけてもらおうと、そういうことだと思いうんですよ。だから７０パーセントは鹿児島県。あとの３０パーセントは地場産のものを給食に入れて提供するということですけど、私は、その肉をですね、と畜場建て替えをして、ここで島の黒豚をどんどん提供して、その給食セ

ンターに入れてあげると。小学校、中学生というのは、毎日でも肉を食べてもまだ欲しい。そういう年頃の子どもたちに対しては、僕はまず、食の安全ということであれば、朝戸の今の市が契約をなさっているこの敷地も結構2,700坪近くあると思うので、だから、そこにもと畜場をちょっと分けてもらってですね、その計画なども私が勝手に申し上げているんですけど、希望ですが、そこで将来的には、加工場までですね、造ってもらえればいいかなと。なぜ、これ申し上げるかと言いますとですね、加工場がなければ、やっぱりこの地元の生産者、特に、養豚者は、加工場がないもので、だんだん、だんだん衰退して辞めていらっしゃるんですよ。だから鹿児島市の食肉センターでは、大体1年間に23万トンぐらいと畜場でさばいているんですよ。これはですね、奄美大島からね、豚が大体192頭ぐらい奄美から鹿児島に搬送されているんです。そういうことを考えれば、近隣町村からも結構熊本からも何千といつて鹿児島に持ち込まれているというデータあるんですけど、奄美市が、中心になって、やはりと畜場ですね、それから加工場までセットして造ってもらえればありがたいかなと、これは世界自然遺産登録とですね、これはね整合性はあるんですよ。自然だけを見て手ぶらで帰るわけにいかんから奄美に初めていらした人たちは。そうすると奄美で何か特産品をお土産を買ってきてほしいとなれば、タンカンとか果物は、ある一定のシーズンしか手に入らないから黒豚を加工場でしっかりやってもらえれば奄美の黒豚は、手土産で持って帰りたいなと、こんな相乗効果いいんじゃないかと私は思っています。豚肉も世界自然遺産登録と同時に私は並行して売れると思って早くこのと畜場、喫緊の課題があると私は書いてあるんですけど、私的には、そのように思っているんですけど、そのお考えを聞かせてもらえればありがたいです。市長。

市長（朝山 毅君） 川口議員がおっしゃるように、奄美は、豚の食文化がというのは、我々が、川口議員もそうありますが、まだ若い小さい頃には、家庭の中で家族で豚や牛を養っていた歴史があります。昭和47年以降ぐらいからこのようなと畜場を建設してお互い共同処理をすると衛生的な面も含めてやってまいりましたが、いまだもって豚、養豚の需要というのは高いことは、健康上の面からも必要だと認識しているわけであります。それらを広域的に全体的に捉えていくかということも含めて場所、費用、構成など今後検討していきたいと考えております。

喫緊の課題と議員おっしゃいますが、状況を見ますと、やはり早急にしなければいけない建物の状況であるのではないかと考えますが、いずれにしろ規模とか資金繰りとかいろんなことがございますので、しばらく検討させていただきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

3番（川口幸義君） 市長が、前向きな検討をなさっていると私は理解していると思います。今の現場は、無理だと思えますよ。第二種住居地域にも指定受けているから今の場所では、建て替えは無理だと思えますので一つそこら辺りも考えて取り組んでもらいたいと思います。それでは、あと2分しかございませんので採石問題は、同僚議員が、午前中からずっと取り組んでおりますけど、僕は、角度を変えてですね、部長、採石問題、角度を変えてちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

許可業者がですね、県から許可を受けた業者、認可が2年後に切れる時に更新を迎えるあたり、所管事務といったらあなたの課が所管事務だ。意見書をまとめなければいけないわけですから。その時の意見書をまとめて、その意見書のとおりかねては業者が、それを守っていらっしゃるかどうかをちょっとお聞かせてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、お話がございましたとおり、認定の更新の際はですね、私どもは、関係課あるいは集落の区長さんの御意見等含めて意見書を付けております。その意見書は、県の認定の時にですね、市町村からの意見ということで、そのことを付け加えて出されておるところです。もちろん事業者の方が、これをきちっと守っているかどうか。私どもは、点検をさせていただいております、これに反している場合には、大島支庁のほうに、また連絡を取りまして対応をさせていただいていると

ころでございます。以上です。

3番（川口幸義君） それでね、その意見書について、あなたも意見書を取りまとめて県にあげるわけよ。だから、この意見書を取りまとめたという一応責任はあるんですよ。例えば地元からの要望が、いろいろこうやってほしい。こうやってほしいというのが、あなた、取りまとめてあげるわけだから。それをかねてから皆さんが、パトロールをして見ておけば、こういう災害が防げるということを私、言いたかったんですよ。じゃ終わります。

議長（竹田光一君） 以上で無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時31分）

○
議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行います。
新政会 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 市民の皆様、議場の皆様こんにちは。新政会の渡 京一郎でございます。平成27年第2回定例会一般質問最後でございます。中身の濃い答弁をお願いをいたしまして質問に入りたいと思います。まず最初に、少々所見を述べさせていただきたいと思います。6月7日にありました関西住用会に住用の総合支所長の市川所長と出席をしましてまいりました。関西住用会で現在の住用町の現状報告を市川所長から縷々詳しく説明をしていただきました。また、多くの出身者と意見交換をすることもできました。約150名の出席者の中には、鹿児島県大阪事務所の西課長並びに奄美市の研修生であります吉田主事も同席をしていただきました。また、関西奄美会の栄会長、久保幹事長と各郷友会の会長並びに婦人部の代表者更に公明党の中野洋昌衆議院議員そして室井参議院議員も同席をいたしまして関西奄美会の問題、そしてLCCの参入の問題等もいろいろとお話を伺って帰ってまいりました。何と言っても多くの出身者からの要望は、一日も早い関西・奄美間のLCCの参入でございます。この場をお借りしまして皆様方にもお願いをしておきたいと思います。では、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

1. 市民生活に関すること。（1）の住用町市集落の採石場についてでございますが、先日より同僚議員が、数名の議員が、質問をいたしておりますが、地元ということもありまして確認の上から再度質問をいたしたいと思います。先日からの大雨で非常に気になっておるところでございますが、昨日の夕方、そして昨夜の夜中にまた今朝、出勤するまえに8時過ぎに現場を見てまいりましたけれども、先日施工されました横断溝が、非常にためになったと申しますか、ごうごうと流れて道路に何事もなく無事であることを確認をいたしてまいったところでございます。まず①は、同僚議員の質問で分かりましたので、②の4月12日当日の奄美市の対応について、まず伺いたいと思います。次からは発言席から行います。よろしくお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは、4月12日当日の奄美市の対応でございますが、当日は、鹿児島県議会議員選挙投票日であったため職員のほとんどが選挙事務に従事しており電話連絡により現場へ職員が急行したのは午前9時40分でございます。その時点では、通行止め規制がなされ採石業者による復旧作業が行われておりましたが、正午頃まで雨足が強くと砂が大量に市道に流れ込んでおりました。正午過ぎに雨が小康状態となり土砂の量も少なくなったため安全を確認し午前7時から行っていた通行止めは、午後零時35分に解除され、その後片側通行となっております。

職員が、午後5時まで現場の土砂撤去作業の指示や交通整理などを行い採石業者へ復旧作業の継続や安全対策などを指示するとともに24時間体制での監視、警戒をお願いして現場を離れたと、そのよう

に報告を受けております。

19番（渡 京一郎君） 部長が、今、答弁をなさったとおりだと思います。12日は、先ほど部長が、言われたとおり県議選の投票日でございますが私も投票場に向かっていたんですが、師玉議員から土石流が発生したという連絡をいただきまして、投票を済ませて現場に駆け付けたのが、ちょうど10時前でございまして、行った時には、パトカーと鹿児島県、そして奄美市の車も職員担当者が、ほとんどの担当者が揃っていたわけですが、その時はもう大型タイヤショベルと重機、そして大型ダンプ数台使って土砂の運び出しをやっておりました。そして私は、見た限りでは、私もずっと最後まで現場にいたんですが、パトカーを通したのが12時15分だったと思うんですが、12時15分にパトカーが通り始めをして、そのあとに名瀬の方面から市に行く車が約10台前後ですかね、並んでおりました。また、逆に市のほうから名瀬方向に向かう車も数台行って、それから車を通してあとに片づけという形になって12時30分くらいになったのかなと思っておりますが、私は、その対応について見る限りでは、投票日にもかかわらず職員が駆けつけて対応して現場を見てその点は評価できると思っています。言い換えることは、その止まっている車のドライバーの皆さんともちょっとお話をしたんですが、名瀬で働いて看護施設で働いて徹夜をして朝帰ってきたら、もうこの車に5時間も乗っているという方もおりましたし、また、一日、市で生活をする予定の皆さんやら名瀬のほうに泊まって帰る皆さんやらいろいろでしたけれども、現場で5時間も待たされた皆さん、そして市のほうから名瀬のほうに向かっておられる皆さん方、そして集落の皆さん方が実際に土石流が発生をして通行止めになっているというその集落側にもですね、先ほどもで出しましたが、防災無線を使ったその連絡とかですね、案内があったのか。その辺をもしお分かりであれば伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） ただいまの質問でございますが、私どもも、その点は大変反省をいたしておりまして、バスが通行止めになった時にですね、FM放送のほうには何か連絡がいったりしたみたいなんですけど、いちばん肝心の防災行政無線でですね、通行止めであることを住民の方にお知らせしてなかったということを変え反省をしております、今後その点については、十分気をつけたいと思っております。

19番（渡 京一郎君） 細かいことですけど、やはりその辺が、できておれば市集落側から名瀬に向かう車はですね、4時間も5時間も車で待たずに我が家または親戚の家でですね、待っていて、防災無線で開通しましたよという連絡があれば、それから出発をしてもよかったのではないかと思います。また、国道から住用山間方面に入ったところで建設会社の従業員が、県からの依頼ということで市のほうで土石流が発生しましたので市には行けませんよという案内をやっておりました。そしてまた、山間を過ぎて戸玉を過ぎて中部採石場の現場の前でまた1人立っておりまして、市には行くことはできないよという説明をしておりましたけれども、できれば奄美市として山間と戸玉の奄美市道の入り口にですね、やはり詳しい看板を立てて現場まで行かなくてもここで分かれば途中で折り返すことができますけれども、それができずに師玉議員もそうなんですけど、現場を見たくてせっかく行ったけども、その手前で帰されたということでございますので、やはりその辺を一般の方がですね、地元の方が見て分かるような標識なり看板を立てるというのも一つの方法だと思いますので、是非お願いをしておきたいと思っています。

次に、③の市道が通行止めになったためにバスの運行ができなかったわけですが、この影響が、バスが通行止めになったのは事実でございますけれども住民に影響がでたのか。その辺の確認ができていますのか。対応を伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほどの答弁とも重複いたしますが、当日は、4月から片側通行が可能に

なるまで3便が運休となり利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。選挙事務と重なり現場で動ける職員が少なかったとはいえ周辺住民やバス利用者の皆様へ先ほども申し上げましたが、防災行政無線などを通して速やかな連絡ができなかったことを深く反省しているところでございます。

今後は、このような状況においても関係機関や庁内との連絡を迅速に行い情報の伝達徹底に努めてまいりたいと思います。なお、昨日、今日かなり雨が降ってございますが、今回の反省を踏まえまして昨日の夕方5時くらいですね、ちょっと雨足が強くなってきましたので、その後の市行きのバスの時間等確認しまして万が一ですが、その通行止めになった時には、防災行政無線を使って集落の皆様にお知らせをするように住用支所とですね、お話をしてそのような体制を取っていたところです。これから十分気をつけていきたいと思っています。

19番（渡 京一郎君） ちょうど当日は日曜日であったために高校生も乗っていなかったし、また名瀬の病院、そして西仲間の診療所に通院されている方がいなかったわけでございますので、何事も大きい問題が起らなかったと思います。かねては高校生そして診療所や県立病院に行かれる高齢者の皆さんが結構乗っておるわけでございますので、今後、そういうことがないようにですね、部長が言われたように細かいところにもう少し気を配っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に移りたいと思います。④住民は、きれいな海に戻してほしいと言っておりますが、奄美市としての対応また指導は、どのようにしているのかを伺いたいんですが、集落のほうで業者、そして鹿児島県、奄美市の説明があった時に住民側は、事故の不安を取り除いてほしいということと、2番目に海に流れこんだ土砂を取り除いてほしいという強い要望があったわけでございますが、上部のほうの土砂の搬出は、県の命令に従って全力で取り組んでいるのを私どもも確認をしておるわけでございますが、海のほうは、大変ひどくて昔の海に戻してほしいと、貝も取れる海に戻してほしいという集落の強い希望と怒りなんです、これに対しても私が通告いたしましてから県の許可が下りたということで、現在、海岸を海岸線にずっと道路を造って、現在、運び出しているのを確認をしていますけれども市としてどのような指導を行っているのか。お伺いしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員が、おっしゃいましたように、海岸の土砂の堆積につきまして、去る6月の12日から海岸の土砂撤去作業を行っているところです。県のほうから許可を下りたということで採石業者のほうで、撤去作業を開始しておりますが、私どもにとりおきましては、長期にわたる作業が、予想されるということで二次的な被害が出ないよう、これまでも増して市のほうも見回りをですね、強化いたしまして県と連携を図りながら採石業者への指導に更に努めてまいりたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 是非ですね、現場を毎日でもパトロールしていただいて直接、業者のほうにも指導を徹底していただきたいと思います。見る限りでは、時間的にだいぶかかるとは思いますけれども、やはり元の海にかえしていただくために業者の方には、努力をしていただいて住民が納得のいく海にかえしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、⑤の市集落の一時孤立は、これで土石流関係で3回目となると思いますが、今後の対策は、どのように考えておられるのか。伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） まずは、今回のような採石場による事故等で孤立を招くような事態にならないよう今後とも県と連携を図りながら災害防止に努めてまいりたいと存じます。議員の御指摘は、緊急時のこと等も含めてだと思いますが、今回の土砂流失以外においてもですね、市道が、一定期間使用できない場合には、平成22年の豪雨災害を教訓に奄美漁業協働組合と名瀬漁業協同組合が市との間で災害時における小型漁船による人命救助及び物資等の緊急輸送に関する協定書を取り交わしておりま

す。それで船舶による緊急輸送等も行われることになっております。あつてはならないことですが、万が一の事態が発生した場合は、病人や高齢者の皆様をはじめ住民の皆様に不安や不便を極力おかけしないよう関係機関と協力、連携し対応してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 私が、言いたいことを部長が今、答弁をされたわけですが、是非ですね、この船舶との協定を再度確認をされてですね、山間側にも市側にも高速艇がいますので20分もあれば山間港まで入るわけでございますので、高校生若しくは急患が出た場合には、いつでも対応できるようにですね、点検をしておいていただきたいと思います。この採石場につきましては、我々議会も産業建設委員会も全員で現地視察をして、流れた場所、危険な場所、そういう場所を全員で確認してきておりますし、議長にも現場に来ていただいて議長も現場を確認しております。また、大雨になった時は、建設委員長でございます奥委員長もわざわざ現地に来て私のほうに電話がよく入るんですが、現場に来てずっと眺めているよ。大丈夫だよという連絡をやっているわけでございますが、議会もですね、行政もいっしょになってこの問題は、取り組まないと市集落の安心した生活は、なかなか難しい点もあるかと思っておりますので、是非努力をしていただきたいと思います。以上、要望して次に移りたいと思います。

（2）の国道城地区の改善と通学路について質問をいたします。現在、奄美市が、行っております字図混乱地の解消に向けた取組状況は、どのようになっているのか。まず伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 住用町城地区字図混乱地域の解消に向けての取組についてお答えいたします。城地区字図混乱地域の解消につきましては、平成19年度より土地改良事業の一つである県営中山間地域総合整備事業を導入し住用地区全体の農業振興を図る目的と城地区の字図混乱解消に向けて集落説明会などの作業を開始したところでございます。

その後、平成20年度に城地区字図混乱地域解消推進委員会を設立いたしまして平成21年度までに11回の委員会を開催しております。平成21年度から県営中山間地域総合整備事業の城地区ほ場整備いわゆる字図混乱地域解消の採択の可能性を把握するために必要な仮同意書回収を開始いたしました。現在、土地が518筆、登記名義人、相続人614名の方々にその仮同意書の回収に向けて調査したところでございますが、今現在、回収率が66パーセントの状況でございまして、その内訳としてはですね、賛成しますという方が42.5パーセント、賛成しないという方などもおられまして、これが23.5パーセントおられます。更には未回答、住所不明、相続人の不在とかいう問題などもいろいろありますけれども、そういう未回答の方が34パーセントというふうになっております。

このように事業採択に向けた取組を行ってまいりましたが、事業参加同意というのが、県の内部の基準にございますけれども100パーセントの同意がないと事業採択着手はできないというような話がございまして、その厳しい採択要件の問題、耕地整理組合、過去に事業施工者として耕地整理組合が事業を施工しましたけれども、その耕地整理組合という名義の土地などもかなりございます。それは今、その組合は、解散をしております、その相続人の問題、どうするかという問題などもございます。そういう相続人存在行方不明者などの問題など課題が山積しております、今の状況ではですね、この城地区のほ場整備以外のほかの県営中山間地域総合整備事業が、ほかの集落でも35の事業がございまして。農道であったり用水路、排水路それから農産物加工施設とか交流広場とかですね、合わせて35の事業がございまして、城地区のこの事業を待っていたんでは、ほかの事業にも大きな影響があるということで、この城地区のほ場整備だけは除きましてですね、平成25年度に他の事業、35の事業路線を先に採択して事業を着手したという1つがございまして、このことにつきましては、城の推進委員会の皆さんにも御理解をしていただきまして事業施工者である県と含めてですね、推進委員会の皆さんにも協議を行っているというところでございます。今後のこの地区のこの計画につきましてはですね、難しい課題がありますので国・県とも協議を踏まえてですね、解決策を検討してまいりたいというふう

に考えております。

19番（渡 京一郎君） 部長から答弁をいただきましたが、いろいろと難しい問題が山積をしているということが分かりました。この問題につきましては、城集落には、もう皆さん、期待をして首を長くして待っているわけですが、今回、県議会の予算特別委員会で永井章義議員が、取り上げているわけですが、ちょっと読ませていただきますが、奄美市住用町の城集落内を通過する厳しいあい路について集落背後の山手側にバイパスを通す、当初、計画があったわけですが、借り換え換地、借換地指定書などの関係資料が存在しないことや所有者移転、無登記、相続人不在などによって事業導入に至っていない問題を今回、永井県議が、取り上げたわけですが、

世界自然遺産登録をにらんで、今後、交流人口の拡大により、特に、バスなど大型車両も含め南部大島への交通量が増大するとして一日も早い改善を求めているということで、永井県議が、取り組んでおりますけれども、今回の特別委員会で県の久保田土木部長の答弁がですね、このようになっております。歩道がなく一部線形悪い区間もあり交通事故も発生をしていると路面に減速表示など交通安全対策を行っている。現在、奄美市が、字図混乱地域の解消に向けて取組を行っており、同市の奄美市の意向も踏まえながら県としての対応を検討していきたいというふうに土木部長が、答弁をしておるわけですので、やはり奄美市の期待が大きいということと、この問題が解決しなければ、このバイパスも解決をしないということでございますので、是非ですね、この問題は、集落民としては、バイパスはできるものと信じて、この和瀬トンネルをずっと掘ってきて期待をしていたわけですが、現状のままの状態で車の交通量が多い。そして、庭先もゆっくり安心して歩けない。墓参りに行くにも非常に危険であるということ。いろいろと車が大型化をしていますし台数的にもすごい台数でございますので、悩んでおられるわけでございますので、その辺も汲み取っていただいて奄美市として今も一生懸命取り組んでいることは分かっているわけですが、先ほどの答弁に、部長の答弁にございましたように奄美市の動きをみるということでございますので、その辺も踏まえて全力で取り組んでいただきたいと思いますので要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移りたいと思います。同じく城集落の集落内ですが、東城郵便局前の通学路歩道が、郵便局前で途切れているわけですが、この問題も前回質問したことがありますが、通学路の予定地になる場所に職員住宅がございまして、なかなか前進をしなかったわけですが、昨年その解体も終わりました現在空き地になっているわけですが、この歩道をあと30メートルから40メートルぐらいなんですけれども完成できないのか。その辺を伺いたいと思います。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。城集落の国道58号の旧教員住宅前の歩道整備についてでございますが、国道を管理する県に確認しましたところ、この箇所につきましては、地権者の協力が必要であり現在のところ歩道整備は困難であるとのことでございます。県といたしましては、これまでの側溝蓋の改良を行い歩行スペースを確保し路面表示等により通行車両が、減速するような対策を実施しており今後とも路面表示等必要な対策について関係機関と協議を進めてまいりたいとのことであります。

本市といたしましては、地域住民の安全のためにも具体的な対策について県へ強く要望してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） 部長が、言われたとおり向こうはですね、せっかく空き地になっているわけですが、いろいろ問題はあろうかと思いますが、やはり歩道でございまして通学路でございまして是非奄美市が、努力をしてその辺を取り計らっていただきたいと思います。集落の皆さんも以前から要望もしていますし問題になっておるわけですが、やはりいちばん見通しの悪い角度で歩道が切れているために、そこまでは子どもたちは歩いてきて、ここで途切れるもんですから対

向車線に反対側に渡らなければいけないわけですが、こちらから東城の郵便局を曲がった時に見通しが全く立たないということで、最近、トレーラーが非常に大型化しているために2車線を使ってどうにか曲がるカーブでございますので、もし子どもが、ここにいた場合には、完全に巻き込まれるようなスペースしかないわけですので、本当にギリギリなんですよ。皆さんも見てもらえると思うんですけども高齢者の方が電動スクーターに乗って毎日ここを通っておられる方もおります。50センチも歩道はないわけでございますので、白線は引かれているけれどもガードレールがあってガードレールの前の歩道が白線を引かれているだけです、白線をはみ出さないで大型は通れないわけですので、非常にどちらから来ても見通しが悪い。横断歩道がないために車の合間をくぐって反対車線に渡らないと集落側に渡れないという悪条件が重なっている場所でございますので、是非土地は空いているわけでございますので、集落の皆さんの協力をいただければ、どうにか解決をする問題だと思いますので今後ともですね、奄美市として、また全力で取り組んでいただいて、この30メートルから40メートルの歩道を完成していただければと思うんですが、部長、もう一言。ひと押しをお願いします。

建設部長（砂守久義君） この場所につきましては、今、渡議員が、説明したとおり、私どもも現場に行って写真等も撮っており図面も作って大島支庁とも協議を重ねておりますので、本当に私どもとしても強い気持ちを持って県のほうへ要請をしていきたいと思っておりますので御理解をお願いします。

19番（渡 京一郎君） 是非お願いをしておきたいと思えます。では、次に入ります。（3）の住用町総合グラウンドと管理棟についてでございます。

①グラウンドは、排水が悪いために回りは、昆布のような海苔が全体的に生えてグラウンドとしての機能を果たしていないのが実情でございます。この問題も合併後、何回か取り上げているわけですが、22年の豪雨以来、台風が続きまして2度も冠水をしている場所でございます。

また、グラウンドの後方には、プールもあるわけですが、このプールも22年の奄美豪雨以来、使用不能ということで使っておりませんし、実際に校区の運動会、そして町民体育祭があるわけですが、駐車場がないために内部にテントを張って、このテントの後ろまで車を持ってきて、そのテントの回りが駐車場になるということで、天候が悪い時には、運動会が終わったらグラウンド全体が、泥まみれになるというか、崩れてしまうということで、これを毎年繰り返し繰り返しやっているわけでございます。

現在は、スポーツ少年団だけでなく社会人もですね、土・日に天気がいい日には、ずっと詰まっているような状況でございますし、利用価値があるんですけども、トイレがないために、またトイレが悪いためにトイレまで行く人がいないと。じゃどこを使っているかということになるわけですが、非常にグラウンドとしてふさわしくない状況が続いておるわけでございます。是非将来的には、プールも壊してプールがあるとところに駐車場をつくって、そして、グラウンドをかさ上げをしていただければ、りっぱな総合グラウンドになるんじゃないかという思いがするわけでございますが、その件につきまして当局のお考えを伺いたいと思えます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、住用の総合グラウンドについてでございますが、この総合グラウンドは、役勝川の改修の際に再整備をしたということでございますけれども、その後も台風ですとか、大雨の時期に何度か冠水をしているということでございます。これまで何度か触れましたけれども教育委員会といたしましてはですね、いろんな事業がございしますが、その中で必要性ですとか、優先順位を定めまして事業を進めてまいりましたが、ここ数年は、耐震化の関係で児童・生徒の学習環境、ここを整えるということで整備をしてまいりました。これが27、28年度でほぼ終了をいたします。この住用のグラウンドにつきましては、お話がありましたように地盤のかさ上げですね、それから国民プール、それから相撲場、そして、お話がありました管理棟、こういったものを含めて全体的な計画が必要かというふうに考えております。ただ、これには多額の費用がかかりますので年次的にこれを

進めていくということが必要だというふうに考えているところでございます。

19番（渡 京一郎君） 是非計画に入れていただきたいんですが、問題は、かさ上げに経費が、だいぶかかると思いますけれども、現在、住用のほうでは、役勝川、西仲間川の改修がございまして、市のほうも県のほうもその土砂の処分に困って、浦上の土砂捨て場、そして宇検のほうにとか今まで運んでいたんですけども、県のほうも近くに希望する方がいたら入れてあげますよということで農家の皆さんも現在、ただですね、土を入れてもらって重機も入れてもらって、そして、平地にするまでその業者が、無料でしてくれているのが実情でございます。採石場も同じようなことを実際にやっています。1万立米でも2万立米でもいただいてもただでございまして重機代もただでございまして。そういう時にですね、利用してグラウンドを今の体育館の高さに上げることは、業者にしてみれば非常に場所的に近くて非常に助かるということでございますので実際に手を挙げておられる業者、相談に来られる業者も実際にいるわけでございますので、そういうものも利用するのも一つの方法じゃないかと思いますので是非ですね、その辺も含めて検討していただいて是非計画にですね、入れていただきたいと思います。

また、今年は合併10周年ということで住用のほうでも、やはり合併10周年は、冠をつけて体育祭も盛大にやりたいというお話も聞いておりますので、それまでには是非ですね、海苔が生えて高齢者が歩けるような場所じゃなくて、奥のほうは、半分は、海苔が生えておりますので、その辺も10周年記念にふさわしいグラウンドにして体育祭もしていただければと思いますので、その辺も加えてお願いをしておきたいと思います。

では、次の②の管理棟内のトイレについて質問をいたします。この件も前回からお願いをしているところでございますが、こちら22年の奄美豪雨、そして台風と続けて冠水いたしまして、このトイレが、すぐプールの2・3メートル隣にあるために、この汚泥がプールに流れ込んでいるのが実情でございまして、いろいろと問題があったわけでございます。そのままの状態で現在に至っているわけでございますが、運動会に来られる市民の皆様方、地域の皆様方、臭くて弁当も食べられないということをつも耳にするわけでございます。本当に40年前50年前のトイレで順位も並んでやるようなトイレでございまして、ドアもなければ仕切りもないという非常に現在考えられないトイレになっております。それと同時にやはり地域の行事は、現在は、老人クラブの皆さん、高齢者の皆さんが、やはりこういう場に出てこないと行事が盛り上がらないわけでございますので、話を聞きますと、トイレがないと、トイレがないから運動会にも行けない。何も行けないよという方が結構いらっしゃいます。是非その辺も配慮していただいて様式で腰の痛い方、足の調子の悪い方もトイレが使えるよということで一人でも多くの皆さん方が学校の場合、教育の場に足を運んでいただくためにこの辺も含めて配慮していただいて一日も早い水洗化をですね、お願いしたいんですが、この辺につきましてお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいま議員のほうから御指摘がありましたように、この管理棟のほうにつきましては、トイレのほうが大変古いタイプのトイレで、とても困っているという話は、よく聞いております。先ほど申し上げましたようにグラウンド、運動公園自体は、全体としての見直しが必要かと思っております。ただ、トイレにつきましては、自然遺産登録も控えております。住用のほうのそういった観光ルートに沿った場所でもありますので、そういったことを考えますと公衆トイレとしての機能ということを考えまして、まずは、その全体的な見直しの中でトイレの部分をまずは先に教育委員会のほうとしましては、整備に向けていきたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 大変、部長から前向きな答弁をいただきましたけれども、管理棟が現在あるところは、中学校の体育館の敷地と同じ高さになっておるわけでございますので、かさ上げをしても、あの高さになると思いますので、あの場所で十分だと思いますので是非ですね、トイレを先にしていれば先ほど言ったスポーツ少年団また社会人も非常に助かります。土曜、日曜日は、校舎のトイレが

完全に鍵を閉められるわけでございますの、トイレがないグラウンドに実際になっておりますので是非ですね、市長、トイレは先にですね、お願いをしておきたいと思いますので、部長、大丈夫ですね。できれば今年の運動会に間に合えば、いちばんいいんですけど、それはどうですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） トイレのほうを優先して整備をさせていただきたいと思っているところなんです、今年の秋ということになりますと予算の関係ですとかございますので今年の秋というのは現段階では、大変厳しいというふうに考えております。申し訳ございません。

19番（渡 京一郎君） せっかく10周年記念を控えておりますので、できればですね、来月くらいどうかできれば10月11月には十分間に合うと思いますので、現在の管理棟をですね、半分がトイレで半分が倉庫になっているわけですが、倉庫も実際は使っておりませんので、半分以上を男性、半分以上を女性にすればですね、建物自体は、鉄筋コンクリートでまだしっかりしているわけでございますので、その辺も現場を見ていただいてですね、判断をしていただければと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

では、最後の（4）番に移りたいと思います。名瀬笠利地区と住用地区の屋根付きのバス停が、現在、何か所あるのか。お分かりであればお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 名瀬、住用、笠利それぞれの地区の屋根付きバス停留所の数につきましては、バス事業者を確認しましたところ、奄美市内には、名瀬地区に19か所、笠利地区に2か所の計21か所に屋根付きバス停がございます。そのうちバス事業者が設置したものが11か所、集落等で設置したものが7か所、市で整備したものが3か所となっています。以上です。

19番（渡 京一郎君） 分かりました。これを踏まえてですが、まず、住用町の②の住用町の道の駅マングローブ前のバス停についてですが、屋根付きのバス停留所が建設できないかという要望なんです、これはですね、昨年LCCが就航いたしまして、観光客がマングローブパークも非常に増えていきます。しかしながら、いろいろバスを利用する方々の問題がございまして、皆さん方も目にしていると思うんですが、観光客が、せっかく観光されて帰りにバスを国道で待っているんですが、ほとんどのお客さんがボストンバッグをですね、下に敷いて、それをベンチ代りにしてバスを待って、そして雨に濡れてびしょり雨に濡れてバスを待っている状況が非常に続いております。市民からも観光客をああいふうにして帰したら、帰ったら奄美は、二度と行くところじゃないよと、バスもいなければバス停で蚊にかまれて雨に濡れてどうしようもないよということになるのではないかという指摘を受けております。

また、二週間ほど前に西仲間の駐在所の部長が家にみえてですね、困ったことが起きたということで話をお聞きしましたら、観光客がマングローブパークを観光して帰ろうとしたらバスがないと、駐在所に来てパトカーで名瀬まで送ってくれということで、もう大変だったということで、観光客にしてみれば、千葉から奄美まで5～6,000円で来て、マングローブパークから名瀬に帰れば5～6,000円ですね、タクシーで。それは出せないということで非常に警察のほうも困りまして最終的には、あなたが、いくらここに座って待っていてもパトカーに乗せることはできないよということでタクシーを呼んで帰ってもらったということでございました。そういうことも踏まえてですね、やはり観光地、道の駅でございますので、観光客にも名瀬行きのバスは、最終便は何時だよと、古仁屋行きは何時だよという表示も必要だと思うんですが、やはり目立つバス停留所をつくって、そして、これから世界自然遺産に向かって来られる観光客が、安い航空運賃を使って、そして、バスを利用して観光で回れる環境をつくらないと、せっかく5～6,000円で奄美に来てバスがないということでタクシーを使ったのでは、自分の身になってみても分かりますとおり何のために格安航空運賃を使って来たのか。わけが分から

なくなるわけでございますので、是非ですね、実際に昨日もありましたけれども隠れる場所、雨宿りをする場所が全くないために濡れるしかないんですよね。本当に気の毒になるわけですが、どっか1か所にどちらか1か所にその停留所をつくってもらえれば、やはりここにお客さんがいたらバスの運転手さん気付いて停まるわけでございますので、是非ですね、その辺を含めて考えていただきたいと思うんですが、部長、どうですか。

市長（朝山 毅君） 渡議員にお答えします。部長に委ねようとしたら、責任ある答えでありますから、お前がやれということでありますので、私のほうでいたしますが、生の声を聞かせていただきました。やはり、これから奄美が、良好な観光地であり、また、おもてなしの心が醸し出すということは、やはり大切なことであります。そのためには、ある程度のインフラは、しなければいけないと思っております。ついては、ただいまのお話を伺い、マングローブパーク近隣における屋根付きの停留所のことでありますが、場所をどこにするかなどバス事業者と十分協議をした上で早急に整備を進めていく方向で検討していきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。以上です。

19番（渡 京一郎君） 市長、ありがとうございます。是非実現をしていただいて名瀬からマングローブパークまで1,000円足らずで来れるわけでございますので、古仁屋まで行って2,000円。古仁屋を往復しても4,000円というバスを利用した観光客がですね、安心して訪れるのが、これこそ奄美のおもてなしだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。同じような質問ですけども、奄美市の主な場所に屋根付きバス停の停留所の事業等はないのか。また、計画はないのかという質問ですが、これは皆様方も気付かれていますと思うんですけれども空港から市内に入る時にですね、龍郷町に入って何か所もその屋根付きの停留所が目につくようになっております。先日、龍郷町の役場ともちょっとお話を聞いたんですが、最近、細村の前から希望の星学園、あの一帯の前に最近だけでも3か所、建設しております。ビックⅡ前もあるし役場前もあるし、どういう事業でやっているのか。ちょっとお伺いをしたところ社会資本総合整備の道路関係で公共事業として建てておるということで、今回は、3棟つくったけれども、あと7棟計画に入っているというお話でございました。もし奄美市も取り入れることのできる事業があればですね、是非あの、また住用のことになるんですが、住用の総合支所前が、バスの車庫になっていまして、山間、戸玉、市のお客さんは、高校生も含めて西仲間で降りて雨が降る時は、庁舎の下で雨宿りをして、そして、名瀬行きのバスが古仁屋から来た時に、そのバスに乗り込んで名瀬に向かう。そして、古仁屋に向かうということになるわけですが、庁舎の下で雨宿りをしていて名瀬行きのバスが来たらですね、そのバスに走るためにバスの前を通る人、バスの後ろを通る人、年寄りもう右も左も見ないですね。雨が降っているからもうボンと飛び出して出てくるもんですから非常に危険な状況でいつ事故があってもおかしくないなと思って普段も見かけるわけですが、サン奄美の前も川内から、サン奄美のところまで来てサン奄美前で名瀬行き古仁屋行きのバスを待つと、そういう場所が、数か所あるわけですね。天気のいい日は、まだいいけれども雨の日には、濡れるために雨宿りをする。バスが見えたら、それに向かって走るもんですから非常に危険な行為をやっているということでございます。市内で見ても大高の前もそうですし、奄美高校の前もそうです。大高前も大高生が、バス停前のお菓子屋さんの前は、お客さんが入れないほど玄関に集まってですね。本当に何を考えているのかと思うぐらいの状況が市内でも数か所で目につくわけでございますので、是非学校の前とか、病院の前とかいうところですね、数か所気になる場所があるわけでございますので、こういう事業が、もし取り入れられるのであれば、是非ですね、これに則って市民が必要としている場所には、屋根付きのバス停をつくってベンチを置いていただければ、これからの高齢者の皆さん方、そして、毎日通学している高校生の皆さんが、濡れずに家に帰れる。安心して帰れる生活ができるのではないかと思いますので重ねてお願いをしておきたいと思っております。

2分残してしまいましたけど、私の一般質問は、これで終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

ざいました。

議長（竹田光一君） 以上で新生会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

6月26日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時43分）

第 2 回 定 例 会
平成 27 年 6 月 26 日
(第 5 日 目)

6月26日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	竹 田 光 一 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
17 番	栄 勝 正 君	18 番	竹 山 耕 平 君
17 番	栄 勝 正 君	19 番	渡 京 一 郎 君
20 番	元 野 景 一 君	21 番	里 秀 和 君
22 番	崎 田 信 正 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
税 務 課 長	柴 一 夫 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
福 祉 事 務 所 長	中 元 幸 立 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
農 林 振 興 課 長	大 海 昌 平 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君	建 設 課 長	山 下 勝 正 君
上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君

6月26日(5日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 元 優 君

議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱 上 原 公 也 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号のとおりであります。

日程第1、議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号から議案第44号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの9件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議案9件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

22番（崎田信正君） おはようございます。私は日本共産党の崎田信正です。議案第39号 奄美市特定個人情報保護条例の制定について、2点質疑をしたいと思います。総務委員会もありますけれども、大事な問題ですので、この場を借りて質疑をしていきたいと思います。

一つは、個人情報と言いますと、今すぐ頭に浮かぶのは、日本年金機構による個人情報の大量流出が明らかになった問題です。125万人の個人情報が外部からの不正アクセスによって流出をいたしました。防げなかったことが大問題であります。今回の条例は、保護条例となっておりますけれども、最近のIT関係の犯罪を見たときに、市役所が管理する個人情報が本当に安全なのか、心配になるわけです。個人情報の流出、漏えいは絶対ないと言い切れるのか、絶対ということを強調しておきたいとおもいます。

2点目は、附則では番号法の施行の日から施行するとありますけれども、閣議決定では10月5日となっているようです。先ほどの日本年金機構ですが、国会でも大問題となって質疑が交わされております。情報流出の徹底説明、さらには再発防止策なども完全なものはまだ示されていない状況だと思えます。不安を残したまま実施するのはよくないと思いますけれども、この日に実施しなければ何か支障が出るのか、お伺いをいたします。

以上2点、よろしくお願いをいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

企画調整課長（三原裕樹君） おはようございます。まず1点目の個人情報の流出、漏えいについての御質問にお答えいたします。

その前に特定個人情報保護条例の特定個人情報について御説明いたします。一般質問の1日目の与議員の御質問でもお答えいたしました。今年10月から国においてすべての国民に12桁の個人番号が通知されます。この個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定め、一般の個人情報とは別に特定個人情報保護法が定められているところでございます。

このマイナンバー制度での個人情報保護措置につきましては、制度面とシステム面の両方から措置を講じております。まず、制度面でございますが、法律に定めがある場合を除きマイナンバーの収集、保管を禁止しているほか、なりすまし防止のためにマイナンバーを収集する際には、本人確認が義務付けられております。法律に違反した場合の罰則につきましても、従来に比べて強化されております。また、マイナンバーが適切に管理されているかを第三者機関の特定個人情報保護委員会が監視、監督することになっております。次に、システム面の保護措置では、行政機関が情報のやりとりをする際は、マイナンバーを直接使うことはなく、行政機関ごとに暗号化された符号を使ってやりとりをいたします。さらに、個人情報は1か所に集約されるのではなく、分散管理をすることでいもづる式の情報漏えいを防ぐ仕組みとなっております。平成29年1月には情報提供等記録システムが稼働予定でございまして

て、マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかなど、不正、不適切な照会、提供が行われていないかを、御自身で確認をすることが可能となります。

先般の日本年金機構による個人情報流出の事案を受けまして、本市の対応といたしましては、全職員へ向け個人情報を含む重要情報の適正な管理についての注意喚起と、ウイルス検出時の初期対応の確認を行ったところでございます。併せまして、本市の情報ネットワークが外部からの攻撃に耐えられるかを診断する国の機関の検査を受けまして、異常は検出されず、攻撃も非常に困難との評価を受けたところでございます。職員へのセキュリティ研修の機会も含め、今後とも個人情報漏えい対策に取り組んでまいりたいと考えております。

I T技術が日進月歩の勢いで進化する中、御質問の個人情報の流出漏えいについて、絶対ないとはなかなか断言はしづらいところでございますが、そうならないよう、万全の対策を講じてまいりたいと思います。

それから、2点目の施行時期についての御質問にお答えいたします。今回の日本年金機構の情報流失、こちらにつきましては議員のおっしゃるとおり現段階では完全な防止対策はまだ示されておりません。しかしながら、国におきましては、原因の究明や公的機関の監視拡充など、再発防止対策の検討を進めているところでございます。

一方で、マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策など、国民生活にとって重要な基盤となる制度でございます。そのため、個人情報の保護にも万全を尽くしつつ、個人番号の利用開始に向けて準備を進めているところでございます。このような中、本市といたしましては、本年10月に個人番号が通知されるスケジュールとなっておりますことから、既存情報システムの改修やシステムの試験運用などを行うに当たり、特定個人情報の安全かつ適切な取り扱いを図る必要があるため、今議会に上程をしているところでございますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

22番（崎田信正君） ありがとうございます。いろいろ説明をいただきましたけれども、なかなか難しい問題で、すぐは頭に入ってこないなという感じがします。私が2点目に聞いたのは、今の答弁でも絶対安全とは言い切れない、また、日本年金機構のことについてもですね、まだ解明途中ですよね。そのときに、準備を進めているからということなのですが、これをいったんストップして、先送りしたときに何か支障があるのかということを尋ねているわけですので、もう一度答弁をお願いいたします。

企画調整課長（三原裕樹君） 国から10月に個人番号が通知されます。そうしますと、現在システム改修は進めておりますが、実際の利用は来年1月からになりますけれども、その間、やっぱり運用の試験であるとか、そういったのを開始いたしますので、その間に条例の定めがないと、一種のグレーゾーンになってしまいます、来年の1月までの間。そういうのを含めまして、今議会に上程をさせて、議決をいただきたいということでございます。以上でございます。

22番（崎田信正君） 次、総務委員会もありますので、総務委員会のメンバーですから、そこでやりますけれども、行政側のね、メリットは大きいと思うんですが、今までも市民の側、利用する側はですね、そんなに先送りしたからといって市民のほうの不都合が出るなという感じはしないんですけれども、それは総務委員会の中で、また改めて聞きたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（竹田光一君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党 社民党の関 誠之でございます。

早速、議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について、質疑をさせていただきます。

10ページの18款1項1目基金繰入が8,490万円の減額となっていますが、その理由と現在の積立額と積立金の今後の公共施設整備事業基金の取り崩し計画をお示しいただきたいと思います。

二つ目は、同じく10ページの前年度剰余金が6,428万2,000円となっていますが、現段階での前年度の剰余金の予想総額をお示しください。そしてまた、地方税法第7条に、当該剰余金の2分の1を下らない額を翌年度までに積み立て、または地方債の繰上償還の財源に当てなければならないとする地方税法7条がありますけれども、この条項との関連を御説明いただきたいと思います。

三つ目は、15ページの10款6目2項学校給食運営費に1億550万円を2款1項5目財産管理費より財源の組み替えが行われておりますけれども、当初予算に計上して、まだ3か月足らずであります。そういった組み替えでありますから、その理由をお答えいただきたいと思います。また、15ページの10款6目2項学校給食運営費の名瀬住用地区給食センター運営委員謝金、設計等選定委員謝金について、いつごろ、どのような人を人選を行い、具体的にどのようなことを行うのかお答えいただきたいと思います。また、旅費38万3,000円の明細についてもお示しをください。

二つ目は、13節の委託料、いわゆる登記業務は財産管理では200万円の減額となっていますけれども、学校給食運営費においては100万円の計上しかありませんけれども、説明をお願いいたします。また、売買契約登記の完了はいつごろになるかをお示しいただきたいと思います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

財政課長（前田和男君） おはようございます。それでは、関議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、公共施設整備事業基金繰入金8,490万円の減額理由につきましては、補正予算書で申しますと11ページ、5目財産管理費の1億600万円の減額に伴い、公共施設整備事業基金繰入金1億600万円を減額といたしております。なお、この減額につきましては、補正予算書の15ページ、10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食運営費の予算の組み替えによるものでございます。この組み替えに伴いまして、財源といたしましては、辺地対策事業債1億550万円を計上しております。この辺地対策事業債につきましては、普通交付税におきまして8割が措置されておりますが、この交付税措置の残額2割相当の2,110万円、これを公債費の償還財源として公共施設整備事業基金から減債基金へ積み替えを行うもので、この積み替えにつきましては補正予算書11ページ、3目財政管理費に計上しております。したがって、1億600万円の減額と新たな2,110万円の追加で差引8,490万円の減額となっております。

なお、現在の公共施設整備事業基金積立額の見込みでございますが、平成26年度末で約13億5,500万円を見込んでおります。また、今後の同基金の取り崩し計画につきましては、平田浄水場更新事業及び名瀬住用地区給食センター建設に伴う財源としての取り崩しを予定しております。

次に、前年度剰余金の予想についてでございますが、平成26年度一般会計における決算見込みは、歳入総額が327億2,461万9,000円、歳出総額は317億651万8,000円、形式収支を10億1,810万1,000円を見込んでおります。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1億1,003万9,000円を除いた実質収支額は9億806万2,000円となる見込みでございます。

次に、地方財政法第7条の規定との関連でございますが、平成26年度の剰余金見込額である実質収支額9億806万2,000円のうち、剰余金の2分の1を超える4億6,000万円を財政調整基金に積み立てております。この積み立てにつきましては、地方自治法第233条の2の規定で、条例の定めるところにより剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるとございますので、前年度剰余繰越金として予算計上せずに積み立てを行うものでございます。

なお、奄美市財政調整基金条例第2条第2項におきまして、毎会計年度の決算上生じた剰余金の全部

または一部を、この基金に編入することができるとなっておりますので、今年度も財政調整基金への積み立てを実施いたしております。したがって、予算計上における前年度剰余額の見込みといたしましては、4億4,806万2,000円を見込んでおります。

次に、予算の組み替えについての御質問でございますが、まず、本場奄美大島紬協同組合から予定しております朝戸の用地取得につきましては、本場奄美大島紬協同組合から朝戸の用地についての譲渡要望が市に提出された経緯がございます。同用地は既に米飯給食センター等公共施設用地として利用していること、また紬組合の経営改善に資することを考慮した上で用地取得費を当初予算に計上することを決定したところでございます。

また、一方で当初予算編成時点では名瀬住用地区学校給食施設整備検討委員会での議論がなされている途中であり、同用地は名瀬住用地区学校給食センターの建設用地として候補地ではございましたが確定はしておりませんでした。したがって、当初予算においては取得予定の用地が2筆になっておりますが、そのほとんどが1筆であること、敷地面積の3分の2相当が利用目的が確定していないことを踏まえ、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費で予算計上をすることといたしました。その後、3月に検討委員会からの報告を受け、正式に給食センター用地として決定いたしましたので、予算の目的に合わせ今回の補正で組み替えを行うことといたしております。御理解をお願いいたします。

教育委員会総務課長（保浦正博君） おはようございます。それでは、名瀬住用地区給食センター運営委員会及び設計等設定委員会についてお答え申し上げます。

まず、両委員会の設置時期につきましては、7月中と考えております。委員会の委員といたしましては、両委員会ともに保護者、学校長、給食現場に携わる栄養教諭及び給食技師の代表と庁内の関係部署の職員での構成を検討しております。目的につきましては、給食センター運営委員会は、食器、食缶の選定、食育や食物アレルギーへの具体的な取組などを協議し、決定することでございます。設計等選定委員会につきましては、発注の方法として厨房設備と設計を一体としたプロポーザル方式を検討していることから、この仕様書の作成や業者の選定などと考えております。また、旅費につきましては、両委員会の委員の会合に伴う旅費及び設計等選定委員の視察旅費を計上してございます。

続きまして、登記等の業務委託についてお答え申し上げます。今回の予算の計上に際し、土地取得後の所有権移転登記を嘱託登記で実施するなど、内容を見直したことから委託料を減額して計上いたしております。また、売買につきましては、9月議会に議案を上程させていただき、御審議ののち、登記にかかる手続きをと考えております。以上でございます。

11番（関 誠之君） 説明は非常によく分かりました。予算の計上の在り方について、少し考えたいと思いますけれども、予算の計上の在り方として、先ほど検討委員会で審議中だからということでありましたけれども、審議中であるということはね、場所がどこかも分からない、検討委員会が終わらないと確定しないということでもありますから、建て前を言えばそういうことだというふうに思います。場所が分からないままで基本設計業務、実施設計業務、また地質調査業務を予算に計上しているわけですよね。しかも、この検討委員会が終了しない前の予算計上であるということ、これは見積り予算化するというのは、私の常識では考えられないことだというふうに思います。このことについて、見解を示していただきたい。本来は、教育予算でしっかり組んでですね、当初予算ですから、いわゆる大きな事業等は、やはりその場所があって、この場所に対してこういう設計をして、地質調査はこの場所ですよということで見積りが出てくるんだと言うふうに思いますが、その辺の当初予算に組むべきではなかったのかについての見解をお聞きをしたい。

もう1点は、予算計上の在り方からも分かるように、1か所での学校給食センター方式と、紬組合所有の土地の購入が先にあって、平成30年度には運用しなければならないという時間的制約もあって、そこに縛られ、学校給食が子どもたちの成長や安全・安心を守るとともに、教育の一環としての位置付

けや食育を考える役割を担っていることの議論が十分にされていないような感があるんですね。6回の検討委員会の資料をすべて読ませていただきましたけれども、同僚議員も数名、そういった性急過ぎるではないかというようなことも言うておりましたけれども、そういうことで、十分に議論がされないような感がありますので、性急に学校給食センター化を進めないほうがよいと思いますけども、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会総務課長（保浦正博君） 今回の決定に至る過程におきまして、給食施設改善の緊急性が高く、かつ給食の提供は将来にわたることから、まず、交通環境の改善、事業費や人件費などを含めた調理場設置方式の比較、用地の選定など、庁内で検証、検討を行い、給食センターは1か所、朝戸を整備候補地とするという市の決定をさせていただきました。その上で、給食施設の現状の改善は保護者や給食現場に携わる方々の御意見も反映できるよう、それぞれの立場の代表者によりまず検討委員会で市の方針をお示しした上で、議論、検討していただき、最終的な結論を得たところでございます。確かに、基本設計などの経費は、検討委員会での最終的な結論をいただく前の計上でございましたが、27年度において必要となる経費で、しかも額も大きいことから、予算の確保も含め当初予算に計上させていただきました。

用地の取得につきましては、先ほど財政課長がお答えいたしましたように、当初段階では総務費でと、今回、正式に給食センター用地として決まりましたので、このことを受けまして組み替えで今議会に計上しているところでございます。以上です。

教育長（要田憲雄君） 関議員にお答えを申し上げたいと思います。学校給食は成長期にある児童、生徒の心身の健全な発達のため、衛生安全基準への適合と栄養バランスのとれた給食を提供することで、望ましい食習慣を養い、健康の保持増進、体位向上及び食育の推進を図るということを目的にしているということを認識しているところでございます。ここで、私なりに再度、このセンター方式が決定に至った経緯について御説明を申し上げたいと思いますが、まず、各学校の給食施設の老朽化が著しいこととございまして、緊急性が高いことや給食の提供は、将来、長期にわたって運営する施設であることから、行政のみの判断だけではなく、学校はもちろん、保護者や給食現場に携わる方々の御意見も反映できるように、それぞれの立場の代表者18名で構成する検討委員会を組織いたしまして、合計6回にわたり時間をかけて鋭意議論、検討を重ねまして、最終的な結論を得たところでございます。したがって、今後、給食センターの整備を進めるに際しましては、自校方式の利点を取り入れることはもちろん、食育の推進、アレルギーへの対応、地場産品の活用などについて、保護者の皆様や関係者の御意見、御要望等を承りながら、先ほど関議員がおっしゃったとおり、性急過ぎないように、あせらず、じっくり腰を据えて計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

11番（関 誠之君） 丁寧な説明、ありがとうございました。あせらずじっくりとということで、このセンター問題が議会で議論をされて、教育委員会でもですね、非常に前向きにいろんな意味、考えて、また結論を出していただいているということは、非常に評価をすべき点ではないかなというふうに思います。しかしながらですね、やはり保護者がまだまだ理解不足だと、また理解をする前の知らなかったということが多いわけですから、是非その辺のところは教育長のあせらずというところは、しっかりやっていただきたいと思います。そこで、この基本設計、また実施設計、地質調査業務、これを当初予算に計上した理由は、幹部会で市の方針が決定されたと、方針が決定されたためだというふうな言い方をしておりますけれども、今回の土地の購入も、先も申し上げたとおり議事録を6回読ませていただきましたが、第2回目の学校施設整備検討委員会の説明で幹部会で最適地としての判断が示されているが、設計業務は当初予算で措置をし、この土地については財産管理費に計上するやり方ね、結局、土地の先ほ

ど言ったように候補地として方針が決まっているわけですよ。こっちは方針は決まっているけれども、先ほどの財政課長の説明で、ある意味のことは分かったつもりで話しておりますが、こういう設計料が、方針が決まっているから、市の方針で決定されたから組みますよ。しかしながら、土地の問題は検討委員会でまだやっているから、検討委員会でまだ検討中で結果が出てないから、財管に組みますよと。一方は、方針が決まったから、もう組みますと。こういうことは、非常にやり方としては論理的に矛盾だというふうに私は思いますが、このことに対する見解をですね、どなたがおっしゃるか分かりませんが、市長、新しく奄美市総合教育会議というのもできまして、いわゆる当局が教育委員会のいろんな計画に対してですね、参加をして決めていくというふうになりましたので、そういった視点からも、教育長、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

財政課長（前田和男君） ただいまの御質問は、方針の取り扱いが矛盾しているんじゃないかということだろうと思いますが、まず土地の件に関しては先ほど御説明させていただいたとおりです。もう一つ、今度は給食センターのほうに関して言いますと、給食センターの建設事業についての意思決定はなされていると、その上で正式に用地が確定していない。ただし、これだけ大きい事業でございますので、複数年度にわたる事業でございますので、当初予算にきちんと計上をして、議会、市民の皆様には知らせるべきじゃないかと。これを踏まえて、当然必要に、委員会は3月末までには報告をいただく予定でございましたので、その報告を受けて改めて補正でというよりは、当初予算できちんとお知らせするほうが望ましいだろうと、そういうことを踏まえ、給食センターの建設に係る27年度予算として基本計画、実施計画等についてはきちんと教育費のほうで計上されたということでございますので、御理解をお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 今回の予算上程に至る経緯については、今、担当課長が申し上げたとおりであります。それと、議員が先ほど疑義に感じるというふうな御質問であったかと存じます。紬組合所有の土地についてということですが、御案内のとおり旧名瀬市から本場奄美大島紬組合には約、当初5億円相当の損失補償契約を締結しております。現在は、紬組合、その当該貸出先である商工中金とも、私も幾度となく話をいたしました。資本が回転していない状況の中において債務だけ膨れている。この経営はおかしい。こういう状況の中において経営改善を図り、財政内容を改善していくためには、まず組合員の趣旨を仰ぐ。経営者がその補填をする。遊休資産を処分する。その三つしかないと思うということで、当初、紬組合の本店がありました土地は1億500万円で売却いたしました。当該売却代金を市の損失補償契約を結んでいる債務にほとんど充当していただきました。そういうこと等により、債務が減っております。加えて、経営改善について市としても連帯保証の責任がある。もしくは債務に対して連帯して責任を負い、いずれ債務者になる立ち場にもある。したがって、商工中金におかれては債権の善意の管理をしていただきたいと、善管注意義務を果たしていただきたいと、厳しく申し上げました。そういうもろもろのことを含め、市においても経営に対して一言意見を述べる職員を送ろうと、これは紬組合からの要請もありました。現在までに3名の職員を派遣いたしております。それらのことを含め、少しずつ手形の書き替え時に債務充当していただいて、少しずつ減って、今3億8,000万円ぐいらいでしょうか、債務損失保証契約になっております。そういう大島紬は奄美の基幹産業だといわれて今日までできております。多くの皆さん方が紬に、業界には大変お世話になりました。その事業者は淘汰された面があるかもしれない。しかしながら、この1300年も続くという産業を、文化を途絶えさすわけにはいかないというふうな思いで職員を派遣し、そして健全経営ができるような環境づくりをしようということも、私自身の念頭にありました。今回、遊休化している土地が我々の行政を執行する上において少しでも有利性があるということであれば検討しようということで、教育委員会の給食センターを建設するについて、ちょうど住用名瀬地区の中間地域にあり、ルールに照らし合わせても2時間以内のちゃんとした時間も範囲内にあり、安全で安心な長期的な食育給食センターを建設できるというふ

うなことで、総合的に判断いたしまして、紬組合の経営計画に、そういうことであれば、市としても遜色ないというみんなの意見でもございましたので、それではその土地を購入することによって紬組合の財政内容、財務内容に少しでも寄与できるんじゃないかという総合的なもろもろのことをやったわけでありまして。そのことにより、市が持つ債務に対する軽減も図られていくと。これはすべて税金でありますので、損失保証契約、これが少しでも軽減されるということは、市民全体にとっても、決して悪くはないというふうなもろもろのことを考えて、この計画をしたわけでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

議長（竹田光一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第38号、議案第39号、議案第43号及び議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号中の関係事項についての4件は、これを総務企画委員会へ、議案第37号、議案第40号から議案第42号及び議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第44号及び議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号中の関係事項についての2件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、今定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会及び報告書整理のため、明日27日から7月7日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日27日から7月7日まで休会することに決定いたしました。

7月8日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時11分）

第 2 回 定 例 会
平成 27 年 7 月 8 日
(第 6 日 目)

7月8日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	竹 田	光 一 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 興 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	要 田	憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川	哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長		元 多	政 重 君	総 務 部 長	東	美 佐 夫 君
総 務 課 長		奥 田	敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原	裕 樹 君
財 政 課 長		前 田	和 男 君	市 民 部 長	則	敏 光 君
市民協働推進課長		金 森	広 子 君	保 健 福 祉 部 長	泉	賢 一 郎 君
福 祉 事 務 所 長		中 元	幸 立 君	商 工 観 光 部 長	菊 田	和 仁 君
商 水 情 報 課 長		久 保	信 正 君	農 政 部 長	奥	正 幸 君
土 地 対 策 課 長		山 田	春 輝 君	建 設 部 長	砂 守	久 義 君
土 木 課 長		戸 田	正 利 君	上 下 水 道 部 長	上 島	宏 夫 君
下 水 道 課 長		市 田	利 郎 君	教 育 委 員 会 長	森 山	直 樹 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監		保 浦	正 博 君			

7月8日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	元	優 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	上 原	公 也 君
議 事 係 長	前 田	賢 一 郎 君	議 事 係 主 査	麓	浩 登 志 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

この際、御報告申し上げます。

先日、施行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、指宿市議会議員 前之園正和氏、薩摩川内市議会議員 上野一誠氏、姶良市議会議員 湯之原一郎氏、志布志市議会議員 上村 環氏、南九州市議会議員 菊永忠行氏、鹿児島市議会議員 仮屋秀一氏が当選しました。

以上、報告します。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の会議はお手元に配付してあります日程第6号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号についてから、議案第44号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの9件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は6月29日の1日間開催し、慎重に審査をさせていただきました。当委員会に付託されました議案第36号と議案第37号及び議案第40号から議案第42号の5件の主な質疑について、審査結果を御報告いたします。

はじめに、議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項について、当局より補正予算書の12ページの3款民生費、13ページの4款衛生費について補足説明があり、委員より、はぐくみ育ち見守り隊活動交付金の内容について質疑があり、当局より、妊娠届のあった人の中で、若年の妊婦、育児不安のある妊婦、不安があり、地域で孤立している妊婦を地域の中で見守っているような仕組みをできないかということで、そのための研修を行い、はぐくみ見守り隊を要請している。人数は50名を予定しており、8回の講座を受けて活動を行っていくものですとのこと。また、墓地調査員の審査内容と進捗率などの質疑があり、年次計画を作成して行っており、管理不明の墓地は419あり、その中、墓地情報がないのが117、情報があるのが302、その302のうち26年度中までに返還等の処理済みが117、処理中が96とのこと。その他にも家庭的保育事業の件、小規模保育などの質疑がありました。

次に、10款教育費について、当局より補足説明があり、委員より、合理的配置協力員の態勢の各校への配置状況はどのようになっているかの質疑があり、各学校で特別支援教育の取組をしている。その情報を取り入れて、他の学校にその取組事例の情報提供や助言を行っていく。年間160日勤務で、各小・中学校を指導していくとのこと。

次に、給食センターについて、多くの質疑がなされました。主な質疑を報告いたします。

まず、400食の給食をつくる大きなセンターではなく、小さなセンターでいいのではないかの質疑があり、場所については学校給食の衛生管理基準が2時間以内となっているため、名瀬と住用の中間の位置にした。4,000食です、すみません。4,000食ですね、4,000食という規模については、現在も4,000食をつくっており、これをまとめることによる規模、今後、対応する設備の設置や人員を配置することで可能であると判断をしたとのこと。

給食センター整備の経緯などの質疑に、当局より、平成11年度、旧名瀬市のときに検討委員会で3か所程度が望ましいとの結論があった。合併後、平成26年度に検討委員会を行い、名瀬・住用地区で1か所と決定いたしました。現在、17施設の中で10施設が建築後30年経過し老朽化が進んでいる。安全と衛生、安全基準を適合させるため給食センターの整備を行うことになったとのこと。

委員より、3か所つくるという案を維持することはできないのかと質疑があり、市町村合併や交通環境改善、少子化問題、例えば11年の名瀬市時代の生徒数は5,500名、18年度の名瀬・住用地区の生徒数は4,294名、今年度は3,547名で、生徒数の減少は今後も続くと思われ、検討委員で総合的に判断して1か所としたとのこと。

委員より、保護者の同意は取っているのかとの質疑があり、保護者については、4月に全保護者に資料を配布し、6月のPTA連絡協議会の研修会で各学校のPTA役員に説明を行っている。今後は、中学校校区単位で意見を伺い、その意見をセンター整備に反映させていくとのこと。

委員より、今現在の給食調理員、正職員と臨時職員の人数はとの質疑に、正職員24名、臨時21名、合計45名。

委員より、センターができたときの調理員は何名かとの質疑があり、当局より、国が配置基準を定めており、4,000食を予定していますので、基準調理員数は12名となっていますとのこと。

その他にも質疑がなされましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第37号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算については、特段質疑はありませんでした。

次に、議案第40号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 奄美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

これら5件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で文教厚生員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（竹田光一君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（奥 輝人君） 議場の皆さん、すっかんまんきやうがみんしょうら（おはようございます）。産業建設委員会では6月29日月曜日1日間開催し、本議会において当委員会に付託されました議案第36号及び議案第44号の2件を審査しました。2件の議案につきましては、お手元に配付しました産業建設委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきと決しました。

以下、議案審査の中で主な説明及び質疑について御報告します。

まず、議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号中関係事項について、当局の補足説明があり、6款農林水産業、費糖業振興費のサトウキビ生産振興対策協議会負担金171万7,000円、サトウキビ生産回復対策事業緊急負担金369万1,000円につきましては、サトウキビの生産回復のための病虫害防除対策等を行うもの。同じく林業振興費、工事請負費1,000万円につきましては、住用の林道2路線、名瀬1路線の事業費の内示に伴うもの。同じく木工工芸センター管理費は、木工工芸センターの受付事務や作業補助員として1人分の賃金を計上。11款災害復旧費について、4月の集中豪雨や5月の台風6号などによる農林道関係災害の土木機械借上料を計上。次に、7款商工費、観光施設管理費は、あやまる岬観光公園グラウンドゴルフ時間延長によるものなど補足説明があり、委員より、林業振興費の工事請負費1,000万円は、当初で1,900万円計上しているが、現状はどうなっているのか。また、工事は数年かかるのか。また、林道城線の状況などの質疑に、当初予算時は金額が固まっておらず、今回内示額により計上したもの。有良線は1年、城線は4年、丸畑線は5年の計画とのこと。林道城線は平成26年度から工事に着手、平成26年度は280メートルの舗装工と側溝の新設で1,800万円を実施しているとのこと。

また、林道の工事の件で生物多様性地域戦略を策定されているが、生物多様性への配慮と自然環境に負荷をかけない公共工事の推進と、小動物の横断用の暗渠側溝等の計画はの質疑に、向上工事の配慮につきましては、関係機関、大島支庁も含めまして生物多様性に配慮した工法の協議をしている。舗装に関しましては、専門の調査員を入れたり、勾配のきつい道路については環境に負荷を与えないように考慮している。現道で舗装を計画し、大きな側溝をつけるときには小動物への配慮をしたいと考えているとのこと。

木工工芸センター管理について、ランニングコストから見た場合に、指定管理がいいのか、直営がいいのかの質疑に、指定管理者制度は経費の削減とサービス向上を目的としています。9月に指定管理者の公募をします。指定管理者が決まるまでは直営で運営したいと考えているとのこと。

次に、観光施設管理費のあやまる公園管理費の賃金の増は時間延長によるものとのことですが、監視員賃金の減は何かの質疑に、あやまる公園管理人の賃金の増は、グラウンドゴルフ場を7月の20日から9月の30日まで18時30分までの延長によるもの。プールの監視員の減は、海水プールの監視員を3名計上していましたが、今回、グラウンドゴルフ場と兼務するということでの減額とのこと。

次に、8款土木費の補正予算について審査し、当局の補足説明の後に委員より質疑があり、土木総務費の施設橋梁整備事業費補助金の内容と申請はどのようにするのか、採択の決定はどのようにするのかの質疑に、施設橋梁整備事業費補助金の内容は、交付要綱に基づいて実施しますが、一定の要件があり、幅員が2メートル以上、利用する戸数が5戸以上で、税金の滞納がないことなど、補助対象は工事費のうち材料費の40パーセント100万円を限度に補助をしている。申請は個人が土木課へ申請すること。

また委員より、大熊地区よう壁整備工事の300万円の発注時期はいつか、延長はどれくらいかの質疑に、このよう壁工事は予算が通りましたらすぐにも発注をしたいと考えている。工期は4か月を予定している。延長は23.6メートルとのことでありました。

また委員より、市営住宅手すり設置工事は、600万円の内容はとの質疑に、今回の市営住宅の外階段の設置工事は、春日住宅1号棟から9号棟の8棟26か所、唐浜住宅1号棟、2号等の6か所の手すりの設置を予定しているとのこと。

そのほかに都市計画総務費の建設事業推進委員の役割について、住み替え住宅の状況について、高齢者対策についてなど質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第44号 奄美市道路線の廃止及び認定について当局の補足説明があり、市道矢之脇2号線については、マリンタウン地区整備事業の推進を図るために、計画区域内の市道を廃止するもの。また、市道東ヶ丘1号線については、寄附により市道区間を延長するため、一旦、市道を廃止し、終点を変更して新たに市道認定するものと補足説明があり、委員より、マリンタウン事業の現状と今後の計画、埋め立て後の計画とその地区の県有地の計画はの質疑に、名瀬港の本港地区の埋立事業は、7月に埋立工事の発注を行い、埋め立ての完了は平成29年度予定。埋め立て後、道路の整備、水道、下水道のインフラ整備を行い、用地の売却に入りたいと考えている。県有地は県から取得をしまして、埋立部分と一体となって整備をする予定とのこと。

ほかに特段の質疑はありませんでした。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹田光一君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。総務企画委員会は6月30日火曜日、1日間開催し、慎重に審査いたしました。本会議において当委員会に付託されました議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号中総務企画委員会関係事項について、議案

第38号 独立法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、議案第39号 奄美市特定個人情報保護条例の制定について、議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての議案4件につきましては、お手元に配付いたしました総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その主な審査内容について、御報告いたします。

はじめに、議案第36号 平成27年度奄美市一般会計補正予算第1号中総務企画委員会関係事項について、当局からの補足説明があり、2款総務費、1項総務管理費東京事務所費のうち9節旅費74万9,000円については、今年度より国交省研修生が1名となり、これに伴い必要な旅費を計上した。同じく12節役員費及び14節使用料及び賃借料についても、同様に国交省研修生1名増に伴う宿舍の借り上げなどを計上している。同じく7目安全・安心対策費、13節委託費1,000万円については、地域防災計画改定に関わる業務委託料を計上している。本市の地域防災計画は、平成23年度に見直しているが、その後発生した広島豪雨災害などを教訓に、災害対策法、災害救助法などが改正され、これらをもとに国土防災計画及び県地域防災計画の見直しがあり、これらに対応した見直しを行うものである。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の58万5,000円は、笠利地区総務課に配置されている一般非常勤職員の共済費と賃金の不足を計上している。関連する歳入は10ページの20款諸収入、5項9目1節雑入に雇用保険料の自己支払い分として1,000円を計上している。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費2,110万円の増額は、名瀬住用地区給食センター建設に伴う辺地債借入の予定額の2割を後年度償還財源として減債基金に積み立てるものである。5目財産管理費1億600万円の減額は、当初予算で計上した本場奄美大島協同組合から購入予定の朝戸地区用地について、名瀬住用地区給食センター用地とすることに伴い、10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食運営費への組み替えによる減額である。18款繰入金、1項基金繰入、1目基金繰入8,490万円の減額は、当初予算において朝戸地区用地購入財源として予定していた公共施設整備事業基金繰入金1億600万円のうち、減債基金積立金の財源とした2,110万円を除く額を減額するものである。次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、7節賃金140万6,000円の増額については、平成27年10月5日から行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略して番号法が施行されることから、マイナンバー申請交付事務補助に伴う一般事務補助員の賃金である。臨時職員の雇用に伴い4節共済費において社会保障保険料19万2,000円、雇用保険料1万9,000円を計上した。歳入は20款5項9目雑入、1節雑入の雇用保険料自己支払い分として6万7,000円を計上しているうちの7,000円が市民課分である。その他に臨時職員の賃金共済費等の予算計上についてなどの補足説明があり、質疑に入りました。

委員より、防災計画の内容の詳細はとの質疑があり、当局から、今回の計画修正点は、地域防災計画の地震・津波編、一般災害対策編を修正することと、奄美市の防災計画の中にある避難所、避難場所、避難経路の検証を行い、その検証を踏まえて修正するという。それと、避難の際の初動体制のマニュアルの作成を行う予定であるとの答弁がありました。

委員より、市民の中には自分たちの避難場所がどこにあるか分からないという人がまだまだ多い。避難場所等を徹底して広報周知すべきであるがとの指摘に対して、当局から、奄美市では、年1回防災訓練を行っている。その訓練で一般の災害の避難所、津波が来た際の一次避難所等を利用して行っている。その他、奄美市のホームページ、広報紙を通じて市民への周知を図っているとの答弁がありました。

委員より、地域防災計画について、策定して終わりということが一番よくない。策定後にどのように具現化し、周知をしていく予定か。そこが一番大切であると考えているがとの質問に対し、当局から、分かりやすい概要版を作成し、奄美市での防災訓練や地域における自主防災組織での防災訓練、集落等への出前講座等を通じて周知を図っていきたい。各地域の駐在員、嘱託員、自治会長の皆様に周知をしたいとの答弁がありました。

委員より、マイナンバー法の施行について、10月から施行するということだが、準備はできているのか。登録の際の費用は、住基カードとの兼ね合いはなどの質問がありました。当局から、10月5日以降の発送になる。費用はかからないが、再発行のときの手数料はかかる。現在、住基カードの交付を受けている方は、交付される個人番号と引き換えということになっているとの答弁がありました。

ほかにマイナンバーにおけるセキュリティや東京事務所の予算を補正で上げている理由は何かなど、多くの質問がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第38号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、当局から、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、本市における特定個人情報の適切な利用及び提供等に係る必要な措置を講じて、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図るため、所要の規定を整備するものであるとの補足説明がありました。

委員より、第12条第1項中の「実施機関に提出してしなければならない」というのはどういうことか。また、同条2項中の「書類を提示し、又は提出しなければならない」ということは、提示するだけではだめか。また、同条3項中「開示請求をしたものに対して、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」とあるが、相当の期間とはどういうことかとの質問に対して、当局から、1項についてはしなければならないの主旨は、1項の最初の部分、開示請求は提出することによりしなければならないということになる。第2項については、書類の内容にもよる。実質的な請求処理の仕方は、まだ具体的に定めてないが、例えば運転免許証であれば提出できないので、提示になると思う。証明的なもので提出できるようなものであれば提出していただくことになる。第3項について開示請求をした方で、その文書の中で具体的に示さなければならない事項がある場合、この部分について書類を補正してくださいとお願いすることになる。その場でできる訂正もあれば、何か調べていただかなければならない訂正もあると思うので、その辺はケースバイケースな対応になると考えているとの答弁がありました。

また、議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、特段の質疑はありませんでした。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹田光一君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第36号から議案第44号までの9件を、一括して採決いたします。

この議案9件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案9件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案9件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（竹田光一君） 日程第2，請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る請願書採択の要請についてを議題といたします。

ただいまの請願第1号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は6月29日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。当委員会に付託されました請願第1号の審査結果を御報告いたします。

請願第1号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

主な内容について御報告いたします。

請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る請願書採択の要請について、本請願は、奄美市名瀬浦上町の鹿児島県教職員組合奄美地区協議会議長の星村博文さんからであります。

請願事項は、1，少人数学級を推進してほしい。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。2，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

請願第1号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。

なお、ただいま報告いたしました請願第1号に関しては、採択と決した際は、後刻文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で請願第1号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（竹田光一君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第1号について採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第1号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

○

議長（竹田光一君） 日程第3，請願第2号 TPP環太平洋連携協定交渉に関する請願，陳情第3号

商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情、陳情第4号 世界自然遺産登録を目指す奄美群島の山々から辺野古の海埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情及び陳情第5号 自然環境と住民生活を守る鹿児島県砕石条例の改正を県議会に要望することの4件を一括して議題といたします。

ただいまの4件に対する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（奥 輝人君） 産業建設委員会は、6月の29日月曜日、1日間開催し、当委員会に付託されました請願1件及び陳情3件を慎重に審査いたしました。

審査結果は、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおりであります。

まず、請願について産業建設委員会の審査を報告いたします。

請願第2号 T P P環太平洋連携協定交渉に関する請願について、請願者の住所、氏名は鹿児島県大島郡龍郷町浦、奄美農業組合代表理事組合長、上岡重満さん、県農民政治連盟奄美支部支部長、柳東洋男さん、紹介議員は師玉敏代議員です。請願事項は、1、T P P交渉においては、農林水産物の重要品目の取り扱いのみならず、食の安全やI S D条項など、国民の暮らしや命に関わる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。2、米国では連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など、情報開示の取組が行われているとされており、我が国においても幅広い国民的議論を行う観点から、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行うとする衆参農林水産委員会決議を徹底することです。

委員会において慎重に審査し採決の結果、請願第2号は全会一致で採択すべきと決しました。

なお、ただいま報告いたしました請願第2号に関しましては、採択と決した際には、後刻、産業建設委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いします。

次に、陳情について、産業建設委員会の審査を報告いたします。

まず、継続分の陳情第3号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情についてを報告いたします。

陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬長浜町奄美民主商工会事務局長、岡田美幸さんです。陳情事項は、小規模企業振興基本法に基づく具体的施策として商店版リフォーム助成制度を創設していただくことであります。

委員会において慎重に審査しました。採決の結果、陳情第3号については、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第4号 世界自然遺産登録を目指す奄美群島の山々から辺野古の海埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情について、陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬和光町、自然と文化を守る奄美会議共同代表、大津幸男、菌 博明さんです。陳情事項は、1、奄美大島、徳之島の山々から辺野古米軍基地建設のための土砂を搬出させない奄美群島市町村議会決議を上げることです。

委員会において慎重に審査し、委員からの意見として、基本的には採石業者は県が認可をして、それに則って生業とし、生計を立てている。我々がそういった部分の束縛をすることはできない。また、辺野古の米軍基地建設以外のものだったらいいのかというのも問題、採石業も一つの産業など意見があり、採決の結果、陳情第4号は全会一致で不採択と決しました。

次に、陳情第5号 自然環境と住民生活を守る鹿児島県砕石条例の改正を県議会に要望することの陳情についてを報告いたします。

陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬和光町、自然と文化を守る奄美会議共同代表、大津幸男、菌 博明さんです。陳情事項は、1、現行の鹿児島県採石条例を再検討し、住民の生活と自然環境を守る立場から抜本改正をすることを県議会に要望していただきたいとのことです。

委員会において慎重に審査し、委員からの意見として、この陳情は県議会も不採択という結果が出て

いるとし、採決の結果、陳情第5号は全会一致で不採択と決しました。

以上で当委員会に付託されました請願、陳情についての報告を終わります。

なお、御質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹田光一君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、この4件について討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するよう願います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君。

22番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第3号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情、陳情4号 世界自然遺産登録を目指す奄美群島の山々から辺野古の海埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情及び陳情第5号 自然環境と住民生活を守る鹿児島県砕石条例の改正を県議会に要望することの陳情の3件について、いずれも採択すべきとの立場で討論を行います。

まず最初に、陳情第3号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情についてですが、2011年度から実施をされた住宅リフォーム制度は、地域に経済効果をもたらすとともに、利用者から喜ばれる制度として活用されております。陳情の商店版リフォーム制度は、小規模企業振興基本法に基づく具体策として提案されております。現在、奄美市では平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間の事業計画で中心商店街魅力アップ店舗リフォーム支援制度が、中心市街地の活性化を図ることを目的として実施をされておりますが、この対象者は中心商店街区域に限定をされております。しかし、奄美市で事業を営んでいるのは、中心商店街だけではなく。それぞれの地域でその地域の人々を対象に事業が行われております。更に近年、バニラ航空の参入や大型クルーズ船により観光客が増えており、奄美経済への期待も高まっております。これらの観光客が気持ちよく利用していただくことで、事業所の収入アップはもとより、島の経済効果も高まるものと思われれます。レンタカーを利用して郊外に出る観光も増大することから、奄美市全域を対象とした商店版リフォーム制度の創設は是非とも必要だと思います。成長戦略ビジョンにも合致するものであり、是非採択していただきたいと思います。

次に、陳情第4号、土砂の持ち出し禁止に関してですが、今、政府が進めようとしている米軍辺野古新基地建設に奄美から大量の岩ずりが辺野古埋め立てに使用される計画が明るみになっております。沖縄防衛局の資料によると、2,500万立方メートルのストック量のうち、21パーセント余りを奄美大島から採取予定となっております。これでは、沖縄の人が明確に反対している米軍新基地建設に私たちの郷土が協力することになります。これだけの大量の岩ずりを調達するためには、奄美大島全域で閉鎖されていた採石場の再開や、新たな採石場などが稼働することになります。採石により生計を立てている業者の存在も理解できますけれども、世界自然遺産の登録を目指す奄美において、新たな採石場の稼働は、長い目で見ればマイナスとなる可能性が大きいものと思われれます。世界自然遺産の地域は奄美大島の中でも限定的なものになるかも分かりませんが、世界自然遺産登録により日本国内はもちろん、海外からの観光客の増加が期待されます。その人たちは世界自然遺産の登録現場だけでなく、奄美全体を観光の場として来島される方が多いのではないのでしょうか。その人たちの期待にこたえることが今私たちが取り組まなければならない課題ではないのでしょうか。まさか、観光パンフに緑の山が削られ、赤

茶色の山肌がむき出しとなった採石場を載せるわけでもないと思います。山の緑と澄んだ青い海、きれいな奄美、自然豊かな奄美に思いを馳せてこられるものと思います。そして、陳情第5号の討論でも述べますけれども、採石場をめぐるのは災害防止に役立っていない採石法、採石条例では、災害の心配を払拭することはできません。世界自然遺産登録を目指す奄美は、これ以上の自然破壊を進めないためにも、土砂を搬出させないという法的拘束力はないものの、その意思を内外に示すために決議を上げることは必要なことだと思います。

次に、陳情第5号、鹿児島県砕石条例の改正についてです。この陳情の内容は、現行の鹿児島県砕石条例を再検討し、住民の生活と自然環境を守る立場から、抜本改正することを県議会に要望することを求めたものであります。4月12日に住用町市集落で採石場内の土砂が市道に流出し、市集落が午前中のほぼ半日が孤立状態に置かれる状況が発生しました。採石をめぐるのは、これまでも住民生活に大きな影響を与える問題が繰り返されております。過去には市集落の隣の戸玉の採石場において、大きな亀裂により地滑りの危険性が指摘され、地区の住民30世帯71名に避難勧告が出され、2か月余りの避難生活を余儀なくされたことは、まだ記憶に残っております。2010年3月に県が許可をして行われた市の採石場ですが、その結果、2010年6月に早くも土砂災害が発生しております。その後、たびたび災害を繰り返し、今回の災害につながっております。また、採石場からの赤土流出により、ヘドロ状となった海底は生き物の姿が見えない死の海と表現されるほど申告であります。集落の人たちは市集落環境対策委員会を発足させ、再発防止に取り組んでおられます。県当局は指導を行ってきたとの説明を繰り返しておりますけれども、このような災害が繰り返され、改善されない状況は採石法そのものに不備があると言わなければなりません。採石法は昭和25年に制定された法律であり、戦後の国土の荒廃から復興へと進んでいるときであり、環境保全よりも企業活動優先の法律となっております。地域住民の安心・安全を確保する立場から、災害防止に有効な条例制定が進むように県議会に要望することは奄美市議会としても大切なことだと思います。

以上、3件について討論を終わります。

議長（竹田光一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

この4件は、これを分割して採決いたします。

最初に請願第2号 TPP環太平洋連携協定交渉に関する請願について、採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、陳情第3号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情については、不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号 世界自然遺産登録を目指す奄美群島の山々から辺野古の海埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、陳情第4号 世界自然遺産登録を目指す奄美群島の山々から辺野古の海埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情について、採決いたします。

次に、陳情第5号 自然環境と住民生活を守る鹿児島県砕石条例の改正を県議会に要望することの陳情について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、陳情第5号は不採択することに決定いたしました。

○

議長（竹田光一君） 日程第4、陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情及び陳情第11号 陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情の2件を、一括して議題といたします。

ただいまの2件に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（関 誠之君） おはようございます。それでは御報告を申し上げます。

最初に、陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情について、御報告申し上げます。

陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬幸町、奄美市職員労働組合執行委員長、喜納祐司さんであります。陳情事項は、公契約の制定を求めるものであります。

委員会において慎重に審査し採決の結果、陳情7号については可否同数で、委員長採決により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号 陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情について、御報告申し上げます。

陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬和光町の城村典文さんであります。陳情事項は、陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求めるものであります。

委員会において慎重に審査し採決の結果、陳情第11号については賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして総務企画委員会の陳情報告を終了いたします。

質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（竹田光一君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、この2件について討論及び採決に入ります。

まず、陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情について討論を行います。

討論の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

なお、本件に関する委員長の報告は採択すべきものでありますので、採択することに反対の討論を先に許可いたします。

無所属 西 公郎君。

1番（西 公郎君） 陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情について、反対の立場から討論を行います。

目的について賛同できる部分はあるものの、まず、国においてISO第94号条約、公契約に関する労働条件に関する条約について批准していないことが上げられます。これは、民間部門の賃金、その他の労働条件は関係当事者間での合意がされるものであり、政府が介入するのは不適當であろうとしているからです。また、平成21年、参議院では地域別賃金を上回る独自の最低賃金を公共事業に関わらず広く一般に関し規定する条例の制定は、地域別最低賃金の趣旨に反するため、地方自治法第14条第1項の規定に違反するものであると答弁しております。また、鹿児島県において、公契約条例などについての検討を進めてきた県議会議員で構成する政策立案推進検討委員会では、平成22年10月7日に条例制定に向けた取組を断念し、法制度については国に委ねる方針となっております。一方、県内の自治体において公契約条例の制定に関する請願、陳情が19市のうち奄美市を除く4市に提出されておりますが、1市を除き不採択、審議未了となっているのが現状であります。採択した市においても、国の動向を注視している状況であり、現段階では条例制定に至っておりません。ここ奄美市における建設業界は、公共工事の減少、近年の資材の高騰など、大変厳しい状況にあると聞いております。近年、指名願いを提出する業者数も年々減少し、倒産や廃業しているの現状です。このように厳しい経営を強いられている中での公契約条例の制定は、経済効果や賃金の拡大、拡充につながるとは判断しづらいと思っております。また、条例の制定によって、業界における労使間の関係に支障を来すことも懸念されます。近年、国においては公共工事設計労務単価の大幅アップ、地域別最低賃金も見直しされてきており、建設業法の改正や品格法の改正も行われる中、時期尚早であり、まずは国の動向を注視していく必要があると思っております。このようなことから、労働者の賃金と労働条件の基準となるものについて自治体レベルではなく、国全体の問題として具体的な在り方が検討されるべきであると考えております。

最後に、本陳情と密接に関することと思われる陳情第5号 公契約における公正な賃金確保に関する陳情、これにつきましても、平成24年から引き続き継続審査となっており、今回も同様であります。陳情第7号のみ個別に採択するということは、両陳情を所管し、審査してきた委員会、議会としては、矛盾するものであると言わざるを得ません。本市において議長を慣例として2年間としています。委員会においても2年ごとの再構成に変更すべきではないかと考えております。

以上のことから、本陳情第7号を採択することは反対すべきと考え、討論いたします。

議長（竹田光一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

失礼しました。

次に、採択することに賛成の討論の発言を許可します。

日本共産党 崎田信正君。

22番（崎田信正君） おはようございます。私は陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情について、採択すべきとの立場で討論をいたします。

この陳情は、この議会に提案されたものでありますが、先ほどもありました平成24年8月に提出をされ3年近く経っている公契約における公正な賃金確保等に関する陳情は、今回はひとり親方の解釈で結論が出なかったもので、これについては継続審査となりました。それゆえに、公契約条例そのものについては、長年審議を続けてきたものであります。総務企画委員会では、今年5月、昨年4月より条例を施行した東京足立区を所管事務調査で訪問をし、丁寧な説明と詳しい資料の提供を受け、今回の審査となりました。条例は、地域経済の活性化と福祉の向上に寄与することが目的とされており、条例制定にあたっては公契約制度検討委員会を設置し、2年間に渡って検討を重ね、条例制定にいたっております。もちろん、条例の内容については、地域特性が加味されることは当然であり、奄美の地域性を存分に研究、検討して、制定に向けた議論がしっかりと行われることになります。懸念される問題については、十分解決可能であり、既に実施をしているところでは、そこで働く人はもちろん、業者にも受け入れられているものであり、この公契約条例については採択を求めたいと思います。以上討論を終わります。

議長（竹田光一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第7号 公契約条例の制定に関する陳情については、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第11号 陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君。

22番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。私は、陳情第11号 陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

この陳情の内容は、第1回定例会でも審査され、不採択となっております。同じような内容だとの声もありますけれども、自衛隊をめぐる情勢は大きく変化をしております。今、国会で審議されている安全保障法案関連の陳情が2件出されておりますけれども、こちらは継続審議となっております。安全保障法案と自衛隊基地配備とは次元が違うとの話もありますけれども、これまで自衛隊は憲法の解釈で個

別自衛権のもとで専守防衛が建て前とされてきました。しかし、今議論されている安全保障関連法案は、明らかに集団的自衛権行使を容認し、海外に自衛隊を派兵しようというものであります。ですから、次元の違う話ではなく、自衛隊に関しては平和安全法制と一体のものとして考えなければなりません。日本の自衛隊は半世紀にわたって一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出しておりません。しかし、この法案によって自衛隊は戦闘地域まで行って、弾薬の補給や武器の輸送を行うことになります。自衛隊が戦乱が続いている地域で治安活動を行えば、武力行使に発展することが考えられます。そして、集団的自衛権の発動は米国の戦争に自衛隊が参戦して、海外での武力行使に乗り出すことになるわけです。専守防衛を建て前としてきた自衛隊の活動が劇的な変化を迎えます。また、自衛隊の配置が抑止力になるとの議論もあります。問題は一方が物理的な対応をやってきたときに、もう一方も物理的な対応、軍事的な対応をやる、力対力、軍事対軍事のエスカレーションが一番危険なことだということでもあります。外交的解決に徹するという姿勢を堅持することが、何よりも大切なこととなります。安倍政権によって、今、日本の対応は軍事には大変熱心だけれども、平和協力構想をつくる、こういった努力など包括的な外交ビジョンが全く示されておりません。今でも日米の軍事の一体化が進められておりますけれども、戦争法案とも言われる平和安全法性によって、自衛隊はこれまで以上に米軍との共同訓練が増え、日常化の心配さえ出てきます。奄美の自衛隊が日米の共同訓練を行えば、今でも奄美市上空で目撃されるオスプレイが頻繁に飛来することも考えられます。また、これまで平成16年度意向、イラク特措法やテロ特措法で派兵された自衛隊員のうち、54名が帰国後、自殺しているという現実もあります。奄美に配置された自衛隊員が海外での戦闘行為に参加することになるかもしれません。この状況は具体的数字をしめすことができないままで、人口増になるとか、経済効果があるとかの議論を超えるものだと思います。市民のこのような疑問には答えることができないのが今の状況です。何の情報もなく、まともな説明がない以上、その疑問を否定することはできません。陳情書でも十分な情報提供もせずに決めてしまうことは、議会制民主主義を逸脱していると述べているとおりであり、受け入れの撤回を求めた本陳情は採択すべきだと申し上げ、討論いたします。

議長（竹田光一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第11号 陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情については、不採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時39分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前10時55分）

日程第5、議案第45号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第47号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第４５号から議案第４７号までの奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市の固定資産評価審査委員会委員として、引き続き師玉敏司氏を、また新たに塩崎博成氏及び悦田隆二郎氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第４５号から議案第４７号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、同意してくださいますようお願いいたします。

議長（竹田光一君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これから、採決いたします。

採決は、これを１件ごとに行います。

まず、議案第４５号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

（師玉敏代君 退席）

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４５号は、これに同意することに決定しました。

（師玉敏代君 着席）

次に、議案第４６号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４６号は、これに同意することに決定しました。

次に、議案第４７号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４７号は、これに同意することに決定しました。

○

議長（竹田光一君） 日程第６，議案第４８号 教育委員会委員の任命について、議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第４８号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現在、教育委員会委員に欠員が生じておりますことから、新たに恵上イサ子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第４８号の提案理由の御説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、同意してくださいますようお願いいたします。

議長（竹田光一君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略したいと思います。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は２０名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じで順次投票願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第７３条第２項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に叶 幸與君，崎田信正君を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票，これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号いたしております。

そのうち，賛成20票，反対0票であります。

以上のとおり，賛成多数であります。

よって，議案第48号 教育委員会委員の任命については，同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午前11時05分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前11時06分）

日程第7，発議第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は，提案理由の説明を省略したいと思いますが，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，提案理由の説明は省略いたします。

これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて，質疑を終結いたします。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって，討論を終結いたします。

これから，本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第2号については，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

○

議長（竹田光一君） 日程第8，発議第3号 TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたしました。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

なお、本案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（竹田光一君） 日程第9、発議第4号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番（関 誠之君） 早速、地方財政の充実強化を求める意見書の提案理由を御説明いたします。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。しかし、経済財政諮問会議においては、2020年度のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められております。本来必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政債権目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであります。このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積り、人的サービスとしての保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であります。このため、政府に以下の事項の実現を求めるために地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出していただきたく提案するものであります。

議長（竹田光一君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決をいたします。

発議第４号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

発議第４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（竹田光一君） 日程第１０，発議第５号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明及び質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明及び質疑は省略いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

発議第５号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第５号は原案のとおり可決されました。

○

議長（竹田光一君） 日程第１１，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び常任委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおりこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成２７年第２回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時２２分）

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 36 号	平成 27 年度奄美市一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 37 号	平成 27 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 40 号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 41 号	奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 42 号	奄美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	請願第 1 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に係る請願書採択の要請について	採択すべきもの

平成 27 年 7 月 8 日

文教厚生委員長　　多田　義一

奄美市議会議長　　竹田　光一　殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第36号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第44号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの
(3)	請願第2号	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する請願	採択すべきもの
(4)	陳情第3号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	不採択とすべきもの
(5)	陳情第4号	世界自然遺産登録を目指す、奄美群島の山々から辺野古の海・埋め立てへ土砂の持ち出しを禁止する議会決議を求める陳情	不採択とすべきもの
(6)	陳情第5号	自然環境と住民生活を守る「鹿児島県採石条例の改正」を県議会に要望することの陳情	不採択とすべきもの

平成27年7月8日

産業建設委員長 奥 輝人

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第36号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第38号	独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第39号	奄美市特定個人情報保護条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第43号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第7号	公契約条例の制定に関する陳情	採択すべきもの
(6)	陳情第11号	陸上自衛隊ミサイル部隊配備受け入れの撤回を求める陳情	不採択とすべきもの

平成27年7月8日

総務企画委員長 関 誠之

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

平成27年 7 月 8 日

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

議会運営委員長 渡 京一郎
総務企画委員長 関 誠之
文教厚生委員長 多田 義一

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 平成24年陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情
- 2 陳情第6号 「集団的自衛権の行使を具体化する法案について廃案にすることを求める意見書」を政府に提出することを求める陳情
- 3 陳情第8号 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の廃案を求める陳情
- 4 陳情第9号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

○ 文教厚生委員会

- 1 陳情第10号 子ども医療費無料化に関する陳情

参 考 資 料
(意 見 書)

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に係る意見書

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校などの生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。

- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月8日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣

ＴＰＰ交渉に関する意見書

ＴＰＰ交渉にかかる日米首脳会談が４月２８日に米国・ワシントンにおいて開催された。農産物など特定の品目への言及はなかったが、早期妥結に向け共に取り組むことなどを柱とした日米共同声明が発表された。

ＴＰＰ交渉参加国による首席交渉官会合に続き、閣僚会合の開催も取りざたされるなど、米国におけるＴＰＡ法案の可決により、日米協議の進展が今後のＴＰＰ交渉の展開を左右する重大な局面を迎えている。

一方、政府は「国会決議を踏まえて交渉を行っている」との説明を繰り返しているが、ＴＰＰ交渉にかかる具体的な情報開示が不十分ななか、米の新たな輸入枠の設定や畜産物関税の大幅削減など、１月下旬以降相次いでいるマスコミ報道の内容に生産現場では混乱と動揺が広がっている。重要品目について、具体的に報道されている内容が事実とするならば、到底受け入れられるものではなく、むしろ憤りさえ感じている。

以上を踏まえ、下記の事項の実現について、強く要請する。

記

- １．ＴＰＰ交渉においては、農林水産物の重要品目の取扱いのみならず、食の安全やＩＳＤ条項など、国民の暮らしやいのちに関わる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現させること。
- ２．米国では、連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など、情報開示の取り組みが行われているとされており、わが国においても、幅広い国民的議論を行う観点から、「国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行う」とする衆参農林水産委員会決議を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 7 月 8 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，農林水産大臣，外務大臣，経済産業大臣，
経済再生担当大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢

調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 27 年 7 月 8 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，経済産業大臣，経済再生担当大臣，地方創生担当大臣